CZ-4-3
1200404246542

第四十六回国会制定法

会期 〔昭和三十八年十二月二十日から
昭和三十九年六月二十六日まで〕

参議院法制局

第四十六回国会制定法

会　期　(昭和三十八年十二月二十日から
　　(昭和三十九年六月二十六日まで)

参議院法制局

022203

320.91
Sa594k
C8
4
3

凡例

一、本書は、第四十六回国会(常会)〔昭和三十八年十二月二十日から昭和三十九年六月二十六日まで〕を通過成立した法律百七十二件〔閣法 百五十八件／衆法 十三件／参法 一件〕―昭和三九年法律第一号から同第一七二号まで―を収録したものである。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従って、配列した。

三、目次(法律の公布番号順)、件名索引(五十音順)及び部門別索引を掲載した。

右の目次、索引及び本文の題名の下に「(衆法)」または、「(参法)」と表示してあるのは、議員提出の法律案中衆議院議員または、参議院議員提出のものであることを示し、その他は、すべて内閣提出のものである。

国會圖書
39.11.-4
憲政資料室

655563

目　次

法律第　一　号　昭和三十八年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（昭和三十九年二月十五日公布）……一
法律第　二　号　地方税法の一部を改正する法律（昭和三十九年二月二十八日公布）……二
法律第　三　号　日本鉄道建設公団法（昭和三十九年二月二十九日公布）……二
法律第　四　号　昭和三十八年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律（昭和三十九年三月十四日公布）……三
法律第　五　号　日本輸出入銀行法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月十六日公布）……三
法律第　六　号　警察法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月十九日公布）（衆法）……四
法律第　七　号　電源開発促進法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月二十一日公布）……四
法律第　八　号　首都高速道路公団法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月二十七日公布）……六
法律第　九　号　国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月二十七日公布）……七
法律第　十　号　文化功労者年金法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月二十七日公布）……八
法律第十一　号　産業労働者住宅資金融通法等の一部を改正する法律（昭和三十九年三月二十七日公布）……八
法律第十二　号　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年三月二十七日公布）……一〇
法律第十三　号　日本住宅公団法等の一部を改正する法律（昭和三十九年三月二十七日公布）……一二
法律第十四　号　特定船舶整備公団法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月二十七日公布）……一三
法律第十五　号　日本観光協会法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月二十七日公布）……一三
法律第十六　号　公営企業金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月二十八日公布）……一五
法律第十七　号　消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十日公布）……一五
法律第十八　号　不動産登記法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十日公布）……一七
法律第十九　号　中小型鋼船造船業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十日公布）……一三三
法律第二十　号　所得税法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十一日公布）……一三三
法律第二十一　号　法人税法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十一日公布）……一七七
法律第二十二　号　物品税法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十一日公布）……一七七
法律第二十三　号　相続税法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十一日公布）……一七九
法律第二十四　号　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十一日公布）……八一
法律第二十五　号　とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十一日公布）……一〇

法律第二十六号　臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十一日公布）……一一二
法律第二十七号　日本開発銀行法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十一日公布）……一一三
法律第二十八号　北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十一日公布）……一一三
法律第二十九号　地方税法等の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十一日公布）……一一三
法律第三十号　印紙税法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十一日公布）……一三六
法律第三十一号　関税定率法等の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十一日公布）……一三八
法律第三十二号　揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十一日公布）……一五六
法律第三十三号　外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十一日公布）……一五九
法律第三十四号　道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十一日公布）……一六一
法律第三十五号　国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十一日公布）……一六一
法律第三十六号　文部省設置法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十一日公布）……一六二
法律第三十七号　通商産業省設置法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十一日公布）……一六二
法律第三十八号　社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十一日公布）……一六三
法律第三十九号　裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十一日公布）……一六四
法律第四十号　義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十一日公布）……一六五
法律第四十一号　甘味資源特別措置法（昭和三十九年三月三十一日公布）……一六七
法律第四十二号　沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法（昭和三十九年三月三十一日公布）……一七八
法律第四十三号　奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十一日公布）……一八二
法律第四十四号　医療金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十一日公布）……一八二
法律第四十五号　中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十一日公布）……一八三
法律第四十六号　商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十一日公布）……一八三
法律第四十七号　道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和三十九年三月三十一日公布）……一八四
法律第四十八号　自動車検査登録特別会計法（昭和三十九年三月三十一日公布）……一八四
法律第四十九号　市町村民税減税補てん債償還費に係る財政上の特別措置に関する法律（昭和三十九年四月一日公布）……一八七
法律第五十号　食糧管理特別会計法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月一日公布）……一八八
法律第五十一号　北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月一日公布）……一八八
法律第五十二号　林業信用基金法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月一日公布）……一八九
法律第五十三号　中小企業指導法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月一日公布）……一九〇
法律第五十四号　日本科学技術情報センター法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月三日公布）……一九〇

法律第五十五号　国立学校特別会計法（昭和三十九年四月三日公布）……一九一
法律第五十六号　労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月四日公布）……一九四
法律第五十七号　麻薬取締法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月十一日公布）……一九五
法律第五十八号　石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月十一日公布）……一九六
法律第五十九号　中小漁業融資保証法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月十五日公布）……一九六
法律第六十号　予防接種法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月十六日公布）……一九七
法律第六十一号　日本貿易振興会法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月十八日公布）……一九八
法律第六十二号　オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律（昭和三十九年四月二十日公布）……一九九
法律第六十三号　簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月二十日公布）……一九九
法律第六十四号　下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年四月二十日公布）……二〇〇
法律第六十五号　中小企業金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月二十日公布）……二〇一
法律第六十六号　中小企業近代化促進法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月二十日公布）……二〇一
法律第六十七号　中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月二十日公布）……二〇三
法律第六十八号　農業改良資金助成法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月二十四日公布）……二〇四
法律第六十九号　農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月二十五日公布）……二〇五
法律第七十号　保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月二十七日公布）……二〇六
法律第七十一号　刑事補償法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月二十七日公布）……二〇七
法律第七十二号　金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月二十七日公布）……二〇七
法律第七十三号　石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律（昭和三十九年四月二十七日公布）……二一一
法律第七十四号　地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和三十九年四月三十日公布）……二一二
法律第七十五号　皇室経済法施行法の一部を改正する法律（昭和三十九年五月一日公布）……二一三
法律第七十六号　郵政省設置法の一部を改正する法律（昭和三十九年五月一日公布）……二一五
法律第七十七号　風俗営業等取締法の一部を改正する法律（昭和三十九年五月一日公布）……二一五
法律第七十八号　旅行あっ旋業法の一部を改正する法律（昭和三十九年五月二日公布）……二一六
法律第七十九号　国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律（昭和三十九年五月二日公布）……二一七
法律第八十号　在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年五月十一日公布）……二一九
法律第八十一号　公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年五月十五日公布）……二二四
法律第八十二号　企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十九年五月十九日公布）……二二五

法律第五十五号　国立学校特別会計法（昭和三十九年四月三日公布）……一九一
法律第五十六号　労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月四日公布）……一九四
法律第五十七号　麻薬取締法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月十一日公布）……一九五
法律第五十八号　石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月十一日公布）……一九六
法律第五十九号　中小漁業融資保証法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月十五日公布）……一九六
法律第六十号　予防接種法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月十六日公布）……一九七
法律第六十一号　日本貿易振興会法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月十八日公布）……一九八
法律第六十二号　オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律（昭和三十九年四月二十日公布）……一九九
法律第六十三号　簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月二十日公布）……一九九
法律第六十四号　下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年四月二十日公布）……二〇〇
法律第六十五号　中小企業金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月二十日公布）……二〇一
法律第六十六号　中小企業近代化促進法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月二十日公布）……二〇一
法律第六十七号　中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月二十日公布）……二〇三
法律第六十八号　農業改良資金助成法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月二十四日公布）……二〇四
法律第六十九号　農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月二十五日公布）……二〇五
法律第七十号　保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月二十七日公布）……二〇六
法律第七十一号　刑事補償法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月二十七日公布）……二〇七
法律第七十二号　金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律（昭和三十九年四月二十七日公布）……二〇七
法律第七十三号　石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律（昭和三十九年四月二十七日公布）……二一一
法律第七十四号　地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和三十九年四月三十日公布）……二一二
法律第七十五号　皇室経済法施行法の一部を改正する法律（昭和三十九年五月一日公布）……二一三
法律第七十六号　郵政省設置法の一部を改正する法律（昭和三十九年五月一日公布）……二一五
法律第七十七号　風俗営業等取締法の一部を改正する法律（昭和三十九年五月一日公布）……二一五
法律第七十八号　旅行あっ旋業法の一部を改正する法律（昭和三十九年五月二日公布）……二一六
法律第七十九号　国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律（昭和三十九年五月二日公布）……二一七
法律第八十号　在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年五月十一日公布）……二一九
法律第八十一号　公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年五月十五日公布）……二二四
法律第八十二号　企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十九年五月十九日公布）……二二五

法律第八十三号　国事行為の臨時代行に関する法律（昭和三十九年五月二十日公布）……三一七
法律第八十四号　軽機械の輸出の振興に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年五月二十二日公布）……三一八
法律第八十五号　外務省設置法の一部を改正する法律（昭和三十九年五月二十七日公布）……三一八
法律第八十六号　逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律（昭和三十九年五月二十九日公布）……三一九
法律第八十七号　国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和三十九年五月三十日公布）……三二一
法律第八十八号　運輸省設置法の一部を改正する法律（昭和三十九年六月一日公布）……二四〇
法律第八十九号　国立教育会館法（昭和三十九年六月一日公布）……二四一
法律第九十号　輸出保険法の一部を改正する法律（昭和三十九年六月一日公布）……二四六
法律第九十一号　道路交通法の一部を改正する法律（昭和三十九年六月一日公布）……二四七
法律第九十二号　水先法の一部を改正する法律（昭和三十九年六月二日公布）（衆法）……二六二
法律第九十三号　行政書士法の一部を改正する法律（昭和三十九年六月二日公布）……二六五
法律第九十四号　土地改良法の一部を改正する法律（昭和三十九年六月二日公布）……二六五
法律第九十五号　電子工業振興臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十九年六月四日公布）……二九五
法律第九十六号　アジア経済研究所法の一部を改正する法律（昭和三十九年六月四日公布）……二九五
法律第九十七号　国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年六月五日公布）……二九六
法律第九十八号　農山漁村電気導入促進法の一部を改正する法律（昭和三十九年六月八日公布）（衆法）……二九六
法律第九十九号　臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律（昭和三十九年六月九日公布）……二九七
法律第百号　遺言の方式の準拠法に関する法律（昭和三十九年六月十日公布）……二九八
法律第百一号　自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年六月十五日公布）……二九九
法律第百二号　自治省設置法の一部を改正する法律（昭和三十九年六月十六日公布）……三〇三
法律第百三号　繊維工業設備等臨時措置法（昭和三十九年六月十六日公布）……三〇三
法律第百四号　国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律（昭和三十九年六月十六日公布）……三一四
法律第百五号　大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭和三十九年六月十八日公布）……三一五
法律第百六号　大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律（昭和三十九年六月十八日公布）……三一七
法律第百七号　中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和三十九年六月十八日公布）……三一九
法律第百八号　日本電信電話公社法の一部を改正する法律（昭和三十九年六月十八日公布）……三二一
法律第百九号　道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和三十九年六月十八日公布）……三二一
法律第百十号　学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十九年六月十九日公布）……三二三
法律第百十一号　東海道新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法（昭和三十九年六月二十二日公布）……三二四

法律第百十二号　農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十九年六月二十三日公布）……三三五
法律第百十三号　労働省設置法の一部を改正する法律（昭和三十九年六月二十四日公布）……三五六
法律第百十四号　暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十九年六月二十四日公布）……三五七
法律第百十五号　奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭和三十九年六月二十四日公布）……三五八
法律第百十六号　私立学校振興会法等の一部を改正する法律（昭和三十九年六月二十四日公布）……三五九
法律第百十七号　保険業法の一部を改正する法律（昭和三十九年六月二十七日公布）……三六〇
法律第百十八号　労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年六月二十九日公布）……三六一
法律第百十九号　クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十九年六月三十日公布）（衆法）……三七四
法律第百二十号　あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律（昭和三十九年六月三十日公布）（衆法）……三七六
法律第百二十一号　公衆浴場法の一部を改正する法律（昭和三十九年六月三十日公布）（衆法）……三八〇
法律第百二十二号　環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年六月三十日公布）……三八〇
法律第百二十三号　公認会計士特例試験等に関する法律（昭和三十九年六月三十日公布）……三八四
法律第百二十四号　刑法の一部を改正する法律（昭和三十九年六月三十日公布）……三八六
法律第百二十五号　昭和三十九年四月から五月上旬までの長雨等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律（昭和三十九年六月三十日公布）……三八七
法律第百二十六号　総理府設置法等の一部を改正する法律（昭和三十九年七月一日公布）……三九一
法律第百二十七号　厚生省設置法の一部を改正する法律（昭和三十九年七月一日公布）……三九二
法律第百二十八号　農林省設置法の一部を改正する法律（昭和三十九年七月一日公布）……三九三
法律第百二十九号　母子福祉法（昭和三十九年七月一日公布）……三九五
法律第百三十号　国有財産法の一部を改正する法律（昭和三十九年七月一日公布）……四〇二
法律第百三十一号　東海北陸自動車道建設法（昭和三十九年七月一日公布）（衆法）……四〇三
法律第百三十二号　公職選挙法の一部を改正する法律（昭和三十九年七月二日公布）……四〇四
法律第百三十三号　国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年七月二日公布）……四〇七
法律第百三十四号　重度精神薄弱児扶養手当法（昭和三十九年七月二日公布）……四一四
法律第百三十五号　民事訴訟法の一部を改正する法律（昭和三十九年七月二日公布）……四一八
法律第百三十六号　女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年七月二日公布）（参法）……四一八
法律第百三十七号　教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和三十九年七月二日公布）……四一八
法律第百三十八号　肥料価格安定等臨時措置法（昭和三十九年七月二日公布）……四一九
法律第百三十九号　電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律（昭和三十九年七月二日公布）……四二三

法律第百　四　十号　小型船海運業法及び小型船海運組合法の一部を改正する法律（昭和三十九年七月二日公布）……四二五
法律第百四十一号　土地収用法等の一部を改正する法律（昭和三十九年七月三日公布）……四三二
法律第百四十二号　首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年七月三日公布）……四三九
法律第百四十三号　近畿圏整備法の一部を改正する法律（昭和三十九年七月三日公布）（衆法）……四四〇
法律第百四十四号　近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律（昭和三十九年七月三日公布）（衆法）……四四〇
法律第百四十五号　近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年七月三日公布）（衆法）……四四三
法律第百四十六号　工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年七月三日公布）（衆法）……四五六
法律第百四十七号　中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年七月四日公布）……四六〇
法律第百四十八号　特許法等の一部を改正する法律（昭和三十九年七月四日公布）……四六三
法律第百四十九号　電波法の一部を改正する法律（昭和三十九年七月四日公布）……四六四
法律第百　五　十号　日本電気計器検定所法（昭和三十九年七月四日公布）……四七〇
法律第百五十一号　恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（昭和三十九年七月六日公布）……四七八
法律第百五十二号　地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十九年七月六日公布）……四八三
法律第百五十三号　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十九年七月六日公布）……五一三
法律第百五十四号　保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法（昭和三十九年七月六日公布）……五一八
法律第百五十五号　社会保障研究所法（昭和三十九年七月七日公布）……五二三
法律第百五十六号　海上衝突予防法の一部を改正する法律（昭和三十九年七月七日公布）……五二五
法律第百五十七号　漁業災害補償法（昭和三十九年七月八日公布）……五三〇
法律第百五十八号　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十九年七月九日公布）……五三七
法律第百五十九号　住宅地造成事業に関する法律（昭和三十九年七月九日公布）……五七一
法律第百　六　十号　林業基本法（昭和三十九年七月九日公布）……五八〇
法律第百六十一号　納税貯蓄組合法の一部を改正する法律（昭和三十九年七月九日公布）……五八六
法律第百六十二号　道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年七月九日公布）……五九〇
法律第百六十三号　公職選挙法の一部を改正する法律（昭和三十九年七月十日公布）……五九一
法律第百六十四号　毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律（昭和三十九年七月十日公布）……五九六
法律第百六十五号　宅地建物取引業法の一部を改正する法律（昭和三十九年七月十日公布）（衆法）……六〇二
法律第百六十六号　河川法（昭和三十九年七月十日公布）……六〇九
法律第百六十七号　河川法施行法（昭和三十九年七月十日公布）……六一七
法律第百六十八号　……六三八

法律第百六十九号　地方自治法等の一部を改正する法律（昭和三十九年七月十一日公布）……六四九
法律第百　七　十号　電気事業法（昭和三十九年七月十一日公布）……六五六
法律第百七十一号　電源開発促進法の一部を改正する法律（昭和三十九年七月十一日公布）……六八三
法律第百七十二号　鉱山保安法の一部を改正する法律（昭和三十九年七月十六日公布）……六八四

件名索引（五十音順）

（注）○印は、第四十六回国会を通過成立した法律を示す。
△印は、右法律によつて改廃された法律を示す。
例えば、
△愛知用水公団法（昭三〇―法一四一）の一部改正（昭三九―法九四）とあるのは、昭和三十九年法律第九十四号（土地改良法の一部を改正する法律）によつて、愛知用水公団法（昭三〇―法一四一）が一部改正されたことを示す。

（あ）

○あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律（昭三九・六・三〇・法一二〇）（衆法）……三七六
改題―「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律」
△あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律（昭三九―法一六一）の一部改正（昭三九―法一二〇）……三七八
△愛知用水公団法（昭三〇―法一四一）の一部改正（昭三九―法九四）……三九四
○奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法四三）……一七八
改題―「奄美群島振興特別措置法」
△奄美群島振興特別措置法（昭二九―法一八九）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四六
○アジア経済研究所法の一部を改正する法律（昭三九・六・四・法九六）……二九五

（い）

○印紙税法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法三〇）……一八一
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三九―法四三）……一三六
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三九―法一五二）……一二
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三九―法一五五）……二四
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三九―法一七）……二六
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三九―法一五二）……三七八
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三九―法一〇七）……三二八
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三九―法一二九）……三九九
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三九―法一五二）……五〇七
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三九―法一五八）……五七〇
○医療金融公庫法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法四四）……一八三
△印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭二三―法一四二）の一部改正（昭三九―法四八）……一八六
△意匠法（昭三四―法一二五）の一部改正（昭三九―法一四八）……四八三
△医療法（昭二三―法一〇五）の一部改正（昭三九―法一五二）……五〇八

（う）

○運輸省設置法の一部を改正する法律（昭三九・六・一・法八八）……二四〇

△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭三九―法三）……一二
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭三九―法一五）……二四
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭三九―法三三）……一六〇
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭三九―法四八）……一八七
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭三九―法一四〇）……四三二

（お）

○沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法（昭三九・三・三一・法四二）……一七
○オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律（昭三九・四・二〇・法六二）……一九
○大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭三九・六・一八・法一〇五）……三五
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三九―法三三）……一六〇
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三九―法一二三）……三六六
○奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭三九・六・二四・法一一五（衆法））……三五八
○恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（昭三九・七・六・法一五一）……一五九
△恩給法の一部を改正する法律（昭二八―法一五五）の一部改正（昭三九―法一五一）……四七八
△恩給法の一部を改正する法律（昭二八―法一五五）の一部改正（昭三九―法一五九）……五七九
△恩給法等の一部を改正する法律（昭七―法一一四）の一部改正（昭三九―法一五一）……四八〇
△屋外広告物法（昭二四―法一八九）の一部改正（昭三九―法一六九）……六五三
△オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律（昭六―法一三八）の一部改正（昭三九―法一五二）……三三
△オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法三一）……六三八
○外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律（昭三九・七・六・法一五一）……一五九
△外資に関する法律（昭二五―法一六三）の一部改正（昭三九―法三三）……一五九
○甘味資源特別措置法（昭三九・三・三一・法四一）……一六七
△甘味資源特別措置法（昭和三九―法四一）の一部改正（昭三九―法四三）……一八一
○簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭三九・四・二〇・法六三）……一九九
○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭三九・四・二〇・法六四）……二〇〇
○外務省設置法の一部を改正する法律（昭三九・五・二七・法八五）……三八
○学校教育法の一部を改正する法律（昭九・六・一九・法一一〇）……三三三
○環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律（昭三九・六・三〇・法一二二（衆法））……三八〇
○海上衝突予防法の一部を改正する法律（昭三九・七・七・法一五七）……五三〇
○河川法（昭三九・七・一〇・法一六七）……六一七
△河川法（明二九―法七一）廃止（昭三九・法一六八）……六三八
○河川法施行法（昭三九・七・一〇・法一六八）……六三八

△関税法（昭二九―法六一）の一部改正（昭三九―法三一）……一四三
△科学技術庁設置法（昭三一―法四九）の一部改正（昭三九―法一二六）……三八九
△海岸法（昭三一―法一〇一）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四七
△核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭三二―法一六六）の一部改正（昭三九―法一七〇）……六八三
△科学技術会議設置法（昭三四―法四）の一部改正（昭三九―法一二六）……三九〇
△関税暫定措置法（昭三五―法三六）の一部改正（昭三九―法三一）……一四四
△海外移住事業団法（昭三八―法一二四）の一部改正（昭三九―法八五）……三九

（き）

○揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法三二）……一五六
○義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法四〇）……一六五
○金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律（昭三九・四・二七・法七二）……三〇七
改題―「金属鉱物探鉱促進事業団法」
○企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律（昭三九・五・一九・法八二）……三五
○行政書士法の一部を改正する法律（昭九・六・二・法九三（衆法））……六四四
○教育職員免許法の一部を改正する法律（昭三九・七・二・法一三七）……一二九
○近畿圏整備法の一部を改正する法律（昭三九・七・三・法一四三（衆法））……六八三
△近畿圏整備法（昭三八―法一二九）の一部改正（昭三九―法一四四）……四四三
△近畿圏整備法（昭三八―法一二九）の一部改正（昭三九―法一四五）……四五六
○近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律（昭三九・七・三・法一四四）……四四〇
○近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭三九・七・三・法一四五）……四四三
○漁業災害補償法（昭三九・七・八・法一五八）……五三七
△寄生虫病予防法（昭六―法五九）の一部改正（昭三九―法一六九）……六五二
△行政管理庁設置法（昭二三―法七七）の一部改正（昭三九―法三三）……三一
△行政管理庁設置法（昭二三―法七七）の一部改正（昭三九―法七二）……三一
△行政管理庁設置法（昭二三―法七七）の一部改正（昭三九―法七七）……三一
△行政管理庁設置法（昭二三―法七七）の一部改正（昭三九―法一一九（衆法））……三七四

△宮内庁法(昭二二―法七〇)の一部改正(昭三九―法一二六)……三八九
△国等の債権債務等の端数計算に関する法律(昭二五―法六一)の一部改正(昭三九―法三一)……一五六
△国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭二九―法一四一)の一部改正(昭三九―法一二三)……四〇七

(け)

○警察法の一部を改正する法律(昭三九・一九・法六)……一四
○刑事補償法の一部を改正する法律(昭三九・四・二七・法七一)……二〇七
△刑事補償法(昭二五―法一)の一部改正(昭三九―法八六)……三三
○軽機械の輸出の振興に関する法律の一部を改正する法律(昭三九・五・二二・法八四)……三八
○刑法の一部を改正する法律(昭三九・六・三〇・法一二四)……三八六
△健康保険法(大一一―法七〇)の一部改正(昭三九―法一五二)……五三
△経済関係罰則の整備に関する法律(昭一九―法四)の一部改正(昭三九―法一七〇)……六八一
△検察官の俸給等に関する法律(昭二三―法七六)の一部改正(昭三九―法一二三)……三八九
△建設省設置法(昭二三―法一一三)の一部改正(昭三九―法三)……四〇六
△建設省設置法(昭二三―法一一三)の一部改正(昭三九―法三一)……一二
△建設省設置法(昭二三―法一一三)の一部改正(昭三九―法一四一)……四三八
△建設省設置法(昭二三―法一一三)の一部改正(昭三九―法一四五)……四五五
△建設省設置法(昭二三―法一一三)の一部改正(昭三九―法一四六)……四五九
△建設省設置法(昭二三―法一一三)の一部改正(昭三九―法一六〇)……五八五
△建設省設置法(昭二三―法一一三)の一部改正(昭三九―法一六三)……五九四
△建設省設置法(昭二三―法一一三)の一部改正(昭三九―法一六六)……六一七
△建設省設置法(昭二三―法一一三)の一部改正(昭三九―法一六八)……六四一
△建築基準法(昭二五―法二〇一)の一部改正(昭三九―法一六〇)……五五五
△建築基準法(昭二五―法二〇一)の一部改正(昭三九―法一六九)……六五三
△結核予防法(昭二六―法九六)の一部改正(昭三九―法一五一)……五一三
△結核予防法(昭二六―法九六)の一部改正(昭三九―法一六九)……六五二
△経済企画庁設置法(昭二七―法二六三)の一部改正(昭三九―法一二六)……三八九
△経済企画庁設置法(昭二七―法二六三)の一部改正(昭三九―法一三八)……四三三
△経済企画庁設置法(昭二七―法二六三)の一部改正(昭三九―法一四六)……四五九
△原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭三二―法四一)の一部改正(昭三九―法一五二)……五一三
△建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭三七―法一〇〇)の一部改正(昭三九―法一六八)……六四八
△激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭三七―法一五〇)の一部改正(昭三九―法一二九)……三九九

(こ)

○国立学校設置法の一部を改正する法律(昭三九・三・二七・法九)……一六
○公営企業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三九・三・二八・法一六)……二五
○国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律(昭三九・三・三一・法三五)(衆法)……一六一
○国立学校特別会計法(昭三九・四・三・法五五)……一九二

○皇室経済法施行法の一部を改正する法律(昭三九・五・一・法七五)……三五
○国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律(昭三九・五・二・法七九)……三九
○公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律(昭三九・五・一五・法八一)……三四
△公庫の予算及び決算に関する法律(昭二六―法九九)の一部改正(昭三九―法六五)……三〇二
○国事行為の臨時代行に関する法律(昭三九・五・二〇・法八三)……三七
○国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭三九・五・三〇・法八七)……三三
△国民年金法(昭三四―法一四一)の一部改正(昭三九―法一一〇)……三三四
△国民年金法(昭三四―法一四一)の一部改正(昭三九―法一五二)……五〇九
△国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭三八―法一五〇)の一部改正(昭三九―法八七)……二四〇
○国立教育会館法(昭三九・六・一・法八九)……二四一
○国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律(昭三九・六・五・法九七)……二九六
○国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律(昭三九・六・一六・法一〇四)……三二四
○公衆浴場法の一部を改正する法律(昭三九・六・三〇・法一二一)(衆法)……三八〇
○公認会計士特例試験等に関する法律(昭三九・六・三〇・法一二三)……三四
○厚生省設置法の一部を改正する法律(昭三九・七・一・法一二七)……三四
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭三九―法一二〇)……三七九
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭三九―法一二九)……三九九
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭三九―法一三四)……四一四
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭三九―法一五六)……五二九
○国有財産法の一部を改正する法律(昭三九・七・一・法一三〇)……四〇〇
○公職選挙法の一部を改正する法律(昭三九・七・二・法一三二)……四〇三
○国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律(昭三九・七・二・法一一九)……四〇四
○国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法等の一部を改正する法律(昭三九・七・六・法一五四)……五一八
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭三三―法一一九)の一部改正(昭三九―法一五二)……五〇九
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭三三―法一一九)の一部改正(昭三九―法一五三)……五一七
○小型船海運業法及び小型船海運組合法の一部を改正する法律(昭三九・七・二・法一四〇)……四二五
△小型船海運業法(昭二七―法一五一)の一部改正(昭三九―法一四〇)……四二五
改題―「内航海運業法」
△小型船海運組合法(昭三二―法一六二)の一部改正(昭三九―法一四〇)……四二七
改題―「内航海運組合法」
○工業整備特別地域整備促進法(昭三九・七・三・法一四六)(衆法)……四五六
○国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭三九・七・六・法一五三)……五一三
△国家公務員共済組合法(昭三三―法一二八)の一部改正(昭三九―法一五二)……五一三
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭三九―法一五六)……五二九
○国有財産法の一部を改正する法律(昭三九・七・一・法一三〇)……四〇〇
○公職選挙法の一部を改正する法律(昭三九・七・二・法一三二)……四〇三
○国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律(昭三九・七・二・法一一九)の一部改正(昭三九―法一五二)……五〇九
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭三三―法一一九)の一部改正(昭三九―法一五三)……五一七

○公職選挙法の一部を改正する法律（昭三九・七・一〇・法一六四）……五九六
△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭三九―法三）……一〇
○鉱山保安法の一部を改正する法律（昭三九・七・一六・法一七二）……六八四
△公有水面埋立法（大一〇―法五七）の一部改正（昭三九―法一四五）……四五五
△公益質屋法（昭二一―法三五）の一部改正（昭三九―法一六九）……六五一
△厚生保険特別会計法（昭一九―法一〇）の一部改正（昭三九―法一五二）……五〇七
△公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律（昭二二―法四二）の一部改正（昭三九―法五五）……一九三
△国会職員法（昭二二―法八五）の一部改正（昭三九―法一一八）……三七二
△国家公務員法（昭二二―法一二〇）の一部改正（昭三九―法一一八）……三七三
△国家公務員法の一部を改正する法律（昭三九―法　）の一部改正（昭三九―法一〇五）……三一六
△国家公務員法の一部を改正する法律（昭三九―法　）の一部改正（昭三九―法一一六）……三九〇
△国家公務員法の一部を改正する法律
△公共企業体職員等共済組合法（昭三一―法一三四）の一部改正（昭三九―法一五四）……五一九
△工業用水法（昭三一―法一四六）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四七
△公立養護学校整備特別措置法（昭三一―法一五二）の一部改正（昭三九―法一五二）……五〇九
△高速自動車国道法（昭三二―法七九）の一部改正（昭三九―法三）……一〇
△高速自動車国道法（昭三二―法七九）の一部改正（昭三九―法一一）……四〇三
△高速自動車国道法（昭三二―法七九）の一部改正（昭三九―法一六三）……五九五
△高速自動車国道法（昭三二―法七九）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四七
△工業用水道事業法（昭三三―法八四）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四八
△国民健康保険法（昭三三―法九二）の一部改正（昭三九―法一五二）……五一三
△国民健康保険法等の一部を改正する法律（昭三八―法六二）の一部改正（昭三九―法一五二）……五一二
△国税徴収法（昭三四―法一四七）の一部改正（昭三九―法一五二）……五一三
△国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律（昭三五―法一二八）廃止（昭三九―法一〇四）……三一五
△公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律（昭三六―法一〇九）の一部改正（昭三九―法一四一）……四三八
△公共用地の取得に関する特別措置法（昭三六―法一五〇）の一部改正（昭三九―法三）……一二
△公共用地の取得に関する特別措置法（昭三六―法一五〇）の一部改正（昭三九―法一四一）……四三五
△公共用地の取得に関する特別措置法（昭三六―法一五〇）の一部改正（昭三九―法一六三）……五九五
△公共用地の取得に関する特別措置法（昭三六―法一五〇）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四八
△公共用地の取得に関する特別措置法（昭三六―法一五〇）の一部改正（昭三九―法一七〇）……四〇六
△裁判所法（昭二二―法五九）の一部改正（昭三九―法一四一）……三五七
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭二二―法一七五）の一部改正（昭三九―法一六三）……八一
△裁判官の報酬等に関する法律（昭二三―法七五）の一部改正（昭三九―法一六八）……四〇六
△採石法（昭二五―法二九一）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四五
△裁判所職員臨時措置法（昭二六―法二九九）の一部改正（昭三九―法一七〇）……四〇七

（さ）

○産業労働者住宅資金融通法等の一部を改正する法律（昭三九・三・二七・法一一）……一八
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法三九）……一六四
○昭和三十八年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（昭三九・二・一五・法一）……一
○昭和三十八年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律（昭三九・三・一四・法四）……二
△砂防法（明三〇―法二九）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四一
△裁判所法（昭二二―法五九）の一部改正（昭三九―法一一四）……三五七
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭二二―法一七五）の一部改正（昭三九―法一六三）……八一
△裁判官の報酬等に関する法律（昭二三―法七五）の一部改正（昭三九―法一六八）……四〇六
△採石法（昭二五―法二九一）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四五
△裁判所職員臨時措置法（昭二六―法二九九）の一部改正（昭三九―法一七〇）……四〇七
（昭三九―法　）の一部改正（昭三九―法一三三）……四〇七
△公衆電気通信法（昭二八―法九七）の一部改正（昭三九―法一三三）……六四六
△国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭二八―法一〇六）の一部改正（昭三九―法八）……一五
△国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭二八―法一〇六）の一部改正（昭三九―法一七一）……六八四
△国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭二九―法九一）の一部改正（昭三九―法一五二）……五〇九
△厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭二九―法一一七）の一部改正（昭三九―法一五二）……五一三
△国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭三二―法八二）の一部改正（昭三九―法二九）……一三五
△公共企業体職員等共済組合法（昭三一―法一三四）の一部改正（昭三九―法一五三）……五一五
△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭三九・七・一〇・法一六四）……五九六
△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭三九―法三）……一〇
○鉱山保安法の一部を改正する法律（昭三九・七・一六・法一七二）……六八四
△公有水面埋立法（大一〇―法五七）の一部改正（昭三九―法一四五）……四五五
△公益質屋法（昭二一―法三五）の一部改正（昭三九―法一六九）……六五一
△厚生保険特別会計法（昭一九―法一〇）の一部改正（昭三九―法一五二）……五〇七
△公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律（昭二二―法四二）の一部改正（昭三九―法五五）……一九三
△国会職員法（昭二二―法八五）の一部改正（昭三九―法一一八）……三七二
△国家公務員法（昭二二―法一二〇）の一部改正（昭三九―法一一八）……三七三
△国家公務員法の一部を改正する法律（昭三九―法　）の一部改正（昭三九―法一〇五）……三一六
△国家公務員法の一部を改正する法律（昭三九―法　）の一部改正（昭三九―法一一六）……三九〇
△国家公務員法の一部を改正する法律
△公共企業体職員等共済組合法（昭三一―法一三四）の一部改正（昭三九―法一五四）……五一九
△工業用水法（昭三一―法一四六）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四七
△公立養護学校整備特別措置法（昭三一―法一五二）の一部改正（昭三九―法一五二）……五〇九
△高速自動車国道法（昭三二―法七九）の一部改正（昭三九―法三）……一〇
△高速自動車国道法（昭三二―法七九）の一部改正（昭三九―法一一）……四〇三
△高速自動車国道法（昭三二―法七九）の一部改正（昭三九―法一六三）……五九五
△高速自動車国道法（昭三二―法七九）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四七
△工業用水道事業法（昭三三―法八四）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四八
△国民健康保険法（昭三三―法九二）の一部改正（昭三九―法一五二）……五一三
△国民健康保険法等の一部を改正する法律（昭三八―法六二）の一部改正（昭三九―法一五二）……五一二
△国税徴収法（昭三四―法一四七）の一部改正（昭三九―法一五二）……五一三
△国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律（昭三五―法一

○首都高速道路公団法の一部を改正する法律（昭三九・三・二一・法八）……一四
△首都高速道路公団法（昭三四―法一三三）の一部改正（昭三九―法一六三）……五九五
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭三九・三・二七・法一二）……二〇
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭二二―法五四）の一部改正（昭三九―法一五二）……五一三
○消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律（昭三九・三・三〇・法一七）……二五
△消防団員等公務災害補償責任共済基金法（昭三二―法一〇七）の一部改正（昭三九―法一七）……二六
改題―「消防団員等公務災害補償等共済基金法」
○所得税法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法二〇）……三三
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三九―法三）……一一
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三九―法一五）……二四
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三九―法一七）……二七
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三九―法二〇）……一八一
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三九―法四三）……一八四
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三九―法四九）……一八七
○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律（昭三九・四・一・法五〇）……一八八
△食糧管理特別会計法（大一〇―法三七）の一部改正（昭三九―法四一）……一七五
△食糧管理特別会計法（大一〇―法三七）の一部改正（昭三九―法四二）……一七七
○自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭三九・六・一五・法一〇一）……二九九
○自治省設置法の一部を改正する法律（昭三九・六・一六・法一〇二）……三〇三
△自治省設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭三九―法一七）……五二九
△自治省設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭三九―法四三）……一八一
△自治省設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭三九―法一〇六）……三一九
△自治省設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭三九―法一二六）……三九〇
△自治省設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭三九―法一五二）……五〇八
○私立学校振興会法等の一部を改正する法律（昭三九・六・二五・法一一六）……三五九
○昭和三十九年四月から五月上旬までの長雨等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律（昭三九・六・三〇・法一二五）……三八七
○重度精神薄弱児扶養手当法（昭三九・七・二・法一三四）……四〇七
△重度精神薄弱児扶養手当法（昭三九―法一三四）の一部改正（昭三九―法一五二）……五三
○女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭三九・七・一・法一三六）（参法）……四八
○首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律（昭三九・七・三・法一四二）……四三九
○社会保障研究所法（昭三九・七・七・法一五六）……五三五
○住宅地造成事業に関する法律（昭三九・七・九・法一六〇）……五八〇
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭二二―法一三八）の一部改正（昭三九―法一一八）……三七三
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭二二―法一三八）の一部改正（昭三九―法一五六）……二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一一〇）……三三四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一一四）……一九
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一一六）……三五四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一一七）……三五六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一二〇）……三五八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一二二）……三六〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一二七）……三六二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一三〇）……三六四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一三二）……三六六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一三三）……三六八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一三五）……三七〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一三六）……三七二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一三七）……三七四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一三八）……三七六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一四〇）……三七八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一四一）……三八〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一四二）……三八二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一四三）……三八四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一四四）……三八六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一四五）……三八八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一四六）……三九〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一四七）……三九二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一四八）……三九四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一四九）……三九六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一五〇）……三九八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一五一）……四〇〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一五二）……四〇二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一五三）……四〇四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一五四）……四〇六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一五五）……四〇八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一五六）……四一〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一五七）……四一二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一五八）……四一四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一五九）……四一六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一六〇）……四一八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一六一）……四二〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一六二）……四二二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一六三）……四二四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一六四）……四二六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一六五）……四二八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一六六）……四三〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一六七）……四三二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一六八）……四三四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一六九）……四三六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一七〇）……四三八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一七一）……四四〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一七二）……四四二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一七三）……四四四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一七四）……四四六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一七五）……四四八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一七六）……四五〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一七七）……四五二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一七八）……四五四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一七九）……四五六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一八〇）……四五八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一八一）……四六〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一八二）……四六二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一八三）……四六四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一八四）……四六六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一八五）……四六八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一八六）……四七〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一八七）……四七二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一八八）……四七四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一八九）……四七六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一九〇）……四七八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一九一）……四八〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一九二）……四八二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一九三）……四八四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一九四）……四八六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一九五）……四八八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一九六）……四九〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一九七）……四九二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一九八）……四九四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一九九）……四九六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二〇〇）……四九八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二〇一）……五〇〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二〇二）……五〇二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二〇三）……五〇四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二〇四）……五〇六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二〇五）……五〇八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二〇六）……五一〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二〇七）……五一二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二〇八）……五一四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二〇九）……五一六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二一〇）……五一八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二一一）……五二〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二一二）……五二二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二一三）……五二四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二一四）……五二六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二一五）……五二八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二一六）……五三〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二一七）……五三二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二一八）……五三四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二一九）……五三六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二二〇）……五三八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二二一）……五四〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二二二）……五四二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二二三）……五四四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二二四）……五四六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二二五）……五四八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二二六）……五五〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二二七）……五五二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二二八）……五五四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二二九）……五五六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二三〇）……五五八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二三一）……五六〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二三二）……五六二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二三三）……五六四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二三四）……五六六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二三五）……五六八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二三六）……五七〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二三七）……五七二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二三八）……五七四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二三九）……五七六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二四〇）……五七八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二四一）……五八〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二四二）……五八二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二四三）……五八四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二四四）……五八六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二四五）……五八八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二四六）……五九〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二四七）……五九二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二四八）……五九四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二四九）……五九六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二五〇）……五九八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二五一）……六〇〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二五二）……六〇二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二五三）……六〇四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二五四）……六〇六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二五五）……六〇八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二五六）……六一〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二五七）……六一二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二五八）……六一四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二五九）……六一六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二六〇）……六一八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二六一）……六二〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二六二）……六二二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二六三）……六二四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二六四）……六二六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二六五）……六二八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二六六）……六三〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二六七）……六三二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二六八）……六三四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二六九）……六三六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二七〇）……六三八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二七一）……六四〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二七二）……六四二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二七三）……六四四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二七四）……六四六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二七五）……六四八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二七六）……六五〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二七七）……六五二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二七八）……六五四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二七九）……六五六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二八〇）……六五八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二八一）……六六〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二八二）……六六二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二八三）……六六四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二八四）……六六六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二八五）……六六八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二八六）……六七〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二八七）……六七二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二八八）……六七四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二八九）……六七六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二九〇）……六七八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二九一）……六八〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二九二）……六八二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二九三）……六八四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二九四）……六八六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二九五）……六八八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二九六）……六九〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二九七）……六九二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二九八）……六九四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法二九九）……六九六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三〇〇）……六九八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三〇一）……七〇〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三〇二）……七〇二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三〇三）……七〇四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三〇四）……七〇六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三〇五）……七〇八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三〇六）……七一〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三〇七）……七一二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三〇八）……七一四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三〇九）……七一六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三一〇）……七一八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三一一）……七二〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三一二）……七二二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三一三）……七二四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三一四）……七二六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三一五）……七二八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三一六）……七三〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三一七）……七三二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三一八）……七三四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三一九）……七三六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三二〇）……七三八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三二一）……七四〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三二二）……七四二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三二三）……七四四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三二四）……七四六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三二五）……七四八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三二六）……七五〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三二七）……七五二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三二八）……七五四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三二九）……七五六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三三〇）……七五八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三三一）……七六〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三三二）……七六二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三三三）……七六四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三三四）……七六六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三三五）……七六八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三三六）……七七〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三三七）……七七二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三三八）……七七四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三三九）……七七六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三四〇）……七七八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三四一）……七八〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三四二）……七八二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三四三）……七八四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三四四）……七八六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三四五）……七八八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三四六）……七九〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三四七）……七九二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三四八）……七九四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三四九）……七九六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三五〇）……七九八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三五一）……八〇〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三五二）……八〇二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三五三）……八〇四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三五四）……八〇六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三五五）……八〇八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三五六）……八一〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三五七）……八一二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三五八）……八一四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三五九）……八一六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三六〇）……八一八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三六一）……八二〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三六二）……八二二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三六三）……八二四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三六四）……八二六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三六五）……八二八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三六六）……八三〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三六七）……八三二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三六八）……八三四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三六九）……八三六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三七〇）……八三八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三七一）……八四〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三七二）……八四二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三七三）……八四四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三七四）……八四六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三七五）……八四八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三七六）……八五〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三七七）……八五二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三七八）……八五四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三七九）……八五六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三八〇）……八五八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三八一）……八六〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三八二）……八六二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三八三）……八六四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三八四）……八六六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三八五）……八六八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三八六）……八七〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三八七）……八七二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三八八）……八七四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三八九）……八七六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三九〇）……八七八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三九一）……八八〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三九二）……八八二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三九三）……八八四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三九四）……八八六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三九五）……八八八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三九六）……八九〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三九七）……八九二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三九八）……八九四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法三九九）……八九六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四〇〇）……八九八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四〇一）……九〇〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四〇二）……九〇二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四〇三）……九〇四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四〇四）……九〇六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四〇五）……九〇八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四〇六）……九一〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四〇七）……九一二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四〇八）……九一四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四〇九）……九一六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四一〇）……九一八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四一一）……九二〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四一二）……九二二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四一三）……九二四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四一四）……九二六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四一五）……九二八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四一六）……九三〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四一七）……九三二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四一八）……九三四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四一九）……九三六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四二〇）……九三八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四二一）……九四〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四二二）……九四二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四二三）……九四四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四二四）……九四六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四二五）……九四八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四二六）……九五〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四二七）……九五二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四二八）……九五四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四二九）……九五六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四三〇）……九五八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四三一）……九六〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四三二）……九六二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四三三）……九六四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四三四）……九六六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四三五）……九六八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四三六）……九七〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四三七）……九七二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四三八）……九七四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四三九）……九七六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四四〇）……九七八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四四一）……九八〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四四二）……九八二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四四三）……九八四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四四四）……九八六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四四五）……九八八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四四六）……九九〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四四七）……九九二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四四八）……九九四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四四九）……九九六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四五〇）……九九八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四五一）……一〇〇〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四五二）……一〇〇二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四五三）……一〇〇四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四五四）……一〇〇六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四五五）……一〇〇八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四五六）……一〇一〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四五七）……一〇一二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四五八）……一〇一四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四五九）……一〇一六
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四六〇）……一〇一八
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四六一）……一〇二〇
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四六二）……一〇二二
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四六三）……一〇二四
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法四六四）……一〇二六
△住宅金融公庫法（昭

△児童扶養手当法(昭三六―法二三八)の一部改正(昭三九―法八七)……二三三
△児童扶養手当法(昭三六―法二三八)の一部改正(昭三九―法一五二)……五二一
△昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭三七―法一一六)の一部改正(昭三九―法一五四)……五一九
△新産業都市建設促進法(昭三七―法一一七)の一部改正(昭三九―法一四六)……四五九
△市の合併の特例に関する法律(昭三七―法一一八)の一部改正(昭三九―法一四六)……四五九
△自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭三七―法一四五)の一部改正(昭三九―法九一)……二六一
△新住宅市街地開発法(昭三八―法一三四)の一部改正(昭三九―法一四一)……四三八

（す）

△水産資源保護法(昭二六―法三一三)の一部改正(昭三九―法一六八)……六四五

（せ）

○石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律(昭三九・四・一三・法五八)……一九六
○石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律(昭三九・四・二七・法七三)……二二一
○繊維工業設備等臨時措置法(昭三九・六・一六・法一〇三)……三〇三
△繊維工業設備臨時措置法(昭三一―法一三〇)廃止(昭三九―法一〇三)……三一三
○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭三九・七・九・法一五九)……五七一
△戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭三〇―法一四四)の一部改正(昭三九―法一五九)……五七九
△戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭三七―法一一五)の一部改正(昭三九―法一五九)……五七五
△船員保険法(昭一四―法七三)の一部改正(昭三九―法一五二)……五一二
△船員保険特別会計法(昭二二―法二三六)の一部改正(昭三九―法一五二)……五一二
△生活保護法(昭二五―法一四四)の一部改正(昭三九―法一二〇)……三七九
△清掃法(昭二九―法七二)の一部改正(昭三九―法一六九)……六五二
△積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する法律(昭三一―法七二)の一部改正(昭三九―法三四)……一六一
△積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭三一―法七二)の一部改正(昭三九―法一六三)……五九五
△精神薄弱者福祉法(昭三五―法三七)の一部改正(昭三九―法一六九)……六五二
△戦傷病者特別援護法(昭三八―法一六八)の一部改正(昭三九―法一五九)……五七五

（そ）

○相続税法の一部を改正する法律(昭三九・三・三一・法二三)……七九
○租税特別措置法の一部を改正する法律(昭三九・三・三一・法二四)……八一
△租税特別措置法(昭三二―法二六)の一部改正(昭三九―法八二)……二二六
△租税特別措置法(昭三二―法二六)の一部改正(昭三九―法一四〇)……四三一
△租税特別措置法(昭三二―法二六)の一部改正(昭三九―法一四一)……四三八
△租税特別措置法(昭三二―法二六)の一部改正(昭三九―法一四五)……四五五
△租税特別措置法(昭三二―法二六)の一部改正(昭三九―法一五二)……五一三
△租税特別措置法(昭三二―法二六)の一部改正(昭三九―法一六八)……六四七
○総理府設置法等の一部を改正する法律(昭三九・七・一・法一二六)……三八八

△総理府設置法(昭二四―法一二七)の一部改正(昭三九―法一三一)……四〇三
△総理府設置法(昭二四―法一二七)の一部改正(昭三九―法一四六)……四五九
△総理府設置法(昭二四―法一二七)の一部改正(昭三九―法一六一)……五八九

（た）

○大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律(昭三九・六・一八・法一〇六)……三一七
○宅地建物取引業法の一部を改正する法律(昭三九・七・一〇・法一六六)(衆法)……六〇九
△担保附社債信託法(明三八―法五二)の一部改正(昭三九―法一八)……三三
△たばこ専売法(昭二四―法一一一)の一部改正(昭三九―法二九)……一三五
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭二五―法六二)の一部改正(昭三九―法四八)……一八六
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭二五―法六二)の一部改正(昭三九―法五五)……一九三
△宅地造成等規制法(昭三六―法一九一)の一部改正(昭三九―法一六〇)……五八五

（ち）

○地方税法の一部を改正する法律(昭三九・二・二八・法二)……二
○中小型鋼船造船業合理化臨時措置法の一部を改正する法律(昭三九・三・三〇・法一九)……三三
○地方税法等の一部を改正する法律(昭三九・三・三一・法二九)……一三三
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三九―法三)……一一
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三九―法一一)……二〇
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三九―法一五)……二四
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三九―法一七)……二七
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三九―法二九)……一三八
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三九―法四三)……一八一
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三九―法七二)……三二一
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三九―法八九)……二四六
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三九―法九四)……二九四
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三九―法一〇七)……三二九
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三九―法一一八)……三七三
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三九―法一二〇)……三七九
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三九―法一四〇)……四三一
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三九―法一五〇)……四七七
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三九―法一五二)……五〇八
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三九―法一五六)……五二九
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三九―法一五八)……五七一
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三九―法一六九)……六五三
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三九―法一七〇)……六八一
△地方税法の一部を改正する法律(昭三六―法七四)の一部改正(昭三九―法二九)……一三三
○中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律(昭三九・三・三一・法四五)……一八二

△中小企業信用保険法（昭二五―法二六四）……四三一
○中小企業信用保険公庫法（昭三三―法九三）の一部改正（昭三九―法四五）……一八三
△中小企業指導法の一部を改正する法律（昭三九・四・一・法五三）……一九〇
○中小漁業融資保証法の一部を改正する法律（昭三九・四・一五・法五九）……一九六
○中小企業金融公庫法の一部を改正する法律（昭三九・四・二〇・法六五）……二〇一
△中小企業金融公庫法（昭二八―法一四〇）の一部改正（昭三九―法一四〇）……四三一
○中小企業近代化促進法の一部を改正する法律（昭三九・四・二〇・法六六）……二〇三
○中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律（昭三九・四・二〇・法六七）……二〇三
△中小企業近代化資金助成法（昭三二―法一一五）の一部改正（昭三九―法一二二）……三八四
○地方交付税法等の一部を改正する法律（昭三九・四・三〇・法七四）……二二三
△地方交付税法（昭二五―法二一一）の一部改正（昭三九―法二九）……一三五
△地方交付税法（昭二五―法二一一）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四四
△地方交付税法の一部を改正する等の法律（昭三七―法五九）の一部改正（昭三九―法七四）……二一四
△中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭三九・六・一八・法一〇七）……三一九
△中小企業信用保険公庫法（昭三三―法九三）の一部改正（昭三九・七・四・法一
○中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律（昭三九・七・四・法一四七）……一八三
○地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭三九・七・六・法一五二）……四八三
改題―「地方公務員等共済組合法」
○地方自治法等の一部を改正する法律（昭三九・七・一一・法一六九）……四九
△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭三九―法一二九）……三九九
△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭三九―法一三三）……四〇六
△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭三九―法一五二）……五〇八
△地方自治法の一部を改正する法律（昭二七―法三〇六）の一部改正（昭三九―法一六九）……六五一
△中小企業庁設置法（昭二三―法一三五）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四九
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三九―法二九）……三九九
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三九―法二九）……四〇六
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三九―法一三四）……四一四
△地方公務員法（昭二五―法二六一）の一部改正（昭三九・六・一八・法一〇七）……三一九
△地方鉄道軌道整備法（昭二八―法一六九）の一部改正（昭三九―法三）……一〇
△地方道路税法（昭三〇―法一〇四）の一部改正（昭三九―法三二）……一五六
△地方道路譲与税法（昭三〇―法一一三）の一部改正（昭三九―法一六三）……五九四
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇―法一九五）の一部改正（昭三九―法七二）……一〇
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇―法一九五）の一部改正（昭三九―法一三三）……三一
△駐車場法（昭三二―法一〇六）の一部改正（昭三九―法一六三）……五九五
△地すべり等防止法（昭三三―法三〇）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四七
△治山治水緊急措置法（昭三五―法二二）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四三
△治水特別会計法（昭三五―法四〇）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四三
△地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭三六―法一六九）の一部改正（昭三九―法一六九）……六五一
△地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭三七―法一五三）の一部改正（昭三九―法一五二）……四九三

改題―「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」
△地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正する法律（昭三八―法一一八）の一部改正（昭三九―法一五二）……五一二
△中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律（昭三八―法七二）の一部改正（昭三九―法六七）……二〇四

（つ）

○通商産業省設置法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法三七）……一六三
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三九―法三三）……一六〇
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三九―法一〇三）……三三
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三九―法一三八）……四三三
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三九―法一五〇）……四七七
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三九―法一七〇）……六七九
△通算年金通則法（昭三六―法一八一）の一部改正（昭三九―法一一二）……三五六
△通算年金通則法（昭三六―法一八一）の一部改正（昭三九―法一五二）……五一〇

（て）

○電源開発促進法の一部を改正する法律（昭三九・三・一九・法七）（衆法）……一四
○電子工業振興臨時措置法の一部を改正する法律（昭三九・六・四・法九五）……三五五
○電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い、退職する者に対する特別措置に関する法律（昭三九・七・二・法一三九）……四三三
○電波法の一部を改正する法律（昭三九・七・四・法一四九）……四六四
△電波法の一部を改正する法律（昭二七―法八二）の一部改正（昭三九―法四九）……六五一
○電気事業法（昭三九・七・一一・法一六九）
△電気に関する臨時措置法（昭二七―法三四一）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四六
△電気に関する臨時措置に関する法律（昭三九―法一七一）……六八三
△電源開発促進法（昭二七―法二八三）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四六
△電源開発促進法（昭二七―法二八三）の一部改正（昭三九―法一七〇）……六八一

（と）

○特定船舶整備公団法の一部を改正する法律（昭三九・三・二七・法一四）……三
△特定船舶整備公団法（昭三四―法四六）の一部改正（昭三九―法一四〇）……四三
○とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法二五）……三〇
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三九―法三二）……一五五
△特別とん税法（昭三二―法三八）の一部改正（昭三九―法三五）……三〇
△特別とん税法（昭三二―法三八）の一部改正（昭三九―法三二）……一五六
○道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法三四）……六一

△道路整備緊急措置法（昭三二―法三四）の一部改正（昭三九―法一六三）……五九五
○道路運送車両法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法四七）……一八四
○逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律（昭三九・五・二九・法八六）……三九
○道路交通法の一部を改正する法律（昭三九・六・一・法九一）……二四七
○土地改良法の一部を改正する法律（昭三九・六・二・法九四）……二六五
○道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭三九・六・一八・法一〇九）……三三一
○東海道新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法（昭三九・六・二二・法一一一）……三三四
○東海北陸自動車道建設法（昭三九・七・一・法一三一）（衆法）……四〇一
○土地収用法等の一部を改正する法律（昭三九・七・三・法一四一）……四三三
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三九―法三）……一〇
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四五
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三九―法一七〇）……六八二
○特許法等の一部を改正する法律（昭三九・七・四・法一四八）……五九五
○道路法の一部を改正する法律（昭三七・九・法一六三）……一八四
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三九―法三）……三九
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三九―法一六八）……二四七
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三九―法一七〇）……六八二
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三九―法一一八）……三三一
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三九―法一四〇）……四三一
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三九―法一五〇）……四七七
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三九―法一五二）……五〇七
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三九―法一五六）……五二九
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三九―法一五八）……五七〇
△「トラホーム」予防法（大八―法二七）の一部改正（昭三九―法一六九）……六五二
△都市計画法（大八―法三六）の一部改正（昭三九―法一四一）……四三七
△都市計画法（大八―法三六）の一部改正（昭三九―法一四五）……四五五
△道路の修繕に関する法律（昭二三―法二八二）の一部改正（昭三九―法一六三）……五九四
△土地調整委員会設置法（昭二五―法二九二）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四五
△道路運送法（昭二六―法一八三）の一部改正（昭三九―法一六九）……六五三
△土地区画整理法（昭二九―法一一九）の一部改正（昭三九―法九四）……二九四
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三九―法一一八）……三三一
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三九―法一四〇）……四三一
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三九―法一五〇）……四七七
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三九―法一五二）……五〇七
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三九―法一五六）……五二九
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三九―法一五八）……五七〇
△「トラホーム」予防法（大八―法二七）の一部改正（昭三九―法一六九）……六五二
△都市計画法（大八―法三六）の一部改正（昭三九―法一四一）……四三七
△都市計画法（大八―法三六）の一部改正（昭三九―法一四五）……四五五
△道路の修繕に関する法律（昭二三―法二八二）の一部改正（昭三九―法一六三）……五九四
△土地調整委員会設置法（昭二五―法二九二）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四五
△道路運送法（昭二六―法一八三）の一部改正（昭三九―法一六九）……六五三
△土地区画整理法（昭二九―法一一九）の一部改正（昭三九―法九四）……二九四

△道路整備特別措置法（昭三二―法七）の一部改正（昭三九―法一六三）……五九五
△道路整備特別措置法（昭三二―法七）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四七
△特定多目的ダム法（昭三二―法三五）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四一
△特定土地改良工事特別会計法（昭三二―法七一）の一部改正（昭三九―法九四）……二九四
△道路整備特別会計法（昭三三―法三五）の一部改正（昭三九―法三四）……一六一
△道路整備特別会計法（昭三三―法三五）の一部改正（昭三九―法一六三）……五九四
△同和対策審議会設置法（昭三五―法一四七）の一部改正（昭三九―法一二六）……三八九

（な）

△内閣法（昭二二―法五）の一部改正（昭三九―法一二六）……三九〇

（に）

○日本鉄道建設公団法（昭三九・二・二九・法三）……二
△日本鉄道建設公団法（昭三九―法三）の一部改正（昭三九―法一五三）……五一五
○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律（昭三九・三・一六・法五）……三
○日本住宅公団法等の一部を改正する法律（昭三九・三・二七・法一三）……二
○日本観光協会法の一部を改正する法律（昭三九・三・二七・法一五）……一九七
○日本開発銀行法の一部を改正する法律「国際観光振興会法」改題―（昭三九・三・三一・法二七）……一九六
○日本科学技術情報センター法の一部を改正する法律（昭三九・四・三・法五四）……一九〇
○日本貿易振興会法の一部を改正する法律（昭三九・四・一八・法六一）……一九九
○日本電信電話公社法の一部を改正する法律（昭三九・六・一八・法一〇八）……三三一
○日本電気計器検定所法（昭三九・七・四・法一五〇）……四七〇
△日本学術会議法（昭二三―法一二一）の一部改正（昭三九―法一一〇）……三三
△日本国有鉄道法（昭二三―法二五六）の一部改正（昭三九―法一七〇）……六八一
△入場税法（昭二九―法九六）の一部改正（昭三九―法一二九）……三九九
△農業改良資金助成法の一部を改正する法律（昭三九・四・二四・法六八）……一七
○農業災害補償法の一部を改正する法律（昭三九・四・二四・法六九）……一七
○農業協同組合法の一部を改正する法律（昭三九・四・二四・法七〇）……一七
○農業共済保険特別会計法の一部を改正する法律（昭三九・四・二四・法七一）……一七
○農業災害補償法の一部を改正する法律（昭三九・四・二四・法七二）……一七
○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭三九・四・二五・法六九）……二〇五
△農林漁業金融公庫法（昭二七―法三五）の一部改正（昭三九―法九八）……二九七
○農山漁村電気導入促進法の一部を改正する法律（昭三九・六・八・法九八）（衆法）……二九六
△農山漁村電気導入促進法（昭二七―法三五八）の一部改正（昭三九―法一七〇）……六八三
○農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭三九・六・一三・法一一二）……三三五
△農林漁業団体職員共済組合法（昭三三―法九九）の一部改正（昭三九―法一五二）……五〇九
△農林漁業団体職員共済組合法（昭三三―法九九）の一部改正（昭三九―法一五八）……五七一
○農林省設置法の一部を改正する法律（昭三九・七・一・法一一八）……三九三
△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭三九―法九六）……一六〇
△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭三九―法四一）……一七六
△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭三九・四・二四・法六八）……一七

（の）

△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一部改正（昭三九—法一三八）……四三三
△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一部改正（昭三九—法一五八）……五七一
○納税貯蓄組合法の一部を改正する法律（昭三九・七・九・法一六二）……五九〇
△農林中央金庫法（大一二—法四二）の一部改正（昭三九—法一五八）……五七〇
△農業委員会等に関する法律（昭二六—法八八）の一部改正（昭三九—法一六四）……六〇二
△農地法（昭二七—法二二九）の一部改正（昭三九—法九四）……二九四
△農地法（昭二七—法二二九）の一部改正（昭三九—法一七〇）……六八二

（は）

△ばい煙の排出の規制等に関する法律（昭三七—法一四六）の一部改正（昭三九—法一七〇）……六八三

（ひ）

○肥料価格安定等臨時措置法（昭三九・七・二・法一三八）……四一九
△日雇労働者健康保険法（昭二八—法二〇七）の一部改正（昭三九—法一五二）……五一三

（ふ）

○文化功労者年金法の一部を改正する法律（昭三九・三・二七・法一〇）……一七
○不動産登記法の一部を改正する法律（昭三九・三・三〇・法一八）……二七
△不動産登記法（明三二—法二四）の一部改正（昭三九—法一六八）……六四四
△不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭三五—法一四）の一部改正（昭三九—法一八）……三三
○物品税法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法三二）……七七
○風俗営業等取締法の一部を改正する法律（昭三九・五・一・法七七）……三二六

（ほ）

○法人税法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法二一）……七七
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三九—法三三）……一一
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三九—法一五）……二四
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三九—法一七）……二七
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三九—法四三）……一八一
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三九—法七二）……二一一
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三九—法八九）……二四六
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三九—法一〇七）……三三九
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三九—法一一八）……三七三
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三九—法一四〇）……四三一
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三九—法一五〇）……四七七
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三九—法一五二）……五〇八
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三九—法一五六）……五二九
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三九—法一五八）……五七〇
○北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法二八）……一三三
○北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律（昭三九・四・一・法五一）……一八九
○保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律（昭三九・四・二七・法七〇）……三〇六

○暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律（昭三九・六・二四・法一一四）……三五七
○保険業法の一部を改正する法律（昭三九・六・二七・法一一七）……三六〇
○母子福祉法（昭三九・七・一・法一二九）……三九五
○保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法（昭三九・七・七・法一五五）……五二三
△法例（明三一—法一〇）の一部改正（昭三九—法一〇〇）……二九八
△北海道開発法（昭二五—法一二六）の一部改正（昭三九—法三）……一二
△北海道開発法（昭二五—法一二六）の一部改正（昭三九—法一二六）……三八九
△牧野法（昭二五—法一九四）の一部改正（昭三九—法一六八）……六四四
△防衛庁職員給与法（昭二七—法二六六）の一部改正（昭三九—法一三三）……四〇七
△母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭二七—法三五〇）廃止（昭三九—法一二九）……三九八
△北海道防寒住宅建設等促進法（昭二八—法六四）の一部改正（昭三九—法一一）……一九

（ま）

○麻薬取締法の一部を改正する法律（昭三九・四・一一・法五七）……一九五

（み）

○水先法の一部を改正する法律（昭三九・六・一・法九二）……二六二
○民事訴訟法の一部を改正する法律（昭三九・七・二・法一三五）……四一四
△民事訴訟用印紙法（明二三—法六五）の一部改正（昭三九—法一三五）……四一七
△民法（明二九—法八九）の一部改正（昭三九—法一〇〇）……二九九
△未帰還者留守家族等援護法（昭二八—法一六一）の一部改正（昭三九—法一五二）……五〇八
△未帰還者留守家族等援護法（昭二八—法一六一）の一部改正（昭三九—法一五九）……五七五
△未帰還者に関する特別措置法（昭三四—法七）の一部改正（昭三九—法一五九）……五七九
△水資源開発公団法（昭三六—法二一八）の一部改正（昭三九—法一六八）……六四三

（も）

○文部省設置法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法三六）……一六二
△文部省設置法（昭二四—法一四六）の一部改正（昭三九—法九）……一七
△文部省設置法（昭二四—法一四六）の一部改正（昭三九—法五五）……一九三
△元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭二八—法一五六）の一部改正（昭三九—法一五一）……四七九

（ゆ）

○郵政省設置法の一部を改正する法律（昭三九・五・一・法七六）……三二五
○輸出保険法の一部を改正する法律（昭三九・六・一・法九〇）……二四六
○遺言の方式の準拠法に関する法律（昭三九・六・一〇・法一〇〇）……二九八
△郵便振替貯金法（昭二三—法六〇）の一部改正（昭三九—法一七〇）……六八一

（よ）

○予防接種法の一部を改正する法律（昭三九・四・一六・法六〇）……一九八
△予防接種法（昭二三—法六八）の一部改正（昭三九—法一六九）……六五二

（り）

○臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法二六）……一三

○林業信用基金法の一部を改正する法律（昭三九・四・一・法五二）……一八九
○旅行あつ旋業法の一部を改正する法律（昭三九・五・二・法七八）……二一七
○臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律（昭三九・六・九・法九九）……二九七
○林業基本法（昭三九・七・九・法一六一）……五六六
△立木に関する法律（明四二―法二二）の一部改正（昭三九―法一八）……三三

（ろ）

○労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部を改正する法律（昭三九・四・六・法五六）……一九四
△労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭三一―法一二六）の一部改正（昭三九―法一〇七）……三三九
○労働省設置法の一部を改正する法律（昭三九・六・二四・法一一三）……三五六
△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭三九―法一〇七）……三三九
△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭三九―法一一八）……三七三
○労働災害防止団体等に関する法律（昭三九・六・二九・法一一八）……三六一
△労働者災害補償保険法（昭二二―法五〇）の一部改正（昭三九―法一一八）……三七三
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三五―法二九）の一部改正（昭三九―法一一二）……三五五
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三五―法二九）の一部改正（昭三九―法一五二）……五〇九

部門別索引

（注）一、第四十六回国会を通過成立した法律を、第一憲法、第二国会、第三行政一般、第四地方制度、第五司法・法務、第六民事法、第七刑事法、第八警察・消防、第九教育・文化、第一〇厚生、第一一労働、第一二財政、第一三租税・専売、第一四金融、第一五産業一般、第一六農林・水産、第一七商工、第一八運輸、第一九郵政、第二〇電気通信、第二一建設、第二二外事及び第二三国防の二三部門に分類して掲載した。

二、○印は、同国会を通過成立した法律を示す。

△印は、右法律によつて改廃された法律を示す。

例えば、

△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭三九―法三）とあるのは、昭和三十九年法律第三号（日本鉄道建設公団法）によつて、公職選挙法（昭二五―法一〇〇）が一部改正されたことを示す。

第一　憲　法

○皇室経済法施行法の一部を改正する法律（昭三九・五・一・法七五）……二五

○国事行為の臨時代行に関する法律（昭三九・五・二〇・法八三）……三七

○公職選挙法の一部を改正する法律（昭三九・七・二・法一三二）……四三

○公職選挙法の一部を改正する法律（昭九・七・一〇・法一六四）……五九六

△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭三九―法一〇〇）……一〇

△法例（明三一―法一〇）の一部改正（昭三九―法一〇〇）……二九八

△宮内庁法（昭二二―法七〇）の一部改正（昭三九―法一二六）……三八九

△国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭二五―法一七九）の一部改正（昭三九―法一三三）……四〇六

△国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭二五―法一七九）の一部改正（昭三九―法一六一）……六〇三

△奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭二八―法二六七）の一部を改正する法律（昭三九―法一三三）……四〇四

第二　国　会

○国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法三五）（衆法）……一六

△国会職員法（昭二二―法八五）の一部改正（昭三九―法一一八）……三七三

第三　行政一般

○臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法二八）……一三

○行政書士法の一部を改正する法律（昭三九・六・二・法九三）（衆法）……二六五

○総理府設置法等の一部を改正する法律（昭三九・七・一・法一二六）……三八八

△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三九―法一三一）……四〇三

△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三九―法一四六）……四五九

△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三九―法一六一）……五八九

○国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭三九・七・二・法一三三）……四〇四

改題―「国家公務員の寒冷地手当に関

する法律」
○恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（昭三九・七・六・法一五一）……四七八
△恩給法の一部を改正する法律（昭二八—法一五五）の一部改正（昭三九—法一五一）……四七八
△恩給法の一部を改正する法律（昭二八—法一五五）の一部改正（昭三九—法一五九）……五七九
△恩給法等の一部を改正する法律（昭三七—法一一四）の一部改正（昭三九—法一五一）……四八〇
○国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭三九・七・六・法一五二）……五一三
△国家公務員共済組合法（昭三三—法一二八）の一部改正（昭三九—法一五二）……五一二
△国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭三六—法一五二）の一部改正（昭三九—法一五二）……五一五
○国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法等の一部を改正する法律（昭三九・七・六・法一五四）……五一八
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭三三—法一二九）の一部改正（昭三九—法一五二）……五〇九
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭三三—法一二九）の一部改正（昭三九—法一五三）……五一七
△内閣法（昭二二—法五）の一部改正（昭三九—法一二六）……三九〇
△国家公務員法（昭二二—法一二〇）の一部改正（昭三九—法一一八）……三七三
△国家公務員法の一部を改正する法律（昭三九—法　）の一部改正（昭三九—法一〇五）……三一六
△国家公務員法の一部を改正する法律（昭三九—法　）の一部改正（昭三九—法一二六）……三九〇
△国家公務員法の一部を改正する法律（昭三九—法　）の一部改正（昭三九—法一三三）……四〇七
△行政管理庁設置法（昭二三—法七七）の一部改正（昭三九—法三）……一一
△行政管理庁設置法（昭二三—法七七）の一部改正（昭三九—法七二）……二一一
△行政管理庁設置法（昭二三—法七七）の一部改正（昭三九—法一二六）……三八九
△土地調整委員会設置法（昭二五—法二九二）の一部改正（昭三九—法一六八）……六四五
△国家公務員災害補償法（昭二六—法一九一）の一部改正（昭三九—法一三三）……四〇七
△在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭二七—法九三）の一部改正（昭三九—法八〇）……二三三
△経済企画庁設置法（昭二七—法二六三）の一部改正（昭三九—法三三）……一六〇
△経済企画庁設置法（昭二七—法二六三）の一部改正（昭三九—法一二六）……三八九
△経済企画庁設置法（昭二七—法二六三）の一部改正（昭三九—法一三八）……四二三
△経済企画庁設置法（昭二七—法二六三）の一部改正（昭三九—法一四六）……四五九
△元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭二八—法一五六）の一部改正（昭三九—法一五一）……四七九
△国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭二九—法一四一）の一部改正（昭三九—法一三三）……四〇七
△科学技術庁設置法（昭三一—法四九）の一部改正（昭三九—法一二六）……三八九
△公共企業体職員等共済組合法（昭三一—法一三四）の一部改正（昭三九—法一五三）……五一五
△公共企業体職員等共済組合法（昭三一—法一三四）の一部改正（昭三九—法一五四）……五一九
△旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭三一—法一七七）の一

部改正（昭三九—法一五九）……五七五
△科学技術会議設置法（昭三四—法四）の一部改正（昭三九—法一二六）……三九〇
△同和対策審議会設置法（昭三五—法一四七）の一部改正（昭三九—法一二六）……三八九
△昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭三七—法一一六）の一部改正（昭三九—法一五四）……五一九
△旧令による共済組合法等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律（昭三八—法一一四）の一部改正（昭三九—法一五九）……五八〇

第四　地方制度

○地方税法の一部を改正する法律（昭三九・二・二八・法二）……二
○昭和三十八年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律（昭三九・三・一四・法四）……三
○地方税法等の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法二九）……一二三
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三九—法三）……一一
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三九—法一一）……二〇
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三九—法一五）……二四
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三九—法一七）……二七
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三九—法二九）……一二八
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三九—法四三）……一八一
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三九—法七二）……二一一
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三九—法八九）……二四六
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三九—法九四）……二九四
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三九—法一〇七）……三二九
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三九—法一一八）……三七三
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三九—法一二〇）……三七九
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三九—法一四〇）……四三一
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三九—法一五〇）……四七七
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三九—法一五二）……五〇八
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三九—法一五六）……五二九
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三九—法一五八）……五七一
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三九—法一六九）……六五三
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三九—法一七〇）……六八一
△地方税法の一部を改正する法律（昭三六—法七四）の一部改正（昭三九—法二九）……一三三
○市町村民税減税補てん債償還費に係る財政上の特別措置に関する法律（昭三九・四・一・法四九）……一八七
○地方交付税法等の一部を改正する法律（昭三九・四・三〇・法七四）……二二二
△地方交付税法（昭二五—法二一一）の一部改正（昭三九—法二九）……一三五
△地方交付税法（昭二五—法二一一）の一部改正（昭三九—法一六八）……六四四
△地方交付税法の一部を改正する等の法律（昭三七—法五九）の一部改正（昭三九—法七四）……二二四
○自治省設置法の一部を改正する法律（昭三九・六・一六・法一〇二）……三〇二
△自治省設置法（昭二七—法二六一）の一部改正（昭三九—法一七）……二七
△自治省設置法（昭二七—法二六一）の一

部改正(昭三九—法四三)……一八一
△自治省設置法(昭二七—法二六一)の一部改正(昭三九—法一〇六)……三一九
△自治省設置法(昭二七—法二六一)の一部改正(昭三九—法一二六)……三九〇
△自治省設置法(昭二七—法二六一)の一部改正(昭三九—法一五二)……五〇八
○地方自治法等の一部を改正する法律(昭三九・七・一一・法一六九)……六四九
△地方自治法(昭二二—法六七)の一部改正(昭三九—法一二九)……三九九
△地方自治法(昭二二—法六七)の一部改正(昭三九—法一三三)……四〇六
△地方自治法(昭二二—法六七)の一部改正(昭三九—法一五二)……五〇八
△地方自治法の一部を改正する法律(昭二七—法三〇六)の一部改正(昭三九—法一六九)……六五一
○地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭三九・七・六・法一五二)……四八三
改題—「地方公務員等共済組合法」
○大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律(昭三九・六・一八・法一〇六)……三一七
△地方財政法(昭二三—法一〇九)の一部改正(昭三九—法二九)……一三〇
△地方財政法(昭二三—法一〇九)の一部改正(昭三九—法二九)……一三五
△地方財政法(昭二三—法一〇九)の一部改正(昭三九—法一三四)……四一四
△地方公務員法(昭二五—法二六一)の一部改正(昭三九—法一一八)……三七三
△地方道路譲与税法(昭三〇—法一一三)の一部改正(昭三九—法一六三)……五九四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇—法一九五)の一部改正(昭三九—法三)……一〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇—法一九五)の一部改正(昭三九—法七二)……二二一
△国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭三一—法八二)の一部改正(昭三九—法二九)……一三五
△市の合併の特例に関する法律(昭三七—法一一八)の一部改正(昭三九—法一四六)……四五九
△地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭三七—法一五三)の一部改正(昭三九—法一五二)……四九三
改題「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」
△地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正する法律(昭三八—法一二八)の一部改正(昭三九—法一五二)……五一一

第五　司法・法務

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律(昭三九・三・三一・法三九)……一六四
○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律(昭三九・四・二〇・法六四)……二〇〇
△裁判所法(昭二二—法五九)の一部改正(昭三九—法一一四)……三五七
△裁判官の報酬等に関する法律(昭二三—法七五)の一部改正(昭三九—法一三三)……四〇六
△検察官の俸給等に関する法律(昭二三—法七六)の一部改正(昭三九—法一三三)……四〇六
△裁判所職員臨時措置法(昭二六—法二九九)の一部改正(昭三九—法一三三)……四〇七

第六　民事法

○不動産登記法の一部を改正する法律(昭三九・三・三〇・法一八)……二七
△不動産登記法(明三二—法二四)の一部改正(昭三九—法一六八)……六四四
△不動産登記法の一部を改正する等の法律(昭三五—法一四)の一部改正(昭三九—法一一八)……三三
○遺言の方式の準拠法に関する法律(昭三九・六・一〇・法一〇〇)……二九八
○民事訴訟法の一部を改正する法律(昭三九・七・二・法一三五)……四一四
△民事訴訟用印紙法(明二三—法六五)の一部改正(昭三九—法一三五)……四一七
△民法(明二九—法八九)の一部改正(昭三九—法一〇〇)……二九九
△担保附社債信託法(明三八—法五二)の一部改正(昭三九—法一一八)……三三
△立木に関する法律(明四二—法二二)の一部改正(昭三九—法一一八)……三三
△住民登録法(昭二六—法二一八)の一部改正(昭三九—法一六九)……六五三

第七　刑事法

○刑事補償法の一部を改正する法律(昭三九・四・二七・法七一)……二〇七
△刑事補償法(昭二五—法一)の一部改正(昭三九—法八六)……二三一
○逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律(昭三九・五・二九・法八六)……二三九
○暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律(昭三九・六・二四・法一一四)……三五七
○刑法の一部を改正する法律(昭三九・六・三〇・法一二四)……三八六
△経済関係罰則の整備に関する法律(昭一九—法四)の一部改正(昭三九—法一七〇)……六六一

第八　警察・消防

○警察法の一部を改正する法律(昭三九・三・一九・法六)……一四
○消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律(昭三九・三・三〇・法一七)……二五
△消防団員等公務災害補償責任共済基金法(昭三一—法一〇七)の一部改正(昭三九—法一七)……二六
改題—「消防団員等公務災害補償等共済基金法」
○風俗営業等取締法の一部を改正する法律(昭三九・五・一・法七七)……二二六
○道路交通法の一部を改正する法律(昭三九・六・一・法九一)……二四七
△自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭三七—法一四五)の一部改正(昭三九—法九一)……二六一

第九　教育・文化

○国立学校設置法の一部を改正する法律(昭三九・三・二七・法九)……一六
○文化功労者年金法の一部を改正する法律(昭三九・三・二七・法一〇)……一七
○文部省設置法の一部を改正する法律(昭三九・三・三一・法三六)……一六三
△文部省設置法(昭二四—法一四六)の一部改正(昭三九—法九)……一七
△文部省設置法(昭二四—法一四六)の一部改正(昭三九—法五五)……一九三
○義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律(昭三九・三・三一・法四〇)……一六五
○国立学校特別会計法(昭三九・四・三・法五五)……一九一
○国立教育会館法(昭三九・六・一・法八九)……二四一
○学校教育法の一部を改正する法律(昭三九・六・一九・法一一〇)……三三三
○私立学校振興会法等の一部を改正する法律(昭三九・六・二五・法一一六)……三五九
○女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律(昭三九・七・二・法一三六)(参法)……四一八

○教育職員免許法の一部を改正する法律(昭三九・七・二・法一三七)……四一八
△日本学術会議法(昭二三—法一二一)の一部改正(昭三九—法一一〇)……三三三
△市町村立学校職員給与負担法(昭二三—法一三五)の一部改正(昭三九—法一三三)……四〇六
△私立学校法(昭二四—法二七〇)の一部改正(昭三九—法一一〇)……三三三
△義務教育費国庫負担法(昭二七—法三〇三)の一部改正(昭三九—法一五二)……五〇八
△私立学校教職員共済組合法(昭二八—法二四五)の一部改正(昭三九—法一五三)……五一七
△公立養護学校整備特別措置法(昭三一—法一五二)の一部改正(昭三九—法一五二)……五〇九
△私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律(昭三二—法一八)の一部改正(昭三九—法一一六)……三五九
△オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律(昭三六—法一三八)の一部改正(昭三九—法一五二)……五一三
△オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律(昭三八—法七六)の一部改正(昭三九—法一五二)……五一一
△地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭三六—法一六二)の一部改正(昭三九—法一六九)……六五一

第一〇 厚 生

○社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律(昭三九・三・三一・法三八)……一六三
○医療金融公庫法の一部を改正する法律(昭三九・三・三一・法四四)……一八二
○麻薬取締法の一部を改正する法律(昭三九・四・一一・法五七)……一九五
○予防接種法の一部を改正する法律(昭三九・四・一六・法六〇)……一九八
△予防接種法(昭二三—法六八)の一部改正(昭三九—法一六九)……六五二
○国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭三九・五・三〇・法八七)……二三一
△国民年金法(昭三四—法一四一)の一部改正(昭三九—法一一〇)……三三四
△国民年金法(昭三四—法一四一)の一部改正(昭三九—法一五二)……五〇九
△児童扶養手当法(昭三六—法二三八)の一部改正(昭三九—法八七)……二三三
△児童扶養手当法(昭三六—法二三八)の一部改正(昭三九—法一五二)……五一一
△国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭三八—法一五〇)の一部改正(昭三九—法八七)……二四〇
○クリーニング業法の一部を改正する法律(昭三九・六・三〇・法一一九)(衆法)……三七四
○あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律(昭三九・六・三〇・法一二〇)(衆法)……三七六
△あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律(昭三〇—法一六一)の一部改正(昭三九—法一二〇)……三七八
改題—「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律」
○公衆浴場法の一部を改正する法律(昭三九・六・三〇・法一二一)(衆法)……三八〇
○環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律(昭三九・六・三〇・法一二二)(衆法)……三八〇
○厚生省設置法の一部を改正する法律(昭三九・七・一・法一二七)……三九一
△厚生省設置法(昭二四—法一五一)の一部改正(昭三九—法一二〇)……三七九
△厚生省設置法(昭二四—法一五一)の一部改正(昭三九—法一二九)……三九九

△厚生省設置法(昭二四—法一五一)の一部改正(昭三九—法一三四)……四一四
△厚生省設置法(昭二四—法一五一)の一部改正(昭三九—法一五六)……五二九
○母子福祉法(昭三九・七・一・法一二九)……三九五
○重度精神薄弱児扶養手当法(昭三九・七・二・法一三四)……四〇七
△重度精神薄弱児扶養手当法(昭三九—法一三四)の一部改正(昭三九—法一五二)……五一三
○保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法(昭三九・七・七・法一五五)……五二三
○社会保障研究所法(昭三九・七・七・法一五六)……五二五
○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭三九・七・九・法一五九)……五七一
△戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭三〇—法一四四)の一部改正(昭三九—法一五九)……五七九
△戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭三七—法一一五)の一部改正(昭三九—法一五九)……五七五
○毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律(昭三九・七・一〇・法一六五)……六〇二
△「トラホーム」予防法(大八—法二七)の一部改正(昭三九—法一六九)……六五二
△健康保険法(大一一—法七〇)の一部改正(昭三九—法一五二)……五一三
△公益質屋法(昭二—法三五)の一部改正(昭三九—法一六九)……六五一
△寄生虫病予防法(昭六—法五九)の一部改正(昭三九—法一六九)……六五二
△厚生保険特別会計法(昭一九—法一〇)の一部改正(昭三九—法一五二)……五〇七
△児童福祉法(昭二二—法一六四)の一部改正(昭三九—法一六九)……六五一
△医療法(昭二三—法二〇五)の一部改正(昭三九—法一五二)……五〇八
△身体障害者福祉法(昭二四—法二八三)の一部改正(昭三九—法一六九)……六五一
△生活保護法(昭二五—法一四四)の一部改正(昭三九—法一二〇)……三七九
△社会福祉事業法(昭二六—法四五)の一部改正(昭三九—法一二九)……三九九
△社会福祉事業法(昭二六—法四五)の一部改正(昭三九—法一六九)……六五一
△結核予防法(昭二六—法九六)の一部改正(昭三九—法一五二)……五一三
△結核予防法(昭二六—法九六)の一部改正(昭三九—法一六九)……六五二
△母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭二七—法三五〇)廃止(昭三九—法一二九)……三九八
△未帰還者留守家族等援護法(昭二八—法一六一)の一部改正(昭三九—法一五二)……五〇八
△未帰還者留守家族等援護法(昭二八—法一六一)の一部改正(昭三九—法一五九)……五七五
△日雇労働者健康保険法(昭二八—法二〇七)の一部改正(昭三九—法一五二)……五一三
△清掃法(昭二九—法七二)の一部改正(昭三九—法一六九)……六五二
△厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭二九—法一一七)の一部改正(昭三九—法一五二)……五一三
△原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭三二—法四一)の一部改正(昭三九—法一五二)……五一三
△国民健康保険法(昭三三—法九二)の一部改正(昭三九—法一五二)……五一三
△国民健康保険法等の一部を改正する法律(昭三八—法六二)の一部改正(昭三九—法一五二)……五一一
△未帰還者に関する特別措置法(昭三四—法七)の一部改正(昭三九—法一五九)……五七九
△精神薄弱者福祉法(昭三五—法三七)の

一部改正（昭三九—法一六九）……六五二
△通算年金通則法（昭三六—法一八一）の一部改正（昭三九—法一一二）……三五六
△通算年金通則法（昭三六—法一八一）の一部改正（昭三九—法一五二）……五一〇
△ばい煙の排出の規制等に関する法律（昭三七—法一四六）の一部改正（昭三九—法一七〇）……六八三
△戦傷病者特別援護法（昭三八—法一六八）の一部改正（昭三九—法一五九）……五七五

第一一　労働

○労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部を改正する法律（昭三九・四・六・法五六）……一九四
△労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭三一—法一二六）の一部改正（昭三九—法一〇七）……三二九
○中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭三九・六・一八・法一〇七）……三一九
○労働省設置法の一部を改正する法律（昭三九・六・二四・法一一三）……三五六
△労働省設置法（昭二四—法一六二）の一部改正（昭三九—法一〇七）……三二九
△労働省設置法（昭二四—法一六二）の一部改正（昭三九—法一一八）……三七三
○労働災害防止団体等に関する法律（昭三九・六・二九・法一一八）……三六一
△労働者災害補償保険法（昭二二—法五〇）の一部改正（昭三九—法一一八）……三七二
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三五—法二九）の一部改正（昭三九—法一一二）……三五五
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三五—法二九）の一部改正（昭三九—法一五二）……五〇九

第一二　財政

○オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律（昭三九・四・二〇・法六二）……一九九
○公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律（昭三九・五・一五・法八一）……二三四
△公庫の予算及び決算に関する法律（昭二六—法九九）の一部改正（昭三九—法六五）……二〇二
○国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（昭三九・六・五・法九七）……二九六
○大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭三九・六・一八・法一〇五）……三一五
△大蔵省設置法（昭二四—法一四四）の一部改正（昭三九—法三三）……一六〇
△大蔵省設置法（昭二四—法一四四）の一部改正（昭三九—法一一三）……三八六
○国有財産法の一部を改正する法律（昭三九・七・一・法一三〇）……四〇〇
△印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭二三—法一四二）の一部改正（昭三九—法四八）……一八六
△公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律（昭二二—法四二）の一部改正（昭三九—法五五）……一九三
△国等の債権債務等の端数計算に関する法律（昭二五—法六一）の一部改正（昭三九—法三一）……一五六
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五—法六二）の一部改正（昭三九—法四八）……一八六
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五—法六二）の一部改正（昭三九—法五五）……一九三
△国有財産特別措置法（昭二七—法二一九）の一部改正（昭三九—法一三〇）……四〇一

第一三　租税・専売

○昭和三十八年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（昭三九・二・一五・法一）……一
○所得税法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法二〇）……三三
△所得税法（昭二二—法二七）の一部改正（昭三九—法三）……一一
△所得税法（昭二二—法二七）の一部改正（昭三九—法一五）……二四
△所得税法（昭二二—法二七）の一部改正（昭三九—法一七）……二七
△所得税法（昭二二—法二七）の一部改正（昭三九—法四三）……一八一
△所得税法（昭二二—法二七）の一部改正（昭三九—法七二）……二二〇
△所得税法（昭二二—法二七）の一部改正（昭三九—法八九）……二四五
△所得税法（昭二二—法二七）の一部改正（昭三九—法一〇七）……三二九
△所得税法（昭二二—法二七）の一部改正（昭三九—法一一八）……三七二
△所得税法（昭二二—法二七）の一部改正（昭三九—法一五〇）……四七七
△所得税法（昭二二—法二七）の一部改正（昭三九—法一五二）……五〇七
△所得税法（昭二二—法二七）の一部改正（昭三九—法一五六）……五二九
△所得税法（昭二二—法二七）の一部改正（昭三九—法一五八）……五七〇
○法人税法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法二一）……七七
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三九—法三）……一一
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三九—法一五）……二四
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三九—法一七）……二七
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三九—法四三）……一八一
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三九—法七二）……二二一
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三九—法八九）……二四六
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三九—法一〇七）……三二九
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三九—法一一八）……三七二
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三九—法一四〇）……四三一
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三九—法一五〇）……四七七
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三九—法一五二）……五〇八
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三九—法一五六）……五二九
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三九—法一五八）……五七〇
○物品税法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法二二）……七七
○相続税法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法二三）……七九
○租税特別措置法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法二四）……八一
△租税特別措置法（昭三二—法二六）の一部改正（昭三九—法八二）……二二六
△租税特別措置法（昭三二—法二六）の一部改正（昭三九—法一四〇）……四三一
△租税特別措置法（昭三二—法二六）の一部改正（昭三九—法一四一）……四三八
△租税特別措置法（昭三二—法二六）の一部改正（昭三九—法一四五）……四五五
△租税特別措置法（昭三二—法二六）の一部改正（昭三九—法一五二）……五一二
△租税特別措置法（昭三二—法二六）の一部改正（昭三九—法一六八）……六四七
○とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法二五）……一二〇
△とん税法（昭三二—法三七）の一部改正（昭三九—法三一）……一五五

△特別とん税法（昭三二―法三八）の一部改正（昭三九―法二五）……一三〇
△特別とん税法（昭三二―法三八）の一部改正（昭三九―法三一）……一五六
○印紙税法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法三〇）……一三六
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三九―法三）……一二
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三九―法一五）……二四
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三九―法一七）……二六
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三九―法四三）……一八二
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三九―法七二）……二一〇
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三九―法八九）……二四五
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三九―法一〇七）……三八
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三九―法一二九）……三九
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三九―法一五二）……五〇七
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三九―法一五八）……五七〇
○関税定率法等の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法三一）……一三八
○揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法三二）……一五六
△地方道路税法（昭三〇―法一〇四）の一部改正（昭三九―法三二）……一五六
○企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律（昭三九・五・一九・法八二）……二三五
○自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭三九・六・一五・法一〇一）……二九九
○納税貯蓄組合法の一部を改正する法律（昭三九・七・九・法一六二）……五九〇

△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三九―法三）……一五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三九―法一五）……一九
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三九―法四三）……一九
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三九―法五三）……一九
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三九―法七二）……二一〇
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三九―法八九）……二四五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三九―法一五二）……五〇七
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三九―法一五六）……五二九
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三九―法一五八）……五七〇
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭二二―法一七五）の一部改正（昭三九―法二三）……八一
△たばこ専売法（昭二四―法一一一）の一部改正（昭三九―法二九）……一三五
△資産再評価法（昭二五―法一一〇）の一部改正（昭三九―法八二）……三三六
△国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭二八―法一〇六）の一部改正（昭三九―法八）……一五
△国際復興開発銀行からの外資の受入に

ついて日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭二八―法一〇六）の一部改正（昭三九―法一七一）……六八四
△関税法（昭二九―法六一）の一部改正（昭三九―法三一）……一四三
△入場税法（昭二九―法九六）の一部改正（昭三九―法一二九）……三九九
△国税徴収法（昭三四―法一四七）の一部改正（昭三九―法一五一）……五三
△関税暫定措置法（昭三五―法三六）の一部改正（昭三九・三・三一・法三二）……一四四

第一四　金　融

○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律（昭三九・三・一六・法五）……三
○産業労働者住宅資金融通法等の一部を改正する法律（昭三九・三・二七・法一一）……八
○公営企業金融公庫法の一部を改正する法律（昭三九・三・二八・法一六）……一五
○日本開発銀行法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法二七）……一三
○北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法二八）……一三
○保険業法の一部を改正する法律（昭三九・六・二七・法一一七）……三六〇
○中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法四五）……一八三
△国民金融公庫法（昭二四―法四九）の一部改正（昭三九―法八一）……四三一
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一一一）……四三一
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三九―法一四〇）……四三一
○商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法四六）……一八三
△商工組合中央金庫法（昭二一―法一四）の一部改正（昭三九―法一四〇）……四三一
○中小企業指導法の一部を改正する法律（昭三九・四・一・法五三）……一九〇
○中小企業金融公庫法の一部を改正する法律（昭三九・四・一〇・法六五）……二〇一
△中小企業金融公庫法（昭二八―法二三八）の一部改正（昭三九―法一四〇）……四三一
○中小企業近代化促進法の一部を改正する法律（昭三九・四・一〇・法六六）……二〇二
○中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律（昭三九・四・一〇・法六七）……二〇三
△中小企業近代化資金助成法（昭三一―法一一五）の一部改正（昭三九―法一二二）……二八四
○奄美群島振興特別措置法」改題―「奄美群島振興特別措置法」（昭二九―法一八九）の一部改正（昭三九―法一二三）……二八四
○特許法等の一部を改正する法律（昭三九・

七・四・法一四八）……四六三

○日本電気計器検定所法（昭三九・七・四・法一五〇）……四七〇

△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭二二―法一三八）の一部改正（昭三九―法一一八）……三七三

△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭二二―法一三八）の一部改正（昭三九―法一五二）……五一二

△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭二二―法一三八）の一部改正（昭三九―法一五八）……五七〇

△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭二二―法一三八）の一部改正（昭三九―法一七〇）……六八一

△公認会計士法（昭二三―法一〇三）の一部改正（昭三九―法一二三）……三八五

△公認会計士法（昭二三―法一〇三）の一部改正（昭三九―法一二三）……三八六

△企業合理化促進法（昭二七―法五）の一部改正（昭三九―法二四）……一一九

△核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭三二―法一六六）の一部改正（昭三九―法一七〇）……六八三

△実用新案法（昭三四―法一二三）の一部改正（昭三九―法一四八）……四六三

△意匠法（昭三四―法一二五）の一部改正（昭三九―法一四八）……四六三

△商標法（昭三四―法一二七）の一部改正（昭三九―法一四八）……四六三

△中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律（昭三八―法七一）の一部改正（昭三九―法六七）……二〇四

第一六　農林・水産

○甘味資源特別措置法（昭三九・三・三一・法四一）……一六七

△甘味資源特別措置法（昭三九―法四一）の一部改正（昭三九―法四三）……一八一

○沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法（昭三九・三・三一・法四二）……一七七

○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律（昭三九・四・一・法五〇）……一八八

△食糧管理特別会計法（大一〇―法三七）の一部改正（昭三九―法四一）……一七五

△食糧管理特別会計法（大一〇―法三七）の一部改正（昭三九―法四二）……一七七

○北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律（昭三九・四・一・法五一）……一八九

○林業信用基金法の一部を改正する法律（昭三九・四・一・法五二）……一八九

○中小漁業融資保証法の一部を改正する法律（昭三九・四・一五・法五九）……一九六

○農業改良資金助成法の一部を改正する法律（昭三九・四・二四・法六八）……二〇四

○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭三九・四・二五・法六九）……二〇五

△農林漁業金融公庫法（昭二七―法三五五）の一部改正（昭三九―法九八）……二九七

○保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律（昭三九・四・二七・法七〇）……二〇六

○土地改良法の一部を改正する法律（昭三九・六・二・法九四）……二六五

○農山漁村電気導入促進法の一部を改正する法律（昭三九・六・八・法九八）（衆法）……二九六

△農山漁村電気導入促進法（昭二七―法三五八）の一部改正（昭三九―法一七〇）……六八二

○農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭三九・六・二三・法一一二）……三三五

△農林漁業団体職員共済組合法（昭三三―法九九）の一部改正（昭三九―法一五二）……五〇九

△農林漁業団体職員共済組合法（昭三三―法九九）の一部改正（昭三九―法一五八）……五七一

○昭和三十九年四月から五月上旬までの長雨等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律（昭三九・六・三〇・法一二五）……三八七

○農林省設置法の一部を改正する法律（昭三九・七・一・法一二八）……三九三

△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭三九―法三三）……一六〇

△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭三九―法四一）……一七六

△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭三九―法四二）……一七七

△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭三九―法一三八）……四二三

△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭三九―法一五八）……五七一

○肥料価格安定等臨時措置法（昭三九・七・二・法一三八）……四一九

○漁業災害補償法（昭三九・七・八・法一五八）……五三七

○林業基本法（昭三九・七・九・法一六一）……五八六

△農林中央金庫法（大一二―法四二）の一部改正（昭三九―法一五八）……五七〇

△漁港法（昭二五―法一三七）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四四

△牧野法（昭二五―法一九四）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四四

△農業委員会等に関する法律（昭二六―法八八）の一部改正（昭三九―法一六四）……六〇二

△水産資源保護法（昭二六―法三一三）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四五

△国有林野法（昭二六―法二四六）の一部改正（昭三九―法一三〇）……四〇一

△森林法（昭二六―法二四九）の一部改正（昭三九―法一六一）……五八九

△農地法（昭二七―法二二九）の一部改正（昭三九―法九四）……二九四

△農地法（昭二七―法二二九）の一部改正（昭三九―法一七〇）……六八二

△愛知用水公団法（昭三〇―法一四一）の一部改正（昭三九―法九四）……二九四

△特定土地改良工事特別会計法（昭三二―法七一）の一部改正（昭三九―法九四）……二九四

第一七　商　　工

○電源開発促進法の一部を改正する法律（昭三九・三・一九・法七）（衆法）……一四

○外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法三三）……一五九

△外資に関する法律（昭二五―法一六三）の一部改正（昭三九―法三三）……一五九

○通商産業省設置法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法三七）……一六二

△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三九―法三三）……一六〇

△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三九―法一〇三）……三一三

△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三九―法一三八）……四二三

△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三九―法一五〇）……四七七

△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三九―法一七〇）……六八二

○日本科学技術情報センター法の一部を改正する法律（昭三九・四・三・法五四）……一九〇

○石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律（昭三九・四・一三・法五八）……一九六

○日本貿易振興会法の一部を改正する法律（昭三九・四・一八・法六一）……一九九

○金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律（昭三九・四・二七・法七二）……二〇七

改題―「金属鉱物探鉱促進事業団法」

○石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律（昭三九・四・二七・法七三）……二一一

○軽機械の輸出の振興に関する法律の一部

を改正する法律（昭三九・五・二二・法八四）……三八
○輸出保険法の一部を改正する法律（昭三九・六・一・法九〇）……二四六
○電子工業振興臨時措置法の一部を改正する法律（昭三九・六・四・法九五）……二九五
○アジア経済研究所法の一部を改正する法律（昭三九・六・四・法九六）……二九五
○繊維工業設備等臨時措置法（昭三九・六・一六・法一〇三）……三〇三
△繊維工業設備臨時措置法（昭三一―法一三〇）廃止（昭三九―法一〇三）……三一三
○工業整備特別地域整備促進法（昭三九・七・三・法一四六）（衆法）……四五六
○中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律（昭三九・七・四・法一四七）……四六〇
○電気事業法（昭三九・七・一一・法一七〇）……六五六
△電気に関する臨時措置に関する法律（昭二七―法三四一）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四六
△電気に関する臨時措置に関する法律（昭二七―法三四一）廃止（昭三九―法一七〇）……六七九
○電源開発促進法の一部を改正する法律（昭三九・七・一一・法一七一）……六八三
△電源開発促進法（昭二七―法二八三）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四六
△電源開発促進法（昭二七―法二八三）の一部改正（昭三九―法一六八）……六八一
△電源開発促進法（昭二七―法二八三）の一部改正（昭三九―法一七〇）……二四六
○鉱山保安法の一部を改正する法律（昭三九・七・一六・法一七二）……六八四
△電気測定法（明四三―法二六）の一部改正（昭三九―法一五〇）……六八一
△中小企業庁設置法（昭二三―法八一）の一部改正（昭三九―法一四七）……六四八
△採石法（昭二五―法二九一）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四五
△高圧ガス取締法（昭二六―法二〇四）の一部を改正する法律（昭三九・三・三〇・法一九）……三三
○道路運送車両法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法四七）……一八四
○自動車検査登録特別会計法（昭三九・三・三一・法四八）……一八四
○旅行あっ旋業法の一部を改正する法律（昭三九・五・二・法七八）……二一七
○国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律（昭三九・五・二一・法七九）……二二九
○運輸省設置法の一部を改正する法律（昭三九・六・一・法八八）……二四〇
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭三九―法一七）……二四〇

第一八　運　輸

○日本鉄道建設公団法（昭三九・一二・二九・法三）……二
△日本鉄道建設公団法（昭三九―法一五三）の一部改正（昭三九―法一七〇）……五一五
○特定船舶整備公団法の一部を改正する法律（昭三九・三・二七・法一四）……三三
△特定船舶整備公団法（昭三四―法四六）の一部改正（昭三九―法一四〇）……四三一
○日本観光協会法の一部を改正する法律（昭三九・三・二七・法一五）……三三
改題―「国際観光振興会法」
○中小型鋼船造船業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭三九・三・三〇・法一九）……三三
○道路運送車両法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法四七）……一八四
○自動車検査登録特別会計法（昭三九・三・三一・法四八）……一八四
○旅行あっ旋業法の一部を改正する法律（昭三九・五・二・法七八）……二一七
○国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律（昭三九・五・二一・法七九）……二二九
○運輸省設置法の一部を改正する法律（昭三九・六・一・法八八）……二四〇
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭三九―法一四六）……四九九
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭三九―法一五）……二四
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭三九―法三三）……一六〇
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭三九―法四八）……一八七
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正……一〇
△鉄道敷設法（大一一―法三七）の一部改正（昭三九―法三）……五三〇
△船員保険法（昭一四―法七三）の一部改正（昭三九―法一五二）……五三
△船員保険特別会計法（昭二二―法二三六）の一部改正（昭三九―法一七四）……五三六
△港則法（昭二三―法一七四）の一部改正（昭三九―法一五七）……六二三
△日本国有鉄道法（昭二三―法二五二）の一部改正（昭三九―法一七〇）……六四七
△港湾法（昭二五―法二一八）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四七
△港湾運送事業法（昭二六―法一六一）の一部改正（昭三九―法一四〇）……六四八
△道路運送法（昭二六―法一八三）の一部改正（昭三九―法一六九）……六五五
△気象業務法（昭二七―法一六五）の一部改正（昭三九―法一七〇）……六五五
△地方鉄道軌道整備法（昭二八―法一六九）の一部改正（昭三九―法三）……一〇
△小型船海運組合法（昭三二―法一六二）の一部改正（昭三九―法一四〇）……三三
改題―「内航海運組合法」
○海上衝突予防法の一部を改正する法律（昭三九・七・七・法一五七）……六八一
△郵便振替貯金法（昭二三―法六〇）の一部改正（昭三九―法一七〇）……六八一

第一九　郵　政

○簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭三九・四・二〇・法六三）……一九九
○郵政省設置法の一部を改正する法律（昭三九・五・一・法七六）……二二五

第二〇　電気通信

○日本電信電話公社法の一部を改正する法律（昭三九・六・一八・法一〇八）……三三
○電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律（昭三九・七・二・法一三九）……四三
○電波法の一部を改正する法律（昭三九・七・四・法一四九）……四六四
△電波法の一部を改正する法律（昭三八―法八二）の一部改正（昭三九―法一七〇）……四七〇
△公衆電気通信法（昭二八―法九七）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四六

△小型船海運組合法（昭三二―法一六二）の一部改正（昭三九―法一四〇）……四三七

第二一　建　設

○首都高速道路公団法の一部を改正する法律（昭三九・三・二一・法八）……一四
△首都高速道路公団法（昭三四―法一三三）の一部改正（昭三九―法一六三）……五九五
○日本住宅公団法等の一部を改正する法律（昭三九・三・二七・法一二）……二三
○道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律（昭三九・三・三一・法三四）……一六一
△道路整備緊急措置法（昭三三―法三四）の一部改正（昭三九―法一六三）……五九五
○国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律（昭三九・六・一六・法一〇四）……三一四
○奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭三九・六・二四・法一一五）（衆法）……三五八
○東海北陸自動車道建設法（昭三九・七・一・法一三一）（衆法）……四〇一
○土地収用法等の一部を改正する法律（昭三九・七・三・法一四一）……四三三
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三九―法一六三）……一〇
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四五
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三九―法一七〇）……六八二
○首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律（昭三九・七・三・法一四二）……四三九
○近畿圏整備法の一部を改正する法律（昭三九・七・三・法一四三）（衆法）……四四〇
△近畿圏整備法（昭三四―法一三三）の一部改正（昭三九―法一四四）……四四三
△近畿圏整備法（昭三八―法一二九）の一部改正（昭三九―法一四五）……四五六
○近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律（昭三九・七・三・法一四四）……四四〇
○近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭三九・七・三・法一四五）……四四三
○住宅地造成事業に関する法律（昭三九・七・九・法一六〇）……四五〇
○道路法の一部を改正する法律（昭三九・七・九・法一六三）……四五六
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三九―法一四五）……四五五
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三九―法一六〇）……五八五
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四七
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三九―法一七〇）……六八三
○宅地建物取引業法の一部を改正する法律（昭三九・七・一〇・法一六六）（衆法）……六〇九
○河川法（昭三九・七・一〇・法一六七）……六一七
△河川法（明二九―法七一）廃止（昭三九―法一六八）……六三八
○河川法施行法（昭三九・七・一〇・法一六八）……六三八
△砂防法（明三〇―法二九）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四一
△都市計画法（大八―法三六）の一部改正（昭三九―法一四一）……四三七
△都市計画法（大八―法三六）の一部改正（昭三九―法一四五）……四五五
△公有水面埋立法（大一〇―法五七）の一部改正（昭三九―法一四五）……四五五
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭三九―法一四一）……四五五
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭三九―法一四四）……四五六
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭三九―法一四五）……四五五
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭三九―法一六〇）……五八五
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭三九―法一六三）……五九四
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭三九―法一六八）……六一七
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭三九―法一七〇）……六八三
△道路の修繕に関する法律（昭二三―法二八二）の一部改正（昭三九―法一六三）……五九四
△屋外広告物法（昭二四―法一八九）の一部改正（昭三九―法一六九）……六五三
△北海道開発法（昭二五―法一二六）の一部改正（昭三九―法一六三）……一三
△北海道開発法（昭二五―法一二六）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四一
△建築基準法（昭二五―法二〇一）の一部改正（昭三九―法一六九）……六五三
△北海道防寒住宅建設等促進法（昭二八―法六四）の一部改正（昭三九―法一一）……一九
△土地区画整理法（昭二九―法一一九）の一部改正（昭三九―法九四）……二九四
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三九―法一六三）……五九五
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四七
△積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する法律（昭三一―法七二）の一部改正（昭三九―法三四）……一六一
△積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭三一―法七二）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四一
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三九―法一六三）……五九五
△治山治水緊急措置法（昭三五―法二一）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四三
△治水特別会計法（昭三五―法四〇）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四三
△国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律（昭三五―法一二八）廃止（昭三九―法一〇四）……三一五
△公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律（昭三六―法一〇九）の一部改正（昭三九―法一四一）……四三八
△公共用地の取得に関する特別措置法（昭三六―法一五〇）の一部改正（昭三九―法三）……一二
△公共用地の取得に関する特別措置法（昭三六―法一五〇）の一部改正（昭三九―法一四一）……四三五
△公共用地の取得に関する特別措置法（昭三六―法一五〇）の一部改正（昭三九―法一六三）……五九五
△公共用地の取得に関する特別措置法（昭三六―法一五〇）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四八
△公共用地の取得に関する特別措置法（昭三六―法一五〇）の一部改正（昭三九―法一七〇）……六八三
△宅地造成等規制法（昭三六―法一九一）の一部改正（昭三九―法一六〇）……五八五

△水資源開発公団法（昭三六―法一二八）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四三
△建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭三七―法一〇〇）の一部改正（昭三九―法一六八）……六四八
△激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭三七―法一五〇）の一部改正（昭三九―法一一九）……三九九
△共同溝の整備等に関する特別措置法（昭三八―法八一）の一部改正（昭三九―法一六三）……五九五
△共同溝の整備等に関する特別措置法（昭三八―法八一）の一部改正（昭三九―法一七〇）……六八三
△新住宅市街地開発法（昭三八―法一三四）の一部改正（昭三九―法一四一）……四三八

第二二　外　事

○在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三九・五・一一・法八〇）……三一
○外務省設置法の一部を改正する法律（昭三九・五・二七・法八五）……三八
△海外移住事業団法（昭三八―法一二四）の一部改正（昭三九―法八五）……三九

第二三　国　防

△防衛庁職員給与法（昭二七―法二六六）の一部改正（昭三九―法一三三）……四〇七
△自衛隊法（昭二九―法一六五）の一部改正（昭三九―法一一八）……三七四

◎昭和三十八年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律

1　米穀の生産者が、その生産した昭和三十八年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和三十八年九月二十日（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の各区域において生産される米穀については、同年八月三十一日）までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和三十九年二月二十九日までに政府に売り渡した場合には、当該生産者の昭和三十八年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの時期及び数量に応じ次に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第七条の二に規定する農業所得に係る同法第九条第一項第四号の総収入金額に算入しない。

一　昭和三十八年九月三十日までに売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、七百円

二　昭和三十八年十月一日から同月十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百二十円

三　昭和三十八年十月十一日から同月二十一日（北海道、青森県、岩手県及び宮城県において生産される米穀については、同月二十三日）までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百四十円

四　昭和三十八年十月二十二日（北海道、青森県、岩手県及び宮城県において生産される米穀については、同月二十四日）から昭和三十九年二月二十九日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百六十円

2　前項の場合において、同項第一号から第三号までに規定する米穀が、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三条第二項の規定に基づく政府の買入価格につき買入れの時期に応ずる格差が設けられていない米穀であるときは、当該米穀についてのこれらの号に掲げる金額は、これらの号の規定にかかわらず、四百六十円とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二号（昭三九・二・二八）

◎地方税法の一部を改正する法律

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則中第三十六項を第三十八項とし、第三十二項から第三十五項までを二項ずつ繰り下げ、第三十一項の次に次の二項を加える。

（昭和三十九年度分の固定資産税に関する特例）

32　昭和三十九年度分の固定資産税に限り、第三百六十二条第一項中「四月」とあるのは「五月」と、第三百八十九条第一項及び第四百十条中「毎年二月末日」とあるのは「昭和三十九年三月三十一日」と、第四百十五条第一項中「毎年三月一日から同月二十日まで」とあるのは「昭和三十九年四月一日から同月二十日まで」と、「毎年三月二十一日」とあるのは「昭和三十九年四月二十一日」と、第四百十八条中「毎年四月中」とあるのは「昭和三十九年五月中」と、第四百二十八条第一項中「毎年三月一日から四月三十日まで」とあるのは「昭和三十九年四月一日から同年五月三十一日まで」と、第七百四十三条第一項中「毎年二月末日」とあるのは「昭和三十九年三月三十一日」と、同条第三項中「毎年四月中」とあるのは「昭和三十九年五月中」とする。

（昭和三十九年度分の都市計画税に関する特例）

33　昭和三十九年度分の都市計画税に限り、第七百二条の六第一項中「四月」とあるのは、「五月」とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第三号（昭三九・二・二九）

◎日本鉄道建設公団法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　役員及び職員（第八条―第十八条）
第三章　業務（第十九条―第二十四条）
第四章　財務及び会計（第二十五条―第三十四条）
第五章　監督（第三十五条・第三十六条）
第六章　雑則（第三十七条―第四十条）
第七章　罰則（第四十一条―第四十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　日本鉄道建設公団は、鉄道新線の建設を推進することにより、鉄道交通網の整備を図り、もつて経済基盤の強化と地域格差の是正に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条　日本鉄道建設公団（以下「公団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2　公団は、運輸大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条　公団の資本金は、五億円と第三項の規定により日本国有鉄道が公団の設立に際し出資する額及び附則第七条第二項の規定により日本国有鉄道から出資があつたものとされる金額の合計額とする。

2　政府は、公団の設立に際し、前項の五億円を出資するものとする。

3　日本国有鉄道は、公団の設立に際し、昭和三十八年度の日本国有鉄道の予算の工事勘定に計上した建設費の項の額（前年度からの繰越額を含む。）から公団設立の時までにおけるその項の支出済額を控除した額に相当する金額を出資するものとする。

4　政府及び日本国有鉄道は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公団に追加して出資することができる。

5　公団は、前項の規定による政府及び日本国有鉄道の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

（登記）

第五条　公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第六条　公団でない者は、日本鉄道建設公団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十条（法人の住所）及び第五十条（法人の不法行為能力）の規定は、公団について準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第八条　公団に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第九条　総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2　副総裁は、公団を代表し、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

3　理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行なう。

4　監事は、公団の業務を監査する。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は総裁を通じて運輸大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第十条　総裁及び監事は、運輸大臣が任命する。

2　副総裁及び理事は、運輸大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

（役員の任期）

第十一条　役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十二条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議

員又は地方公共団体の長

二　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

三　日本国有鉄道の役員又は職員（非常勤の者を除く。）

四　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

五　運輸事業を営む者であつて日本国有鉄道と競争関係にあるもの又はその者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

六　前二号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の解任）

第十三条　運輸大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　運輸大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第十四条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第十五条　公団と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

（代理人の選任）

第十六条　総裁及び副総裁は、公団の理事及び職員のうちから、公団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第十七条　公団の職員は、総裁が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第十八条　公団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務の範囲）

第十九条　公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　鉄道新線（鉄道敷設法（大正十一年法律第三十七号）別表に掲げる予定鉄道線路及び同法附則第二項の鉄道線路であつて、公団の成立の時において日本国有鉄道が営業を行なつている区間に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る鉄道施設の建設を行なうこと。

二　前号の規定により建設した鉄道施設を日本国有鉄道に貸し付け、又は譲渡すること。

三　前号の規定により貸し付けた鉄道施設に係る災害復旧工事を行なうこと。

四　前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2　公団は、前項の業務の遂行に支障のない範囲内において、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けて、次

の業務を行なうことができる。ただし、第二号の業務については、委託者が日本国有鉄道である場合にあつては、前項第一号の業務に直接関係のある場合に限る。

一　前項第一号の鉄道施設で高架のものの建設と一体として建設することが適当であると認められる事務所、倉庫、店舗その他政令で定める施設を、当該鉄道施設の建設に伴つて公団が取得した土地に建設し、及び管理すること。

二　委託に基づき、鉄道に関する工事並びにこれに関する調査、測量、設計、試験及び研究を行なうこと。

3　公団は、前項第一号の業務を行なう場合においては、政令で定める基準に従つてしなければならない。

（基本計画）

第二十条　運輸大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項第一号に掲げる業務につき基本計画を定め、これを公団に指示するものとする。これを変更するときも、同様とする。

2　運輸大臣は、前項の基本計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、鉄道建設審議会に諮問しなければならない。

（工事実施計画）

第二十一条　公団は、第十九条第一項第一号の業務を行なおうとするときは、運輸省令で定めるところにより、前条第一項の基本計画に基づいて工事実施計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　公団は、前項の規定により工事実施計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、日本国有鉄道に協議しなければならない。

3　公団は、第一項の規定による運輸大臣の認可を受けたときは、工事実施計画に関する書類を、日本国有鉄道に提出しなければならない。

（鉄道敷設法の特例）

第二十二条　第二十条第一項の基本計画において公団が鉄道施設を建設することとされた鉄道新線については、日本国有鉄道は、鉄道敷設法第二条の規定にかかわらず、その敷設を行なわないものとする。

（事業計画等の認可）

第二十三条　公団は、政令で定めるところにより、日本国有鉄道に対し、有償で、第十九条第一項第二号の規定により建設した鉄道施設を貸し付け、又は譲渡するものとする。ただし、運輸大臣が後進地域その他特定の地域の開発等のため無償とする特別の必要があると認めて指定した鉄道施設は、無償で貸し付けることができる。

2　公団は、前項本文の規定により鉄道施設を貸し付け、又は譲渡しようとするときは、貸付料又は譲渡価額について、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けなければならない。貸付料を変更しようとするときも、同様とする。

（業務方法書）

第二十四条　公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第二十五条　公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画等の認可）

第二十六条　公団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、運

輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　公団は、前項の規定により事業計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、日本国有鉄道に協議しなければならない。

3　公団は、第一項の規定による運輸大臣の認可を受けたときは、事業計画、予算及び資金計画に関する書類を、日本国有鉄道に提出しなければならない。

（財務諸表）

第二十七条　公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　公団は、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

3　公団は、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

4　公団は、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び決算報告書を、日本国有鉄道に提出しなければならない。

（利益及び損失の処理並びに納付金）

第二十八条　公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

2　公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3　公団は、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前項の規定による納付金に関し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

（借入金及び鉄道建設債券）

第二十九条　公団は、運輸大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は鉄道建設債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、運輸大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4　第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6　公団は、運輸大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8　第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）

第三十条　公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第三十一条　公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他運輸大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行への預金又は郵便貯金

（財産の処分等の制限）

第三十二条　公団は、第二十三条に規定する場合を除くほか、運輸省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十三条　公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（運輸省令への委任）

第三十四条　この法律に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第五章　監督

（監督）

第三十五条　公団は、運輸大臣が監督する。

2　運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十六条　運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対してその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に公団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　雑則

（建物等の無償貸付け）

第三十七条　日本国有鉄道は、公団の業務の運営に必要な範囲内において、日本国有鉄道の建物その他の施設を公団に無償で貸し付けることができる。

（解散）

第三十八条　公団の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第三十九条　運輸大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第十九条第二項、第二十三条第二項、第二十四条第一項、第二十六条第一項、第二十九条第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十条又は第三十二条の規定による認可をしようとするとき。

二　第二十条第一項の基本計画を定め、又は変更しようとするとき。

三　第二十三条第一項ただし書又は第三十一条第一号の規定による指定をしようとするとき。

四　第二十四条第二項又は第三十四条の規定により運輸省令を定めようとするとき。

五　第二十七条第一項又は第三十三条の規定による承認をしようとするとき。

（他の法令の準用）

運用したとき。

五　第三十五条第二項の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

第四十三条　第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（公団の設立）

第二条　運輸大臣は、公団の総裁又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された総裁又は監事となるべき者は、公団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ総裁又は監事に任命されたものとする。

第三条　運輸大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、その事務を前条第一項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された総裁となるべき者は、前条第二項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条　公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事業の承継等）

第六条　日本国有鉄道が日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十三条第一号の規定により運輸大臣の許可を受けて行なつている鉄道新線の建設に関する事業は、公団の成立の日から、公団が第十九条第一項第一号の業務として行なうものとする。この場合においては、日本国有鉄道は、遅滞なく、当該事業に関する事務を公団に引き継ぐものとする。

2　運輸大臣は、前項の規定により公団が行なうこととなつた業務について、公団の成立の日から起算して一月以内に第二十条第一項の基本計画を定め、これを公団に指示するものとし、公団は、その指示があつた日から起算して二月以内に第二十一条第一項の工事実施計画を作成して運輸大臣に提出しなければならない。

3　前項の工事実施計画に対する運輸大臣の認可があるまでの間は、第一項の規定により公団が行なうこととなつた業務は、運輸大臣の指示に従つて行なうものとする。

（権利及び義務の承継等）

第七条　前条第一項の規定により日本国有鉄道が許可を受けて行なつている鉄道新線の建設に関する事業を公団が第十九条第一項第一号の業務として行なうこととなつた時において当該鉄道新線の建設に関する事業に関し日本国有鉄道が有する権利及び義務（政令で定める権利又は義務を除く。）は、その時において、公団が承継する。

2　前項の規定により公団が日本国有鉄道の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際その承継される資産の価額（日本国有鉄道の会計における当該資産の帳簿価額をいう。）から負債の金額を差し引いた額は、日本国有鉄道から公団に対し出資されたものとする。

（日本国有鉄道から公団に転出した復帰希望職員に関する公共企業体職員等共済組合法の特例）

第八条　公団の成立の際現に日本国有鉄道の職員である国鉄共済組合の組合員（公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）（以下この条において「法」という。）の長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。以下この条において「組合員」という。）が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公団に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条において「公団職員」という。）となるため退職した場合において、その者が、公団職員となつた日から六十日以内に、国鉄共済組合の運営規則で定めるところにより、その引き続く公団職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき（以下この条において「復帰したとき」という。）の法第十五条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を国鉄共済組合に申し出たときは、当該退職（以下この条において「転出」という。）に係る長期給付は、その申出をした者（以下この条において「復帰希望職員」という。）が引き続き公団職員として在職する間、その支払を差し止める。

2　復帰希望職員が引き続き公団職員として在職しなくなつたとき（引き続き日本国有鉄道に復帰したときを除く。）は、国鉄共済組合は、運輸省令で定めるところにより、当該復帰希望職員及び公団に対し、これらの者が負担した掛金又は負担金を返還しなければならない。

3　復帰希望職員及び公団については、当該復帰希望職員の転出の時にさかのぼつて、法第六章（第六十六条第一項第一号及び第三号に掲げる金額に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、第六十四条第一項中「給付及び福祉事業」とあるのは「長期給付」と、第六十五条第一項中「組合員（前条第二項の運営規則で定める組合員を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「組合員」と、第六十六条第一項中「公共企業体は、次に掲げる金額を」とあるのは「公団は第二号に掲げる金額を、公共企業体は第四号に掲げる金額をそれぞれ」と、同条第四項中「公共企業体」とあるのは「公団若しくは公共企業体」と読み替えるものとする。

4　復帰希望職員が引き続き公団職員として在職しなくなつたとき（引き続き日本国有鉄道に復帰したときを除く。）は、国鉄共済組合は、運輸省令で定めるところにより、当該復帰希望職員及び公団に対し、これらの者が負担した掛金又は負担金を返還しなければならない。

第四十条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章　罰則

（罰則）

第四十一条　第三十六条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十二条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律により運輸大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第五条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三　第十九条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第三十一条の規定に違反して業務上の余裕金を

（経過規定）

第九条　この法律の施行の際現に日本鉄道建設公団という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十条　公団の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十九年三月三十一日に終わるものとする。

第十一条　公団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十六条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

（鉄道敷設法の一部改正）

第十二条　鉄道敷設法の一部を次のように改正する。

第三条中「敷設」の下に「及日本鉄道建設公団ノ鉄道施設ノ建設」を加える。

第四条第二項中「日本国有鉄道」の下に「又ハ日本鉄道建設公団」を加える。

第六条第一項中「二十七人」を「二十八人」に、同条第二項ただし書中「第六号及第七号」を「第七号及第八号」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　日本鉄道建設公団総裁

第七条第一項及び第八条中「第六号及第七号」を「第七号及第八号」に改める。

第九条第一項中「十三人」を「十四人」に改め、同条第四項中「日本国有鉄道」の下に「若ハ日本鉄道建設公団」を加える。

（公職選挙法の一部改正）

第十三条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条の二第一項第二号中「特定船舶整備公団」の下に「、日本鉄道建設公団」を加える。

（土地収用法の一部改正）

第十四条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号の次に次の一号を加える。

七の二　日本鉄道建設公団が設置する鉄道の用に供する施設

（道路法の一部改正）

第十五条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項及び第三十一条中「日本国有鉄道」の下に「若しくは日本鉄道建設公団」を加える。

（地方鉄道軌道整備法の一部改正）

第十六条　地方鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「又は並行して」を「若しくは並行して」に、「運輸を開始した」を「運輸を開始し、又は日本鉄道建設公団が地方鉄道に接近し、若しくは並行して建設した鉄道線路を日本国有鉄道が借り受け、若しくは譲り受けて運輸を開始した」に、「又は並行する」を「若しくは並行する」に、「日本国有鉄道の当該鉄道線路」を「日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団の当該鉄道線路」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十七条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「阪神高速道路公団」の下に「、日本鉄道建設公団」を加える。

（高速自動車国道法の一部改正）

第十八条　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項及び第三項中「日本国有鉄道」の下に「若しくは日本鉄道建設公団」を加える。

（公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正）

第十九条　公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「日本国有鉄道」の下に「又は日本鉄道建設公団」を加える。

（登録税法の一部改正）

第二十条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「日本国有鉄道」の下に「又ハ日本鉄道建設公団」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第二十一条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ四中「日本国有鉄道」の下に「又ハ日本鉄道建設公団」を加える。

（所得税法の一部改正）

第二十二条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の九中「特定船舶整備公団」の下に「及び日本鉄道建設公団」を加える。

（法人税法の一部改正）

第二十三条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「特定船舶整備公団」の下に「、日本鉄道建設公団」を加える。

（地方税法の一部改正）

第二十四条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「特定船舶整備公団」の下に「、日本鉄道建設公団」を加える。

第七十三条の四第一項第一号中「、日本鉄道建設公団」を「又は日本鉄道建設公団」に改める。

第三百四十九条の三に次の一項を加える。

17　日本鉄道建設公団が日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）第十九条第一項第一号の規定による鉄道施設の建設の用に供するため取得した土地及び同項第二号の規定により日本国有鉄道に貸し付けた鉄道施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第二十五条　行政管理庁設置法（昭和二十四年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　日本鉄道建設公団に関すること。

第三十八条第一項の表鉄道建設審議会の項中「鉄道新線の敷設」の下に「及び日本鉄道建設公団の鉄道施設の建設」を加える。

（北海道開発法の一部改正）

第二十八条　北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「日本住宅公団」の下に「、日本鉄道建設公団」を加える。

（内閣総理・法務・大蔵・運輸・建設・自治大臣署名）

法律第四号（昭三九・三・一四）

◎昭和三十八年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律

昭和三十八年度特別会計補正予算（特第三号）により昭和三十八年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された地方交付税交付金の額のうち、当該額以内の額を昭和三十八年度内に交付しないで、これを地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第六条第二項の当該年度の前年度以前の地方交付税でまだ交付していない額として、昭和三十九年度分の地方交付税の総額に加算して交付することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第五号（昭三九・三・一六）

◎日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、日本輸出入銀行に追加して出資することができる。

3　日本輸出入銀行は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第十条中「五人」を「六人」に改める。

第十八条第一号中「第三十九条第一項」を「第九号及び第三十九条第一項」に改め、同条第十一号を同条第十三号とし、同条第十号を同条第十二号とし、同条第九号中「前号」を「第八号」に改め、同号を同条第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　銀行が第三号の規定により資金の貸付けを受けることができる者に対して日本輸出入銀行とともに当該資金の貸付けを行なつた場合において、当該資金に係る債務を保証すること。

第十八条第八号の次に次の一号を加える。

九　本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流を促進するため、本邦から設備等の輸入又は技術の受入れをした者で当該輸入又は受入れにより本邦法人又は本邦人に対して債務を有するものにおいて当該債務を履行することがその者の居住国（その者が外国政府である場合には、当該外国。以下この号及び第十八条の二第五項において同じ。）の国際収支上の理由により著しく困難である場合において当該居住国の政府、政府機関又は銀行に対して当該債務の履行の円滑化を図るために必要な資金を貸し付けること。

第十八条の二第三項及び第四項中「同条第九号」を「同条第十号」に改め、同条に次の一項を加える。

5　前条第九号の規定による資金の貸付けは、同号に規定する債務並びにこれに類する債務で本邦法人及び本邦人以外の者に対するものの履行がこれらの債務を有する者の居住国の国際収支上の理由により著しく困難であり、かつ、これらの債務に係る債権を有する者の居住国（この国に係る当該債権の総額が他に比して著しく少ないもの及び日本国を除く。以下「主要な債権国」という。）が相当数ある場合であつて、これらの債務を有する者の居住国の政府が当該事由に基づき日本国政府及び主要な債権国の政府の全部又は大部分に対してこれらの債務の履行期限の延長又はこれらの債務の履行の円滑化を図るために必要な資金の借入れのあつせんその他の措置をとることを求めている場合において、当該措置を求められた主要な債権国の全部又は大部分において当該措置がとられることが確実であると認められるときに限り、行なうことができる。

第十八条の三第二項中「第八号」を「第九号」に、「同条第九号」を「同条第十号及び第十一号」に、「及び第十号」を「、第十号及び第十二号」に改める。

第十九条第一項中「第十号」を「第十二号」に改める。

第二十条第一項中「貸付け若しくは当該資金の貸付け」を「貸付又は当該資金の貸付け」に、「同条第九号」を「同条第十号若しくは第十一号」に改め、「債務の保証」の下に「又は同条第九号の規定による資金の貸付け」を加え、同条第二項中「第四号まで」の下に「又は第九号」を加え、同条第四項中「同条第九号若しくは第十号」を「同条第十号若しくは第十二号」に、「同条第十号」を「同条第十二号」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第六号（昭三九・三・一九）

◎警察法の一部を改正する法律

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「七千七百八十五人」を「七千七百九十五人」に、「千三十二人」を「千三十九人」に改める。

第六十条の次に次の一条を加える。

（管轄区域の境界附近における事案に関する権限）

第六十条の二　管轄区域が隣接する都道府県警察は、相互に協議して定めたところにより、隣接に係る境界の附近の区域（境界から政令で定める距離までの区域に限る。）における事案を処理するため、当該関係都道府県警察の管轄区域に権限を及ぼすことができる。

附　則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第七号（昭三九・三・一九）

◎電源開発促進法の一部を改正する法律（衆法）

電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「理事五人以内」を「理事八人以内」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵・通商産業大臣署名）

法律第八号（昭三九・三・二一）

◎首都高速道路公団法の一部を改正する法律

首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「第一項の」を削る。

第十条第一項中「五人」を「七人」に改める。

第十一条第二項中「二人」を「三人」に改める。

第十六条第一項中「二人」を「三人」に改める。

第十九条に次の一項を加える。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は建設大臣に意見を提出することができる。

第三十七条第四項中「債券の債権者」の下に「及び公団に対して資金の貸付けをしている国際復興開発銀行」を加え、同条中第八項を第十項とし、第七項の次に次の二項を加える。

8　公団は、国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき債券を引き渡す必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その債券の発行に関する事務の全部又は一部を外国の銀行又は信託会社に委託することができる。

9　外資に関する法律（昭和二十五年法律第百六十三号）第三条に規定する外国投資家が前項の債券を譲り受けたときは、当該債券に係る貸付金債権について同法第十三条の二の規定による大蔵大臣の指定を受けたものとみなして、同法の規定を適用する。

第三十八条の二中「債券に係る債務」の下に「（次項の規定により保証することができる債務を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団が国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき外貨で支払わなければならない債務について保証することができる。

第四十一条第二項中「第四条第一項」の下に「又は第四項」を加える。

第五十条第一号中「及び第六項「を」、第六項及び第八項」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、首都高速道路公団法第十条第一項、第十一条第二項及び第十六条第一項の改正規定並びに次項の規定は、この法律の公布の日から起算して六月内において政令で定める日から施行する。

2　この法律による首都高速道路公団法第十条第一項の改正に伴い新たに任命される管理委員会の委員の任期は、同法第十二条第一項本文の規定にかかわらず、その任命の際現に在任する他の委員の任期が終了する日までとする。

3　国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭和二十八年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

「又は日本電信電話公社」を「、日本電信電話公社又は首都高速道路公団」に、「又は日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第六十二条第一項」を「、日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第六十二条第一項又は首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）第三十七条第一項」に改める。

（大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

法律第九号（昭三九・三・二七）

◎国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表宇都宮大学の項中「学芸学部」を「学芸学部　工学部」に改め、同表岐阜大学の項中「学芸学部」を「学芸学部　医学部」に改め、同表神戸大学の項中「理学部」を「医学部」に改め、同表山口大学の項中「経済学部」を「経済学部　医学部」に改め、同表九州大学の項中「医学部」を「医学部　薬学部」に改める。

第三条の二第一項中「弘前大学　東北大学」を「弘前大学　岩手大学　東北大学　東京工業大学」を「東京工業大学　東京水産大学」に、「信州大学　静岡大学　名古屋大学」を「信州大学　静岡大学　名古屋大学　名古屋工業大学」に、「神戸大学」を「神戸大学　奈良女子大学」に改める。

第三条の三第一項の表中宇都宮工業短期大学の項の次に次のように加える。

図書館短期大学	東京都

第四条第一項の表東京大学の項中

「応用微生物研究所	応用微生物に関する学理及びその応用の研究」
航空研究所	航空に関する学理及びその応用の研究」

を「応用微生物研究所　応用微生物に関する学理及びその応用の研究　航空研究所　航空に関する学理及びその応用の研究」に改め、同表東京工業大学の項中「工業材料研究所　原子炉工学研究所」を「工業材料研究所　工業材料に関する学理及びその応用の研究　原子炉工学研究所　原子炉工学に関する学理及びその応用の研究」に改める。

第四条第二項の表東京大学の項中「海洋研究所　海洋に関する基礎的研究」を「海洋研究所　海洋に関する基礎的研究　宇宙航空研究所　宇宙科学、宇宙工学及び航空に関する学理及びその応用の総合研究」に改め、同表同項の次に次のように加える。

東京外国語大学	アジア・アフリカ言語文化研究所	東京都	アジア及びアフリカの言語文化に関する総合研究並びにこれらの地域の言語に関する辞典の編製及び教育訓練

第七条の二の表中

「函館工業高等専門学校	北海道
旭川工業高等専門学校	北海道」

を

「函館工業高等専門学校	北海道
苫小牧工業高等専門学校	北海道
旭川工業高等専門学校	北海道」

に、

「八戸工業高等専門学校	青森県
一関工業高等専門学校	岩手県」

を

「八戸工業高等専門学校	青森県
一関工業高等専門学校	岩手県
平工業高等専門学校	福島県
茨城工業高等専門学校	茨城県」

に、

「明石工業高等専門学校	兵庫県
奈良工業高等専門学校	奈良県
和歌山工業高等専門学校	和歌山県」

を

「明石工業高等専門学校	兵庫県
奈良工業高等専門学校	奈良県
和歌山工業高等専門学校	和歌山県
久留米工業高等専門学校	福岡県
有明工業高等専門学校	福岡県」

に、

「大分工業高等専門学校	大分県
都城工業高等専門学校	宮崎県」

を

「有明工業高等専門学校	福岡県
大分工業高等専門学校	大分県」

を

「工業材料研究所	工業材料に関する学理及びその応用の研究」
原子炉工学研究所	原子炉工学に関する学理及びその応用の研究」

を

「工業材料研究所	工業材料に関する学理及びその応用の研究
原子炉工学研究所	原子炉工学に関する学理及びその応用の研究」

に、

「海洋研究所	海洋に関する基礎的研究」
宇宙航空研究所	宇宙科学、宇宙工学及び航空に関する学理及びその応用の総合研究」

を

「海洋研究所	海洋に関する基礎的研究
宇宙航空研究所	宇宙科学、宇宙工学及び航空に関する学理及びその応用の総合研究」

に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2　文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「五十万円」を「百万円」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

3　図書館短期大学に、図書館の職員を養成する教育施設として、当分の間、図書館職員養成所を附置する。

4　この法律による改正前の文部省設置法附則第十一項の図書館職員養成所及びその職員は、前項の図書館職員養成所及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第十号（昭三九・三・二七）

◎文化功労者年金法の一部を改正する法律

文化功労者年金法（昭和二十六年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「五十万円」を「百万円」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

法律第十一号（昭三九・三・二七）

◎産業労働者住宅資金融通法等の一部を改正する法律

（産業労働者住宅資金融通法の一部改正）

第一条　産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条・第十六条」を「第十五条―第十七条」に改める。

第二条に次の一号を加える。

四　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者をいう。

第四条中「一事業者に使用されている」を削る。

第七条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第八条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第九条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第十条第一項中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第十一条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第十二条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第十三条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第十四条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第十五条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第十六条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第十七条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第十八条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第十九条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第二十条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第二十一条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第二十二条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第二十三条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第二十四条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第二十五条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第二十六条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第二十七条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第二十八条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第二十九条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第三十条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第三十一条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第三十二条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第三十三条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第三十四条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第三十五条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第三十六条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第三十七条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第三十八条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第三十九条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第四十条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第四十一条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第四十二条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第四十三条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第四十四条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第四十五条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第四十六条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第四十七条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第四十八条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第四十九条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第五十条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第五十一条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第五十二条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第五十三条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第五十四条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第五十五条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第五十六条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第五十七条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第五十八条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第五十九条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第六十条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第六十一条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第六十二条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第六十三条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第六十四条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第六十五条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第六十六条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第六十七条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第六十八条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第六十九条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第七十条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第七十一条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第七十二条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第七十三条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第七十四条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第七十五条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第七十六条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第七十七条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第七十八条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第七十九条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第八十条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第八十一条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第八十二条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第八十三条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第八十四条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第八十五条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第八十六条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第八十七条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第八十八条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第八十九条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第九十条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第九十一条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第九十二条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第九十三条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第九十四条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第九十五条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第九十六条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第九十七条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第九十八条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第九十九条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第百条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第百一条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第百二条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「の建設及び」を「である住宅の建設及び」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額が」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等　主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者

第百三条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「対し住宅を建設して貸し付ける」を「貸し付けるため住宅を必要とする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

第百四条第一項中「住宅を必要とする事由」の下に「（前条第一項第三号に該当する者については、その事業の内容）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「貸付を受けるべき者」の下に「（前条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加え、「参しやく」を「参酌」に改める。

第百五条第一項中「主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者

法律第十二号（昭三九・三・二七）

◎私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二中「二部」を「三部」に、「経済部」を「経済部取引部」に改める。

第三十五条の四を次のように改める。

第三十五条の四　経済部においては、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

一　事業活動及び経済実態の調査に関すること。

二　認可、同意、協議及び処分の請求に関すること。

三　経済法令等の調整に関すること。

第三十五条の四の次に次の一条を加える。

第三十五条の四の二　取引部においては、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

一　不公正な取引方法の指定に関すること。

二　再販売価格に関する商品の指定に関すること。

三　下請代金支払遅延等防止法の施行に関すること。

四　不当景品類及び不当表示防止法の施行に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

五　小売商業調整特別措置法の規定による指示に関すること。

第三十五条の六第一項中「名古屋地方事務所」を「札幌地方事務所、名古屋地方事務所」に改める。

第三十五条の八中「二百五十一人」を「二百六十六人」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第三十五条の六第一項の改正規定は、昭和三十九年七月一日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

4　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四第八項中「第四号」の下に「若しくは産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）第七条第一項第三号」を加え、「同法同条第四項」を「住宅金融公庫法第十七条第四項」に改める。

（大蔵・労働・建設・自治・内閣総理大臣署名）

法律第十三号（昭三九・三・二七）

◎日本住宅公団法等の一部を改正する法律

（日本住宅公団法の一部改正）

第一条　日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第八号中「住宅債券」の下に「、特別住宅債券」を加える。

第二十一条に次の一項を加える。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は建設大臣に意見を提出することができる。

第三十二条第二項中「前条第二号」を「前条第一号の住宅又は同条第二号」に、「日本住宅公団宅地債券」を「特別住宅債券又は日本住宅公団宅地債券」に、「当該宅地」を「当該住宅又は当該宅地」に改める。

第四十九条第二項を次のように改める。

2　公団は、建設大臣の認可を受けて、第三十一条第一号の住宅又は同条第二号の宅地を譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、特別住宅債券又は日本住宅公団宅地債券（以下「宅地債券」という。）を発行することができる。

第四十九条第五項中「宅地債券」を「特別住宅債券若しくは宅地債券」に改め、同条第七項及び第九項中「住宅債券」の下に「、特別住宅債券」を加える。

第五十一条中「宅地債券」を「特別住宅債券又は宅地債券」に改める。

第五十二条中「住宅債券」の下に「、特別住宅債券」を加える。

第六十一条第一項第四号中「宅地債券」を「特別住宅債券及び宅地債券」に改める。

（住宅金融公庫法の一部改正）

第二条　住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「設立の」を削り、同条第四項中「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十条に次の一項を加える。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができる。

第二十七条の三第一項中「第三十五条の二第二項の規定による特別の定めの適用を受けること」を「第十七条第四項の規定による貸付金に係る土地を譲り受けること」に改める。

第四十九条第二号中「から第三項まで」を削る。

附　則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

（大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

法律第十四号（昭三九・三・二七）

◎特定船舶整備公団法の一部を改正する法律

特定船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「戦時標準型船舶」の下に「又は老朽貨物船等」を加え、「及び港湾運送用船舶の整備及び港湾運送用荷役機械の整備」に改める。

第二条第三項中「以下同じ」を「第五項及び第十項において同じ」に改め、同条第四項中「又は第二十条第一項の規定による届出をした者」を「若しくは第二十条第一項の規定による届出をした者又は小型船海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第三条第一項の規定による小型船運航業の登録を受けた者」に改め、同条第五項中「届出をしたもの」の下に「又は小型船海運業法第三条第一項の規定による小型船貸渡業の登録を受けたもの」を加え、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第三条第一号、第三号又は第五号」を「第三条第一号から第五号まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　この法律において「老朽貨物船等」とは、鋼製の貨物船であつて運輸省令で定める日以前に進水したもの及び木製の油送船その他運輸省令で定める基準に該当する木製の貨物船をいう。

第二条に次の二項を加える。

11　この法律において「港湾運送用荷役機械」とは、港湾運送事業者の事業の用に供する荷役機械であつて、運輸省令で定める種類のものをいう。

12　この法律において「港湾運送用荷役機械貸渡業者」とは、港湾運送用荷役機械の貸渡しをする事業を営む者であつて、運輸大臣の指定するものをいう。

第十条に次の一項を加える。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は運輸大臣に意見を提出することができる。

第十三条第二号中「港湾運送用船舶貸渡業者」を「港湾運送用荷役機械貸渡業者」を加え、「若しくは船舶用機関」を「、船舶用機関若しくは港湾運送用荷役機械」に改める。

第十九条第十号を同条第十四号とし、同条第九号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同条第十号とし、同号の次に次の三号を加える。

十一　港湾運送事業者又は港湾運送用荷役機械貸渡業者と費用を分担して、港湾運送用荷役機械を製造すること。

十二　前号の規定により製造した港湾運送用荷役機械を港湾運送事業者又は港湾運送用荷役機械貸渡業者に使用させること。

十三　第十一号の規定により製造した港湾運送用荷役機械を港湾運送事業者又は港湾運送用荷役機械貸渡業者に譲渡すること。

第十九条第八号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「第四号」の下に「又は第五号」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　老朽貨物船等を解撤する海上貨物運送事業者又は貨物船貸渡業者と費用を分担して、本邦の各港間における運輸省令で定める種類の貨物の運送に適した構造を有する鋼製の貨物船を建造すること。

附　則

1　この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2　改正後の特定船舶整備公団法第十三条及び第十九条の規定の適用については、港湾運送事業法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第六十九号）附則第二項の規定により、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第一号から第五号までに掲げる港湾運送事業を営むことができる者は、同項の規定により当該事業を営むことができる間、港湾運送事業者とみなす。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第十五号（昭三九・三・二七）

◎日本観光協会法の一部を改正する法律

日本観光協会法（昭和三十四年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国際観光振興会法

目次中「第二章　会員（第八条―第十条）」を「第二章　削除」に、「第十九条の二」を「第十九条の三」に、「第四章　運営審議会（第二十条―第二十三条）」を「第四章　削除」に改める。

本則中「日本観光協会」を「国際観光振興会」に、「協会」を「振興会」に改める。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条　国際観光振興会は、海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行なうことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする。

第二章を次のように改める。

第二章　削除

第八条から第十条まで　削除

第十三条第一項中「会長、副会長及び監事」を「役員」に改め、同条第二項を削る。

第十六条第一項及び第二項中「又は会長」及び「それぞれその任命に係る」を削り、同条第三項を削る。

第三章中第十九条の二を第十九条の三とし、第十九条の次に次の一条を加える。

（運営審議会）

第十九条の二　振興会に、運営審議会を置く。

2　運営審議会は、会長の諮問に応じ、振興会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3　運営審議会は、前項の事項に関し、会長に意見を述べることができる。

4　運営審議会は、委員三十人以内で組織する。

5　委員は、国際観光に関し学識経験のある者のうちから、運輸大臣の認可を受けて、会長が任命する。

6　委員の任期は、二年とする。

7　委員は、再任されることができる。

第四章を次のように改める。

第四章　削除

第二十条から第二十三条まで　削除

第二十四条第一項第三号を削り、同項第四号中「観光」を「国際観光」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「観光」を「国際観光」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同条第二項中「前項第七号」を「前項第六号」に改める。

第二十九条第三項及び第四項を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

（経過規定）

第二条　日本観光協会は、この法律の施行の日において、国際観光振興会となるものとし、この法律の施行の際現に日本観光協会の会長、副会長、理事又は監事である者は、それぞれその際改正後の国際観光振興会法（以下「新法」という。）第十三条の規定により、国際観光振興会の会長、副会長、理事又は監事として任命されたものとする。

2　前項に規定する国際観光振興会の会長、副会長、理事又は監事の任期は、新法第十四条第一項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が日本観光協会の会長、副会長、理事又は監事として在任した期間（この法律の施行の日の前日を含む任期に係るものに限る。）を控除した期間とする。

第三条　この法律の施行の際現に国際観光振興会という名称を使用している者については、新法第六条の規定は、この法律の施行後六月間は適用しない。

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（登録税法の改正）

第五条　登録税法（明治三十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本観光協会法」を「国際観光振興会」に、「日本観光協会法」を「国際観光振興会法」に改める。

（印紙税法の改正）

第六条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ二ノ四中「日本観光協会」を「国際観光振興会」に改める。

（所得税法の改正）

第七条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「日本観光協会」を「国際観光振興会」に改める。

（法人税法の改正）

第八条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「日本消防検定協会」の下に「、国際観光振興会」を加える。

第五条第一項第六号中「、日本観光協会」を削る。

（地方税法の改正）

第九条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本消防検定協会」の下に「、国際観光振興会」を加える。

第七十二条の五第一項第六号中「、日本観光協会」を削る。

（運輸省設置法の改正）

第十条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十四号の十一及び第二十八条の三第二号中「日本観光協会」を「国際観光振興会」に改める。

（大蔵・運輸・自治・内閣総理大臣署名）

法律第十六号（昭三九・三・二八）

◎公営企業金融公庫法の一部を改正する法律

公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の二項を加える。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。

3　公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第十条に次の一項を加える。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができる。

附　則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第十七号（昭三九・三・三〇）

◎消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律

（消防組織法の一部改正）

第一条　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第十七号中「消防団員等公務災害補償責任共済基金法」を「消防団員等公務災害補償等共済基金法」に改める。

第十五条の七の次に次の一条を加える。

第十五条の八　消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。

（消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部改正）

第二条　消防団員等公務災害補償責任共済基金法（昭和三十一年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

消防団員等公務災害補償等共済基金法

第一条中「支払責任」の下に「並びに消防組織法第十五条の八の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金の支給（以下「消防団員退職報償金の支給」という。）に関する市町村の責任」を加え、「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を「消防団員等公務災害補償等共済基金」に改め、「もつて消防団員等公務災害補償」の下に「及び消防団員退職報償金の支給」を加える。

第四条第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　市町村との消防団員退職報償金支給責任共済契約の締結に関する事項

第六条中「監事三人」を「監事四人」に改める。

第七条第六項中「常務理事」を「常勤の役員」に改める。

第八条第五項中「及び消防団員を代表する者」を「、消防団員を代表する者及び学識経験者」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

（消防団員退職報償金支給責任共済契約の締結）

第九条の二　市町村は、消防団員退職報償金の支給の実施のため、基金との間に、定款で定めるところにより、消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結するものとする。

第十条本文中「又は水害予防組合」を「若しくは水害予防組合又は消防団員退職報償金の支給を行なう市町村」に、「又は応急措置の業務に従事した者」を「若しくは応急措置の業務に従事した者」に、「又は葬祭補償」に改め、「経費」の下に「又は当該非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に要する経費」を加える。

第十三条第一項中「行う消防団員等公務災害補償」の下に「又は消防団員退職報償金の支給」を、「当該消防団員等公務災害補償」の下に「若しくは当該消防団員退職報償金の支給」を、「基金が消防団員等公務災害補償」の下に「又は消防団員退職報償金の支給」を加える。

第十四条中「消防団員等公務災害補償」の下に「又は消防団員退職報償金の支給」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の消防組織法第十五条の八並びに改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法（以下「新法」という。）第一条及び第十条の規定は、昭和三十九年四月一日以後において退職した非常勤消防団員について適用する。

3　市町村は、この法律の施行後三月以内に、消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「基金」という。）との間に、定款で定めるところにより、消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結するものとし、当該契約の締結後一月以内に、基金に対して、新法第十一条の規定による掛金を支払わなければならない。

（印紙税法の一部改正）

4　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ五ノ二中「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を「消防団員等公務災害補償等共済基金」に改める。

第四条第一項第三十四号中「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を「消防団員等公務災害補償等共済基金」に改める。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第十八号（昭三九・三・三〇）

◎不動産登記法の一部を改正する法律

不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百五十七条ノ二」を「第百五十七条ノ二」に改める。

第四十四条ノ二第一項中「提出シテ」の下に「所有権ニ関スル」を加える。

第六十条第一項中「其登記ガ」の下に「所有権ノ登記アル不動産ノ合筆若クハ合併ノ登記以外ノ」を、「要セズ」の下に「其登記ガ所有権ノ登記アル不動産ノ合筆又ハ合併ノ登記ナルトキハ合併ニ因リテ所有権ノ登記ヲ為シタル旨ヲモ記載スルコトヲ要ス」を加え、同条第二項中「申請書受附ノ年月日、受附番号、登記権利者ノ氏名、住所」を削り、「登記義務者ノ氏名、住所」を「登記義務者ノ氏名」に改め、同条第三項を削る。

第八十一条ノ二第二項中「測量図ヲ」の下に「、所有権ノ登記アル土地ノ合筆ノ登記ノ申請書ニハ合併前ノ何レカ一筆ノ土地ノ所有権ノ登記ノ登記済証ヲ」を加

基金」に改める。

（所得税法の一部改正）

5　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を「消防団員等公務災害補償等共済基金」に改める。

（法人税法の一部改正）

6　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を「消防団員等公務災害補償等共済基金」に改める。

（地方税法の一部改正）

7　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を「消防団員等公務災害補償等共済基金」に改める。

（自治省設置法の一部改正）

8　自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第一八号

え、同項の次に次の一項を加える。

第四十四条及ビ第四十四条ノ二ノ規定ハ前項ノ登記済証ガ滅失シタル場合ニ之ヲ準用ス

第八十一条ノ四に次の二項を加える。

先取特権、質権又ハ抵当権ノ登記アル土地ノ分筆ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ分割後ノ数筆ノ土地ニ其権利ガ存続スベキトキハ申請書ニ共同担保目録ヲ添附スルコトヲ要ス此場合ニ於テ分割前ノ土地ニ関スル権利ガ他ノ登記所ノ管轄ニ属スル不動産ニ関スル権利ト共ニ先取特権、質権又ハ抵当権ノ目的タルトキハ其登記所ノ数ニ応ジタル共同担保目録ヲモ添附スルコトヲ要ス

第八十一条ノ二第四項ノ規定ニ依リ先取特権、質権又ハ抵当権ノ登記アル土地ノ分筆ノ登記ヲ為ストキハ登記官ハ前項ノ規定ニ準ジ共同担保目録ヲ作成スルコトヲ要ス

第八十三条第一項中「且所有権以外ノ権利ニ関スル登記中ニ甲地ト共ニ其権利ノ目的タル旨、」を削り、「要ス」の下に「此場合ニ於テ所有権、先取特権、質権及ビ抵当権以外ノ権利ニ付テハ甲地ガ共ニ其権利ノ目的タル旨ヲ、先取特権、質権又ハ抵当権ニ付テハ既ニ他ノ権利ガ共ニ其権利ノ目的タル旨ノ記載アルトキハ其権利ガ共同担保目録ニ掲ゲタル他ノ不動産ニ関スル権利ガ共ニ其権利ノ目的タル旨ヲ記載スルコトヲ要ス」を加え、同条第二項中「乙地ト」を「先取特権、質権及ビ抵当権以外ノ権利ニ付テハ乙地ガ」に改め、「目的タル旨ヲ」の下に「、先取特権、質権又ハ抵当権ノ登記アル土地ノ分筆ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ既ニ他ノ権利ガ共ニ其権利ノ目的タル旨ノ記載アルトキヲ除キ共同担保目録ニ掲ゲタル他ノ不動産ニ関スル権利ガ共ニ其権利ノ目的タル旨ヲ」を加える。

第八十四条中「第八十一条ノ四」を「第八十一条ノ四第一項」に改める。

第八十五条第二項中「前項ノ場合ニ於テハ」を「前項ノ場合ニ於テ乙地ガ所有権ノ登記アル土地ナルトキハ」に、「相当区事項欄ニ甲地ノ登記用紙ヨリ」を「甲区事項欄ニ申請人ノ氏名、住所及ビ合併ニ因リテ其者ノ所有権ノ登記ヲ為ス旨ヲ記載シ乙区事項欄ニ甲地ノ登記用紙ヨリ」を「甲区事項欄ニ申請人ノ氏名、住所及ビ合併ニ因リテ其者ノ所有権ノ登記ヲ為ス旨ヲ記載シ乙区事項欄ニ甲地ノ登記用紙ヨリ地役権ノ登記ヲ転写シ」に、「目的タル旨、」を「目的タル旨ヲ転写シ」に改め、同条第三項中「所有権又ハ」を削る。

第八十七条第一項中「前条ノ場合ニ於テハ」を「前条ノ場合ニ於テ乙地ガ所有権ノ登記アル土地ナルトキハ」に、「相当区事項欄ニ甲地ノ登記用紙ヨリ」を「甲区事項欄ニ申請人ノ氏名、住所及ビ合併ニ因リテ其者ノ所有権ノ登記ヲ為ス旨ヲ記載シ乙区事項欄ニ甲地ノ登記用紙ヨリ地役権ノ登記ヲ転写シ」に、「目的タル旨、」を「目的タル旨ヲ転写シ」に改め、同条第三項中「所有権又ハ」を削る。

第八十七条ノ三に次の一項を加える。

第八十一条ノ四第二項ノ規定ハ先取特権、質権又ハ抵当権ノ登記アル建物ノ分割又ハ区分ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十六条ノ二第一項中「第九十四条ノ二第一項」を「第九十四条ノ二第一項本文」に改め、「甲建物」の下に「及ビ乙建物」を加え、「且所有権以外ノ権利ニ関スル登記中ニ乙建物ト共ニ其権利ノ目的タル旨ヲ記載シ乙建物ノ相当区事項欄ニ甲建物ノ家屋番号及ビ其権利ニ付キ同一事項ノ登記アル旨ヲ記載シテ夫々」を削り、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

此場合ニ於テハ第八十三条第一項後段及ビ第三項乃至第六項ノ規定ヲ準用ス

第九十六条ノ二第二項を次のように改める。

第八十三条ノ規定ハ第九十四条ノ二第一項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十七条本文中「乃至」を「及ビ」に改め、同条ただし書を削る。

第九十八条第二項に後段として次のように加え、同条第四項を削る。

此場合ニ於テハ第八十五条第二項ノ規定ヲ準用ス

第百一条に次の一項を加える。

不動産ノ表示ノ登記ナキ不動産ニ付キ前条第二号又ハ第三号ノ規定ニ従ヒテ所有権ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ土地ニ付テハ地積ノ測量図及ビ土地ノ所在図ヲ、建物ニ付テハ建物ノ図面及ビ各階ノ平面図ヲ添附スルコトヲ要ス

第百二条中「不動産ノ表示ノ登記ナキ不動産ノ」を削り、第百条第二号又ハ第三号ノ規定ニ依リテ」を「前条第二項ノ規定ニ依ル登記ノ申請アリタル場合ニ於テ」に改め、「又ハ嘱託書」及び「第百条第二号又ハ第三号ノ規定ニ依ル」を削る。

第百四条第二項を次のように改める。

第百一条第二項ノ規定ハ不動産ノ表示ノ登記ナキ不動産ニ付キ所有権ノ処分ノ制限ノ登記ヲ嘱託スル場合ニ、第百二条ノ規定ハ其嘱託アリタル場合ニ於テ所有権ノ処分ノ制限ノ登記ヲ為ストキニ之ヲ準用ス

第百十五条中「記載シ若シ登記原因ニ弁済期ノ定アルトキハ之ヲ」を削る。

第百十六条中「若クハ弁済期」を削る。

第百十七条中「弁済期ノ定アルトキ、」及び「、其発生期若クハ支払時期ノ定アルトキ」を削り、「利息ノ」の下に「弁済期又ハ」を加える。

第百二十二条第二項中「前項ノ場合ニ於テ不動産ガ五箇以上ナルトキハ申請書ニ」を「前項ノ申請書ニハ」に改め、同条第三項を削る。

第百二十三条に次の三項を加える。

前項ノ申請書ニハ前ノ登記ガ数箇ノ不動産ニ関スル権利ニ関スルモノナル場合ニ於テ其不動産ノ全部又ハ一部ヲ管轄スル登記所ニ他ノ一箇ノ不動産ニ関スル権利ヲ目的トスル先取特権、質権又ハ抵当権ノ保存又ハ設定ノ登記ヲ申請スルトキヲ除キ共同担保目録ヲ添附スルコトヲ要ス

前項ノ共同担保目録ニハ前ニ登記ヲ為シタル先取特権、質権又ハ抵当権ノ目的タル不動産ニ関スル権利ノ表示ヲモ為スコトヲ要ス但前ノ登記ガ数箇ノ不動産ニ関スル権利ニ関スルモノナル場合ニ於テ其不動産ノ全部又ハ一部ヲ管轄スル登記所ニ申請スルトキハ此限ニ在ラズ

数箇ノ不動産ニ関スル権利ヲ目的トスル先取特権、質権又ハ抵当権ノ保存又ハ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ前ノ登記ニ他ノ登記所ノ管轄ニ属スル不動産ニ関スルモノアルトキハ申請書ニ其登記所ノ数ニ応ジタル共同担保目録ヲモ添附スルコトヲ要ス一箇ノ不動産ニ関スル権利ヲ目的トスル先取特権、質権又ハ抵当権ノ保存又ハ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ前ノ登記ガ一箇ノ不動産ニ関スル権利ニ関スルモノニシテ其不動産ガ他ノ登記所ノ管轄ニ属スルトキ亦同ジ

第百二十五条第一項中「他ノ不動産ニ関スル権利ノ表ヰヲ為シ其権利」を「共同担保目録ニ掲ゲタル他ノ不動産ニ関スル権利」に改め、同条第二項を削る。

第百二十六条に第一項として次の一項を加える。

共同担保目録ニハ登記スベキ先取特権、質権又ハ抵当権ノ目的タル各不動産ニ関スル権利ノ表示ヲ為シ申請人又ハ之ヲ作成スル登記官之ニ署名、捺印スルコトヲ要ス

第百二十六条に次の二項を加える。

第百二十三条第二項ノ共同担保目録又ハ第百二十七条第三項ノ規定ニ依リ送付セラレタル共同担保目録ハ前ノ登記ニ関スル共同担保目録アルトキハ其共同担保目録ノ一部ト看做ス

前項ノ規定ハ第八十一条ノ四第二項（第九十三条ノ三第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）若クハ第八十一条ノ四第三項ノ共同担保目録又ハ第百二十八条第二項ノ規定ニ依リ送付セラレタル共同担保目録ニ之ヲ準用ス

第百二十七条を次のように改める。

第百二十七条　第百二十五条ノ規定ハ第百二十三条ノ規定ニ従ヒテ登記ノ申請アリタル場合ニ於テ登記ヲ為ストキニ之ヲ準用ス

前項ノ登記ヲ為シタル場合ニ於テ前ノ登記ガ一箇ノ不動産ニ関スル権利ニ関スルモノナルトキハ前ノ登記ニ共同担保目録ニ掲ゲタル他ノ不動産ニ関スル権利ガ共ニ担保ノ目的タル旨ヲ附記シ同項ノ登記ガ一箇ノ不動産ニ関スル権利ニ関スルモノニシテ前ノ登記ニ関スル共同担保目録アルトキハ其共同担保目録ニ其一箇ノ不動産ニ関スル権利ノ表示ヲ為スコトヲ要ス

第一項ノ登記ヲ為シタル場合ニ於テ前ノ登記ニ他ノ登記所ノ管轄ニ属スル不動産ニ関スルモノアルトキハ遅滞ナク其登記所ニ同項ノ登記ヲ為シタル旨ヲ通知スルコトヲ要ス此場合ニ於テ第百二十三条第四項ノ共同担保目録アルトキハ之ヲ其登記所ニ送付スルコトヲ要ス

前項ノ通知又ハ送付ヲ受ケタル登記所ハ遅滞ナク第二項ニ定メタル手続ヲ為スコトヲ要ス

第百二十八条第一項中「消滅ノ登記ヲ為シ」を「登記ヲ抹消シ」に、「他ノ不動産ニ関スル権利ニ付キ第百二十五条ノ規定ニ従ヒテ為シタル登記」を「共同担保目録」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第二項を削る。

前条第三項前段ノ規定ハ前項ノ場合ニ於テ第八十一条ノ四第二項後段ノ共同担保目録又ハ同条第三項ノ規定ニ依リ同条第二項後段ノ規定ニ準ジ作成シタル共同担保目録アルトキハ之ヲ他ノ登記所ニ送付スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル通知又ハ送付ヲ受ケタル登記所ハ遅滞ナク第一項ニ定メタル手続ヲ為スコトヲ要ス

第百三十六条中「若シ登記原因ニ弁済期ノ定アルトキハ之ヲ記載シ」を削る。

第百四十四条第三項中「及ビ第四十四条ノ二」を削り、同条に次の一項を加える。

第四十四条ノ二ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル第四十四条ノ規定ニ依ル書面ヲ提出シテ所有権ニ関スル仮登記ノ抹消ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

（経過措置等）

2　この法律の施行前に不動産登記法第四十四条の規定による書面を提出してされた登記の申請で、所有権に関する登記の申請以外のものについては、なお従前の例による。

3　この法律の施行前に合筆又は合併の登記のされた不動産に関し、この法律の施行後に所有権の登記名義人が登記義務者として権利に関する登記を申請する場合には、不動産登記法第三十五条第一項第三号の書面として、合併前のいずれか一個の不動産の所有権の登記の登記済証及び合筆又は合併の登記の登記済証を提出することができる。

4　この法律の施行前に不動産の合併により移し、又は転写した所有権の登記でこの法律の施行の際現に効力を有するものがある不動産については、登記官は、法務省令で定めるところにより、この法律による改正後の不動産登記法（以下「新法」という。）第八十五条第二項（第九十七条及び第九十八条第二項において準用する場合を含む。）又は第八十七条第一項（第九十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に準じ所有権の登記をすることができる。

5　この法律の施行前に登記された数個の不動産に関する権利を目的とする先取特権、質権又は抵当権でその目的たる不動産に関する権利が共同担保目録に記載されていないものがある場合において、この法律の施行後に同一の債権について他の一個又は数個の不動産に関する権利を目的とする先取特権、質権又は抵当権の保存又は設定の登記を申請するときは、申請書に前に登記された先取特権、質権又は抵当権の目的たる不動産に関する権利で共同担保目録に記載されていないものをも表示した共同担保目録を添附しなければならない。この場合には、新法第百二十三条第四項前段の規定を準用する。

6　前項の登記の申請があつた場合において、その登記をしたときは、前の登記にこの法律による改正前の不動産登記法（以下「旧法」という。）第百二十五条第一項又は第百二十七条第一項の規定によりされた表示及び記載を朱抹し、前の登記に旧法第百二十五条第二項（第百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりされた記載がある場合を除き、その登記に共同担保目録に掲げた他の不動産に関する権利が共にその権利の目的である旨を附記しなければならない。

7　新法第百二十七条第三項の規定は、附則第五項の登記をした場合において、同項後段において準用する新法第百二十三条第四項前段の共同担保目録があるときに準用する。

8　前項の規定により共同担保目録の送付を受けた登記所は、遅滞なく、附則第六項に定めた手続をしなければならない。

9　新法第百二十六条第三項の規定は、附則第五項前段の共同担保目録又は附則第七項の規定により送付された共同担保目録に準用する。

10　附則第五項から前項までの規定は、この法律の施行前に登記された先取特権、質権又は抵当権で、その登記に旧法第百二十五条第一項（第百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による他の不動産に関する権利の表示がされているものがある場合において、その不動産についてする分筆又は分割若しくは区分の登記の申請及びその申請による登記に準用する。この場合において、附則第五項及び附則第七項中「第百二十三条第四項前段」とあるのは「第八十一条ノ四第二項後段（第九十三条ノ三第六項において準用する場合を含む。）」と、附則第七項中「第百二十七条第三項」とあるのは「第百二十八条第二項」と、附則第九項中「第百二十六条第三項」とあるのは「第百二十六条第四項」と読み替えるものとする。

11　この附則に定めるもののほか、この法律による不動産登記法の改正に伴う登記の手続に関し必要な経過措置は、法務省令で定める。

（不動産登記法の一部を改正する等の法律の一部改正）

12　不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭和三十五年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一号中「第八十三条第三項、第八十四条」を「第八十二条」に、「第百十七条」を「第百十五条から第百十七条まで」に、「第百三十五条」を「第百三十六条」に改め、同条第二号中「第八十三条第三項から第六項まで、第八十四条」を「第八十二条」に改め、「、第百十七条、第百十九条」を削り、「第六十条第一項不動産ノ表示ニ関スル登記、不動産若クハただし書」を

「第六十条第一項ただし書	不動産ノ表示ニ関スル登記、不動産若クハ
第八十二条第一項	不動産ノ表示ニ関スル登記、不動産若クハ
第九十四条	為ス場合
第九十五条第一項	為シタル場合
第九十八条	」

に改め、

「第九十四条	為ス場合
第九十五条	為シタル場合
第一項	
第九十八条	」

を削る。

（担保附社債信託法の一部改正）

13　担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第百十九条ノ二第一項中「乃至第七号」を削る。

（立木に関する法律の一部改正）

14　立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「及第二項」の下に「並ニ第百二十七条」を加え、「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ先取特権又ハ抵当権ノ登記ヲ転写スル場合ニ於テハ其ノ先取特権又ハ抵当権ノ登記ニ関シ既ニ共同担保目録アルトキヲ除キ登記官ハ共同担保目録ヲ作成スルコトヲ要ス

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第十九号（昭三九・三・三〇）

◎中小型鋼船造船業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法（昭和三十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「昭和三十八年度末」を「昭和四十一年度末」に改める。

附則第三項中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十九年三月三十一日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第二十号（昭三九・三・三一）

◎所得税法の一部を改正する法律

所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「生命保険契約（郵便年金契約を含む。以下同じ。）」を「生命保険契約（郵便年金契約その他これに類する契約（郵便年金法第二条の二に規定する郵便年金契約を含む。以下生命保険契約等という。）」に改め、同項第五号中「生命保険契約」を「生命保険契約等」に、「以下同じ」を「以下本号、第六条及び第九条において同じ」に改め、同条第五項中「又は法人から」を「、法人から」に、「、剰余金の分配若しくは」を「若しくは剰余金の分配、」に改め、「収益の分配」の下に「又は映画若しくは演劇の俳優その他命令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬若しくは料金で命令で定めるものの支払」を加える。

第八条第七項第二号中「二十万円」を「二十五万円」に改める。

第九条第一項中「当該各号の規定により計算した金額（第八号及び第九号に規定する所得については、当該各号の規定により計算した金額の合計金額から十五万円を控除した金額の十分の五に相当する金額）の」を「第一号から第五号まで及び第十号の規定により計算した金額の合計額と第八号及び第九号の規定により計算した金額の合計額から十五万円（当該合計額が三十万円以下である場合には、当該合計額とし、当該合計額が三十万円をこえ四十五万円未満である場合には、六十万円から当該合計額を控除した金額とする。以下本条において譲渡所得等の特別控除額という。）を控除した金額の十分の五に相当する金額（第八号イの規定により計算した金額が譲渡所得等の特別控除額をこえる場合には、そのこえる金額に第八号ロ及び第九号の

規定により計算した金額の合計額の十分の五に相当する金額を加算した金額）との」に改め、同項第五号イ中「四十一万円」を「四十二万円」に、「一万円」を「二万円」に改め、同号ロ中「四十一万円」を「四十二万円」に、「七十一万円」を「八十二万円」に、「九万円」を「十万円」に改め、同号ハ中「七十一万円」を「八十二万円」に、「十二万円」を「十四万円」に改め、同項第六号イ中「三万円（勤続年数のうち年齢が四十歳をこえ五十歳に達するまで在職期間に対応する年数については四万円、五十歳をこえる在職期間に対応する年数については五万円とする。）」を「五万円」に改め、同項第七号中「一年」を「三年」に、「（当該残額が十五万円に満たない場合には当該残額に相当する金額）」を「（当該残額が三十万円以下である場合には、当該残額とし、当該残額が三十万円をこえ四十五万円未満である場合には、六十万円から当該残額を控除した金額とする。）」に改め、同項第八号を次のように改める。

八　左に掲げる所得（山林の伐採又は譲渡による所得及び営利を目的とする継続的行為により生じた所得を除くものとし、イに規定する命令で定める行為については、その対価として一時に取得する所得に限るものとする。以下譲渡所得という。）は、それぞれその年中の総収入金額からその資産の取得価額、設備費、改良費及び譲渡に関する経費を控除した金額の合計額

イ　資産の譲渡（地上権の設定その他の契約により他人をして不動産又は不動産の上に存する権利を長期間使用させる行為のうち命令で定めるものを含む。以下ロにおいて同じ。）でその取得の日から三年以内になされたものによる所得のうち命令で定めるもの

ロ　資産の譲渡による所得でイに掲げる所得以外のもの

第九条第一項第九号中「役務」の下に「又は資産の譲渡」を加える。

第九条の三第一項中「（主として個人の趣味若しくは娯楽のための行為又は生活に通常必要でない資産として命令で定めるものに係る所得の計算上生じた損失を除く。）」を削り、同項第三号及び第六号中「十五万円」を「三十万円」に、「そのこえる金額」を「当該合計額から十五万円（当該合計額が四十五万円未満である場合には、六十万円から当該合計額を控除した金額）」に、「当該所得の金額から」を「当該所得の金額のうち同項第八号イに規定する所得の金額並びに同号ロ及び同項第九号に規定する所得の金額から順次」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、同項に規定する損失のうちに主として個人の趣味若しくは娯楽のための行為又は生活に通常必要でない資産として命令で定めるものに係る所得（以下本項において趣味又は娯楽等に係る所得という。）の計算上生じた損失の金額があるときは、命令の定めるところにより、これらの損失の金額は、他の趣味又は娯楽等に係る所得（命令で定めるものに限る。）の金額からその金額の範囲内においてこれを控除するものとし、なお控除しきれない損失の金額があるときは、当該損失の金額は、ないものとみなす。

第十条第三項中「第九条の三第一項」を「第九条の三第二項」に改める。

第十一条の二第二項第一号中「十二万五千円」を「十五万円」に、「九万五千円」を「十二万円」に改め、同条第三項第一号中「七万五千円」を「九万円」に改める。

第十一条の三第三項中「第十一条の七」を「第十一条の八」に、「生命保険料及び」を「生命保険料、損害保険料及び」に、「及び生命保険料」を「、生命保険料及び損害保険料」に、「生命保険料若しくは」を「生命保険料、損害保険料若しくは」に改め、同条第四項中「第十一条の七」を「第十一条の八」に改める。

第十一条の四中「第九条の三第一項」を「第九条の三第二項」に改める。

第十一条の九第一項中「十五歳」を「十三歳」に、「三万五千円」を「四万円」に改め、同条第二項第二号及び第四項中「十五歳」を「十三歳」に改め、同条を第十一条の十とする。

第十一条の八中「十万五千円」を「十一万円」に改め、同条を第十一条の九とする。

第十一条の七中「居住者の自己又は自己」と生計を一にする配偶者その他の親族を保険金受取人とする生命保険契約のために支払った生命保険料（保険期間が五年に満たない生命保険契約で命令で定めるもの及び当該外国保険事業者がこの法律の施行地外において締結した生命保険契約を除く。）を「居住者が左に掲げる契約（保険金、郵便年金又は共済金の受取人のすべてを自己又はその配偶者その他の親族とするものに限る。）のために支払った保険料又は掛金（以下生命保険料という。）に、「生命保険契約に基く」を「当該契約に基づく」に改め、「剰余金の分配」の下に「若しくは割りもどし金の割りもどし」を加え、「生命保険契約に基き」を「当該契約に基づき」に改め、「受ける剰余金」の下に「若しくは割りもどし金を受ける割りもどし金」を加え、「保険料の払込み」を「生命保険料の払込み」に改め、「当該剰余金」の下に「又は割りもどし金」を加え、「一万五千円」を「二万円」に、「三万五千円」を「三万円」に改め、同条に次の各号を加える。

一　保険業法又は外国保険事業者に関する法律の規定による免許を受けた生命保険会社又は外国保険事業者の締結した生命保険契約（保険期間が五年に満たない生命保険契約で命令で定めるもの及び当該外国保険事業者がこの法律の施行地外において締結した生命保険契約を除く。）

二　簡易生命保険法第二条の二に規定する簡易生命保険契約又は郵便年金法第二条の二に規定する郵便年金契約

三　農業協同組合法第十条第一項第八号の事業を行なう農業協同組合の締結した生命共済に係る契約その他命令で定めるこれに類する共済に係る契約

第十一条の七の次に次の一条を加える。

（損害保険料控除）

第十一条の八　居住者が損害保険契約等（自己若しく

はその配偶者その他の親族が常時居住の用に供する家屋又はこれらの者の生活に通常必要な家具、什(じゅう)器、衣服その他の資産で命令で定めるものを保険又は共済の目的とするものに限る。）のために支払つた保険料又は掛金（以下損害保険料という。）がある場合においては、その支払つた損害保険料の金額（その年中において当該契約に基づく剰余金の分配若しくは割りもどし金の割りもどしを受け、又は当該契約に基づき分配を受ける剰余金若しくは割りもどしを受ける割りもどし金をもつて損害保険料の払込みに充てた場合においては、当該剰余金又は割りもどし金の額を控除した残額。以下同じ。）を、左の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を限度として、その者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額から控除する。（この控除額を損害保険料控除額という。）

一　その者の支払つた損害保険料の金額のうちに保険期間又は共済期間が十年以上の契約（以下本項において長期損害保険契約等という。）に係るものがある場合　一万円（長期損害保険契約等以外の契約に係る損害保険料の金額が二千円をこえ、かつ、長期損害保険契約等に係る損害保険料の金額が八千円未満である場合においては、二千円と長期損害保険契約等に係る損害保険料の金額との合計額）

二　その者の支払つた損害保険料の金額のうちに長期損害保険契約等に係るものがない場合　二千円

前項に規定する損害保険契約等とは、左に掲げる契約をいう。

一　保険業法又は外国保険事業者に関する法律の規定による免許を受けた損害保険会社又は外国保険事業者の締結した損害保険契約（当該外国保険事業者がこの法律の施行地外において締結した損害保険契約を除く。）

二　農業協同組合法第十条第一項第八号の事業を行なう農業協同組合の締結した建物更生共済又は火災共済に係る契約その他命令で定めるこれらに類する共済に係る契約

第十二条中「十一万円」を「十二万円」に改める。

第十二条の二中「前七条」を「前八条」に改め、「生命保険料控除額」の下に「、損害保険料控除額」を加える。

第十三条第二項中「前八条」を「前九条」に改める。

第十五条の六中「百分の十」を「百分の二十」に、「百分の二十」を「百分の三十」に改める。

第十八条第一項中「又は匿名組合契約等」を「、匿名組合契約等」に改め、「利益の分配」の下に「又は同項に規定する報酬若しくは料金」を、「百分の二十」の下に「（当該報酬又は料金については、百分の十）」を加える。

第二十二条の二第五項、第二十三条第五項第八号、第二十五条第二項及び第二十五条の三第一項中「生命保険料控除額」の下に「、損害保険料控除額」を加える。

第二十六条第一項第二号ロ及び第三項第十号中「生命保険料控除額」の下に「、損害保険料控除額」を加え、同条第四項中「第十一条の七又は」を「第十一条の七、第十一条の八第一項又は」に、「書類又は」を「書類、その年中に支払つた損害保険料の金額その他第十一条の八第一項の規定の適用に関し必要な事項を証する書類又は」に改める。

第二十六条の二第一項第八号、第二十八条及び第二十九条第六項中「生命保険料控除額」の下に「、損害保険料控除額」を加える。

第三十八条第一項中「給与の支払をなす際」の下に「（法人が利益又は剰余金の処分により支出する賞与その他命令で定める賞与については、その支払の確定した日から一年を経過した日までに支払がなされないときは、当該一年を経過した日において。以下第五項において同じ。）」を加え、同項第一号中「第十一条の九」を「第十一条の十」に改め、同条第二項中「十五歳」を「十三歳」に、「千五百円」を「千円」に、「五十円」を「三十五円」に改め、同条第五項中「第十一条の九」を「第十一条の十」に、「十五歳」を「十三歳」に、「三千五百円」を「四千円」に、「百二十円」を「百三十五円」に改める。

第三十九条第一項中「第十一条の九」を「第十一条の十」に改め、同条第四項中「生命保険料の金額」の下に「、第十一条の八第一項の規定により控除を受ける損害保険料の金額」を加え、「第十一条の七の規定に係る」を「第十一条の七及び第十一条の八第一項の規定に係る」に改める。

第四十条第一項第二号中「及び第十一条の七の規定により控除を認められる生命保険料の金額」を「並びに第十一条の七及び第十一条の八第一項の規定により控除を認められる生命保険料及び損害保険料の金額」に、「第十一条の八第一項又は第十一条の九」を「第十一条の九第一項又は第十一条の十」に改める。

第四十一条第一項中「百分の二十」の下に「（同条第五項に規定する法人に対して支払をなす同項に規定する報酬又は料金については、百分の十）」を加える。

第四十二条第三項中「生命保険契約」を「生命保険契約等で命令で定めるもの」に改める。

第五十三条中「二百万円」を「五百万円」に改める。

第六十一条第一項第四号中「第四十二条」を「第一条第五項に規定する報酬若しくは料金又は第四十二条」に、「賞金又は」を「賞金若しくは」に改め、同項第八号中「法人」の下に「又は不動産業者（命令で定めるものに限る。以下同じ。）である個人」を加え、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「保険会社」を「損害保険会社」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　第十一条の八第二項第二号に規定する建物更生共済に係る契約その他これに類する契約に基づく給付で命令で定めるものの支払をなす者

第六十一条に次の一項を加える。

第九条第一項第三号に規定する資産の売買（地上権、賃借権及び地役権の設定を含む。）のあつせんをなす不動産業者は、命令の定めるところにより、当該あつせんに係る資産の取引金額その他必要な事項を記載した調書を政府に提出しなければならない。

第六十二条第一項第三号中「第十一条の九」を「第十一条の十」に改め、「生命保険料の金額」の下に「、第十一条の八第一項の規定により控除を受けた損害保険料の金額」を加える。

第六十三条第二号中「計算書」の下に「、調書」を加える。

第七十条第六号中「第六十一条第一項若しくは第二項の支払調書若しくは計算書」を「第六十一条第一項から第三項までに規定する支払調書、計算書若しくは調書」に改め、「、計算書」の下に「、調書」を加える。

別表第一及び別表第二の注中「生命保険料控除額」を「生命保険料控除額、損害保険料控除額」に改める。

別表第三及び別表第四を次のように改める。

別表第三　給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号若しくは第五号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表）

イ　月　額　表

甲　表

（一）

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族等の数											
以上	未満	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
		税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
14,200	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料控除後の給与の金額の6％に相当する金額
14,200	14,400	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	969
14,400	14,600	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	989
14,600	14,800	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,008
14,800	15,000	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,027
15,000	15,200	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,046
15,200	15,400	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,065
15,400	15,600	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,085
15,600	15,800	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,104
15,800	16,000	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,123
16,000	16,200	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,142
16,200	16,400	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,161
16,400	16,600	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,181
16,600	16,800	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,200
16,800	17,000	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,219
17,000	17,200	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,238
17,200	17,400	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,257
17,400	17,600	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,277
17,600	17,800	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,307
17,800	18,000	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,348
18,000	18,200	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,389
18,200	18,400	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,430
18,400	18,600	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,472
18,600	18,800	290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,513
18,800	19,000	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,554
19,000	19,200	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,595
19,200	19,400	330	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,636
19,400	19,600	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,678
19,600	19,800	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,719
19,800	20,000	370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,760
20,000	20,200	380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,801
20,200	20,400	390	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,842
20,400	20,600	410	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,884
20,600	20,800	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,925
20,800	21,000	430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,966
21,000	21,400	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,007
21,400	21,800	480	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,090
21,800	22,200	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,172
22,200	22,600	530	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,254
22,600	23,000	550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,337
23,000	23,400	580	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,419
23,400	23,800	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,502
23,800	24,200	630	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,584
24,200	24,600	650	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,666
24,600	25,000	680	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,749
25,000	25,400	720	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,825

イ　月　額　表

甲　表

（二）

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族等の数											
以上	未満	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
		税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
25,400	25,800	750	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,901
25,800	26,200	780	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,977
26,200	26,600	810	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,053
26,600	27,000	840	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,129
27,000	27,400	880	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,205
27,400	27,800	910	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,281
27,800	28,200	940	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,357
28,200	28,600	970	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,433
28,600	29,000	1,000	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,509
29,000	29,400	1,040	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,585
29,400	29,800	1,070	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,661
29,800	30,200	1,100	280	10	0	0	0	0	0	0	0	0	3,737
30,200	30,600	1,130	310	40	0	0	0	0	0	0	0	0	3,813
30,600	31,000	1,160	330	60	0	0	0	0	0	0	0	0	3,889
31,000	31,400	1,200	360	90	0	0	0	0	0	0	0	0	3,965
31,400	31,800	1,230	380	120	0	0	0	0	0	0	0	0	4,042
31,800	32,200	1,260	410	140	0	0	0	0	0	0	0	0	4,154
32,200	32,600	1,290	430	170	0	0	0	0	0	0	0	0	4,266
32,600	33,000	1,320	460	190	0	0	0	0	0	0	0	0	4,378
33,000	33,600	1,360	490	220	0	0	0	0	0	0	0	0	4,490
33,600	34,200	1,410	530	260	0	0	0	0	0	0	0	0	4,658
34,200	34,800	1,460	570	300	30	0	0	0	0	0	0	0	4,827
34,800	35,400	1,510	610	340	70	0	0	0	0	0	0	0	5,019
35,400	36,000	1,590	650	380	120	0	0	0	0	0	0	0	5,189
36,000	36,600	1,680	700	430	160	0	0	0	0	0	0	0	5,348
36,600	37,200	1,760	750	470	200	0	0	0	0	0	0	0	5,507
37,200	37,800	1,840	810	510	250	0	0	0	0	0	0	0	5,666
37,800	38,400	1,920	860	560	290	20	0	0	0	0	0	0	5,825
38,400	39,000	2,000	920	600	330	70	0	0	0	0	0	0	5,984
39,000	39,600	2,080	970	640	380	110	0	0	0	0	0	0	6,143
39,600	40,200	2,160	1,020	690	420	150	0	0	0	0	0	0	6,302
40,200	40,800	2,240	1,080	740	460	200	0	0	0	0	0	0	6,461
40,800	41,400	2,320	1,130	800	510	240	0	0	0	0	0	0	6,620
41,400	42,000	2,400	1,190	850	550	280	20	0	0	0	0	0	6,779
42,000	42,600	2,490	1,240	910	590	330	60	0	0	0	0	0	6,938
42,600	43,200	2,570	1,290	960	640	370	100	0	0	0	0	0	7,097
43,200	43,800	2,650	1,350	1,010	680	410	150	0	0	0	0	0	7,256
43,800	44,400	2,730	1,400	1,070	740	450	190	0	0	0	0	0	7,415
44,400	45,000	2,810	1,460	1,120	790	500	230	0	0	0	0	0	7,598
45,000	45,600	2,890	1,520	1,180	840	540	270	10	0	0	0	0	7,817
45,600	46,200	2,970	1,600	1,230	900	580	320	50	0	0	0	0	8,036
46,200	46,800	3,050	1,680	1,280	950	630	360	90	0	0	0	0	8,255
46,800	47,400	3,130	1,760	1,340	1,010	670	400	140	0	0	0	0	8,474
47,400	48,000	3,210	1,840	1,390	1,060	730	450	180	0	0	0	0	8,693
48,000	48,600	3,300	1,920	1,450	1,110	780	490	220	0	0	0	0	8,912
48,600	49,200	3,380	2,000	1,500	1,170	830	530	270	0	0	0	0	9,131
49,200	49,800	3,460	2,080	1,580	1,220	890	580	310	40	0	0	0	9,350
49,800	50,400	3,540	2,160	1,660	1,280	940	620	350	90	0	0	0	9,569
50,400	51,000	3,620	2,240	1,740	1,330	1,000	660	400	130	0	0	0	9,788
51,000	52,000	3,730	2,350	1,850	1,400	1,070	730	450	190	0	0	0	10,007

イ　月額表
甲　表
（三）

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族等の数											
以上	未満	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
		税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
52,000	53,000	3,860	2,490	1,990	1,490	1,160	820	530	260	0	0	0	10,372
53,000	54,000	4,000	2,620	2,120	1,620	1,250	910	600	330	60	0	0	10,737
54,000	55,000	4,130	2,760	2,260	1,760	1,340	1,000	670	400	140	0	0	11,102
55,000	56,000	4,270	2,890	2,390	1,890	1,430	1,090	760	480	210	0	0	11,467
56,000	57,000	4,400	3,030	2,530	2,030	1,530	1,180	850	550	280	10	0	11,832
57,000	58,000	4,540	3,160	2,660	2,160	1,660	1,270	940	620	350	90	0	12,197
58,000	59,000	4,670	3,300	2,800	2,300	1,800	1,360	1,030	700	420	160	0	12,562
59,000	60,000	4,810	3,430	2,930	2,430	1,930	1,450	1,120	790	500	230	0	12,927
60,000	61,000	4,940	3,570	3,070	2,570	2,070	1,570	1,210	880	570	300	40	13,292
61,000	62,000	5,080	3,700	3,200	2,700	2,200	1,700	1,300	970	640	370	110	13,673
62,000	63,000	5,210	3,840	3,340	2,840	2,340	1,840	1,390	1,060	720	450	180	14,138
63,000	64,000	5,380	3,970	3,470	2,970	2,470	1,970	1,480	1,150	810	520	250	14,593
64,000	65,000	5,560	4,110	3,610	3,110	2,610	2,110	1,610	1,240	900	590	320	15,013
65,000	66,000	5,740	4,240	3,740	3,240	2,740	2,240	1,740	1,330	990	660	400	15,433
66,000	67,000	5,920	4,380	3,880	3,380	2,880	2,380	1,880	1,420	1,080	750	470	15,853
67,000	68,000	6,100	4,510	4,010	3,510	3,010	2,510	2,010	1,510	1,170	840	540	16,273
68,000	69,000	6,280	4,650	4,150	3,650	3,150	2,650	2,150	1,650	1,270	930	610	16,693
69,000	70,000	6,480	4,800	4,300	3,800	3,300	2,800	2,300	1,800	1,370	1,030	700	17,100
70,000	71,000	6,680	4,950	4,450	3,950	3,450	2,950	2,450	1,950	1,470	1,130	800	17,500
71,000	72,000	6,880	5,100	4,600	4,100	3,600	3,100	2,600	2,100	1,600	1,230	900	17,900
72,000	73,000	7,080	5,250	4,750	4,250	3,750	3,250	2,750	2,250	1,750	1,330	1,000	18,300
73,000	74,000	7,280	5,450	4,900	4,400	3,900	3,400	2,900	2,400	1,900	1,430	1,100	18,700
74,000	75,000	7,480	5,650	5,050	4,550	4,050	3,550	3,050	2,550	2,050	1,550	1,200	19,100
75,000	76,000	7,680	5,850	5,200	4,700	4,200	3,700	3,200	2,700	2,200	1,700	1,300	19,500
76,000	77,000	7,880	6,050	5,380	4,850	4,350	3,850	3,350	2,850	2,350	1,850	1,400	19,900
77,000	78,000	8,080	6,250	5,580	5,000	4,500	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	20,300
78,000	79,000	8,280	6,450	5,780	5,150	4,650	4,150	3,650	3,150	2,650	2,150	1,650	20,700
79,000	80,000	8,480	6,650	5,980	5,320	4,800	4,300	3,800	3,300	2,800	2,300	1,800	21,100
80,000	81,000	8,680	6,850	6,180	5,520	4,950	4,450	3,950	3,450	2,950	2,450	1,950	21,500
81,000	82,500	8,930	7,100	6,430	5,770	5,140	4,640	4,140	3,640	3,140	2,640	2,140	21,900
82,500	84,000	9,230	7,400	6,730	6,070	5,400	4,860	4,360	3,860	3,360	2,860	2,360	22,500
84,000	85,500	9,530	7,700	7,030	6,370	5,700	5,090	4,590	4,090	3,590	3,090	2,590	23,100
85,500	87,000	9,830	8,000	7,330	6,670	6,000	5,330	4,810	4,310	3,810	3,310	2,810	23,700
87,000	88,500	10,130	8,300	7,630	6,970	6,300	5,630	5,040	4,540	4,040	3,540	3,040	24,417
88,500	90,000	10,480	8,600	7,930	7,270	6,600	5,930	5,270	4,760	4,260	3,760	3,260	25,158
90,000	91,500	10,850	8,900	8,230	7,570	6,900	6,230	5,570	4,990	4,490	3,990	3,490	25,833
91,500	93,000	11,230	9,200	8,530	7,870	7,200	6,530	5,870	5,210	4,710	4,210	3,710	26,508
93,000	94,500	11,600	9,500	8,830	8,170	7,500	6,830	6,170	5,500	4,940	4,440	3,940	27,183
94,500	96,000	11,980	9,800	9,130	8,470	7,800	7,130	6,470	5,800	5,160	4,660	4,160	27,858
96,000	97,500	12,350	10,100	9,430	8,770	8,100	7,430	6,770	6,100	5,430	4,890	4,390	28,533
97,500	99,000	12,730	10,440	9,730	9,070	8,400	7,730	7,070	6,400	5,730	5,110	4,610	29,208
99,000	100,500	13,100	10,810	10,030	9,370	8,700	8,030	7,370	6,700	6,030	5,360	4,840	29,883
100,500	102,000	13,480	11,190	10,350	9,670	9,000	8,330	7,670	7,000	6,330	5,660	5,060	30,558
102,000	103,500	13,850	11,560	10,730	9,970	9,300	8,630	7,970	7,300	6,630	5,960	5,300	31,233
103,500	105,000	14,230	11,940	11,100	10,270	9,600	8,930	8,270	7,600	6,930	6,260	5,600	31,908
105,000	106,500	14,600	12,310	11,480	10,650	9,900	9,230	8,570	7,900	7,230	6,560	5,900	32,583
106,500	108,000	14,980	12,690	11,850	11,020	10,200	9,530	8,870	8,200	7,530	6,860	6,200	33,258
108,000	109,500	15,350	13,060	12,230	11,400	10,560	9,830	9,170	8,500	7,830	7,160	6,500	33,933
109,500	111,000	15,730	13,440	12,600	11,770	10,940	10,130	9,470	8,800	8,130	7,460	6,800	34,608
111,000	112,500	16,100	13,810	12,980	12,150	11,310	10,480	9,770	9,100	8,430	7,760	7,100	35,283

イ　月額表
甲　表
（四）

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族等の数											
以上	未満	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
		税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
112,500	114,000	16,480	14,190	13,350	12,520	11,690	10,850	10,070	9,400	8,730	8,060	7,400	35,958
114,000	115,500	16,850	14,560	13,730	12,900	12,060	11,230	10,390	9,700	9,030	8,360	7,700	36,633
115,500	117,000	17,230	14,940	14,100	13,270	12,440	11,600	10,770	10,000	9,330	8,660	8,000	37,358
117,000	118,500	17,600	15,310	14,480	13,650	12,810	11,980	11,140	10,310	9,630	8,960	8,300	38,183
118,500	120,000	17,980	15,690	14,850	14,020	13,190	12,350	11,520	10,690	9,930	9,260	8,600	39,008
120,000	121,500	18,350	16,060	15,230	14,400	13,560	12,730	11,890	11,060	10,230	9,560	8,900	39,833
121,500	123,000	18,760	16,440	15,600	14,770	13,940	13,100	12,270	11,440	10,600	9,860	9,200	40,658
123,000	124,500	19,210	16,810	15,980	15,150	14,310	13,480	12,640	11,810	10,980	10,160	9,500	41,417
124,500	126,000	19,660	17,190	16,350	15,520	14,690	13,850	13,020	12,190	11,350	10,520	9,800	42,167
126,000	128,000	20,180	17,620	16,790	15,960	15,120	14,290	13,460	12,620	11,790	10,960	10,150	42,917
128,000	130,000	20,780	18,120	17,290	16,460	15,620	14,790	13,960	13,120	12,290	11,460	10,620	43,917
130,000	132,000	21,380	18,630	17,790	16,960	16,120	15,290	14,460	13,620	12,790	11,960	11,120	44,917
132,000	134,000	21,980	19,230	18,290	17,460	16,620	15,790	14,960	14,120	13,290	12,460	11,620	45,917
134,000	136,000	22,580	19,830	18,830	17,960	17,120	16,290	15,460	14,620	13,790	12,960	12,120	46,917
136,000	138,000	23,180	20,430	19,430	18,460	17,620	16,790	15,960	15,120	14,290	13,460	12,620	47,917
138,000	140,000	23,780	21,030	20,030	19,030	18,120	17,290	16,460	15,620	14,790	13,960	13,120	48,917
140,000	142,000	24,380	21,630	20,630	19,630	18,630	17,790	16,960	16,120	15,290	14,460	13,620	49,917
142,000	144,000	24,980	22,230	21,230	20,230	19,230	18,290	17,460	16,620	15,790	14,960	14,120	50,917
144,000	146,000	25,580	22,830	21,830	20,830	19,830	18,830	17,960	17,120	16,290	15,460	14,620	51,917
146,000	148,000	26,180	23,430	22,430	21,430	20,430	19,430	18,460	17,620	16,790	15,960	15,120	52,917
148,000	150,000	26,780	24,030	23,030	22,030	21,030	20,030	19,030	18,120	17,290	16,460	15,620	53,917
150,000	152,000	27,380	24,630	23,630	22,630	21,630	20,630	19,630	18,630	17,790	16,960	16,120	54,917
152,000	154,000	27,980	25,230	24,230	23,230	22,230	21,230	20,230	19,230	18,290	17,460	16,620	55,917
154,000	156,000	28,580	25,830	24,830	23,830	22,830	21,830	20,830	19,830	18,830	17,960	17,120	56,917
156,000	158,000	29,180	26,430	25,430	24,430	23,430	22,430	21,430	20,430	19,430	18,460	17,620	57,917
158,000	160,000	29,780	27,030	26,030	25,030	24,030	23,030	22,030	21,030	20,030	19,030	18,120	58,917
160,000	162,000	30,380	27,630	26,630	25,630	24,630	23,630	22,630	21,630	20,630	19,630	18,630	59,917
162,000	164,000	30,980	28,230	27,230	26,230	25,230	24,230	23,230	22,230	21,230	20,230	19,230	60,917
164,000	166,000	31,580	28,830	27,830	26,830	25,830	24,830	23,830	22,830	21,830	20,830	19,830	61,917
166,000	168,000	32,180	29,430	28,430	27,430	26,430	25,430	24,430	23,430	22,430	21,430	20,430	62,917
168,000	170,000	32,780	30,030	29,030	28,030	27,030	26,030	25,030	24,030	23,030	22,030	21,030	63,917
170,000	172,000	33,380	30,630	29,630	28,630	27,630	26,630	25,630	24,630	23,630	22,630	21,630	64,917
172,000	174,000	34,050	31,230	30,230	29,230	28,230	27,230	26,230	25,230	24,230	23,230	22,230	65,900
174,000	176,000	34,750	31,830	30,830	29,830	28,830	27,830	26,830	25,830	24,830	23,830	22,830	66,800
176,000	178,000	35,450	32,430	31,430	30,430	29,430	28,430	27,430	26,430	25,430	24,430	23,430	67,700
178,000	180,000	36,150	33,030	32,030	31,030	30,030	29,030	28,030	27,030	26,030	25,030	24,030	68,650
180,000	182,000	36,850	33,640	32,630	31,630	30,630	29,630	28,630	27,630	26,630	25,630	24,630	69,750
182,000	184,000	37,550	34,340	33,230	32,230	31,230	30,230	29,230	28,230	27,230	26,230	25,230	70,850
184,000	186,000	38,250	35,040	33,870	32,830	31,830	30,830	29,830	28,830	27,830	26,830	25,830	71,950
186,000	188,000	38,950	35,740	34,570	33,430	32,430	31,430	30,430	29,430	28,430	27,430	26,430	73,050
188,000	190,000	39,650	36,440	35,270	34,110	33,030	32,030	31,030	30,030	29,030	28,030	27,030	74,150
190,000	192,000	40,350	37,140	35,970	34,810	33,640	32,630	31,630	30,630	29,630	28,630	27,630	75,250
192,000	194,000	41,050	37,840	36,670	35,510	34,340	33,230	32,230	31,230	30,230	29,230	28,230	76,350
194,000	196,000	41,750	38,540	37,370	36,210	35,040	33,870	32,830	31,830	30,830	29,830	28,830	77,450
196,000	198,000	42,450	39,240	38,070	36,910	35,740	34,570	33,430	32,430	31,430	30,430	29,430	78,550
198,000	200,000	43,150	39,940	38,770	37,610	36,440	35,270	34,110	33,030	32,030	31,030	30,030	79,650

イ 月額表

甲 表

(五)

その月の社会保険料控除後の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額
	扶養親族等の数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10人	
以上 未満	税額											
200,000 円	円 43,500	円 40,290	円 39,120	円 37,960	円 36,790	円 35,620	円 34,460	円 33,330	円 32,330	円 31,330	円 30,330	円 80,750
200,000円をこえ230,000円に満たない金額	200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 200,000 円をこえる金額の 35% に相当する金額を加算した金額											80,750円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち200,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額
230,000 円	円 54,000	円 50,790	円 49,620	円 48,460	円 47,290	円 46,120	円 44,960	円 43,830	円 42,830	円 41,830	円 40,830	円 94,250
230,000円をこえ355,000円に満たない金額	230,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 230,000 円をこえる金額の 40% に相当する金額を加算した金額											94,250円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち230,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額
355,000 円	円 104,000	円 100,790	円 99,620	円 98,460	円 97,290	円 96,120	円 94,960	円 93,830	円 92,830	円 91,830	円 90,830	円 156,750
355,000円をこえ522,000円に満たない金額	355,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 355,000 円をこえる金額の 45% に相当する金額を加算した金額											156,750円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち355,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額
522,000 円	円 179,150	円 175,940	円 174,770	円 173,610	円 172,440	円 171,270	円 170,110	円 168,980	円 167,980	円 166,980	円 165,980	円 248,600
522,000円をこえる金額	522,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 522,000 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額											248,600円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち522,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額
扶養親族等の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族等の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 500 円を控除した金額												従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等 1 人ごとに 500 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 500 円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 500 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額												

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

㈠ 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢 13 歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 1,000 円

(ロ) その者が申告した扶養親族等の数が 10 人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ハ) その者が申告した扶養親族等の数が 10 人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が 10 人である者として(ロ)により求めた税額から、扶養親族等の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 500 円を控除した金額が、その求める税額である。

(ニ) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(ロ)又は(ハ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 500 円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合を含む。)には、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等 1 人ごとに 500 円を控除した金額)が、その求める税額である。

㈡ 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が 13 歳以上の扶養親族又は 13 歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族 1 人につき 5,000 円又は 4,000 円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして㈠の(1)の(ロ)及び(ニ)により求めた金額が、その求める税額である。

イ 月 額 表
乙　　表
(一)

その月の社会保険料控除後の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	21,400円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21,400	21,800	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21,800	22,200	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22,200	22,600	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22,600	23,000	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23,000	23,400	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23,400	23,800	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23,800	24,200	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24,200	24,600	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24,600	25,000	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25,000	25,400	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25,400	25,800	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25,800	26,200	290	20	0	0	0	0	0	0	0	0
26,200	26,600	320	50	0	0	0	0	0	0	0	0
26,600	27,000	340	80	0	0	0	0	0	0	0	0
27,000	27,400	370	100	0	0	0	0	0	0	0	0
27,400	27,800	390	130	0	0	0	0	0	0	0	0
27,800	28,200	420	150	0	0	0	0	0	0	0	0
28,200	28,600	440	180	0	0	0	0	0	0	0	0
28,600	29,000	470	200	0	0	0	0	0	0	0	0
29,000	29,400	500	230	0	0	0	0	0	0	0	0
29,400	29,800	520	250	0	0	0	0	0	0	0	0
29,800	30,200	550	280	10	0	0	0	0	0	0	0
30,200	30,600	570	310	40	0	0	0	0	0	0	0
30,600	31,000	600	330	60	0	0	0	0	0	0	0
31,000	31,400	620	360	90	0	0	0	0	0	0	0
31,400	31,800	650	380	120	0	0	0	0	0	0	0
31,800	32,200	680	410	140	0	0	0	0	0	0	0
32,200	32,600	710	430	170	0	0	0	0	0	0	0
32,600	33,000	740	460	190	0	0	0	0	0	0	0
33,000	33,600	780	490	220	0	0	0	0	0	0	0
33,600	34,200	830	530	260	0	0	0	0	0	0	0
34,200	34,800	880	570	300	30	0	0	0	0	0	0
34,800	35,400	930	610	340	70	0	0	0	0	0	0
35,400	36,000	980	650	380	120	0	0	0	0	0	0
36,000	36,600	1,030	700	430	160	0	0	0	0	0	0
36,600	37,200	1,090	750	470	200	0	0	0	0	0	0
37,200	37,800	1,140	810	510	250	0	0	0	0	0	0
37,800	38,400	1,200	860	560	290	20	0	0	0	0	0
38,400	39,000	1,250	920	600	330	70	0	0	0	0	0
39,000	39,600	1,300	970	640	380	110	0	0	0	0	0
39,600	40,200	1,360	1,020	690	420	150	0	0	0	0	0
40,200	40,800	1,410	1,080	740	460	200	0	0	0	0	0
40,800	41,400	1,470	1,130	800	510	240	0	0	0	0	0
41,400	42,000	1,530	1,190	850	550	280	20	0	0	0	0
42,000	42,600	1,610	1,240	910	590	330	60	0	0	0	0
42,600	43,200	1,690	1,290	960	640	370	100	0	0	0	0
43,200	43,800	1,770	1,350	1,010	680	410	140	0	0	0	0
43,800	44,400	1,850	1,400	1,070	740	450	190	0	0	0	0
44,400	45,000	1,930	1,460	1,120	790	500	230	0	0	0	0
45,000	45,600	2,020	1,520	1,180	840	540	270	10	0	0	0

イ 月 額 表
乙　　表
(二)

その月の社会保険料控除後の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
45,600	46,200	2,100	1,600	1,230	900	580	320	50	0	0	0
46,200	46,800	2,180	1,680	1,280	950	630	360	90	0	0	0
46,800	47,400	2,260	1,760	1,340	1,010	670	400	140	0	0	0
47,400	48,000	2,340	1,840	1,390	1,060	730	450	180	0	0	0
48,000	48,600	2,420	1,920	1,450	1,110	780	490	220	0	0	0
48,600	49,200	2,500	2,000	1,500	1,170	830	530	270	0	0	0
49,200	49,800	2,580	2,080	1,580	1,220	890	580	310	40	0	0
49,800	50,400	2,660	2,160	1,660	1,280	940	620	350	90	0	0
50,400	51,000	2,740	2,240	1,740	1,330	1,000	660	400	130	0	0
51,000	52,000	2,850	2,350	1,850	1,400	1,070	730	450	190	0	0
52,000	53,000	2,990	2,490	1,990	1,490	1,160	820	530	260	0	0
53,000	54,000	3,120	2,620	2,120	1,620	1,250	910	600	330	60	0
54,000	55,000	3,260	2,760	2,260	1,760	1,340	1,000	670	400	140	0
55,000	56,000	3,390	2,890	2,390	1,890	1,430	1,090	760	480	210	0
56,000	57,000	3,530	3,030	2,530	2,030	1,530	1,180	850	550	280	10
57,000	58,000	3,660	3,160	2,660	2,160	1,660	1,270	940	620	350	90
58,000	59,000	3,800	3,300	2,800	2,300	1,800	1,360	1,030	700	420	160
59,000	60,000	3,930	3,430	2,930	2,430	1,930	1,450	1,120	790	500	230
60,000	61,000	4,070	3,570	3,070	2,570	2,070	1,570	1,210	880	570	300
61,000	62,000	4,200	3,700	3,200	2,700	2,200	1,700	1,300	970	640	370
62,000	63,000	4,340	3,840	3,340	2,840	2,340	1,840	1,390	1,060	720	450
63,000	64,000	4,470	3,970	3,470	2,970	2,470	1,970	1,480	1,150	810	520
64,000	65,000	4,610	4,110	3,610	3,110	2,610	2,110	1,610	1,240	900	590
65,000	66,000	4,740	4,240	3,740	3,240	2,740	2,240	1,740	1,330	990	660
66,000	67,000	4,880	4,380	3,880	3,380	2,880	2,380	1,880	1,420	1,080	750
67,000	68,000	5,010	4,510	4,010	3,510	3,010	2,510	2,010	1,510	1,170	840
68,000	69,000	5,150	4,650	4,150	3,650	3,150	2,650	2,150	1,650	1,270	930
69,000	70,000	5,320	4,800	4,300	3,800	3,300	2,800	2,300	1,800	1,370	1,030
70,000	71,000	5,520	4,950	4,450	3,950	3,450	2,950	2,450	1,950	1,470	1,130
71,000	72,000	5,720	5,100	4,600	4,100	3,600	3,100	2,600	2,100	1,600	1,230
72,000	73,000	5,920	5,250	4,750	4,250	3,750	3,250	2,750	2,250	1,750	1,330
73,000	74,000	6,120	5,450	4,900	4,400	3,900	3,400	2,900	2,400	1,900	1,430
74,000	75,000	6,320	5,650	5,050	4,550	4,050	3,550	3,050	2,550	2,050	1,550
75,000	76,000	6,520	5,850	5,200	4,700	4,200	3,700	3,200	2,700	2,200	1,700
76,000	77,000	6,720	6,050	5,380	4,850	4,350	3,850	3,350	2,850	2,250	1,850
77,000	78,000	6,920	6,250	5,580	5,000	4,500	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000
78,000	79,000	7,120	6,450	5,780	5,150	4,650	4,150	3,650	3,150	2,650	2,150
79,000	80,000	7,320	6,650	5,980	5,320	4,800	4,300	3,800	3,300	2,800	2,300
80,000	81,000	7,520	6,850	6,180	5,520	4,950	4,450	3,950	3,450	2,950	2,450
81,000	82,500	7,770	7,100	6,430	5,770	5,140	4,640	4,140	3,640	3,140	2,640
82,500	84,000	8,070	7,400	6,730	6,070	5,400	4,860	4,360	3,860	3,360	2,860
84,000	85,500	8,370	7,700	7,030	6,370	5,700	5,090	4,590	4,090	3,590	3,090
85,500	87,000	8,670	8,000	7,330	6,670	6,000	5,330	4,810	4,310	3,810	3,310
87,000	88,500	8,970	8,300	7,630	6,970	6,300	5,630	5,040	4,540	4,040	3,540
88,500	90,000	9,270	8,600	7,930	7,270	6,600	5,930	5,270	4,760	4,260	3,760
90,000	91,500	9,570	8,900	8,230	7,570	6,900	6,230	5,570	4,990	4,490	3,990
91,500	93,000	9,870	9,200	8,530	7,870	7,200	6,530	5,870	5,210	4,710	4,210
93,000	94,500	10,170	9,500	8,830	8,170	7,500	6,830	6,170	5,500	4,940	4,440
94,500	96,000	10,520	9,800	9,130	8,470	7,800	7,130	6,470	5,800	5,160	4,660
96,000	97,500	10,900	10,100	9,430	8,770	8,100	7,430	6,770	6,100	5,430	4,890

イ　月　額　表
乙　　表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
188,000	190,000	37,610	36,440	35,270	34,110	33,030	32,030	31,030	30,030	29,030	28,030
190,000	192,000	38,310	37,140	35,970	34,810	33,640	32,630	31,630	30,630	29,630	28,630
192,000	194,000	39,010	37,840	36,670	35,510	34,340	33,230	32,230	31,230	30,230	29,230
194,000	196,000	39,710	38,540	37,370	36,210	35,040	33,870	32,830	31,830	30,830	29,830
196,000	198,000	40,410	39,240	38,070	36,910	35,740	34,570	33,430	32,430	31,430	30,430
198,000	200,000	41,110	39,940	38,770	37,610	36,440	35,270	34,110	33,030	32,030	31,030
200,000円		41,460	40,290	39,120	37,960	36,790	35,620	34,460	33,330	32,330	31,330
200,000円をこえ230,000円に満たない金額		200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち200,000円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額									
230,000円		51,960円	50,790円	49,620円	48,460円	47,290円	46,120円	44,960円	43,830円	42,830円	41,830円
230,000円をこえ355,000円に満たない金額		230,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち230,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額									
355,000円		101,960円	100,790円	99,620円	98,460円	97,290円	96,120円	94,960円	93,830円	92,830円	91,830円
355,000円をこえ522,000円に満たない金額		355,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち355,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額									
522,000円		177,110円	175,940円	174,770円	173,610円	172,440円	171,270円	170,110円	168,980円	167,980円	166,980円
522,000円をこえる金額		522,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち522,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに500円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに500円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき500円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(備考)　第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

(1)　まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(イ)　当該給与から控除される社会保険料の金額

(ロ)　年長扶養親族(年齢13歳以上の扶養親族のうちの1人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき1,000円

(2)　その者が申告した扶養親族の数が10人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3)　その者が申告した扶養親族の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が10人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに500円を控除した金額が、その求める税額である。

(4)　障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに500円を控除した金額が、その求める税額である。

イ　月　額　表
乙　　表
(三)

その月の社会保険料控除後の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
97,500	99,000	11,270	10,440	9,730	9,070	8,400	7,730	7,070	6,400	5,730	5,110
99,000	100,500	11,650	10,810	10,030	9,370	8,700	8,030	7,370	6,700	6,030	5,360
100,500	102,000	12,020	11,190	10,350	9,670	9,000	8,330	7,670	7,000	6,330	5,660
102,000	103,500	12,400	11,560	10,730	9,970	9,300	8,630	7,970	7,300	6,630	5,960
103,500	105,000	12,770	11,940	11,100	10,270	9,600	8,930	8,270	7,600	6,930	6,260
105,000	106,500	13,150	12,310	11,480	10,640	9,900	9,230	8,570	7,900	7,230	6,560
106,500	108,000	13,520	12,690	11,850	11,020	10,200	9,530	8,870	8,200	7,530	6,860
108,000	109,500	13,900	13,060	12,230	11,390	10,560	9,830	9,170	8,500	7,830	7,160
109,500	111,000	14,270	13,440	12,600	11,770	10,940	10,130	9,470	8,800	8,130	7,460
111,000	112,500	14,650	13,810	12,980	12,140	11,310	10,480	9,770	9,100	8,430	7,760
112,500	114,000	15,020	14,190	13,350	12,520	11,690	10,850	10,070	9,400	8,730	8,060
114,000	115,500	15,400	14,560	13,730	12,890	12,060	11,230	10,390	9,700	9,030	8,360
115,500	117,000	15,770	14,940	14,100	13,270	12,440	11,600	10,770	10,000	9,330	8,660
117,000	118,500	16,150	15,310	14,480	13,640	12,810	11,980	11,140	10,310	9,630	8,960
118,500	120,000	16,520	15,690	14,850	14,020	13,190	12,350	11,520	10,690	9,930	9,260
120,000	121,500	16,900	16,060	15,230	14,390	13,560	12,730	11,890	11,060	10,230	9,560
121,500	123,000	17,270	16,440	15,600	14,770	13,940	13,100	12,270	11,440	10,600	9,860
123,000	124,500	17,650	16,810	15,980	15,140	14,310	13,480	12,640	11,810	10,980	10,160
124,500	126,000	18,020	17,190	16,350	15,520	14,690	13,850	13,020	12,190	11,350	10,520
126,000	128,000	18,460	17,620	16,790	15,960	15,120	14,290	13,460	12,620	11,790	10,960
128,000	130,000	19,030	18,120	17,290	16,460	15,620	14,790	13,960	13,120	12,290	11,460
130,000	132,000	19,630	18,630	17,790	16,960	16,120	15,290	14,460	13,620	12,790	11,960
132,000	134,000	20,230	19,230	18,290	17,460	16,620	15,790	14,960	14,120	13,290	12,460
134,000	136,000	20,830	19,830	18,830	17,960	17,120	16,290	15,460	14,620	13,790	12,960
136,000	138,000	21,430	20,430	19,430	18,460	17,620	16,790	15,960	15,120	14,290	13,460
138,000	140,000	22,030	21,030	20,030	19,030	18,120	17,290	16,460	15,620	14,790	13,960
140,000	142,000	22,630	21,630	20,630	19,630	18,630	17,790	16,960	16,120	15,290	14,460
142,000	144,000	23,230	22,230	21,230	20,230	19,230	18,290	17,460	16,620	15,790	14,960
144,000	146,000	23,830	22,830	21,830	20,830	19,830	18,830	17,960	17,120	16,290	15,460
146,000	148,000	24,430	23,430	22,430	21,430	20,430	19,430	18,460	17,620	16,790	15,960
148,000	150,000	25,030	24,030	23,030	22,030	21,030	20,030	19,030	18,120	17,290	16,460
150,000	152,000	25,630	24,630	23,630	22,630	21,630	20,630	19,630	18,630	17,790	16,960
152,000	154,000	26,230	25,230	24,230	23,230	22,230	21,230	20,230	19,230	18,290	17,460
154,000	156,000	26,830	25,830	24,830	23,830	22,830	21,830	20,830	19,830	18,830	17,960
156,000	158,000	27,430	26,430	25,430	24,430	23,430	22,430	21,430	20,430	19,430	18,460
158,000	160,000	28,030	27,030	26,030	25,030	24,030	23,030	22,030	21,030	20,030	19,030
160,000	162,000	28,630	27,630	26,630	25,630	24,630	23,630	22,630	21,630	20,630	19,630
162,000	164,000	29,230	28,230	27,230	26,230	25,230	24,230	23,230	22,230	21,230	20,230
164,000	166,000	29,830	28,830	27,830	26,830	25,830	24,830	23,830	22,830	21,830	20,830
166,000	168,000	30,430	29,430	28,430	27,430	26,430	25,430	24,430	23,430	22,430	21,430
168,000	170,000	31,030	30,030	29,030	28,030	27,030	26,030	25,030	24,030	23,030	22,030
170,000	172,000	31,630	30,630	29,630	28,630	27,630	26,630	25,630	24,630	23,630	22,630
172,000	174,000	32,230	31,230	30,230	29,230	28,230	27,230	26,230	25,230	24,230	23,230
174,000	176,000	32,830	31,830	30,830	29,830	28,830	27,830	26,830	25,830	24,830	23,830
176,000	178,000	33,430	32,430	31,430	30,430	29,430	28,430	27,430	26,430	25,430	24,430
178,000	180,000	34,110	33,030	32,030	31,030	30,030	29,030	28,030	27,030	26,030	25,030
180,000	182,000	34,810	33,640	32,630	31,630	30,630	29,630	28,630	27,630	26,630	25,630
182,000	184,000	35,510	34,340	33,230	32,230	31,230	30,230	29,230	28,230	27,230	26,230
184,000	186,000	36,210	35,040	33,870	32,830	31,830	30,830	29,830	28,830	27,830	26,830
186,000	188,000	36,910	35,740	34,570	33,430	32,430	31,430	30,430	29,430	28,430	27,430

ロ　日額表

甲　表

(二)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙　第三十八条第一項第六号の規定による税額
		扶養親族等の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,180	1,200	50	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	174	0
1,200	1,220	55	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0	179	0
1,220	1,240	55	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0	184	0
1,240	1,260	60	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0	189	0
1,260	1,280	65	30	20	10	0	0	0	0	0	0	0	195	0
1,280	1,300	65	30	20	10	0	0	0	0	0	0	0	200	0
1,300	1,320	70	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0	205	0
1,320	1,340	70	35	20	15	5	0	0	0	0	0	0	211	0
1,340	1,360	75	35	25	15	5	0	0	0	0	0	0	216	0
1,360	1,380	75	35	25	15	5	0	0	0	0	0	0	221	0
1,380	1,400	80	40	25	20	10	0	0	0	0	0	0	227	0
1,400	1,440	85	40	30	20	10	0	0	0	0	0	0	232	0
1,440	1,480	90	45	35	20	15	5	0	0	0	0	0	242	0
1,480	1,520	95	50	35	25	15	10	0	0	0	0	0	254	0
1,520	1,560	100	55	40	30	20	10	0	0	0	0	0	269	0
1,560	1,600	105	60	45	35	20	15	5	0	0	0	0	283	0
1,600	1,640	110	65	50	35	25	15	5	0	0	0	0	298	3
1,640	1,680	115	70	55	40	30	20	10	0	0	0	0	312	6
1,680	1,720	120	75	60	45	35	20	15	5	0	0	0	327	9
1,720	1,760	125	80	65	50	35	25	15	5	0	0	0	342	12
1,760	1,800	130	85	70	50	40	30	20	10	0	0	0	356	15
1,800	1,840	135	90	75	55	45	30	20	15	5	0	0	371	17
1,840	1,880	140	95	80	65	45	35	25	15	5	0	0	385	20
1,880	1,920	150	100	85	70	50	40	30	20	10	0	0	400	23
1,920	1,960	155	105	90	75	55	45	30	20	10	5	0	415	26
1,960	2,000	160	115	95	80	60	45	35	25	15	5	0	429	29
2,000	2,040	165	120	100	85	70	50	40	30	20	10	0	444	32
2,040	2,080	170	125	105	90	75	55	45	30	20	10	5	459	36
2,080	2,120	175	130	110	95	80	60	45	35	25	15	5	478	39
2,120	2,160	185	135	115	100	85	65	50	40	30	20	10	495	43
2,160	2,200	190	140	125	105	90	70	55	40	30	20	10	512	46
2,200	2,240	195	145	130	110	95	80	60	45	35	25	15	529	50
2,240	2,280	205	150	135	115	100	85	65	50	40	25	15	545	54
2,280	2,320	210	155	140	125	105	90	70	55	40	30	20	562	57
2,320	2,360	220	160	145	130	110	95	80	60	45	35	25	578	61
2,360	2,400	230	170	150	135	120	100	85	65	50	40	30	594	64
2,400	2,440	235	175	155	140	125	105	90	75	55	45	30	610	68
2,440	2,480	245	185	165	145	130	115	95	80	65	45	35	626	74
2,480	2,520	250	190	170	155	135	120	100	85	70	50	40	642	79
2,520	2,560	260	200	175	160	140	125	110	90	75	60	45	658	84
2,560	2,600	270	205	185	165	150	130	115	95	80	65	50	674	90
2,600	2,640	275	215	190	170	155	135	120	105	85	70	55	690	95
2,640	2,700	285	225	200	180	160	145	130	110	95	75	60	706	101
2,700	2,760	300	235	215	190	170	155	135	120	105	85	70	730	109
2,760	2,820	310	250	225	205	180	160	145	130	110	95	80	754	117
2,820	2,880	320	260	240	215	195	170	155	140	120	105	85	778	125
2,880	2,940	335	275	250	230	205	185	165	145	130	115	95	803	133
2,940	3,000	345	285	260	240	220	195	175	155	140	120	105	833	141
3,000	3,060	360	295	275	250	230	205	185	165	150	130	115	860	149
3,060	3,120	375	310	285	265	240	220	195	175	155	140	125	887	157

別表第三　給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号、第五号若しくは第六号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表）

ロ　日額表

甲　表

(一)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙　第三十八条第一項第六号の規定による税額
		扶養親族等の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
520円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保険料控除後の給与の金額に相当する金額の6％	0
520	530	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0
530	540	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0
540	550	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0
550	560	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0
560	570	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0
570	580	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0
580	590	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0
590	600	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0
600	610	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	0
610	620	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0
620	630	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0
630	640	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0
640	650	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0
650	660	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0
660	670	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0
670	680	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
680	690	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0
690	700	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0
700	710	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0
710	720	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68	0
720	730	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71	0
730	740	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0
740	750	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	0
750	760	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77	0
760	780	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	0
780	800	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83	0
800	820	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	87	0
820	840	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	92	0
840	860	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95	0
860	880	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99	0
880	900	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	103	0
900	920	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106	0
920	940	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	111	0
940	960	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	114	0
960	980	35	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	118	0
980	1,000	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	122	0
1,000	1,020	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	125	0
1,020	1,040	40	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
1,040	1,060	40	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	133	0
1,060	1,080	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	139	0
1,080	1,100	45	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	144	0
1,100	1,120	45	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	149	0
1,120	1,140	45	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	156	0
1,140	1,160	50	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	161	0
1,160	1,180	50	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	168	0

ロ　日額表

甲　表

(三)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙　第三十八条第一項第六号の規定による税額
		扶養親族等の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,120	3,180	390	320	300	275	255	230	210	185	165	150	130	914	165
3,180	3,240	405	335	310	290	265	245	220	200	175	160	140	941	174
3,240	3,300	420	345	320	300	280	255	235	210	190	165	150	968	183
3,300	3,360	435	360	335	310	290	265	245	220	200	180	160	995	192
3,360	3,420	450	375	350	325	300	280	255	235	210	190	170	1,022	201
3,420	3,480	465	390	365	335	315	290	270	245	225	200	180	1,049	210
3,480	3,540	480	405	380	350	325	305	280	260	235	215	190	1,076	219
3,540	3,600	495	420	395	365	340	315	295	270	250	225	205	1,103	228
3,600	3,660	510	435	410	380	350	325	305	280	260	240	215	1,130	237
3,660	3,720	525	450	425	395	365	340	315	295	270	250	225	1,157	249
3,720	3,780	540	465	440	410	380	355	330	305	285	260	240	1,184	261
3,780	3,840	555	480	455	425	395	370	340	320	295	275	250	1,211	273
3,840	3,900	570	495	470	440	410	385	355	330	310	285	265	1,239	285
3,900	3,960	585	510	485	455	425	400	370	345	320	300	275	1,272	297
3,960	4,020	600	525	500	470	440	415	385	360	330	310	285	1,305	309
4,020	4,080	615	540	515	485	455	430	400	375	345	320	300	1,338	321
4,080	4,140	635	555	530	500	470	445	415	390	360	335	310	1,370	333
4,140	4,200	655	570	545	515	485	460	430	405	375	345	325	1,400	345
4,200	4,260	670	585	560	530	500	475	445	420	390	360	335	1,430	357
4,260	4,320	690	600	575	545	515	490	460	435	405	375	350	1,460	369
4,320	4,380	705	615	590	560	530	505	475	450	420	390	365	1,490	381
4,380	4,440	725	635	605	575	545	520	490	465	435	405	380	1,520	393
4,440	4,500	745	650	620	590	560	535	505	480	450	420	395	1,550	405
4,500	4,580	765	670	640	605	580	550	525	495	465	440	410	1,580	417
4,580	4,660	790	695	660	630	600	570	545	515	485	460	430	1,620	433
4,660	4,740	810	720	685	655	620	590	565	535	505	480	450	1,660	449
4,740	4,820	835	745	710	675	645	610	585	555	525	500	470	1,700	466
4,820	4,900	860	770	735	700	665	635	605	575	545	520	490	1,740	486
4,900	4,980	885	790	760	725	690	655	625	595	565	540	510	1,780	506
4,980	5,060	910	815	780	750	715	680	650	615	585	560	530	1,820	526
5,060	5,140	930	840	805	775	740	705	670	640	605	580	550	1,860	546
5,140	5,220	955	865	830	795	765	730	695	660	630	600	570	1,900	566
5,220	5,300	980	890	855	820	785	755	720	685	655	620	590	1,940	586
5,300	5,380	1,005	910	880	845	810	775	745	710	675	645	610	1,980	606
5,380	5,460	1,030	935	900	870	835	800	770	735	700	665	635	2,020	626
5,460	5,540	1,050	960	925	895	860	825	790	760	725	690	655	2,060	646
5,540	5,620	1,075	985	950	915	885	850	815	780	750	715	680	2,100	666
5,620	5,700	1,100	1,010	975	940	905	875	840	805	775	740	705	2,140	686
5,700	5,780	1,125	1,030	1,000	965	930	895	865	830	795	765	730	2,180	706
5,780	5,860	1,150	1,055	1,020	990	955	920	890	855	820	785	755	2,218	726
5,860	5,940	1,180	1,080	1,045	1,015	980	945	910	880	845	810	775	2,254	746
5,940	6,020	1,210	1,105	1,070	1,035	1,005	970	935	900	870	835	800	2,292	766
6,020	6,100	1,235	1,130	1,095	1,060	1,025	995	960	925	895	860	825	2,336	786
6,100	6,180	1,265	1,155	1,120	1,085	1,050	1,015	985	950	915	885	850	2,380	806
6,180	6,260	1,290	1,185	1,145	1,110	1,075	1,040	1,010	975	940	905	875	2,424	826
6,260	6,340	1,320	1,215	1,175	1,135	1,100	1,065	1,030	1,000	965	930	895	2,468	846
6,340	6,420	1,350	1,240	1,200	1,165	1,125	1,090	1,055	1,020	990	955	920	2,512	870
6,420	6,500	1,375	1,270	1,230	1,190	1,150	1,115	1,080	1,045	1,015	980	945	2,556	894

ロ　日額表

甲　表

(四)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙　第三十八条第一項第六号の規定による税額
		扶養親族等の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額												
6,500円		円 1,390	円 1,285	円 1,245	円 1,205	円 1,165	円 1,125	円 1,090	円 1,060	円 1,025	円 990	円 955	円 2,600	円 918
6,500円をこえ7,670円に満たない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額											2,600円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額	918円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額
7,670円		円 1,800	円 1,695	円 1,655	円 1,615	円 1,575	円 1,535	円 1,500	円 1,470	円 1,435	円 1,400	円 1,365	円 3,126	円 1,327
7,670円をこえ11,840円に満たない金額		7,670円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,670円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額											3,126円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,670円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	1,327円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,670円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額
11,840円		円 3,470	円 3,365	円 3,325	円 3,285	円 3,245	円 3,205	円 3,170	円 3,140	円 3,105	円 3,070	円 3,035	円 5,211	円 2,995
11,840円をこえ17,390円に満たない金額		11,840円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,840円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額											5,211円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,840円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額	2,995円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,840円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額

されている場合を含む。）には、

(イ) (ロ)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに17円を控除した金額）が、その求める税額である。

(ロ) 日雇労務者の受ける給与（第三十八条第一項第六号の給与をいう。）については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ニ) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が13歳以上の扶養親族又は13歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき170円又は135円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(一)の(1)の(ロ)及び(ニ)により求めた金額が、その求める税額である。

ロ 日額表

甲表

(五)

その日の社会保険料控除後の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙 第三十八条第一項第六号の規定による税額
	扶養親族等の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上 未満	税額												
17,390円	円 5,965	円 5,860	円 5,820	円 5,780	円 5,740	円 5,700	円 5,665	円 5,635	円 5,600	円 5,565	円 5,530	円 8,263	円 5,492
17,390円をこえる金額	17,390円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,390円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											8,263円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,390円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額	5,492円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,390円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに17円を控除した金額												従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	—
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに17円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額													

（注） この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（備考） 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者（乙表適用者を除く。）については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族（年齢13歳以上の扶養親族をいう。）を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき35円

(ロ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ハ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が10人である者として(ロ)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに17円を控除した金額が、その求める税額である。

(ニ) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(ロ)又は(ハ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに17円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

ロ 日額表

乙 表

(一)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	760円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
760	780	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
780	800	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
800	820	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
820	840	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
840	860	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
860	880	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
880	900	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
900	920	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0
920	940	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
940	960	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
960	980	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
980	1,000	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,000	1,020	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,020	1,040	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,040	1,060	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0
1,060	1,080	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0
1,080	1,100	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0
1,100	1,120	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0
1,120	1,140	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0
1,140	1,160	30	20	10	0	0	0	0	0	0	0
1,160	1,180	30	20	10	0	0	0	0	0	0	0
1,180	1,200	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0
1,200	1,220	35	20	15	5	0	0	0	0	0	0
1,220	1,240	35	25	15	5	0	0	0	0	0	0
1,240	1,260	35	25	15	5	0	0	0	0	0	0
1,260	1,280	40	30	20	10	0	0	0	0	0	0
1,280	1,300	40	30	20	10	0	0	0	0	0	0
1,300	1,320	40	30	20	10	5	0	0	0	0	0
1,320	1,340	45	35	20	15	5	0	0	0	0	0
1,340	1,360	45	35	25	15	5	0	0	0	0	0
1,360	1,380	50	35	25	15	5	0	0	0	0	0
1,380	1,400	50	40	25	15	10	0	0	0	0	0
1,400	1,440	55	40	30	20	10	0	0	0	0	0
1,440	1,480	60	45	35	20	15	5	0	0	0	0
1,480	1,520	65	50	35	25	15	5	0	0	0	0
1,520	1,560	70	55	40	30	20	10	0	0	0	0
1,560	1,600	75	60	45	35	20	15	5	0	0	0
1,600	1,640	80	65	50	35	25	15	5	0	0	0
1,640	1,680	85	70	50	40	30	20	10	0	0	0
1,680	1,720	90	75	60	45	35	20	15	5	0	0
1,720	1,760	95	80	65	45	35	25	15	5	0	0
1,760	1,800	100	85	70	50	40	30	20	10	0	0
1,800	1,840	110	90	75	55	45	30	20	15	5	0
1,840	1,880	115	95	80	65	45	35	25	15	5	0
1,880	1,920	120	100	85	70	50	40	30	20	10	0

ロ 日額表

乙 表

(二)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,920	1,960	125	105	90	75	55	45	30	20	10	5
1,960	2,000	130	110	95	80	60	45	35	25	15	5
2,000	2,040	135	120	100	85	65	50	40	30	20	10
2,040	2,080	140	125	105	90	75	55	45	30	20	10
2,080	2,120	145	130	110	95	80	60	45	35	25	15
2,120	2,160	150	135	115	100	85	65	50	40	25	20
2,160	2,200	155	140	125	105	90	70	55	40	30	20
2,200	2,240	160	145	130	110	95	80	60	45	35	25
2,240	2,280	165	150	135	115	100	85	65	50	40	25
2,280	2,320	175	155	140	120	105	90	70	55	40	30
2,320	2,360	180	160	145	130	110	95	80	60	45	35
2,360	2,400	190	170	150	135	120	100	85	65	50	40
2,400	2,440	195	175	155	140	125	105	90	75	55	45
2,440	2,480	205	185	165	145	130	115	95	80	60	45
2,480	2,520	215	190	170	150	135	120	100	85	70	50
2,520	2,560	220	200	175	160	140	125	110	90	75	60
2,560	2,600	230	205	185	165	150	130	115	95	80	65
2,600	2,640	235	215	190	170	155	135	120	105	85	70
2,640	2,700	245	225	200	180	160	145	130	110	95	75
2,700	2,760	260	235	215	190	170	155	135	120	105	85
2,760	2,820	270	250	225	205	180	160	145	130	110	95
2,820	2,880	285	260	240	215	195	170	155	140	120	105
2,880	2,940	295	275	250	230	205	185	165	145	130	115
2,940	3,000	305	285	260	240	215	195	175	155	140	120
3,000	3,060	320	295	275	250	230	205	185	165	150	130
3,060	3,120	330	310	285	265	240	220	195	175	155	140
3,120	3,180	345	320	300	275	255	230	210	185	165	150
3,180	3,240	360	335	310	290	265	245	220	200	175	160
3,240	3,300	375	345	320	300	275	255	235	210	190	165
3,300	3,360	390	360	335	310	290	265	245	220	200	175
3,360	3,420	405	375	350	325	300	280	255	235	210	190
3,420	3,480	420	390	365	335	315	290	270	245	225	200
3,480	3,540	435	405	380	350	325	305	280	260	235	215
3,540	3,600	450	420	395	365	335	315	295	270	250	225
3,600	3,660	465	435	410	380	350	325	305	280	260	235
3,660	3,720	480	450	425	395	365	340	315	295	270	250
3,720	3,780	495	465	440	410	380	355	330	305	285	260
3,780	3,840	510	480	455	425	395	370	340	320	295	275
3,840	3,900	525	495	470	440	410	385	355	330	310	285
3,900	3,960	540	510	485	455	425	400	370	345	320	295
3,960	4,020	555	525	500	470	440	415	385	360	330	310
4,020	4,080	570	540	515	485	455	430	400	375	345	320
4,080	4,140	585	555	530	500	470	445	415	390	360	335
4,140	4,200	600	570	545	515	485	460	430	405	375	345
4,200	4,260	615	585	560	530	500	475	445	420	390	360
4,260	4,320	630	600	575	545	515	490	460	435	405	375
4,320	4,380	650	615	590	560	530	505	475	450	420	390
4,380	4,440	665	635	605	575	545	520	490	465	435	405
4,440	4,500	685	650	620	590	560	535	505	480	450	420
4,500	4,580	705	670	640	605	580	550	525	495	465	440

ロ 日額表
乙 表
(三)

その日の社会保険料控除後の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額									
	扶養親族の数									
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上 未満	税額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,580 4,660	730	695	660	630	600	570	545	515	485	460
4,660 4,740	755	720	685	650	620	590	565	535	505	480
4,740 4,820	775	745	710	675	645	610	585	555	525	500
4,820 4,900	800	770	735	700	665	635	605	575	545	520
4,900 4,980	825	790	760	725	690	655	625	595	565	540
4,980 5,060	850	815	780	750	715	680	650	615	585	560
5,060 5,140	875	840	805	770	740	705	670	640	605	580
5,140 5,220	895	865	830	795	765	730	695	660	630	600
5,220 5,300	920	890	855	820	785	755	720	685	650	620
5,300 5,380	945	910	880	845	810	775	745	710	675	645
5,380 5,460	970	935	900	870	835	800	770	735	700	665
5,460 5,540	995	960	925	890	860	825	790	760	725	690
5,540 5,620	1,015	985	950	915	885	850	815	780	750	715
5,620 5,700	1,040	1,010	975	940	905	875	840	805	770	740
5,700 5,780	1,065	1,030	1,000	965	930	895	865	830	795	765
5,780 5,860	1,090	1,055	1,020	990	955	920	890	855	820	785
5,860 5,940	1,115	1,080	1,045	1,010	980	945	910	880	845	810
5,940 6,020	1,140	1,105	1,070	1,035	1,005	970	935	900	870	835
6,020 6,100	1,170	1,130	1,095	1,060	1,025	995	960	925	890	860
6,100 6,180	1,195	1,155	1,120	1,085	1,050	1,015	985	950	915	885
6,180 6,260	1,225	1,185	1,145	1,110	1,075	1,040	1,010	975	940	905
6,260 6,340	1,250	1,215	1,175	1,135	1,100	1,065	1,030	1,000	965	930
6,340 6,420	1,280	1,240	1,200	1,165	1,125	1,090	1,055	1,020	990	955
6,420 6,500	1,310	1,270	1,230	1,190	1,150	1,115	1,080	1,045	1,010	980
6,500円	1,320	1,285	1,245	1,205	1,165	1,125	1,090	1,060	1,025	990
6,500円をこえ7,670円に満たない金額	6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額									
7,670円	1,730	1,695	1,655	1,615	1,575	1,535	1,500	1,470	1,435	1,400
7,670円をこえ11,840円に満たない金額	7,670円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,670円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額									
11,840円	3,400	3,365	3,325	3,285	3,245	3,205	3,170	3,140	3,105	3,070
11,840円をこえ17,390円に満たない金額	11,840円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,840円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額									

ロ 日額表
乙 表
(四)

その日の社会保険料控除後の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額									
	扶養親族の数									
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上 未満	税額									
17,390円	円 5,895	円 5,860	円 5,820	円 5,780	円 5,740	円 5,700	円 5,665	円 5,635	円 5,600	円 5,565
17,390円をこえる金額	17,390円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,390円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに17円を控除した金額										
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに17円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額										

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

(1) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(ロ) 年長扶養親族(年齢13歳以上の扶養親族のうちの1人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき35円

(2) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が10人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに17円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに17円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第四　賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表（第三十八条第一項第七号イ若しくはロ又は同条第五項の規定による賞与の金額に乗ずべき率の表）

賞与の金額に乗ずべき率	甲　第三十八条第一項第七号イの規定の適用がある場合　扶養親族等の数												乙　第三十八条第一項第七号ロの規定の適用がある場合
	0人		1人		2人		3人		4人		5人		6人	7人	8人	9人	10人以上	
	前月の社会保険料控除後の給与の金額																	前月の社会保険料控除後の給与の金額
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	以上	以上	以上	以上	以上
%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	11,300円未満		20,500円未満		23,800円未満		27,200円未満		30,200円未満		33,200円未満		36,200円未満	39,100円未満	42,100円未満	45,000円未満	48,000円未満	3,000円未満
2	11,300	12,100	20,500	21,900	23,800	25,400	27,200	28,900	30,200	32,000	33,200	35,100	36,200	38,300	39,100	41,400	42,100	44,600	45,000	47,700	48,000	50,800	3,000	5,000
4	12,100	13,000	21,900	23,400	25,400	27,200	28,900	30,700	32,000	34,000	35,100	37,300	38,300	40,700	41,400	44,000	44,600	47,300	47,700	50,700	50,800	54,000	5,000	7,500
6	13,000	13,900	23,400	25,200	27,200	29,200	30,700	32,700	34,000	36,300	37,300	39,800	40,700	43,400	44,000	46,800	47,300	50,300	50,700	53,700	54,000	56,800	7,500	10,000
8	13,900	24,600	25,200	32,500	29,200	34,900	32,700	38,000	36,300	41,300	39,800	44,600	43,400	47,800	46,800	51,100	50,300	54,400	53,700	56,500	56,800	59,500	10,000	13,000
10	24,600	30,200	32,500	37,800	34,900	40,000	38,000	44,000	41,300	47,100	44,600	50,400	47,800	53,300	51,100	56,400	54,400	59,000	56,500	61,600	59,500	64,100	13,000	16,200
12	30,200	32,800	37,800	41,700	40,000	45,100	44,000	48,500	47,100	52,000	50,400	55,200	53,300	57,700	56,400	60,100	59,000	62,600	61,600	65,100	64,100	67,900	16,200	16,900
14	32,800	51,400	41,700	58,100	45,100	58,600	48,500	58,600	52,000	58,600	55,200	59,600	57,700	62,300	60,100	64,900	62,600	67,600	65,100	70,600	67,900	73,800	16,900	28,300
16	51,400	55,900	58,100	62,000	58,600	64,200	58,600	66,400	58,600	68,800	59,600	71,500	62,300	74,300	64,900	77,100	67,600	79,900	70,600	82,600	73,800	85,400	28,300	29,700
18	55,900	59,900	62,000	66,400	64,200	68,900	66,400	72,000	68,800	75,000	71,500	78,000	74,300	81,100	77,100	84,100	79,900	87,100	82,600	90,200	85,400	93,200	29,700	31,100
20	59,900	70,700	66,400	78,000	68,900	80,700	72,000	83,300	75,000	86,000	78,000	88,700	81,100	91,300	84,100	94,000	87,100	96,700	90,200	99,300	93,200	102,200	31,100	39,300
22	70,700	76,800	78,000	84,800	80,700	87,700	83,300	90,600	86,000	93,500	88,700	96,400	91,300	99,300	94,000	102,200	96,700	105,100	99,300	108,000	102,200	110,900	39,300	41,100
24	76,800	84,100	84,800	92,900	87,700	96,000	90,600	99,200	93,500	102,400	96,400	105,600	99,300	108,700	102,200	111,900	105,100	115,100	108,000	118,300	110,900	121,400	41,100	43,100
26	84,100	101,400	92,900	109,000	96,000	111,800	99,200	114,600	102,400	117,400	105,600	120,100	108,700	122,900	111,900	125,700	115,100	128,500	118,300	131,300	121,400	134,000	43,100	55,300
28	101,400	110,600	109,000	118,900	111,800	122,000	114,600	125,000	117,400	128,000	120,100	131,100	122,900	134,100	125,700	137,100	128,500	140,200	131,300	143,200	134,000	146,200	55,300	57,900
30	110,600	137,300	118,900	144,700	122,000	147,300	125,000	150,000	128,000	152,700	131,100	155,300	134,100	158,000	137,100	160,700	140,200	163,300	143,200	166,000	146,200	168,700	57,900	76,300
32	137,300	149,300	144,700	157,200	147,300	160,100	150,000	163,000	152,700	165,900	155,300	168,800	158,000	171,700	160,700	174,600	163,300	177,500	166,000	180,400	168,700	183,300	76,300	79,800
34	149,300	163,500	157,200	172,200	160,100	175,400	163,000	178,600	165,900	181,700	168,800	184,900	171,700	188,100	174,600	191,300	177,500	194,400	180,400	197,600	183,300	200,800	79,800	83,700
36	163,500	191,700	172,200	199,300	175,400	202,100	178,600	204,900	181,700	207,600	184,900	210,400	188,100	213,200	191,300	216,000	194,400	218,800	197,600	221,500	200,800	224,300	83,700	104,500
38	191,700	209,100	199,300	217,400	202,100	220,500	204,900	223,500	207,600	226,500	210,400	229,500	213,200	232,600	216,000	235,600	218,800	238,700	221,500	241,700	224,300	244,700	104,500	109,500
40	209,100	284,000	217,400	291,300	220,500	294,000	223,500	296,700	226,500	299,300	229,500	302,000	232,600	304,700	235,600	307,300	238,700	310,000	241,700	312,700	244,700	315,300	109,500	157,800
42	284,000	308,700	291,300	316,700	294,000	319,600	296,700	322,500	299,300	325,400	302,000	328,300	304,700	331,200	307,300	334,100	310,000	337,000	312,700	339,900	315,300	342,800	157,800	165,100
44	308,700	338,100	316,700	346,800	319,600	350,000	322,500	353,200	325,400	356,300	328,300	359,500	331,200	362,700	334,100	365,900	337,000	369,000	339,900	372,200	342,800	375,400	165,100	173,200
46	338,100	434,700	346,800	442,400	350,000	445,100	353,200	447,900	356,300	450,700	359,500	453,500	362,700	456,300	365,900	459,000	369,000	461,800	372,200	464,600	375,400	467,400	173,200	237,100
48	434,700	474,200	442,400	482,600	445,100	485,600	447,900	488,600	450,700	491,700	453,500	494,700	456,300	497,700	459,000	500,800	461,800	503,800	464,600	506,800	467,400	509,800	237,100	248,400
50	474,200円以上		482,600円以上		485,600円以上		488,600円以上		491,700円以上		494,700円以上		497,700円以上		500,800円以上		503,800円以上		506,800円以上		509,800円以上		248,400円以上	

（注）　この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（備考）　賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりである。

㈠　第三十八条第一項の規定の適用を受ける者については、

(1)　給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、(3)に該当する場合を除き、

(イ)　まず、その者が前月中に支払を受けた給与（賞与を除く。以下同じ。）の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a)　当該給与から控除された社会保険料の金額

(b)　年長扶養親族（年齢13歳以上の扶養親族（乙表適用者については、そのうちの１人を除いたもの）をいう。）の数に応じ、その年長扶養親族１人につき1,000円

(ロ)　次に、その者が申告した扶養親族等の数と(イ)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

(ハ)　(ロ)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

(2)　給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合を含む。）には、(3)に該当する場合を除き、

(イ)　その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(ロ)　(イ)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

(ハ)　(ロ)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

(3)　その者が前月中に給与の支払を受けなかつた場合及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額が当該給与から控除すべき社会保険料の金額をこえない場合には、この表によらず、第三十八条第一項第七号ハ又はニの規定により税額を計算する。

㈡　第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が13歳以上の扶養親族又は13歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族１人につき5,000円又は4,000円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。（㈠の(3)と同様の場合には、その行と「賞与の金額㈠の(3)に準じて計算する。）

別表第六の備考(三)(3)を次のように改める。

(3) 申告された生命保険料の金額がある場合には、次の(イ)から(ハ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(イ)から(ハ)までに掲げる金額

(イ) その生命保険料の金額が20,000円までの場合　その全額

(ロ) その生命保険料の金額が20,000円をこえ50,000円までの場合　その金額の2分の1に相当する金額と10,000円との合計額

(ハ) その生命保険料の金額が50,000円をこえる場合　35,000円

別表第六の備考(三)(3)の次に次のように加える。

(4) 申告された損害保険料の金額がある場合には、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(イ)又は(ロ)に掲げる金額

(イ) その損害保険料の金額のうちに第十一条の八第一項に規定する長期損害保険契約等に係るものがある場合　その金額（その金額が10,000円をこえる場合には、10,000円）。

ただし、当該長期損害保険契約等以外の契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、当該長期損害保険契約等に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と当該長期損害保険契約等に係る金額との合計額とする。

(ロ) その損害保険料の金額のうちに第十一条の八第一項に規定する長期損害保険契約等に係るものがない場合　その金額（その金額が2,000円をこえる場合には、2,000円）

別表第六の備考(三)中「第十一条の八」を「第十一条の九」に、「第十一条の九」を「第十一条の十」に改める。

別表第六の附表を次のように改める。

(一)

給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
171,880円	未満	121,500円未満	220,000	221,000	160,000	270,000	271,000	200,000
171,880	172,000	121,500	221,000	222,000	160,800	271,000	272,000	200,800
172,000	173,000	121,600	222,000	223,000	161,600	272,000	273,000	201,600
173,000	174,000	122,400	223,000	224,000	162,400	273,000	274,000	202,400
174,000	175,000	123,200	224,000	225,000	163,200	274,000	275,000	203,200
175,000	176,000	124,000	225,000	226,000	164,000	275,000	276,000	204,000
176,000	177,000	124,800	226,000	227,000	164,800	276,000	277,000	204,800
177,000	178,000	125,600	227,000	228,000	165,600	277,000	278,000	205,600
178,000	179,000	126,400	228,000	229,000	166,400	278,000	279,000	206,400
179,000	180,000	127,200	229,000	230,000	167,200	279,000	280,000	207,200
180,000	181,000	128,000	230,000	231,000	168,000	280,000	281,000	208,000
181,000	182,000	128,800	231,000	232,000	168,800	281,000	282,000	208,800
182,000	183,000	129,600	232,000	233,000	169,600	282,000	283,000	209,600
183,000	184,000	130,400	233,000	234,000	170,400	283,000	284,000	210,400
184,000	185,000	131,200	234,000	235,000	171,200	284,000	285,000	211,200
185,000	186,000	132,000	235,000	236,000	172,000	285,000	286,000	212,000
186,000	187,000	132,800	236,000	237,000	172,800	286,000	287,000	212,800
187,000	188,000	133,600	237,000	238,000	173,600	287,000	288,000	213,600
188,000	189,000	134,400	238,000	239,000	174,400	288,000	289,000	214,400
189,000	190,000	135,200	239,000	240,000	175,200	289,000	290,000	215,200
190,000	191,000	136,000	240,000	241,000	176,000	290,000	291,000	216,000
191,000	192,000	136,800	241,000	242,000	176,800	291,000	292,000	216,800
192,000	193,000	137,600	242,000	243,000	177,600	292,000	293,000	217,600
193,000	194,000	138,400	243,000	244,000	178,400	293,000	294,000	218,400
194,000	195,000	139,200	244,000	245,000	179,200	294,000	295,000	219,200
195,000	196,000	140,000	245,000	246,000	180,000	295,000	296,000	220,000
196,000	197,000	140,800	246,000	247,000	180,800	296,000	297,000	220,800
197,000	198,000	141,600	247,000	248,000	181,600	297,000	298,000	221,600
198,000	199,000	142,400	248,000	249,000	182,400	298,000	299,000	222,400
199,000	200,000	143,200	249,000	250,000	183,200	299,000	300,000	223,200
200,000	201,000	144,000	250,000	251,000	184,000	300,000	301,000	224,000
201,000	202,000	144,800	251,000	252,000	184,800	301,000	302,000	224,800
202,000	203,000	145,600	252,000	253,000	185,600	302,000	303,000	225,600
203,000	204,000	146,400	253,000	254,000	186,400	303,000	304,000	226,400
204,000	205,000	147,200	254,000	255,000	187,200	304,000	305,000	227,200
205,000	206,000	148,000	255,000	256,000	188,000	305,000	306,500	228,000
206,000	207,000	148,800	256,000	257,000	188,800	306,500	308,000	229,200
207,000	208,000	149,600	257,000	258,000	189,600	308,000	309,500	230,400
208,000	209,000	150,400	258,000	259,000	190,400	309,500	311,000	231,600
209,000	210,000	151,200	259,000	260,000	191,200	311,000	312,500	232,800
210,000	211,000	152,000	260,000	261,000	192,000	312,500	314,000	234,000
211,000	212,000	152,800	261,000	262,000	192,800	314,000	315,500	235,200
212,000	213,000	153,600	262,000	263,000	193,600	315,500	317,000	236,400
213,000	214,000	154,400	263,000	264,000	194,400	317,000	318,500	237,600
214,000	215,000	155,200	264,000	265,000	195,200	318,500	320,000	238,800
215,000	216,000	156,000	265,000	266,000	196,000	320,000	321,500	240,000
216,000	217,000	156,800	266,000	267,000	196,800	321,500	323,000	241,200
217,000	218,000	157,600	267,000	268,000	197,600	323,000	324,500	242,400
218,000	219,000	158,400	268,000	269,000	198,400	324,500	326,000	243,600
219,000	220,000	159,200	269,000	270,000	199,200	326,000	327,500	244,800

（二）

給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
327,500	329,000	246,000	402,500	404,000	306,000	477,500	479,000	371,750
329,000	330,500	247,200	404,000	405,500	307,200	479,000	480,500	373,100
330,500	332,000	248,400	405,500	407,000	308,400	480,500	482,000	374,450
332,000	333,500	249,600	407,000	408,500	309,600	482,000	483,500	375,800
333,500	335,000	250,800	408,500	410,000	310,800	483,500	485,000	377,150
335,000	336,500	252,000	410,000	411,500	312,000	485,000	486,500	378,500
336,500	338,000	253,200	411,500	413,000	313,200	486,500	488,000	379,850
338,000	339,500	254,400	413,000	414,500	314,400	488,000	489,500	381,200
339,500	341,000	255,600	414,500	416,000	315,600	489,500	491,000	382,550
341,000	342,500	256,800	416,000	417,500	316,800	491,000	492,500	383,900
342,500	344,000	258,000	417,500	419,000	318,000	492,500	494,000	385,250
344,000	345,500	259,200	419,000	420,500	319,200	494,000	495,500	386,600
345,500	347,000	260,400	420,500	422,000	320,450	495,500	497,000	387,950
347,000	348,500	261,600	422,000	423,500	321,800	497,000	498,500	389,300
348,500	350,000	262,800	423,500	425,000	323,150	498,500	500,000	390,650
350,000	351,500	264,000	425,000	426,500	324,500	500,000	501,500	392,000
351,500	353,000	265,200	426,500	428,000	325,850	501,500	503,000	393,350
353,000	354,500	266,400	428,000	429,500	327,200	503,000	504,500	394,700
354,500	356,000	267,600	429,500	431,000	328,550	504,500	506,000	396,050
356,000	357,500	268,800	431,000	432,500	329,900	506,000	507,500	397,400
357,500	359,000	270,000	432,500	434,000	331,250	507,500	509,000	398,750
359,000	360,500	271,200	434,000	435,500	332,600	509,000	510,500	400,100
360,500	362,000	272,400	435,500	437,000	333,950	510,500	512,000	401,450
362,000	363,500	273,600	437,000	438,500	335,300	512,000	513,500	402,800
363,500	365,000	274,800	438,500	440,000	336,650	513,500	515,000	404,150
365,000	366,500	276,000	440,000	441,500	338,000	515,000	516,500	405,500
366,500	368,000	277,200	441,500	443,000	339,350	516,500	518,000	406,850
368,000	369,500	278,400	443,000	444,500	340,700	518,000	519,500	408,200
369,500	371,000	279,600	444,500	446,000	342,050	519,500	521,000	409,550
371,000	372,500	280,800	446,000	447,500	343,400	521,000	522,500	410,900
372,500	374,000	282,000	447,500	449,000	344,750	522,500	524,000	412,250
374,000	375,500	283,200	449,000	450,500	346,100	524,000	525,500	413,600
375,500	377,000	284,400	450,500	452,000	347,450	525,500	527,000	414,950
377,000	378,500	285,600	452,000	453,500	348,800	527,000	528,500	416,300
378,500	380,000	286,800	453,500	455,000	350,150	528,500	530,000	417,650
380,000	381,500	288,000	455,000	456,500	351,500	530,000	532,000	419,000
381,500	383,000	289,200	456,500	458,000	352,850	532,000	534,000	420,800
383,000	384,500	290,400	458,000	459,500	354,200	534,000	536,000	422,600
384,500	386,000	291,600	459,500	461,000	355,550	536,000	538,000	424,400
386,000	387,500	292,800	461,000	462,500	356,900	538,000	540,000	426,200
387,500	389,000	294,000	462,500	464,000	358,250	540,000	542,000	428,000
389,000	390,500	295,200	464,000	465,500	359,600	542,000	544,000	429,800
390,500	392,000	296,400	465,500	467,000	360,950	544,000	546,000	431,600
392,000	393,500	297,600	467,000	468,500	362,300	546,000	548,000	433,400
393,500	395,000	298,800	468,500	470,000	363,650	548,000	550,000	435,200
395,000	396,500	300,000	470,000	471,500	365,000	550,000	552,000	437,000
396,500	398,000	301,200	471,500	473,000	366,350	552,000	554,000	438,800
398,000	399,500	302,400	473,000	474,500	367,700	554,000	556,000	440,600
399,500	401,000	303,600	474,500	476,000	369,050	556,000	558,000	442,400
401,000	402,500	304,800	476,000	477,500	370,400	558,000	560,000	444,200

（三）

給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
560,000	562,000	446,000	650,000	652,000	527,000	740,000	742,000	608,000
562,000	564,000	447,800	652,000	654,000	528,800	742,000	744,000	609,800
564,000	566,000	449,600	654,000	656,000	530,600	744,000	746,000	611,600
566,000	568,000	451,400	656,000	658,000	532,400	746,000	748,000	613,400
568,000	570,000	453,200	658,000	660,000	534,200	748,000	750,000	615,200
570,000	572,000	455,000	660,000	662,000	536,000	750,000	752,000	617,000
572,000	574,000	456,800	662,000	664,000	537,800	752,000	754,000	618,800
574,000	576,000	458,600	664,000	666,000	539,600	754,000	756,000	620,600
576,000	578,000	460,400	666,000	668,000	541,400	756,000	758,000	622,400
578,000	580,000	462,200	668,000	670,000	543,200	758,000	760,000	624,200
580,000	582,000	464,000	670,000	672,000	545,000	760,000	762,000	626,000
582,000	584,000	465,800	672,000	674,000	546,800	762,000	764,000	627,800
584,000	586,000	467,600	674,000	676,000	548,600	764,000	766,000	629,600
586,000	588,000	469,400	676,000	678,000	550,400	766,000	768,000	631,400
588,000	590,000	471,200	678,000	680,000	552,200	768,000	770,000	633,200
590,000	592,000	473,000	680,000	682,000	554,000	770,000	772,000	635,000
592,000	594,000	474,800	682,000	684,000	555,800	772,000	774,000	636,800
594,000	596,000	476,600	684,000	686,000	557,600	774,000	776,000	638,600
596,000	598,000	478,400	686,000	688,000	559,400	776,000	778,000	640,400
598,000	600,000	480,200	688,000	690,000	561,200	778,000	780,000	642,200
600,000	602,000	482,000	690,000	692,000	563,000	780,000	782,000	644,000
602,000	604,000	483,800	692,000	694,000	564,800	782,000	784,000	645,800
604,000	606,000	485,600	694,000	696,000	566,600	784,000	786,000	647,600
606,000	608,000	487,400	696,000	698,000	568,400	786,000	788,000	649,400
608,000	610,000	489,200	698,000	700,000	570,200	788,000	790,000	651,200
610,000	612,000	491,000	700,000	702,000	572,000	790,000	792,000	653,000
612,000	614,000	492,800	702,000	704,000	573,800	792,000	794,000	654,800
614,000	616,000	494,600	704,000	706,000	575,600	794,000	796,000	656,600
616,000	618,000	496,400	706,000	708,000	577,400	796,000	798,000	658,400
618,000	620,000	498,200	708,000	710,000	579,200	798,000	800,000	660,200
620,000	622,000	500,000	710,000	712,000	581,000	800,000	802,000	662,000
622,000	624,000	501,800	712,000	714,000	582,800	802,000	804,000	663,800
624,000	626,000	503,600	714,000	716,000	584,600	804,000	806,000	665,600
626,000	628,000	505,400	716,000	718,000	586,400	806,000	808,000	667,400
628,000	630,000	507,200	718,000	720,000	588,200	808,000	810,000	669,200
630,000	632,000	509,000	720,000	722,000	590,000	810,000	812,000	671,000
632,000	634,000	510,800	722,000	724,000	591,800	812,000	814,000	672,800
634,000	636,000	512,600	724,000	726,000	593,600	814,000	816,000	674,600
636,000	638,000	514,400	726,000	728,000	595,400	816,000	818,000	676,400
638,000	640,000	516,200	728,000	730,000	597,200	818,000	820,000	678,200
640,000	642,000	518,000	730,000	732,000	599,000	820,000円以上		給与の金額から140,000円を控除した金額
642,000	644,000	519,800	732,000	734,000	600,800			
644,000	646,000	521,600	734,000	736,000	602,600			
646,000	648,000	523,400	736,000	738,000	604,400			
648,000	650,000	525,200	738,000	740,000	606,200			

（備考） 給与所得控除後の給与の金額を求めるには、給与所得の収入金額に応じ、「給与の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額が、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

（経過規定の原則）

第二条　この附則において別段の定めがあるものを除くほか、改正後の所得税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和三十九年分以後の所得税について適用し、昭和三十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（昭和三十九年分の所得税の所得控除等に係る特例）

第三条　昭和三十九年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第九条第一項第五号	イ　収入金額が四十二万円以下である場合　二万円と当該収入金額から二万円を控除した金額の十分の二に相当する金額との合計額 ロ　収入金額が四十二万円をこえ八十二万円以下である場合　十万円と当該収入金額から四十二万円を控除した金額の十分の一に相当する金額との合計額 ハ　収入金額が八十二万円をこえる場合　十四万円	イ　収入金額が四十一万七千五百円以下である場合　一万七千五百円と当該収入金額から一万七千五百円を控除した金額の十分の二に相当する金額との合計額 ロ　収入金額が四十一万七千五百円をこえ七十一万七千五百円以下である場合　九万七千五百円と当該収入金額から四十一万七千五百円を控除した金額の十分の一に相当する金額との合計額 ハ　収入金額が七十一万七千五百円をこえ八十一万七千五百円以下である場合　十二万七千五百円と当該収入金額から七十一万七千五百円を控除した金額の十分の〇・七五に相当する金額との合計額
第十一条の二第二項第一号	十五万円	十四万三千八百円
第十一条の二第三項第一号	十二万円	十一万三千八百円
第十一条の七	九万円	八万六千三百円
第十一条の八第一項	二万円	一万八千八百円
	三万円	三万一千二百円
	一万円	七千五百円
	二千円	千五百円
	八千円	六千円
第十一条の九	十一万円	十万八千八百円
第十一条の十第一項第一号	イ　年齢十三歳以上の扶養親族　五万円 ロ　年齢十三歳未満の扶養親族　四万円	イ　年齢十五歳以上の扶養親族　五万円 ロ　年齢十四歳又は十三歳の扶養親族　四万六千三百円 ハ　年齢十三歳未満の扶養親族　三万八千八百円
第十一条の十第一項第二号	年齢十三歳以上の扶養親族があるときは、そのうちの一人とする。	年齢十五歳以上の扶養親族があるときは、そのうちの一人とし、年齢十五歳以上の扶養親族がなく、かつ、年齢十四歳又は十三歳の扶養親族があるときは、そのうちの一人とする。
	1　年齢十三歳以上の扶養親族　五万円	1　年齢十五歳以上の扶養親族　五万円

	2　年齢十三歳未満の扶養親族　四万円	2　年齢十四歳又は十三歳の扶養親族　四万六千三百円 3　年齢十三歳未満の扶養親族　三万八千八百円
第十一条の十第二項第二号	これらの者が扶養親族とする者のうちに年齢十三歳以上の者があるときは、その者を自己の扶養親族とする者に限る。	これらの者が扶養親族とする者のうちに年齢十五歳以上の扶養親族があるときは、その者を自己の扶養親族とする者に限るものとし、これらの者が扶養親族とする者のうちに年齢十五歳以上の扶養親族がなく、かつ、年齢十四歳又は十三歳の扶養親族があるときは、その者を自己の扶養親族とする者に限るものとする。
第十一条の十第四項	十三歳以上	十五歳以上、十四歳、十三歳又は十三歳未満
	毎年	昭和三十九年
第十二条	十二万円	十一万七千五百円
第四十条第一項第二号	別表第六の附表	所得税法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第二十号）附則別表第二
別表第六の備考(一)	この表の附表	所得税法の一部を改正する法律附則別表第一
別表第六の備考(一)(3)	20,000 円	18,800 円
	10,000 円	9,400 円
	35,000 円	34,400 円
別表第六の備考(一)(4)	10,000 円	7,500 円
	2,000 円	1,500 円

	8,000 円
	6,000 円

（法人が支払を受ける報酬又は料金等に対する所得税の課税に係る経過規定）

第四条　新法第一条第三項第三号及び第五号（同項第三号に規定する生命保険契約等に基づき受ける年金に係る部分に限る。）又は同条第五項、第十八条第一項及び第四十一条第二項（新法第一条第五項に規定する報酬又は料金に係る部分に限る。）の規定は、昭和三十九年六月一日以後に支払を受けるべき当該年金又は報酬若しくは料金について適用する。

（昭和三十九年分の予定納税基準額の計算の特例）

第五条　昭和三十九年分の所得税については、新法第二十一条の二第一項に規定する予定納税基準額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額によるものとし、その金額が六千円に満たないときは、当該予定納税基準額がないものとする。

一　納税義務者の昭和三十八年分の総所得金額に対する同年分の所得税の税額（同年分の総所得金額のうちに譲渡所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得の金額があつたときは、改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第二十一条の二第一項の規定に基づく命令の規定に準じてこれらの金額を除外して計算したところにより、同年分の所得税について旧法第二十条又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第二条の規定の適用があつたときは、当該規定の適用がなかつたものとして計算したところによる。）から、同年分の所得につき旧法第三十七条、第三十八条、第四十条、第四十一条第一項又は第四十二条の規定により徴収された又

は徴収されるべき税額及び旧法第四十一条第二項の規定により納付された税額の合計額（旧法第十七条第一項に規定する所得、利子所得、退職所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得に係るものを除く。）を控除した金額

二　前号に掲げる金額の計算の基準となつた課税総所得金額又は調整所得金額（昭和三十八年分の総所得金額のうちに譲渡所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得の金額があつたときは、旧法第二十一条の二第一項の規定に基づく命令の規定に準じてこれらの金額を除外して計算した金額。以下この条において「課税総所得金額等」という。）と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び旧法第十一条の九第一項第一号ロ又は第二号ロ2の規定に該当する扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じ、附則別表第一の甲欄に掲げる控除金額

2　昭和三十八年分の所得税に係る課税総所得金額等の計算の基礎となつた前項第二号に規定する扶養親族のうちに昭和三十八年十二月三十一日における年齢が十二歳以上十四歳以下であつた扶養親族を有する納税義務者の同項に定める昭和三十九年分の予定納税基準額は、同項の規定により計算した金額から、当該課税総所得金額等及び当該扶養親族の年齢の別に応じ、附則別表第一の乙欄に掲げる一人当たり控除金額にそれぞれ該当する扶養親族の数を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額によるものとし、その金額が六千円に満たないときは、当該予定納税基準額がないものとする。

3　昭和三十八年分の所得税の総所得金額の計算について旧法第十一条の二第二項又は第三項の規定の適用を受けた納税義務者の第一項に定める昭和三十九年分の予定納税基準額は、前二項の規定により計算した金額から、次の各号に掲げる納税義務者の区分に応じ、当該各号に掲げる金額を控除した金額によるものとし、その金額が六千円に満たないときは、当該予定納税基準額がないものとする。

一　旧法第十一条の二第二項の規定の適用を受けた納税義務者　当該納税義務者の昭和三十八年分の所得税に係る課税総所得金額等及び当該納税義務者の同年分の所得税に係る同項に規定する青色事業専従者であつた者の昭和三十八年十二月三十一日における年齢の別に応じ、附則別表第一の丙欄に掲げる一人当たり控除金額にそれぞれ該当する青色事業専従者の数を乗じて計算した金額の合計額

二　旧法第十一条の二第三項の規定の適用を受けた納税義務者　当該納税義務者の昭和三十八年分の所得税に係る課税総所得金額等に応じ、附則別表第一の丁欄に掲げる一人当たり控除金額に当該納税義務者の同年分の所得税に係る同項に規定する

事業専従者の数を乗じて計算した金額

4　昭和三十八年分の所得税につき旧法第十一条の三の規定の適用があつた場合における昭和三十九年分の新法第二十一条の二第一項に規定する予定納税基準額の計算については、政令で定める。

（給与所得に対する源泉徴収に係る経過規定）

第六条　新法第三十八条の規定並びに新法別表第三及び別表第四は、昭和三十九年四月一日以後に支給すべき給与所得に対する所得税の源泉徴収に係る税額の計算について適用し、同日前に支給すべき給与所得に対する所得税の源泉徴収に係る税額の計算については、なお従前の例による。

2　新法第三十八条第一項及び第五項（同条第一項に規定する利益又は剰余金の処分により支出する賞与その他命令で定める賞与に対する所得税の源泉徴収の期日に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行前に支払の確定した当該賞与でこの法律の施行の際まだ支払われていないものについても適用する。この場合においては、同条第一項中「その支払の確定した日」とあるのは、「昭和三十九年四月一日」とする。

3　附則第三条の規定により読み替えられた新法第四十条の規定並びに附則第三条の規定により読み替えられた新法別表第六（附表を除く。）及び附則別表第二は、昭和三十九年中に支給すべき給与所得でその最後に支払をする日が同年四月一日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が同月一日前である場合については、なお従前の例による。

（退職所得に対する源泉徴収に係る経過規定）

第七条　昭和三十九年中に支給すべき退職所得で同年四月一日前に支払われたものに対する所得税の源泉徴収については、なお従前の例による。

（給与所得者の扶養控除等申告書の提出に係る経過規定）

第八条　扶養親族と生計を一にする居住者が二人以上ある場合において、これらの者が次の各号に掲げる者に該当するときは、これらの者に対する附則第三条の規定により読み替えられた新法第十一条の十第一項第二号及び第二項第二号並びに第三十九条第一項及び第二項の規定の適用については、昭和三十九年四月一日から同年五月三十一日までの間（当該各号に掲げる者に該当する者が当該各号に規定する新法第三十九第二項の規定による申告書（以下「新法の乙表適用者等に係る異動申告書」という。）を提出した日後の期間を除く。）は、附則第三条の規定により読み替えられた新法第十一条の十第一項第二号ロ中「一人とし、年齢十五歳以上の扶養親族がなく、かつ、年齢十四歳又は十三歳の扶養親族があるときは、そのうちの一人とする。」とあるのは「一人とする。」と、同条第二項条二号中「限るものとし、これ

らの者が扶養親族とする者のうちに年齢十五歳以上の扶養親族がなく、かつ、年齢十四歳又は十三歳の扶養親族があるときは、その者を自己の扶養親族とする者に限るものとする。」とあるのは「限る。」とする。

一　昭和三十九年四月一日前に旧法第十一条の九第一項第二号の規定の適用を受ける旨の記載をした旧法第三十九条第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者で附則第三条の規定により読み替えられた新法第十一条の十第二項第二号の規定を適用した場合において同号の規定の適用を受ける旨の記載をした新法第三十九条第二項の規定による申告書を提出すべきこととなる者

二　昭和三十九年四月一日前に旧法第十一条の九第二項第二号の規定の適用を受ける旨の記載をした旧法第三十九条第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者で附則第三条の規定により読み替えられた新法第十一条の十第二項第二号の規定を適用した場合において同号の規定の適用を受ける旨の記載をした新法第三十九条第二項の規定による申告書を提出することができることとなる者

2　前項第一号に規定する者（昭和三十九年四月一日から同年五月三十一日までの間に新法の乙表適用者等に係る異動申告書を提出した者を除く。）に対する新法第三十九条第二項の規定の適用については、同年六月一日から当該申告書を提出する日までの間は、附則第三条の規定により読み替えられた新法第十一条の十第二項第二号の規定の適用を受ける旨の記載をした新法第三十九条第二項の規定による申告書を提出したものとみなす。

（申告書の公示に係る経過規定）

第九条　新法第五十三条の規定は、この法律の施行後に同条の規定に該当する事実が生じた場合について適用する。

（支払調書等の提出に係る経過規定）

第十条　新法第六十一条第一項第四号（新法第一条第五項に規定する報酬又は料金に係る部分に限る。）、第六号又は第九号（同号に規定する不動産業者である個人に係る部分に限る。）の規定は、昭和三十九年四月一日以後に支払うべきこれらの規定に規定する報酬若しくは料金、給付又は資産の貸付等若しくは譲渡に対する対価について適用し、同条第三項の規定は、同日以後のあつせんに係る同項に規定する資産の売買（地上権、賃借権及び地役権の設定を含む。）について適用する。

（施行日前に出国した者に係る更正の請求）

第十一条　昭和三十九年四月一日前に昭和三十九年分の所得税につき旧法第二十九条第二項又は第三項後段の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつたときは、その更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同年六月三十日までに、納税地の所轄税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができる。

2　前項の更正の請求があつた場合における新法第四十七条において準用する新法第三十一条第四項の規定の適用については、同項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限の翌日」とあるのは、「昭和三十九年四月一日」とする。

（施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付）

第十二条　昭和三十九年中に支給すべき退職所得で同年四月一日前に支払われたものについて旧法第三十八条の二の規定により徴収された所得税額が、当該退職所得につき新法第三十八条の二の規定を適用した場合において徴収すべきこととなる所得税額をこえるときは、当該退職所得の支払を受けた者は、政令で定めるところにより、同年六月三十日までに、納税地の所轄税務署長に対し、その超える金額の還付を請求することができる。

2　前項に規定する退職所得につき同項の規定による還付の請求があつた場合においては、その者の昭和三十九年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徴収（退職所得に係る源泉徴収を除く。）及び還付（当該請求に係る還付を除く。）に関する規定の適用並びに同年中に支給すべき退職所得で同年四月一日以後に支払われるものに対する新法第三十八条の二第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職所得について旧法第三十八条の二の規定により徴収された所得税額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行なわれたものとみなす。

3　第一項の規定による還付金につき国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、昭和三十九年七月一日からその還付のための支払決定をする日又は同法第五十七条第一項の規定により充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

附則別表第一　昭和39年分の所得税の予定納税基準額算出のための控除額表（附則第五条の規定により昭和38年分の所得税の税額から控除する金額の表）

（一）

昭和38年分の所得税の課税総所得金額等		甲　附則第五条第一項第二号の規定により扶養親族等											
		0人		1人		2人		3人		4人		5人	6人
以上	未満	控除金額											
円	円	円		円		円		円		円		円	円
	85,000円未満	全額		全額		全額		全額		全額		全額	全額
85,000	100,000	800		1,200		1,610		全額		全額		全額	全額
100,000	110,000	1,000		1,510		1,810		2,210		2,620		全額	全額
110,000	120,000	1,000		1,510		2,010		2,520		2,820		3,220	3,620
120,000	130,000	1,000		1,510		2,010		2,520		3,020		3,530	3,820
130,000	140,000	1,000		1,510		2,010		2,520		3,020		3,530	4,030
140,000	150,000	1,000		1,510		2,010		2,520		3,020		3,530	4,030
150,000	200,000	1,000		1,510		2,010		2,520		3,020		3,530	4,030
200,000	210,000	1,500		2,260		2,510		3,020		3,520		4,030	4,530
210,000	220,000	1,500		2,260		3,020		3,780		4,020		4,530	5,030
220,000	230,000	1,500		2,260		3,020		3,780		4,530		5,290	5,530
230,000	240,000	1,500		2,260		3,020		3,780		4,530		5,290	6,050
240,000	250,000	1,500		2,260		3,020		3,780		4,530		5,290	6,050
250,000	500,000	1,500		2,260		3,020		3,780		4,530		5,290	6,050
500,000	510,000	2,000		3,010		3,520		4,280		5,030		5,790	6,550
510,000	520,000	2,000		3,010		4,020		5,030		5,530		6,290	7,050
520,000	530,000	2,000		3,010		4,020		5,030		6,040		7,050	7,550
530,000	540,000	2,000		3,010		4,020		5,030		6,040		7,050	8,060
540,000	550,000	2,000		3,010		4,020		5,030		6,040		7,050	8,060
550,000	800,000	2,000		3,010		4,020		5,030		6,040		7,050	8,060
800,000	810,000	2,500		3,760		4,520		5,530		6,540		7,550	8,560
810,000	820,000	2,500		3,760		5,030		6,290		7,040		8,050	9,060
820,000	830,000	2,500		3,760		5,030		6,290		7,550		8,810	9,560
830,000	840,000	2,500		3,760		5,030		6,290		7,550		8,810	10,080
840,000	850,000	2,500		3,760		5,030		6,290		7,550		8,810	10,080
850,000	1,200,000	2,500		3,760		5,030		6,290		7,550		8,810	10,080
1,200,000	1,210,000	3,000		4,520		5,530		6,790		8,050		9,310	10,580
1,210,000	1,220,000	3,000		4,520		6,030		7,550		8,550		9,810	11,080
1,220,000	1,230,000	3,000		4,520		6,030		7,550		9,060		10,580	11,580
1,230,000	1,240,000	3,000		4,520		6,030		7,550		9,060		10,580	12,090
1,240,000	1,250,000	3,000		4,520		6,030		7,550		9,060		10,580	12,090
1,250,000	1,800,000	3,000		4,520		6,030		7,550		9,060		10,580	12,090
1,800,000	1,810,000	3,500		5,270		6,530		8,050		9,560		11,080	12,590
1,810,000	1,820,000	3,500		5,270		7,040		8,800		10,060		11,580	13,090
1,820,000	1,830,000	3,500		5,270		7,040		8,800		10,570		12,340	13,590
1,830,000	1,840,000	3,500		5,270		7,040		8,800		10,570		12,340	14,110
1,840,000	1,850,000	3,500		5,270		7,040		8,800		10,570		12,340	14,110
1,850,000	2,500,000	3,500		5,270		7,040		8,800		10,570		12,340	14,110
2,500,000	2,510,000	4,000		6,020		7,540		9,300		11,070		12,840	14,610
2,510,000	2,520,000	4,000		6,020		8,040		10,060		11,570		13,340	15,110
2,520,000	2,530,000	4,000		6,020		8,040		10,060		12,080		14,100	15,610
2,530,000	2,540,000	4,000		6,020		8,040		10,060		12,080		14,100	16,120
2,540,000	2,550,000	4,000		6,020		8,040		10,060		12,080		14,100	16,120
2,550,000	4,000,000	4,000		6,020		8,040		10,060		12,080		14,100	16,120
4,000,000	4,010,000	4,500		6,770		8,540		10,560		12,580		14,600	16,620
4,010,000	4,020,000	4,500		6,770		9,050		11,320		13,080		15,100	17,120
4,020,000	4,030,000	4,500		6,770		9,050		11,320		13,590		15,860	17,620
4,030,000	4,040,000	4,500		6,770		9,050		11,320		13,590		15,860	18,140
4,040,000	4,050,000	4,500		6,770		9,050		11,320		13,590		15,860	18,140
4,050,000	6,000,000	4,500		6,770		9,050		11,320		13,590		15,860	18,140
6,000,000	6,010,000	5,000		7,530		9,550		11,820		14,090		16,360	18,640

控除する金額の数					乙　附則第五条第二項の規定により控除する金額		丙　附則第五条第三項第一号の規定により控除する金額		丁　附則第五条第三項第二号の規定により控除する金額
					扶養親族の年齢		青色事業専従者の年齢		
7人	8人	9人	10人以上		12歳又は13歳	14歳	19歳以外の年齢	19歳	事業専従者
控除金額					1人当たり控除金額				
円	円	円	円		円	円	円	円	円
全額	全額	全額	全額		0	0	0	0	0
全額	全額	全額	全額		600	全額	全額	全額	全額
全額	全額	全額	全額		600	900	1,600	全額	1,000
全額	全額	全額	全額		700	1,000	1,800	全額	1,200
4,230	4,630	全額	全額		750	1,120	2,010	全額	1,260
4,540	4,830	5,240	5,640		750	1,120	2,010	4,600	1,260
4,540	5,040	5,550	5,840		750	1,120	2,010	4,800	1,260
4,540	5,040	5,550	6,050		750	1,120	2,010	5,010	1,260
5,040	5,540	6,050	6,550		750	1,120	2,010	5,010	1,260
5,540	6,040	6,550	7,050		1,000	1,370	2,510	5,510	1,760
6,040	6,540	7,050	7,550		1,130	1,680	3,010	6,010	1,880
6,800	7,040	7,550	8,050		1,130	1,680	3,010	6,510	1,880
6,800	7,560	8,320	8,550		1,130	1,680	3,010	7,010	1,880
6,800	7,560	8,320	9,080		1,130	1,680	3,010	7,510	1,880
7,300	8,060	8,820	9,580		1,130	1,680	3,010	7,510	1,880
7,800	8,560	9,320	10,080		1,370	1,930	3,510	8,010	2,380
8,300	9,060	9,820	10,580		1,500	2,240	4,010	8,510	2,510
9,070	9,560	10,320	11,080		1,500	2,240	4,010	9,010	2,510
9,070	10,080	11,090	11,580		1,500	2,240	4,010	9,510	2,510
9,070	10,080	11,090	12,100		1,500	2,240	4,010	10,010	2,510
9,570	10,580	11,590	12,600		1,500	2,240	4,010	10,010	2,510
10,070	11,080	12,090	13,100		1,750	2,490	4,510	10,510	3,010
10,570	11,580	12,590	13,600		1,880	2,800	5,010	11,010	3,140
11,340	12,080	13,090	14,100		1,880	2,800	5,010	11,510	3,140
11,340	12,600	13,860	14,600		1,880	2,800	5,010	12,010	3,140
11,340	12,600	13,860	15,130		1,880	2,800	5,010	12,510	3,140
11,840	13,100	14,360	15,630		1,800	2,800	5,010	12,510	3,140
12,340	13,600	14,860	16,130		2,120	3,050	5,510	13,010	3,640
12,840	14,100	15,360	16,630		2,250	3,360	6,020	13,510	3,770
13,610	14,600	15,860	17,130		2,250	3,360	6,020	14,010	3,770
13,610	15,120	16,640	17,630		2,250	3,360	6,020	14,510	3,770
13,610	15,120	16,640	18,150		2,250	3,360	6,020	15,020	3,770
14,110	15,620	17,140	18,650		2,250	3,360	6,020	15,020	3,770
14,610	16,120	17,640	19,150		2,500	3,610	6,520	15,520	4,270
15,110	16,620	18,140	19,650		2,630	3,920	7,020	16,020	4,390
15,870	17,120	18,640	20,150		2,630	3,920	7,020	16,520	4,390
15,870	17,640	19,410	20,650		2,630	3,920	7,020	17,020	4,390
15,870	17,640	19,410	21,180		2,630	3,920	7,020	17,520	4,390
16,370	18,140	19,910	21,680		2,630	3,920	7,020	17,520	4,390
16,870	18,640	20,410	22,180		2,870	4,170	7,520	18,020	4,890
17,370	19,140	20,910	22,680		3,000	4,480	8,020	18,520	5,020
18,140	19,640	21,410	23,180		3,000	4,480	8,020	19,020	5,020
18,140	20,160	22,180	23,680		3,000	4,480	8,020	19,520	5,020
18,140	20,160	22,180	24,200		3,000	4,480	8,020	20,020	5,020
18,640	20,660	22,680	24,700		3,000	4,480	8,020	20,020	5,020
19,140	21,160	23,180	25,200		3,250	4,730	8,520	20,520	5,520
19,640	21,660	23,680	25,700		3,380	5,040	9,020	21,020	5,650
20,410	22,160	24,180	26,200		3,380	5,040	9,020	21,520	5,650
20,410	22,680	24,950	26,700		3,380	5,040	9,020	22,020	5,650
20,410	22,680	24,950	27,230		3,380	5,040	9,020	22,520	5,650
20,910	23,180	25,450	27,730		3,380	5,040	9,020	22,520	5,650

(二)

昭和38年分の所得税の課税総所得金額等		甲　附則第五条第一項第二号の規定により扶養親族等						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人
以上	未満	控除金						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,010,000	6,020,000	5,000	7,530	10,050	12,580	14,590	16,860	19,140
6,020,000	6,030,000	5,000	7,530	10,050	12,580	15,100	17,630	19,640
6,030,000	6,040,000	5,000	7,530	10,050	12,580	15,100	17,630	20,150
6,040,000	6,050,000	5,000	7,530	10,050	12,580	15,100	17,630	20,150
6,050,000	10,000,000	5,000	7,530	10,050	12,580	15,100	17,630	20,150
10,000,000	10,010,000	5,500	8,280	10,550	13,080	15,600	18,130	20,650
10,010,000	10,020,000	5,500	8,280	11,060	13,830	16,100	18,630	21,150
10,020,000	10,030,000	5,500	8,280	11,060	13,830	16,610	19,390	21,650
10,030,000	10,040,000	5,500	8,280	11,060	13,830	16,610	19,390	22,170
10,040,000	10,050,000	5,500	8,280	11,060	13,830	16,610	19,390	22,170
10,050,000	20,000,000	5,500	8,280	11,060	13,830	16,610	19,390	22,170
20,000,000	20,010,000	6,000	9,030	11,560	14,330	17,110	19,890	22,670
20,010,000	20,020,000	6,000	9,030	12,060	15,090	17,610	20,390	23,170
20,020,000	20,030,000	6,000	9,030	12,060	15,090	18,120	21,150	23,670
20,030,000	20,040,000	6,000	9,030	12,060	15,090	18,120	21,150	24,180
20,040,000	20,050,000	6,000	9,030	12,060	15,090	18,120	21,150	24,180
20,050,000	30,000,000	6,000	9,030	12,060	15,090	18,120	21,150	24,180
30,000,000	30,010,000	6,500	9,780	12,560	15,590	18,620	21,650	24,680
30,010,000	30,020,000	6,500	9,780	13,070	16,350	19,120	22,150	25,180
30,020,000	30,030,000	6,500	9,780	13,070	16,350	19,630	22,910	25,680
30,030,000	30,040,000	6,500	9,780	13,070	16,350	19,630	22,910	26,200
30,040,000	30,050,000	6,500	9,780	13,070	16,350	19,630	22,910	26,200
30,050,000	45,000,000	6,500	9,780	13,070	16,350	19,630	22,910	26,200
45,000,000	45,010,000	7,000	10,540	13,570	16,850	20,130	23,410	26,700
45,010,000	45,020,000	7,000	10,540	14,070	17,610	20,630	23,910	27,200
45,020,000	45,030,000	7,000	10,540	14,070	17,610	21,140	24,680	27,700
45,030,000	45,040,000	7,000	10,540	14,070	17,610	21,140	24,680	28,210
45,040,000	45,050,000	7,000	10,540	14,070	17,610	21,140	24,680	28,210
45,050,000	60,000,000	7,000	10,540	14,070	17,610	21,140	24,680	28,210
60,000,000	60,010,000	7,500	11,290	14,580	18,110	21,640	25,180	28,710
60,010,000	60,020,000	7,500	11,290	15,080	18,860	22,140	25,680	29,210
60,020,000	60,030,000	7,500	11,290	15,080	18,860	22,650	26,440	29,710
60,030,000	60,040,000	7,500	11,290	15,080	18,860	22,650	26,440	30,220
60,040,000	60,050,000	7,500	11,290	15,080	18,860	22,650	26,440	30,220
60,050,000円以上		7,500	11,290	15,080	18,860	22,650	26,440	30,220

(注)　この表における用語については、次に定めるところによる。

(一)　「昭和38年分の所得税の課税総所得金額等」とは、附則第五条第一項第二号に規定する課税総所得金額等をいう。

(二)　「扶養親族等の数」とは、昭和38年分の所得税につき、旧法第十一条の八の規定の適用を受けた控除対象配偶者及び旧法第十一条の九第一項第一号ロ又は第二号ロ2の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

(三)　「扶養親族」とは、昭和38年分の所得税につき旧法第十一条の九第一項第一号ロ又は第二号ロ2の規定の適用を受けた扶養親族をいう。

(四)　「青色事業専従者」とは、昭和38年分の所得税につき旧法第十一条の二第二項の規定の適用を受けた同項に規定する青色事業専従者をいう。

(五)　「事業専従者」とは、昭和38年分の所得税につき旧法第十一条の二第三項の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者をいう。

(六)　「全額」とは、附則第五条第一項第一号に掲げる金額をいう。

控除する金額の数				乙　附則第五条第二項の規定により控除する金額		丙　附則第五条第三項第一号の規定により控除する金額		丁　附則第五条第三項第二号の規定により控除する金額
				扶養親族の年齢		青色事業専従者の年齢		事業専従者
7人	8人	9人	10人以上	12歳又は13歳	14歳	19歳以外の年齢	19歳	
額				1人当たり控除金額				
円	円	円	円	円	円	円	円	円
21,410	23,680	25,950	28,230	3,620	5,290	9,520	23,020	6,150
21,910	24,180	26,450	28,730	3,750	5,600	10,030	23,520	6,280
22,680	24,680	26,950	29,230	3,750	5,600	10,030	24,020	6,280
22,680	25,200	27,730	29,730	3,750	5,600	10,030	24,520	6,280
22,680	25,200	27,730	30,250	3,750	5,600	10,030	25,030	6,280
23,180	25,700	28,230	30,750	3,750	5,600	10,030	25,030	6,280
23,680	26,200	28,730	31,250	4,000	5,850	10,530	25,530	6,780
24,180	26,700	29,230	31,750	4,130	6,160	11,030	26,030	6,900
24,940	27,200	29,730	32,250	4,130	6,160	11,030	26,530	6,900
24,940	27,720	30,500	32,750	4,130	6,160	11,030	27,030	6,900
24,940	27,720	30,500	33,280	4,130	6,160	11,030	27,530	6,900
25,440	28,220	31,000	33,780	4,130	6,160	11,030	27,530	6,900
25,940	28,720	31,500	34,280	4,370	6,410	11,530	28,030	7,400
26,440	29,220	32,000	34,780	4,500	6,720	12,030	28,530	7,530
27,210	29,720	32,500	35,280	4,500	6,720	12,030	29,030	7,530
27,210	30,240	33,270	35,780	4,500	6,720	12,030	29,530	7,530
27,210	30,240	33,270	36,300	4,500	6,720	12,030	30,030	7,530
27,710	30,740	33,770	36,800	4,500	6,720	12,030	30,030	7,530
28,210	31,240	34,270	37,300	4,750	6,970	12,530	30,530	8,030
28,710	31,740	34,770	37,800	4,880	7,280	13,030	31,030	8,160
29,480	32,240	35,270	38,300	4,880	7,280	13,030	31,530	8,160
29,480	32,760	36,040	38,800	4,880	7,280	13,030	32,030	8,160
29,480	32,760	36,040	39,330	4,880	7,280	13,030	32,530	8,160
29,980	33,260	36,540	39,830	4,880	7,280	13,030	32,530	8,160
30,480	33,760	37,040	40,330	5,120	7,530	13,530	33,030	8,660
30,980	34,260	37,540	40,830	5,250	7,840	14,040	33,530	8,790
31,750	34,760	38,040	41,330	5,250	7,840	14,040	34,030	8,790
31,750	35,280	38,820	41,830	5,250	7,840	14,040	34,530	8,790
31,750	35,280	38,820	42,350	5,250	7,840	14,040	35,040	8,790
32,250	35,780	39,320	42,850	5,250	7,840	14,040	35,040	8,790
32,750	36,280	39,820	43,350	5,500	8,090	14,540	35,540	9,290
33,250	36,780	40,320	43,850	5,630	8,400	15,040	36,040	9,410
34,010	37,280	40,820	44,350	5,630	8,400	15,040	36,540	9,410
34,010	37,800	41,590	44,850	5,630	8,400	15,040	37,040	9,410
34,010	37,800	41,590	45,380	5,630	8,400	15,040	37,540	9,410

附則別表第二　昭和39年分の給与所得に係る年末調整のための簡易税額表の附表（附則第三条の規定により読み替えられた所得税法別表第六の附表）

（一）

給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
166,250	円未満	119,000	円未満	215,000	216,000	158,000	265,000	266,000	198,000
166,250	167,000	119,000	216,000	217,000	158,800	266,000	267,000	198,800
167,000	168,000	119,600	217,000	218,000	159,600	267,000	268,000	199,600
168,000	169,000	120,400	218,000	219,000	160,400	268,000	269,000	200,400
169,000	170,000	121,200	219,000	220,000	161,200	269,000	270,000	201,200
170,000	171,000	122,000	220,000	221,000	162,000	270,000	271,000	202,000
171,000	172,000	122,800	221,000	222,000	162,800	271,000	272,000	202,800
172,000	173,000	123,600	222,000	223,000	163,600	272,000	273,000	203,600
173,000	174,000	124,400	223,000	224,000	164,400	273,000	274,000	204,400
174,000	175,000	125,200	224,000	225,000	165,200	274,000	275,000	205,200
175,000	176,000	126,000	225,000	226,000	166,000	275,000	276,000	206,000
176,000	177,000	126,800	226,000	227,000	166,800	276,000	277,000	206,800
177,000	178,000	127,600	227,000	228,000	167,600	277,000	278,000	207,600
178,000	179,000	128,400	228,000	229,000	168,400	278,000	279,000	208,400
179,000	180,000	129,200	229,000	230,000	169,200	279,000	280,000	209,200
180,000	181,000	130,000	230,000	231,000	170,000	280,000	281,000	210,000
181,000	182,000	130,800	231,000	232,000	170,800	281,000	282,000	210,800
182,000	183,000	131,600	232,000	233,000	171,600	282,000	283,000	211,600
183,000	184,000	132,400	233,000	234,000	172,400	283,000	284,000	212,400
184,000	185,000	133,200	234,000	235,000	173,200	284,000	285,000	213,200
185,000	186,000	134,000	235,000	236,000	174,000	285,000	286,000	214,000
186,000	187,000	134,800	236,000	237,000	174,800	286,000	287,000	214,800
187,000	188,000	135,600	237,000	238,000	175,600	287,000	288,000	215,600
188,000	189,000	136,400	238,000	239,000	176,400	288,000	289,000	216,400
189,000	190,000	137,200	239,000	240,000	177,200	289,000	290,000	217,200
190,000	191,000	138,000	240,000	241,000	178,000	290,000	291,000	218,000
191,000	192,000	138,800	241,000	242,000	178,800	291,000	292,000	218,800
192,000	193,000	139,600	242,000	243,000	179,600	292,000	293,000	219,600
193,000	194,000	140,400	243,000	244,000	180,400	293,000	294,000	220,400
194,000	195,000	141,200	244,000	245,000	181,200	294,000	295,000	221,200
195,000	196,000	142,000	245,000	246,000	182,000	295,000	296,000	222,000
196,000	197,000	142,800	246,000	247,000	182,800	296,000	297,000	222,800
197,000	198,000	143,600	247,000	248,000	183,600	297,000	298,000	223,600
198,000	199,000	144,400	248,000	249,000	184,400	298,000	299,000	224,400
199,000	200,000	145,200	249,000	250,000	185,200	299,000	300,000	225,200
200,000	201,000	146,000	250,000	251,000	186,000	300,000	301,000	226,000
201,000	202,000	146,800	251,000	252,000	186,800	301,000	302,000	226,800
202,000	203,000	147,600	252,000	253,000	187,600	302,000	303,000	227,600
203,000	204,000	148,400	253,000	254,000	188,400	303,000	304,000	228,400
204,000	205,000	149,200	254,000	255,000	189,200	304,000	305,000	229,200
205,000	206,000	150,000	255,000	256,000	190,000	305,000	306,500	230,000
206,000	207,000	150,800	256,000	257,000	190,800	306,500	308,000	231,200
207,000	208,000	151,600	257,000	258,000	191,600	308,000	309,500	232,400
208,000	209,000	152,400	258,000	259,000	192,400	309,500	311,000	233,600
209,000	210,000	153,200	259,000	260,000	193,200	311,000	312,500	234,800
210,000	211,000	154,000	260,000	261,000	194,000	312,500	314,000	236,000
211,000	212,000	154,800	261,000	262,000	194,800	314,000	315,500	237,200
212,000	213,000	155,600	262,000	263,000	195,600	315,500	317,000	238,400
213,000	214,000	156,400	263,000	264,000	196,400	317,000	318,500	239,600
214,000	215,000	157,200	264,000	265,000	197,200	318,500	320,000	240,800

（二）

給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
320,000	321,500	242,000	395,000	396,500	302,000	470,000	471,500	367,250
321,500	323,000	243,200	396,500	398,000	303,200	471,500	473,000	368,600
323,000	324,500	244,400	398,000	399,500	304,400	473,000	474,500	369,950
324,500	326,000	245,600	399,500	401,000	305,600	474,500	476,000	371,300
326,000	327,500	246,800	401,000	402,500	306,800	476,000	477,500	372,650
327,500	329,000	248,000	402,500	404,000	308,000	477,500	479,000	374,000
329,000	330,500	249,200	404,000	405,500	309,200	479,000	480,500	375,350
330,500	332,000	250,400	405,500	407,000	310,400	480,500	482,000	376,700
332,000	333,500	251,600	407,000	408,500	311,600	482,000	483,500	378,050
333,500	335,000	252,800	408,500	410,000	312,800	483,500	485,000	379,400
335,000	336,500	254,000	410,000	411,500	314,000	485,000	486,500	380,750
336,500	338,000	255,200	411,500	413,000	315,200	486,500	488,000	382,100
338,000	339,500	256,400	413,000	414,500	316,400	488,000	489,500	383,450
339,500	341,000	257,600	414,500	416,000	317,600	489,500	491,000	384,800
341,000	342,500	258,800	416,000	417,500	318,800	491,000	492,500	386,150
342,500	344,000	260,000	417,500	419,000	320,000	492,500	494,000	387,500
344,000	345,500	261,200	419,000	420,500	321,350	494,000	495,500	388,850
345,500	347,000	262,400	420,500	422,000	322,700	495,500	497,000	390,200
347,000	348,500	263,600	422,000	423,500	324,050	497,000	498,500	391,550
348,500	350,000	264,800	423,500	425,000	325,400	498,500	500,000	392,900
350,000	351,500	266,000	425,000	426,500	326,750	500,000	501,500	394,250
351,500	353,000	267,200	426,500	428,000	328,100	501,500	503,000	395,600
353,000	354,500	268,400	428,000	429,500	329,450	503,000	504,500	396,950
354,500	356,000	269,600	429,500	431,000	330,800	504,500	506,000	398,300
356,000	357,500	270,800	431,000	432,500	332,150	506,000	507,500	399,650
357,500	359,000	272,000	432,500	434,000	333,500	507,500	509,000	401,000
359,000	360,500	273,200	434,000	435,500	334,850	509,000	510,500	402,350
360,500	362,000	274,400	435,500	437,000	336,200	510,500	512,000	403,700
362,000	363,500	275,600	437,000	438,500	337,550	512,000	513,500	405,050
363,500	365,000	276,800	438,500	440,000	338,900	513,500	515,000	406,400
365,000	366,500	278,000	440,000	441,500	340,250	515,000	516,500	407,750
366,500	368,000	279,200	441,500	443,000	341,600	516,500	518,000	409,100
368,000	369,500	280,400	443,000	444,500	342,950	518,000	519,500	410,450
369,500	371,000	281,600	444,500	446,000	344,300	519,500	521,000	411,800
371,000	372,500	282,800	446,000	447,500	345,650	521,000	522,500	413,150
372,500	374,000	284,000	447,500	449,000	347,000	522,500	524,000	414,500
374,000	375,500	285,200	449,000	450,500	348,350	524,000	525,500	415,850
375,500	377,000	286,400	450,500	452,000	349,700	525,500	527,000	417,200
377,000	378,500	287,600	452,000	453,500	351,050	527,000	528,500	418,550
378,500	380,000	288,800	453,500	455,000	352,400	528,500	530,000	419,900
380,000	381,500	290,000	455,000	456,500	353,750	530,000	532,000	421,250
381,500	383,000	291,200	456,500	458,000	355,100	532,000	534,000	423,050
383,000	384,500	292,400	458,000	459,500	356,450	534,000	536,000	424,850
384,500	386,000	293,600	459,500	461,000	357,800	536,000	538,000	426,650
386,000	387,500	294,800	461,000	462,500	359,150	538,000	540,000	428,450
387,500	389,000	296,000	462,500	464,000	360,500	540,000	542,000	430,250
389,000	390,500	297,200	464,000	465,500	361,850	542,000	544,000	432,050
390,500	392,000	298,400	465,500	467,000	363,200	544,000	546,000	433,850
392,000	393,500	299,600	467,000	468,500	364,550	546,000	548,000	435,650
393,500	395,000	300,800	468,500	470,000	365,900	548,000	550,000	437,450

(三)

給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
550,000	552,000	439,250	640,000	642,000	520,250	730,000	732,000	601,550
552,000	554,000	441,050	642,000	644,000	522,050	732,000	734,000	603,400
554,000	556,000	442,850	644,000	646,000	523,850	734,000	736,000	605,250
556,000	558,000	444,650	646,000	648,000	525,650	736,000	738,000	607,100
558,000	560,000	446,450	648,000	650,000	527,450	738,000	740,000	608,950
560,000	562,000	448,250	650,000	652,000	529,250	740,000	742,000	610,800
562,000	564,000	450,050	652,000	654,000	531,050	742,000	744,000	612,650
564,000	566,000	451,850	654,000	656,000	532,850	744,000	746,000	614,500
566,000	568,000	453,650	656,000	658,000	534,650	746,000	748,000	616,350
568,000	570,000	455,450	658,000	660,000	536,450	748,000	750,000	618,200
570,000	572,000	457,250	660,000	662,000	538,250	750,000	752,000	620,050
572,000	574,000	459,050	662,000	664,000	540,050	752,000	754,000	621,900
574,000	576,000	460,850	664,000	666,000	541,850	754,000	756,000	623,750
576,000	578,000	462,650	666,000	668,000	543,650	756,000	758,000	625,600
578,000	580,000	464,450	668,000	670,000	545,450	758,000	760,000	627,450
580,000	582,000	466,250	670,000	672,000	547,250	760,000	762,000	629,300
582,000	584,000	468,050	672,000	674,000	549,050	762,000	764,000	631,150
584,000	586,000	469,850	674,000	676,000	550,850	764,000	766,000	633,000
586,000	588,000	471,650	676,000	678,000	552,650	766,000	768,000	634,850
588,000	590,000	473,450	678,000	680,000	554,450	768,000	770,000	636,700
590,000	592,000	475,250	680,000	682,000	556,250	770,000	772,000	638,550
592,000	594,000	477,050	682,000	684,000	558,050	772,000	774,000	640,400
594,000	596,000	478,850	684,000	686,000	559,850	774,000	776,000	642,250
596,000	598,000	480,650	686,000	688,000	561,650	776,000	778,000	644,100
598,000	600,000	482,450	688,000	690,000	563,450	778,000	780,000	645,950
600,000	602,000	484,250	690,000	692,000	565,250	780,000	782,000	647,800
602,000	604,000	486,050	692,000	694,000	567,050	782,000	784,000	649,650
604,000	606,000	487,850	694,000	696,000	568,850	784,000	786,000	651,500
606,000	608,000	489,650	696,000	698,000	570,650	786,000	788,000	653,350
608,000	610,000	491,450	698,000	700,000	572,450	788,000	790,000	655,200
610,000	612,000	493,250	700,000	702,000	574,250	790,000	792,000	657,050
612,000	614,000	495,050	702,000	704,000	576,050	792,000	794,000	658,900
614,000	616,000	496,850	704,000	706,000	577,850	794,000	796,000	660,750
616,000	618,000	498,650	706,000	708,000	579,650	796,000	798,000	662,600
618,000	620,000	500,450	708,000	710,000	581,450	798,000	800,000	664,450
620,000	622,000	502,250	710,000	712,000	583,250	800,000	802,000	666,300
622,000	624,000	504,050	712,000	714,000	585,050	802,000	804,000	668,150
624,000	626,000	505,850	714,000	716,000	586,850	804,000	806,000	670,000
626,000	628,000	507,650	716,000	718,000	588,650	806,000	808,000	671,850
628,000	630,000	509,450	718,000	720,000	590,450	808,000	810,000	673,700
630,000	632,000	511,250	720,000	722,000	592,300	810,000	812,000	675,550
632,000	634,000	513,050	722,000	724,000	594,150	812,000	814,000	677,400
634,000	636,000	514,850	724,000	726,000	596,000	814,000	816,000	679,250
636,000	638,000	516,650	726,000	728,000	597,850	816,000	817,500	681,100
638,000	640,000	518,450	728,000	730,000	599,700	817,500円以上		給与の金額から135,000円を控除した金額

(備考) 給与所得控除後の給与の金額を求めるには、給与所得の収入金額に応じ、「給与の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額が、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

(大蔵・内閣総理大臣署名)

法律第二十一号(昭三九・三・三一)

◎法人税法の一部を改正する法律

法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号及び第二項中「二百万円」を「三百万円」に改める。

第十七条の二第一項中「百分の十五を」を「百分の二十を」に改め、同条第三項中「二百万円」を「三百万円」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2　次項に定めるものを除くほか、改正後の法人税法第十七条及び第十七条の二の規定は、法人(同法第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和三十九年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税及び同日前の解散又は合併により納付すべき法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3　法人の昭和三十九年四月一日以後最初に終了する事業年度が六月をこえる場合において、当該事業年度に係る改正前の法人税法第十九条第一項ただし書又は第二十条第一項の規定による申告書の提出期限が同日前であるときは、その法人の当該申告書に係る法人税として納付した、又は納付すべきであつた法人税については、なお従前の例による。

(大蔵・内閣総理大臣署名)

法律第二十二号(昭三九・三・三一)

◎物品税法の一部を改正する法律

物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第七項中「、その移入した日から十日以内に」を削り、「に提出し」を「に、その移入をした日から十日以内(政令で定めるところにより当該税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月十日まで)に提出し」に改める。

附則第三条第一項中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「附則第一条第二号から第四号まで」を「附則第一条第三号及び第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　昭和三十七年十月一日から昭和四十一年九月三十日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる附則第一条第一号及び第二号に掲げる物品に課されるべき物品税の税率は、新法第十四条の規定にかかわらず、その価格の百分の十とする。

附則第四条を次のように改める。

第四条　削除

附則第五条第一項の表を次のように改める。

物品名	期間	期日
附則第三条第一項に規定する物品	施行日から昭和四十一年三月三十一日まで	昭和四十一年四月一日
附則第三条第二項に規定する物品	昭和三十七年十月一日から昭和四十一年九月三十日まで	昭和四十一年十月一日
附則第三条第三項に規定する物品	昭和三十七年十月一日から昭和三十九年九月三十日まで	昭和三十九年十月一日
附則第三条第四項各号に掲げる物品	施行日から昭和四十年三月三十一日まで	昭和四十年四月一日

附則第五条第二項の表を次のように改める。

免除の規定	追徴の規定
新法第十八条第一項	同法第十八条第八項
新法第二十三条第一項	同法第二十三条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五条第一項	同法第五条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第一項	同法第七条第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第九条第二項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第一項において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）第二条第一項

附則第七条第一項中「旧法第十一条第一項」を「改正前の物品税法（以下「旧法」という。）第十一条第一項」に改める。

「

附則第一条第一号に掲げる物品	昭和三十七年十月一日
	昭和三十九年十月一日
附則第一条第二号に掲げる物品	昭和三十七年十月一日
	昭和三十九年十月一日

」を

「

附則第一条第一号に掲げる物品	昭和三十七年十月一日
	昭和四十一年十月一日

」に、

「

附則第一条第二号に掲げる物品	昭和三十七年十月一日
	昭和四十一年十月一日

」を

「

附則第三条第一項に規定する物品	昭和三十九年四月一日

」を

「

附則第三条第一項に規定する物品	昭和四十一年四月一日

」に、

「附則第三条第三項」を「附則第三条第四項」に改め、同条第二項第一号中「昭和三十九年十月一日」を「昭和四十一年十月一日」に改め、同項第二号中「同条第三項第二号」を「同条第四項第二号」に改め、同項第三号中「附則第三条第三項第一号」を「附則第三条第四項第一号」に改め、同条第四項中「二十日」を「一月」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二十三号（昭三九・三・三一）

◎相続税法の一部を改正する法律

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（遺贈に因り取得したものとみなす場合）

第三条の二　民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十八条の三第一項の規定により同項に規定する相続財産の全部又は一部を与えられた場合においては、その与えられた者が、その与えられた時における当該財産の時価（当該財産の評価について第三章に特別の定めがある場合には、その規定により評価した価額）に相当する金額を当該財産に係る被相続人から遺贈に因り取得したものとみなす。

第七条中「（明治三十一年法律第九号）」を削る。

第十五条第一項中「二百万円」を「二百五十万円」に改める。

第十七条第一項第一号中「五十万円」を「七十万円」に改め、同項第二号中「二十万円」を「四十万円」に改める。

第十八条の二中「相続開始前」を「相続開始以前」に改める。

第二十一条の四中「二十万円」を「四十万円」に改める。

第二十一条の六中「十万円」を「二十万円」に改める。

第二十九条を次のように改める。

（相続財産法人に係る財産を与えられた者に係る相続税の申告書）

第二十九条　第三条の二に規定する事由が生じたため新たに第二十七条第一項に規

定する申告書を提出すべき要件に該当することとなつた者は、同項の規定にかかわらず、当該事由が生じたことを知つた日の翌日から六月以内（その者が当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に課税価格、相続税額その他政令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2　第二十七条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。

第三十一条中「第二十七条」の下に「若しくは第二十九条」を加え、「当該申告書」を「これらの申告書」に改め、同条に次の二項を加える。

2　前項に規定する者は、第三条の二に規定する事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、当該事由が生じたことを知つた日の翌日から六月以内（その者が当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に修正申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3　前項の規定は、同項に規定する修正申告書の提出期限前に第三十五条第二項第四号の規定による更正があつた場合には、適用しない。

第三十二条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　第三条の二に規定する事由が生じたこと。

第三十三条中「第二十七条又は第二十八条の規定による申告書（これらの申告書を「期限内申告書」という。）」を「第二十七条から第二十九条までの規定による申告書（第五十条を除き、以下「期限内申告書」という。）又は第三十一条第二項の規定による修正申告書」に改める。

第三十五条第一項中「第三十条又は第三十一条」を「第三十条、第三十一条又は第三十一条の二」の下に「第二項の規定による申告書を提出しなかつた」を加え、「、これらの規定による申告書を提出していない」を「同項の規定による修正申告書を提出しなかつた」に改め、「決定し、又は」を削り、同条第二項中「決定」の下に「又は更正」を加え、同項に次の一号を加える。

四　第二十九条第一項若しくは同条第二項において準用する第二十七条第二項又は第三十一条第二項に規定する事由に該当する場合において、第三条の二に規定する事由が生じた日の翌日から六月を経過したとき。

第三十五条第三項第一号中「第二十七条」の下に「若しくは第二十九条」を加え、「当該申告書」を「これらの申告書」に改める。

第四十九条第一号中「千万円」を「二千万円」に改め、同条第二号中「第二十七条第三項」の下に「（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「三千万円」を「五千万円」に改める。

第五十条を次のように改める。

（義務的修正申告に対する国税通則法の適用に関する特則）

第五十条　第三十一条第二項の規定による修正申告書及び第三十五条第一項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該修正申告書で第三十一条第二項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二　当該修正申告書で第三十一条第二項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更生については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「相続税法第三十一条第二項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号及び第六十五条第一項中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十七条若しくは第二十九条の規定による申告書又はこれらの申告書に係る期限後申告書」とする。

三　国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正（第三十一条第一項に規定する決定を受けた場合における当該修正申告書及び更正を除く。）には、適用しない。

第六十二条第三項中「第二十八条第二項」の下に「及び第二十九条第二項」を加える。

第六十八条第三項を削る。

附則第三項中「第二十七条第一項」の下に「又は第二十九条第一項」を加える。

附　則

1　この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2　次項に定めるものを除くほか、改正後の相続税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和三十九年一月一日以後に相続若しくは遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）又は贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得した財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

3　新法第三条の二、第二十九条及び第五十条並びに第三十一条から第三十三条まで及び第三十五条（新法第三条の二に規定する事由に係る部分に限る。）の規定は、昭和三十九年一月一日以後に死亡した者について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

4　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十七条又は第二十八条」を「第二十七条から第二十九条まで」に改める。

第六条第一項中「第二十七条」の下に「又は第二十九条」を加える。

法律第二十四号（昭三九・三・三一）

◎租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中　「第一節の二　配当所得
　第一款　配当等に充てた所得に係る法人
　第二款　源泉徴収税率の特例（第九条）
税の軽減措置に伴う配当控除の特例（第八条の二）」を「第一節の二　配当所得（第八条の二―第九条）」に、「輸出所得の課税の特例（第二十一条―第二十三条の三）」を「技術等海外取引に係る課税の特例（第二十一条―第二十三条）」に、「第二十八条」を「第二十八条の二」に、「第五十二条の二」に、「（第五十三条・第五十四条）」を「（第五十三条―第五十七条）」に、「輸出所得の課税の特例（第五十五条―第五十七条の四）」を「技術等海外取引に係る課税の特例（第五十八条）」に、「（第五十八条―第六十一条）」を「（第五十九条―第六十一条）」に、「（第九十一条・第九十二条）」を「（第九十一条―第九十五条）」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

第一条中「地方道路税」の下に「、砂糖消費税」を、「地方道路税法（昭和三十年法律第百四号）」の下に「、砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）」を加える。

第二条第一項第三号中「貸付信託」の下に「、証券投資信託」を加える。

第三条第七項中「同法第一条第八項第二号若しくは第三号又は法人税法第一条第四項第二号若しくは第三号に掲げる」を「同法第一条第三項第一号又は法人税法第一条第三項第一号に規定する」に、「利子所得その他の政令で定めるこれに準ずる利子所得」を「利子所得で政令で定めるもの」に改める。

「第一款　配当等に充てた所得に係る法人税の軽減措置に伴う配当控除の特例」及び「第二款　源泉徴収税率の特例」を削る。

第八条の二を第八条の三とし、第二章第一節の二中同条の前に次の一条を加える。

（証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の分離課税及び税率の軽減）

第八条の二　居住者又は所得税法の施行地に同法第一条第三項第一号に規定する事業を有する非居住者が昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの間に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当所得（昭和三十九年四月一日以後に設定（追加設定を含む。）をされた証券投資信託の収益でその計算期間が一年以上であるものの分配に係る配当所得の金額のうち同日から昭和四十年三月三十一日までの間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。以下第三項までにおいて同じ。）については、同法第九条第一項及び第十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し、百分の五の税率を適用して所得税を課する。

2　法人で所得税法第十八条第一項又は第四項に規定するものが昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの間に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当所得に対する同法第十八条第一項又は第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の五の税率とする。

3　前二項に規定する者が昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの間に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当所得に対する所得税法第三十七条又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の五の税率とする。

4　昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの間に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の支払を受ける者及びその支払をする者については、所得税法第五十九条及び第六十一条中当該配当所得に係る部分並びに第六十一条の四の規定は、適用しない。

5　第三条第五項から第七項までの規定は、第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。

第九条の見出し中「配当所得」を「配当等に係る配当所得」に改め、同条第一項中「配当所得」の下に「（証券投資信託の収益の分配に係るものを除く。）」を加える。

第十一条第一項中「（船舶については、十分の一）」を「第一号に掲げる機械その他の設備にも該当するものについては、それぞれこれらの号に掲げる個人に係るものを除く。）については四分の一とし、第四号に掲げる船舶については十分の一とする。）」に改め、同項第三号

を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　工業用水法（昭和三十一年法律第百四十六号）第二条第一項に規定する井戸で同法第三条第一項に規定する指定地域内に存するもののうち政令で定めるものに代えて工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第三項に規定する工業用水道又は水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第一項に規定する水道を事業の用に供する個人　当該工業用水道又は水道を当該事業の用に供するため必要なものとして政令で定める機械その他の設備

第十二条を次のように改める。

（開発研究機械等の特別償却）

第十二条　青色申告書を提出する個人でその営む事業に関連のある新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの（以下この項において「開発研究」という。）を行なうものが、昭和三十九年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に、当該開発研究の用に供される機械及び設備のうち政令で定めるもの（以下この条において「開発研究機械等」という。）でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究機械等を製作して、これを当該開発研究の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の計算上、当該開発研究機械等の減価償却費として必要な経費に算入される金額は、所得税法第十条第二項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

2　前項の規定により当該開発研究機械等の減価償却費として必要な経費に算入した金額が当該開発研究機械等の取得価額の百分の九十五に相当する金額に満たない場合には、当該開発研究機械等を事業の用に供した日の属する年の翌年以後二年間の各年における当該個人の事業所得の計算上、当該開発研究機械等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該開発研究機械等の減価償却費として必要な経費に算入した金額と当該開発研究機械等の取得価額の百分の九十五に相当する金額との合計額から当該開発研究機械等を事業の用に供した日の属する年までの各年において必要な経費に算入された金額の合計額を控除した金額を超えることはできない。

3　前二項の規定は、確定申告書等に、これらの規定により必要な経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、開発研究機械等の減価償却費の額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

第十三条の二第二項中「第十条第二項の規定」の下に「（当該機械等について前項又は次条第一項の規定の適用を受けるときは、これらの規定を含む。）」を加え、「減価償却費として同項」を「減価償却費として同法第十条第二項」に、「機械等につき前項の規定の適用を受ける年」を「当該機械等につき前項の規定の適用を受ける年（当該機械等につき次条第一項の規定の適用を受ける年を除く。）」に改め、「合計償却限度額に相当する金額」の下に「とし、当該機械等につき次条第一項の規定の適用を受ける年については、当該年における同項に規定する海外取引等に係る合計償却限度額に相当する金額とする。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（海外取引等がある場合の割増償却）

第十三条の三　青色申告書を提出する個人の昭和三十九年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内の日の属する各年の前年中の事業所得の総収入金額のうちに海外取引及び技術等海外取引（以下この条において「海外取引等」という。）による収入金額がある場合には、その年における当該個人の事業所得の計算上、その年の十二月三十一日（当該個人が同日前に所得税法第二十九条第一項又は第二項に規定する事由に該当することとなる場合には、その該当することとなつた日）において当該個人の有する固定資産（その年における事業所得の計算上必要な経費に算入する減価償却費の額の計算に関し第十一条から第十三条まで又は次条から第十七条までの規定の適用を受けるものを除く。）の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、同法第十条第二項の規定（当該固定資産について前条第一項の規定の適用を受けるときは、同項の規定を含む。）にかかわらず、当該固定資産につき同法第十条第二項の規定により計算した減価償却費の額（当該固定資産について前条第一項の規定の適用を受けるときは、同項の規定により計算される同項に規定する合計償却限度額に相当する金額）と当該固定資産につき同法第十条第二項の規定により計算した減価償却費の額に基準海外取引割合を乗じて計算した金額との合計額（以下この条において「海外取引等に係る合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。ただし、当該固定資産の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

2　前項の規定の適用を受けた年において同項の規定により当該固定資産の減価償却費として必要な経費に算入した金額がその年におけるその海外取引等に係る合計償却限度額に満たない場合には、その年の翌年以後二年間の各年における事業所得の計算上、当該固定資産の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定（当該固定資産について前項又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けるときは、これらの規定を含む。）にかかわらず、当該固定資産の減価償却費として同法第十条第二項の規定により必要な経費に算入する金額（当該翌年以後二年間の各年のうち、当該固定資産につき前項の規定の適用を受ける年については、当該年におけるその海外取引等に係る合計償却限度額に相当する金額とし、当該固定資産につき前条第一項の規定の適用を受ける年（当該固定資産につき前項の規定の適用を受ける年を除く。）については、当該年における同条第一項に規定する合計償却限度額に相当する金額とする。）とその満たない金額（その金額のうちこの項の規定により既に必要な経費に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額とし、当該固定資産につき前条第二項の規定の適用を受ける年については、当該年に係る同項に規定する満たない金額に相当する金額を加算した金額とする。）以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3　第一項に規定する海外取引とは、次に掲げる取引（次項各号に掲げる取引に該当するものを除く。）をいう。

一　他から購入した物品の輸出（他の者から工業所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（当該権利に関する使用権を含む。以下この条において「工業所有権等」という。）の譲渡又は提供を受け、対外支払手段（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二

十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第八号に規定する対外支払手段及びこれと同等の価値があるもので大蔵省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を対価として行なう当該工業所有権等の譲渡又は提供を含む。）

二　自己の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為により取得した物品の輸出

三　前号に規定する物品の当該物品の輸出を行なう者への販売（当該輸出を行なう者に対する物品の販売を業とする者への販売を含む。）

四　輸出業者（他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出を行なうものをいう。以下この条において同じ。）の委託を受けて行なう当該輸出業者が輸出をする物品の加工又は当該加工の対象となつた第二号に規定する物品の当該輸出業者への販売

五　輸出をされる陶磁器の上絵付けを行なう者への自己の製造した当該陶磁器の素地の販売

六　製糸業者、紡績業者又は織物業者（織物の販売を業とする者で他の者に原料等を供給して織物の製造を委託するものを除く。以下この条において同じ。）の製造する繊維製品に係るこれらの者の委託を受けて行なう輸出のための製織加工、メリヤス加工、縫製加工、染色加工又は整理加工

七　第四号に規定する加工を行なう者の委託を受けて行なう当該加工に係る物品の捺染加工

八　対外支払手段を対価として行なう修理、加工、建設請負又は著作権（映画フィルムの上映権を含む。）の譲渡若しくは提供（第三者を通じてこれらの取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合には、当該第三者を通じてこれらの取引をした者の当該取引）

4　第一項に規定する技術等海外取引とは、次に掲げる取引をいう。

一　対外支払手段を対価として行なう自己の研究（その従業員の職務に属する研究及び他人に委託した研究を含む。以下次号において同じ。）の成果に基づき取得した工業所有権等の譲渡又は提供

二　対外支払手段以外のものを対価として行なう自己の研究の成果に基づき取得した工業所有権等の譲渡又は提供で、対外支払手段を対価として当該工業所有権等の譲渡又は提供を行なう者に対するもの

三　対外支払手段を対価として行なう専門的な科学技術に関する知識を必要とする調査、企画、立案、助言、設計、監督又は検査に係る役務の提供で生産設備及びこれに準ずるものの建設又は製造に関するもののうち政令で定めるもの（以下第八項において「技術役務の提供」という。）

四　外国航路において行なう輸出貨物の運送（政令で定める用船契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づくものにあつては、当該再運送契約に基づくもののほか、当該用船契約に基づくものを含む。）

五　対外支払手段を対価として行なう運送（前号に掲げる運送を除くものとし、同号に規定する再運送契約に基づくものにあつては、当該再運送契約に基づくもののほか、同号に規定する用船契約に基づくものを含むものとする。）

5　第三項第一号、第二号及び第八号並びに前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる取引、第三項第三号から第六号まで及び前項第四号に規定する輸出並びに同項第二号に規定する者の行なう工業所有権等の譲渡又は提供には、その対価の支払が日本国と外国との間に締結された賠償に関する条約に基づき日本国政府又は外国政府によりされるもの及びその

の対価の支払が対外支払手段によりされないことその他これに類する事実があるもののうち通常の海外取引等と異なる事情があるものとして政令で定めるものを含まないものとする。

6　第一項に規定する基準海外取引割合とは、同項に規定する個人の指定期間内の日の属する各年の前年中の事業所得の総収入金額のうちに当該前年中の海外取引等による収入金額の合計額の占める割合の百分の八十に相当する割合に、その年において事業を営んでいた期間内の指定期間の月数を乗じてこれをその年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した割合（当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）をいう。

7　次の各号に規定する取引が行なわれた場合には、前項の規定にかかわらず、同項に規定する基準海外取引割合の計算の基礎となる前年中の当該取引に係る海外取引等による収入金額は、当該各号に掲げる金額によるものとし、当該前年中の事業所得の総収入金額は、当該各号に掲げる金額により計算した金額によるものとする。

一　輸出業者が第三項第二号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る物品についての加工が他の者に委託されたものであるとき、又はその加工の対象となつて物品が他の者から購入されたものであるときは、当該取引による収入金額から当該委託又は購入によりこれらの者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

二　陶磁器の上絵付けを行なう者が第三項第二号又は第三号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る陶磁器が他の者から購入した陶磁器の素地に上絵付けをしたものであるときは、当該取引による収入金額から当該購入によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

三　製糸業者、紡績業者又は織物業者が第三項第二号から第四号までに掲げる取引をした場合において、当該取引に係る物品についての製織加工、メリヤス加工、縫製加工、染色加工又は整理加工が他の者に委託されたものであるときは、当該取引による収入金額からその委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

四　第三項第四号に規定する加工を行なう者が当該加工を行なつた場合において、当該加工に係る物品についての捺染加工が他の者に委託されたものであるときは、当該加工による収入金額からその委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

五　対外支払手段を対価として建設請負を行なつた者がある場合において、当該建設請負に係る材料代、人夫賃その他の費用を対外支払手段により支出したときは、当該建設請負による収入金額から当該対外支払手段により支出した金額に相当する金額を控除した金額

六　第四項第四号又は第五号に規定する用船契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づきこれらの号に掲げる運送を行なつた場合には、当該再運送契約に基づく運送による収入金額から当該用船契約に基づく運送についての運送料として支払う金額に相当する金額を控除した金額

8　第一項に規定する基準海外取引割合の計算の基礎となる前年中の海外取引等による収入金額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に掲げる事実について、その年分の確定申告書、損失申告書又は所得税法第二十九条第一項若しくは第二項の規定による申告書の提出期限までに、大蔵省令で定めるところにより証明された取引による収入金額に限るものとする。

一　第三項第一号、第二号若しくは第八号又は第四項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる取引　当該取引に係る物品が輸出されたこと、当該取引に係る工業所有権等が対外支払手段を対価として譲渡若しくは提供をされたこと、当該取引が第三項第八号に掲げる修理、加工、建設請負、譲渡若しくは提供であつたこと、当該取引が技術役務の提供であつたこと又は当該取引が第四項第四号若しくは第五号に掲げる運送であつたこと。

二　第三項第三号から第七号まで又は第四項第二号に掲げる取引　第三項第三号から第七号までに規定する物品が輸出されたこと又は第四項第二号に規定する工業所有権等が同号に規定する者により対外支払手段を対価として譲渡若しくは提供をされたこと。

9　第六項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

10　第一項に規定する個人が同項に規定する事業所得の基因となる事業を相続又は包括遺贈により承継した場合における当該個人に係る同項に規定する固定資産についての同項の規定に準ずる減価償却費の額の計算の特例については、政令で定めるところによる。

11　第十一条第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第十四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に、「以下この項」を「以下この条」に、「所得税法の規定」を「同法の規定」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2　個人が、昭和三十九年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に、所得税法の施行地において、新築した貸家住宅で政令で定めるものを取得し、又は当該貸家住宅を新築して、これを貸家の用に供した場合には、当該個人の不動産所得又は事業所得の計算上、その貸家の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、当該貸家住宅の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、同法第十条第二項の規定にかかわらず、当該貸家住宅について同項の規定により計算した減価償却費の額で当該期間に係るものの百分の三百（当該貸家住宅についてその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が五十年以上であるときは、百分の四百）に相当する金額とする。

第十五条第一項中「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　第十二条第二項の規定は、第一項の規定により同項に規定する探鉱用機械設備の減価償却費として必要な経費に算入した金額が当該探鉱用機械設備の取得価額の百分の九十五に相当する金額に満たない場合について準用する。

第十八条を次のように改める。

（鉱工業技術研究組合に対する支出金の特別償却）

第十八条　青色申告書を提出する個人が、鉱工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第十四条第一項の規定による承認を受けた鉱工業技術研究組合に対し、その者の営む事業に関連する同条第二項に規定する費用を支出した場合には、その支出した日の属する年以後の各年における当該個人の当該各年分の事業所得の計算上、その支出した金額につき必要な経費に算入する金額は、所得税法及び同法に基づく命令の規定にかかわらず、その支出した金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。ただし、当該支出した金額のうちその年に対応する部分の金額としてこれらの規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

2　第十一条第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第二十条を次のように改める。

（海外市場開拓準備金勘定への繰入金額の必要経費算入）

第二十条　青色申告書を提出する個人が、昭和三十九年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、海外市場の開拓に要する費用の支出に備えるため、その年の前年の収入金額で第十三条の三第一項に規定する海外取引（以下この条において「海外取引」という。）によるものの千分の十五（当該取入金額で第十三条の三第三項第一号に掲げる取引によるものについては、千分の五）に相当する金額の合計額に、その年において事業を営んでいた期間内の指定期間の月数を乗じてこれを当該前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額（以下この条において「海外市場開拓準備金勘定の繰入限度額」という。）以下の金額を海外市場開拓準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、その繰入れをした年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

2　前項に規定する個人のその年の十二月三十一日において、前年から繰り越された海外市場開拓準備金勘定の金額（その日までに第四項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又はその年の前年の十二月三十一日までにこの項若しくは次項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）がある場合には、当該海外市場開拓準備金勘定の金額については、その繰入れをした年別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の繰入れをした年の事業所得の計算上前項の規定により必要な経費に算入された金額の五分の一に相当する金額（当該五分の一に相当する金額が当該区分した金額をこえる場合には、当該区分した金額に相当する金額）を、それぞれ、その年分の事業所得の計算上、総収入金額に算入する。

3　前項に規定する場合において、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額が同項の規定により総収入金額に算入されるべき金額の合計額をこえるときは、同項の海外市場開拓準備金勘定の金額（当該総収入金額に算入されるべき金額の合計額を除く。）のうち、そのこえる金額に相当する金額は、その年分の事業所得の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、当該海外市場開拓準備金勘定の金額をその繰入れをした年別に区分した各金額のうち、その繰入れをした年が最も古いものから順次総収入金額に算入されるものとする。

一　その年の特定海外費用（海外との取引に関し支出される旅費、通信費その他の費用として政令で定める費用をいう。以下次号において同じ。）の額の合計額

二　その年前二年以内の各年の特定海外費用の額の合計額にその年において事業を営んでいた期間の月数を乗じてこれを当該二年以内の各年において事業を営んでいた期間の月数の合計で除して計算した金額の百分の百二十に相当する金額

4　第一項の海外市場開拓準備金勘定を設けている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

一　事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合　その譲渡し、又は廃止した日における海外市場開拓準備金勘定の金額

二　前二項、前号及び次項の場合以外の場合において海外市場開拓準備金勘定の金額を取りくずした場合　その取りくずした日における海外市場開拓準備金勘定の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

5　第一項の海外市場開拓準備金勘定を設けている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出をした日（その届出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における海外市場開拓準備金勘定の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、当該海外市場開拓準備金勘定の金額については、前三項及び第十項の規定は、適用しない。

6　第一項及び第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7　第一項の海外市場開拓準備金勘定を設けている個人がその年若しくはその年前二年以内の日において相続若しくは包括遺贈により事業を承継した者又はその年の前年において事業を開始した者である場合における当該個人のその年に係る第三項第二号に掲げる金額の計算については、同項の規定にかかわらず、政令で定める。

8　第十三条の三第七項、第八項及び第十項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第十項中「同項に規定する固定資産についての同項の規定に準ずる減価償却費の額」とあるのは、「第二十条第一項に規定する前年の収入金額」と読み替えるものとする。

9　前条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

10　第一項の海外市場開拓準備金勘定を設けている個人の死亡により当該個人の相続人が同項の事業を承継した場合において、当該相続人が、その死亡した日の属する年に係る海外市場開拓準備金勘定の繰入限度額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額から、その年に係る第三項第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

11　前項に規定する場合において、同項に規定する相続人が同項に規定する死亡の日の属する年分の事業所得につき、青色申告書を提出することができる者又は青色申告書の承認申請書を提出した者であるときは、その死亡した日における海外市場開拓準備金勘定の金額は、当該相続人に係る海外市場開拓準備金勘定の金額とみなす。

12　前項の規定の適用を受けた者が同項に規定する個人の死亡した日の属する年分の事業所得につき青色申告書の承認申請書を提出した者である場合において、その申請が却下されたときは、その却下の日における同項の海外市場開拓準備金勘定の金額は、その者の当該却下の日の属する年分の事業所得の計算上、総収入金額に算入する。

13　第二十八条の二に規定する納付金を納付した個人のその納付の日の属する年に係る海外市場開拓準備金勘定の繰入限度額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額から、その年に係る第三項第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一　事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合　その譲渡し、又は廃止した日における海外市場開拓準備金勘定の金額

二　前二項、前号及び次項の場合以外の場合において海外市場開拓準備金勘定の金額を取りくずした場合　その取りくずした日における海外市場開拓準備金勘定の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

5　第一項の海外市場開拓準備金勘定を設けている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出をした日（その届出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における海外市場開拓準備金勘定の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、当該海外市場開拓準備金勘定の金額については、前三項及び第十項の規定は、適用しない。

6　第一項及び第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7　第一項の海外市場開拓準備金勘定を設けている個人がその年若しくはその年前二年以内の日において相続若しくは包括遺贈により事業を承継した者又はその年の前年において事業を開始した者である場合における当該個人のその年に係る第三項第二号に掲げる金額の計算については、同項の規定にかかわらず、政令で定める。

8　第十三条の三第七項、第八項及び第十項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第十項中「同項に規定する固定資産についての同項の規定に準ずる減価償却費の額」とあるのは、「第二十条第一項に規定する前年の収入金額」と読み替えるものとする。

9　前条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

10　第一項の海外市場開拓準備金勘定を設けている個人の死亡により当該個人の相続人が同項の事業を承継した場合において、当該相続人が、その死亡した日の属する年に係る海外市場開拓準備金勘定の繰入限度額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額から、その年に係る第三項第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

11　前項に規定する場合において、同項に規定する相続人が同項に規定する死亡の日の属する年分の事業所得につき、青色申告書を提出することができる者又は青色申告書の承認申請書を提出した者であるときは、その死亡した日における海外市場開拓準備金勘定の金額は、当該相続人に係る海外市場開拓準備金勘定の金額とみなす。

12　前項の規定の適用を受けた者が同項に規定する個人の死亡した日の属する年分の事業所得につき青色申告書の承認申請書を提出した者である場合において、その申請が却下されたときは、その却下の日における同項の海外市場開拓準備金勘定の金額は、その者の当該却下の日の属する年分の事業所得の計算上、総収入金額に算入する。

13　第二十八条の二に規定する納付金を納付した個人のその納付の日の属する年に係る海外市場開拓準備金勘定の繰入限度額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額から、その年に

する各年の事業所得の総収入金額のうちに第十三条の三第四項第四号又は第五号に掲げる取引による指定期間内の収入金額がある場合には、当該収入金額の百分の三に相当する金額の合計額（当該合計額がこれらの取引に係るその年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の八十に相当する金額をこえる場合には、当該百分の八十に相当する金額）は、その年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

3　青色申告書を提出する個人が、指定期間内の日の属する各年の事業所得に係る指定期間内の収入金額で第一項に規定する取引によるものについて、当該取引（第十三条の三第四項第二号に掲げる取引については、同号に規定する者の行なう同号に規定する工業所有権等の譲渡又は提供）の対価が同条第三項第一号に規定する対外支払手段により支払われることが明らかでなかつたため、次項において準用する同条第八項に規定する提出期限までに同項に規定する証明を受けることができなかつた場合において、当該各年の翌年以後の年において当該対外支払手段による支払を受け、かつ、その支払を受けた日の属する年分の確定申告書、損失申告書又は所得税法第二十九条第一項若しくは第二項の規定による申告書の提出期限までに大蔵省令で定める証明を受けたときは、当該対外支払手段による支払に係る金額に相当する収入金額につき当該収入金額に係る年において第一項の規定の適用を受けたものとした場合に当該収入金額につき同項の規定により必要な経費に算入されるべき金額として政令で定める金額に相当する金額は、その支払を受けた日の属する年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

4　第十三条の三第八項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について、同条第七項第六号の規定は、第二項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

5　第一項又は第二項の規定は、確定申告書等にこれらの規定により必要な経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により必要な経費に算入される金額は、当該申告に係るその必要な経費に算入されるべき金額に限るものとする。

係る当該納付金の額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の六十に相当する金額を控除した金額とする。

第二章第二節第三款を次のように改める。

第三款　技術等海外取引に係る課税の特例

（技術等海外取引に係る所得の特別控除）

第二十一条　青色申告書を提出する個人の昭和三十年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内の日の属する各年の事業所得の総収入金額のうちに第十三条の三第四項第一号から第三号までに掲げる取引による指定期間内の収入金額（所得税法第二十条第一項の規定の適用に係るものを除く。以下この条において同じ。）がある場合には、当該収入金額の百分の七十（第十三条の三第四項第三号に掲げる取引によるものについては、百分の二十）に相当する金額の合計額（当該合計額がその年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の五十に相当する金額をこえる場合には、当該百分の五十に相当する金額）は、その年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

2　青色申告書を提出する個人の指定期間内の日の属する各年から同項の規定の適用を受けようとする年までの各年分の確定申告書、損失申告書又は所得税法第二十九条第一項若しくは第二項の規定による申告書に、第三項の規定に該当する収入金額の全部につき同項に規定する収入金額に係る年において第一項の規定の適用を受けたものとした場合に当該収入金額につき同項の規定により必要な経費に算入されるべき金額の計算に関する事項その他大蔵省令で定める事項を記載した明細書を添附した場合であつて、その適用を受けようとする年分の確定申告書等に第三項の規定により必要な経費に算入される金額についてのその算入に関する記載がある場合に限り、適用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第二十二条及び第二十三条　削除

第二十四条第一項中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改め、「、小麦」を削る。

第二十五条中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改め、「小麦、」を削り、「小麦等」を「菜種等」に改める。

第二章第二節第五款中第二十八条の次に次の一条を加える。

6　第三項の規定は、同項に規定する収入金額に係る年から同項の規定の適用を受けようとする年までの各年分の確定申告書、損失申告書又は所得税法第二十九条第一項若しくは第二項の規定による申告書に、第三項の規定に該当する収入金額の全部につき同項に規定する収入金額に係る年において第一項の規定の適用を受けたものとした場合に当該収入金額につき同項の規定により必要な経費に算入されるべき金額の計算に関する事項その他大蔵省令で定める事項を記載した明細書を添附した場合であつて、その適用を受けようとする年分の確定申告書等に第三項の規定により必要な経費に算入される金額についてのその算入に関する記載がある場合に限り、適用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第二十二条及び第二十三条　削除

第二十四条第一項中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改め、「、小麦」を削る。

第二十五条中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改め、「小麦、」を削り、「小麦等」を「菜種等」に改める。

第二章第二節第五款中第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二　第五十五条第一項に規定する特定商工組合に納付した中小企業海外市場開拓準備金勘定に係る納付金の必要経費算入）

工組合の組合員である事業を営む個人が当該特定商工組合に同項に規定する納付金を納付した場合には、当該納付金の納付の日の属する年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

第三十一条第三項第一号中「第三十八条の五」を「第三十八条の八」に改める。

第三十五条第一項中「除くものとする。以下第三十七条までにおいて同じ。」を「除くものとする。以下次条第三十六条第三項第二号を次のように改める。

二　前条第二項に規定する譲渡の日から一年以内に土地等若しくは家屋の取得をせず、又は同項に規定する取得の日から一年以内に、土地等若しくは家屋を同項に規定する居住の用に供せず、若しくは供さなくなつた場合

第三十七条中「当該財産の譲渡、遺贈又は贈与」を「当該財産の譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。）、遺贈又は贈与（以下この条において「譲渡等」という。）」に、「これらの規定に規定するその者が」を「第三十五条第一項に規定する」に、「その譲渡、遺贈又は贈与」を「その譲渡等」に、「譲渡財産の譲渡に関する」を「譲渡財産の同項に規定する譲渡（以下この条において「譲渡」という。）に関する」に改める。

第三十八条を次のように改める。

（居住用財産を交換した場合の譲渡所得の金額の計算）

第三十八条　個人が、土地等又は家屋（以下この条において「交換譲渡資産」という。）と当該個人の居住の用に供する土地等又は家屋で所得税法の施行地にあるもの（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（第三十二条第一項第二号に規定する換地処分及び交換その他政令で定める交換を除く。）をした場合（当該交換に伴い交換取得資産の価額と交換譲渡資産の価額との差額を補うために金銭を取得し、又は支払つた場合を含む。）における前三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該交換譲渡資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第三十五条第一項に規定する譲

渡をしたものとみなす。

二　当該交換取得資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第三十五条第一項に規定する取得をしたものとみなす。

第三十八条の二第一項を次のように改める。

個人が、その居住の用に供している家屋で政令で定めるものの譲渡をし、当該家屋とともにその敷地の用に供されている土地若しくは当該土地の上に存する権利の譲渡をし、又は災害により滅失した当該家屋の敷地の用に供されていた土地若しくは当該土地の上に存する権利（建物又は堅固な構築物の敷地の用に供されているものを除く。）の譲渡をその災害のあつた日から一年以内にした場合（当該個人の配偶者その他当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対して譲渡をした場合を除く。）には、これらの資産の全部又は一部につき第三十三条又は第三十八条の十二の規定の適用を受ける場合を除き、当該資産の譲渡に対する所得税法第九条第一項第八号の規定の適用については、同号に規定する譲渡所得の金額は、当該資産の譲渡につき同号の規定を適用して計算した金額から三十五万円（当該計算した金額が三十五万円に満たない場合には、当該計算した金額に相当する金額）を控除した金額とする。

第三十八条の六第一項中「第三十一条第一項第一号」を「譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含むものとし、第三十一条第一項第一号」に改める。

第三十八条の七第二項第二号中「、買換資産」を「買換資産」に、「又は買換資産」を「又は同項に規定する取得の日から一年以内に、買換資産」に改める。

第三十八条の八第一項中「譲渡、遺贈若しくは贈与」を「譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。）、遺贈若しくは贈与（以下この条において「譲渡等」という。）」に、「これらの規定に規定するその者が」を「第三十八条の六第一項に規定する」に、「譲渡、遺贈又は贈与」を「譲渡等」に、「譲渡資産の譲渡に関する」を「譲渡資産の同項に規定する譲渡（以下この項において「譲渡」という。）に関する」に改める。

第四十二条第一項中「百分の二十」を「百分の十九」に、「年二百万円」を「年三百万円」に、「百分の二十四」を「百分の二十二」に、「百分の二十八」を「百分の二十六」に改め、同条第二項中「年二百万円」を「年三百万円」に改める。

第四十三条第一項中「（船舶については、十分の一）」を「（第一号に掲げる機械その他の設備（第二号から第四号まで又は第六号に掲げる機械その他の設備にも該当するものについては、それぞれこれらの号に掲げる法人に係るものを除く。）については四分の一とし、第五号に掲げる船舶については十分の一とする。）」に改め、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号中「第十一条第一項第三号」を「第十一条第一項第四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　大型であり、かつ、その製造に高度な生産技術と著しく多額な費用を必要とする機械その他の設備のうちその生産技術を開発することが緊急に必要なもので、法人税法の施行地において最初に製造に着手されたものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人　当該機械その他の設備

四　工業用水法第二条第一項に規定する井戸で同法第三条第一項に規定する指定地域内に存するもののうち政令で定めるものに代えて工業用水道事業法第二条第三項に規定する工業用水道又は水道法第三条第一項に規定する水道を事業の用に供する法人　第十一条第一項第三号に掲げる機械その他の設備

第四十四条を次のように改める。

（開発研究機械等の特別償却）

第四十四条　青色申告書を提出する法人で新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの（以下この項において「開発研究」という。）を行なうものが、昭和三十九年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に、当該開発研究の用に供される機械及び設備のうち政令で定めるもの（以下この項において「開発研究機械等」という。）でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究機械等を製作して、これを当該開発研究の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該開発研究機械等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該開発研究機械等の取得価額の百分の九十五に相当する金額とする。

2　前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却範囲額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がない場合には、適用しない。

第四十六条の次に次の一条を加える。

（海外取引等がある場合の割増償却）

第四十六条の二　青色申告書を提出する法人の昭和三十九年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度の直前の事業年度（事業年度が一年である法人以外の法人については、当該直前の事業年度の直前の事業年度。以下この条において「基準年度」という。）の総収入金額（政令で定める収入金額を除く。以下この条において同じ。）のうちに海外取引及び技術等海外取引（以下この条において「海外取引等」という。）による収入金額がある場合には、当該事業年度終了の日において当該法人の有する固定資産（当該事業年度における償却額の計算に関し第四十三条から第四十五条まで又は次条から第五十一条までの規定の適用を受けるものを除く。）に係る当該事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される償却範囲額は、これらの規定（当該固定資産について前条の規定の適用を受けるときは、同条の規定を含む。以下この項において同じ。）にかかわらず、これらの規定により計算される償却範囲額（同法及び同法に基づく命令の規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額。以下この項において同じ。）と当該償却範囲額（当該固定資産について同条の規定の適用を受けるときは、同条第一項に規定する三分の一に相当する金額を控除した金額）に基準海外取引割合を乗じて計算した金額との合計額（その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額）とする。

2　前項に規定する海外取引とは、次に掲げる取引（次項各号に掲げる取引に該当するものを除く。）をいう。

一　他から購入した物品の輸出（他の者から工業所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（当該権利に関する使用権を含む。以下この条において「工業所有権等」という。）の譲渡又は提供を受け、対外支払手段（第十三条の三第三項第一号に規定する対外支払手段をいう。以下この条において同じ。）を対価として行なう当該工業所有権等の譲渡又は提供を含む。）

二　当該法人の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為により取得した物品の輸出

三　前号に規定する物品の当該物品の輸出を行なう者への販売（当該輸出を行なう者に対する物品の

販売を業とする者への販売を含む。）

四　輸出業者（他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出を行なうものをいう。以下この条において同じ。）の委託を受けて行なう当該輸出業者が輸出をする物品の加工又は当該加工の対象となつた第二号に規定する物品の当該輸出業者への販売

五　輸出をされる陶磁器の上絵付けを行なう者への当該法人の製造した当該陶磁器の素地の販売

六　製糸業者、紡績業者又は織物業者（織物の販売を業とする者で他の者に原料等を供給して織物の製造を委託するものを除く。以下この条において同じ。）の製造する繊維製品に係るこれらの者の委託を受けて行なう輸出のための製織加工、メリヤス加工、縫製加工、染色加工又は整理加工

七　第四号に規定する加工を行なう者の委託を受けて行なう当該加工に係る物品の捺染加工

八　対外支払手段を対価として行なう修理、加工、建設請負又は著作権（映画フィルムの上映権を含む。）の譲渡若しくは提供（第三者を通じてこれらの取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合には、当該第三者を通じてこれらの取引をした者の当該取引）

3　第一項に規定する技術等海外取引とは、次に掲げる取引をいう。

一　対外支払手段を対価として行なう自己の研究（その従業員の職務に属する研究及び他人に委託した研究をいう。以下次号において同じ。）の成果に基づき取得した工業所有権等の譲渡又は提供

二　対外支払手段以外のものを対価として行なう自己の研究の成果に基づき取得した工業所有権等の譲渡又は提供で、対外支払手段を対価として当該工業所有権等の譲渡又は提供を行なう者に対するもの

三　対外支払手段を対価として行なう専門的な科学技術に関する知識を必要とする調査、企画、立案、助言、設計、監督又は検査に係る役務の提供で生産設備及びこれに準ずるものの建設又は製造に関するもののうち政令で定めるもの（以下第七項において「技術役務の提供」という。）

四　外国航路において行なう輸出貨物の運送（政令で定める用船契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づくものにあつては、当該再運送契約に基づくもののほか、当該用船契約に基づくものを含む。）

五　対外支払手段を対価として行なう運送（前号に掲げる運送を除くものとし、同号に規定する再運送契約に基づくものにあつては、当該再運送契約に基づくもののほか、同号に規定する用船契約に基づくものを含むものとする。）

4　第二項第一号、第二号及び第八号並びに前項第一号及び第三号から第五号まで及び前項第四号に掲げる取引、第二項第三号から第六号まで及び前項第四号に規定する輸出並びに同項第二号に規定する者の行なう工業所有権等の譲渡又は提供には、その対価の支払が日本国と外国との間に締結された賠償に関する条約に基づき日本国政府又は外国政府によりされるもの及びその対価の支払が対外支払手段によりされないことその他これに類する事情があるもののうち通常の海外取引等と異なる事情があるものとして政令で定めるものを含まないものとする。

5　第一項に規定する基準海外取引割合とは、同項に規定する基準年度の総収入金額のうちに当該基準年度の海外取引等による収入金額の合計額の占める割合の百分の八十に相当する割合に、当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数

で除して計算した割合（当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）をいう。

6　次の各号に規定する取引が行なわれた場合には、前項の規定にかかわらず、同項に規定する基準海外取引割合の計算の基礎となる基準年度の当該取引に係る海外取引等による収入金額は、当該各号に掲げる金額によるものとし、当該基準年度の総収入金額は、当該各号に掲げる金額により計算した金額によるものとする。

一　輸出業者が第二項第二号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る物品についての加工が他の者に委託されたものであるとき、又はその加工の対象となつた物品が他の者から購入されたものであるときは、当該取引による収入金額から当該委託又は購入によりこれらの者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

二　陶磁器の上絵付けを行なう者が第二項第二号又は第三号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る陶磁器が他の者から購入した陶磁器の素地に上絵付けをしたものであるときは、当該取引による収入金額から当該購入によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

三　製糸業者、紡績業者又は織物業者が第二項第二号から第四号までに掲げる取引をした場合において、当該取引に係る物品についての製織加工、メリヤス加工、縫製加工、染色加工又は整理加工が他の者に委託されたものであるときは、当該取引による収入金額からその委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

四　第二項第四号に規定する加工を行なう者が当該加工を行なつた場合において、当該加工に係る物品についての捺染加工が他の者に委託されたものであるときは、当該加工による収入金額からその委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

五　対外支払手段を対価として建設請負を行なつた者がある場合において、当該建設請負に係る材料代、人夫賃その他の費用を対外支払手段により支出したときは、当該建設請負による収入金額から当該対外支払手段により支出した金額に相当する金額を控除した金額

六　第三項第四号又は第五号に規定する用船契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づくものを含む。）

7　第一項に規定する基準海外取引割合の計算の基礎となる基準年度の海外取引等による収入金額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に掲げる事実について、当該事業年度の法人税法第十八条から第二十一条までの規定による申告書の提出期限までに、大蔵省令で定めるところにより証明された取引による収入金額に限るものとする。

一　第二項第一号、第二号若しくは第八号又は第三項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる取引　当該取引に係る物品が輸出されたこと、当該取引に係る工業所有権等が対外支払手段を対価として譲渡若しくは提供をされたこと、当該取引が第二項第八号に掲げる修理、加工、建設請負、譲渡若しくは提供であつたこと、当該取引が技術役務の提供であつたこと又は当該取引が第三項第四号若しくは第五号に掲げる運送であつたこと。

二　第二項第三号から第七号まで又は第三項第二号に掲げる取引　第二項第三号から第七号までに規

定する物品が輸出されたこと又は第三項第二号に規定する工業所有権等が同号に規定する者により対外支払手段を対価として譲渡若しくは提供をされたこと。

8　第五項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

9　第一項に規定する法人が合併後存続する法人又は合併により設立した法人（以下この章において「合併法人」という。）である場合における当該法人に係る同項に規定する固定資産についての同項の規定に準ずる償却範囲額の計算の特例については、政令で定めるところによる。

10　第四十三条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第四十七条第一項中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に、「以下この項」を「以下この条」に、「法人税法の規定」を「同法の規定」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法人が、昭和三十九年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に、法人税法の施行地において、新築した貸家住宅で第十四条第二項に規定する政令で定めるものを取得し、又は当該貸家住宅を新築して、これを貸家の用に供した場合には、当該法人の貸家の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の同法及びこれに基づく命令の規定により計算される当該貸家住宅の償却範囲額は、その貸家の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、これらの規定により計算される当該貸家住宅の償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額に相当する金額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）の百分の三百（当該貸家住宅についてその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が五十年以上であるときは、百分の四百）に相当する金額（その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額）とする。

第四十七条第三項中「第一項」を「前二項」に改め、第四十八条第一項中「百分の九十」を「百分の九十五」に改める。

第五十一条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第五十二条を次のように改める。

（鉱工業技術研究組合に対する支出金の特別償却）

第五十二条　青色申告書を提出する法人が、鉱工業技術研究組合法第十四条第一項の規定による承認を受けた鉱工業技術研究組合に対し、同条第二項に規定する費用を支出した場合には、その支出した金額については、法人税法及び同法に基づく命令の規定にかかわらず、当該法人がその支出した日を含む事業年度以後の各事業年度において損金に算入した金額を、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2　第四十八条第八項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第三章第一節の二中第五十二条の次に次の一条を加える。

（海運会社の有する船舶の償却範囲額の特例）

第五十二条の二　青色申告書を提出する会社が、海運業の再建整備に関する臨時措置法（昭和三十八年法律第百十八号。以下この条において「再建整備法」という。）第五条第一項の規定による整備計画の承認を受けた場合には、当該会社の当該整備計画を提出する日を含む事業年度（以下この条において「整備初年度」という。）の翌事業年度から同法第二条第二項に規定する確認日から起算して五年を経過した日を含む事業年度までの各事業年度終了の日において有する船舶（総トン数百トン以上の鋼製のものに限る。）に係る当該事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される償却範囲額は、これらの規定（当該船舶について第四十六条の二の規定の適用を受けるときは、同条の規定を含む。以下この項において同じ。）にかかわらず、これらの規定により計算される償却範囲額として政令で定める金額に、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額に相当する金額を加算した金額とする。

一　整備初年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度（整備初年度まで連続して青色申告書を提出している場合に係る各事業年度に限る。）において生じた当該船舶に係る法人税法及び同法に基づく命令の規定に定める償却不足額の合計額のうち政令で定める金額（当該金額が当該船舶につき再建整備法第四条第二号に定める方法に準じて計算した減価償却の不足額をこえるときは、そのこえる金額を控除した金額。以下この条において「特定償却不足額」という。）から、当該会社の整備初年度から当該事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の計算上損金に算入された当該船舶に係る償却額のうち当該特定償却不足額に係る船舶に係る償却額のうち当該特定償却不足額に係る船舶を引き継いだときは、当該船舶に対する前二項の規定の適用については、当該被合併会社の当該船舶に係る特定償却不足額から、当該被合併会社の整備初年度から当該合併の日を含む事業年度までの各事業年度の所得の計算上損金に算入された当該船舶に係る償却額のうち当該特定償却不足額に係るものから成る部分の金額として政令で定める金額の合計額を控除した金額

二　当該事業年度の当該船舶に係る法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される償却範囲額に含まれるこれらの規定に定める償却不足額に相当する金額

2　前項の規定の適用があつた場合において、その適用に係る事業年度の所得の計算上損金に算入された同項に規定する船舶に係る償却額が、当該船舶に係る当該事業年度の同項の規定による償却範囲額に満たないときは、その差額に相当する金額のうち同項の規定により加算される金額から成る部分の金額として政令で定める金額は、法人税法及び同法に基づく命令の規定に定める償却不足額としないものとする。

3　第一項に規定する承認を受けた会社がその承認を受けた同項に規定する整備計画に従つて合併した場合において、当該合併後存続する会社又は当該合併により設立した会社（以下この項において「合併会社」という。）が当該合併により消滅した会社（以下この項において「被合併会社」という。）から第一項に規定する船舶を引き継いだときは、当該船舶に対する前二項の規定の適用については、当該被合併会社の当該船舶に係る特定償却不足額から、当該被合併会社の整備初年度から当該合併の日を含む事業年度までの各事業年度の所得の計算上損金に算入された当該船舶に係る償却額のうち当該特定償却不足額に係るものから成る部分の金額として政令で定める金額の合計額を控除した金額をもつて、当該合併会社の当該船舶に係る特定償却不足額とみなす。

4　第一項の規定の適用を受ける会社につき再建整備法第十三条第一項の通知があつた場合には、当該会社の第一項に規定する船舶に係る当該通知があつた日を含む事業年度以後の各事業年度の償却範囲額については、同項の規定は、適用しない。

5　第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6　第四十三条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第五十三条第一項中「有価証券」（以下この条において「有価証券」という。）を「有価証券（政令で定めるものを除く。以下この条において「有価証券」という。）に改め、同項第一号ロ中「証券取引所に上場されている

ものについては、証券取引法第百二十二条第二項の規定により公表された同日前一月間の毎日の最終価格の平均額」を「証券取引所において上場されているもの又は気配相場のあるものについては、政令で定める価額」に改める。

第五十四条を次のように改める。

（海外市場開拓準備金勘定への繰入金額の損金算入）

第五十四条　青色申告書を提出する法人（次条第一項に規定する特定商工組合を除く。以下この条において同じ。）が、昭和三十九年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、海外市場の開拓に要する費用の支出に備えるため、当該事業年度に係る第四十六条の二第一項に規定する基準年度の収入金額で同項に規定する海外取引（以下この条及び次条において「海外取引」という。）によるものの千分の十五（当該収入金額で第四十六条の二第二項第一号に掲げる取引によるものについては、千分の五）に相当する金額の合計額に、当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額（以下この条において「海外市場開拓準備金勘定の繰入限度額」という。）以下の金額を海外市場開拓準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2　前項に規定する法人の各事業年度終了の日においては、前事業年度から繰り越された海外市場開拓準備金勘定の金額（その日までに第四項の規定により益金に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項若しくは次項の規定により益金に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）がある場合には、当該海外市場開拓準備金勘定の金額については、その繰入れをした事業年度別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の繰入れをした事業年度の所得の計算上前項の規定により損金に算入された金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを六十で除した金額（当該計算した金額が当該区分した金額をこえる場合には、当該区分した金額）に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

3　前項に規定する場合において、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額が同項の規定により益金に算入されるべき金額の合計額をこえるときは、同項の海外市場開拓準備金勘定の金額（当該益金に算入されるべき金額の合計額を除く。）のうち、そのこえる金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。この場合においては、当該海外市場開拓準備金勘定の金額をその繰入れをした事業年度別に区分した各金額のうち、その繰入れをした事業年度が最も古いものから順次益金に算入されるものとする。

一　当該事業年度の特定海外費用（海外との取引に関し支出される旅費、通信費その他の費用として政令で定める費用をいう。以下次号において同じ。）の額の合計額

二　当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度の特定海外費用の額の合計額に当該事業年度の月数を乗じてこれを当該二年以内に開始した各事業年度の月数の合計で除して計算した金額の百分の百二十に相当する金額

4　第一項の海外市場開拓準備金勘定を設けている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額

は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

一　解散した場合　当該解散の日における海外市場開拓準備金勘定の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

二　前二項、前号及び次項の場合以外の場合において海外市場開拓準備金勘定の金額を取りくずした場合　その取りくずした日における海外市場開拓準備金勘定の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

5　第一項の海外市場開拓準備金勘定を設けている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出をした日（その届出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における海外市場開拓準備金勘定の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の計算上、益金に算入する。この場合においては、当該海外市場開拓準備金勘定の金額の繰入れをした事業年度別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを六十で除した金額（当該計算した金額が当該区分した金額をこえる場合には、当該区分した金額）に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

6　第一項から第三項までの月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7　第一項の海外市場開拓準備金勘定を設けている法人が合併後存続する法人（当該合併を第三項第一号に規定する事業年度又は当該事業年度開始の日前二年以内に開始した事業年度において行なつたものに限る。）、合併により設立した法人（同号に規定する事業年度が設立後最初に開始した事業年度であるものに限る。）又は同項第二号に規定する各事業年度の月数の合計が十二月に満たない法人である場合における当該事業年度に係る同号に掲げる金額の計算については、同項の規定にかかわらず、政令で定める。

8　第四十六条の二第六項、第七項及び第九項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第九項中「同項に規定する固定資産についての同項の規定に準ずる償却範囲額」とあるのは、「第五十四条第一項に規定する基準年度の収入金額」と読み替えるものとする。

9　前条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

10　第一項の海外市場開拓準備金勘定を設けている法人が合併により消滅した場合には、その合併の日における当該法人の海外市場開拓準備金勘定の金額で合併法人に引き継がれたものは、これを当該合併法人に係る海外市場開拓準備金勘定の金額とみなす。

11　前項の場合において、同項の合併法人がその合併の日を含む事業年度（当該合併法人が合併により設立された法人である場合には、設立後最初の事業年度）の所得について青色申告書を提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における海外市場開拓準備金勘定の金額は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

12　次条第一項に規定する納付金を納付した法人の各事業年度に係る海外市場開拓準備金勘定の繰入限度額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額から、当該事業年度に係る当該納付金の額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の六十に相当する金額を控除した金額とする。

第三章第三節を削る。

第五十八条を削り、第五十四条の次に次の三条及び一節を加える。

（中小企業海外市場開拓準備金勘定への繰入金額の損金算入等）

第五十五条　青色申告書を提出する特定商工組合が、昭和三十九年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、海外市場の開拓に要する費用の支出に備えるため、当該事業年度に係る第四十六条の二第一項に規定する基準年度の期間内の当該特定商工組合の組合員（当該特定商工組合が合併法人である場合には、当該合併により消滅した特定商工組合の組合員であつた者を含む。）の海外取引（当該特定商工組合の第四項に規定する資格事業に関する物品に係るものに限る。以下この項において同じ。）による収入金額の合計額として政令で定めるところにより計算した金額の千分の二十五に相当する金額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額以下の金額を、当該特定商工組合の組合員の海外取引による収入金額その他の政令で定める賦課基準により組合員に賦課し、かつ、当該賦課に基づいて納付された金額（以下この条において「納付金」という。）の合計額に相当する金額以下の金額を中小企業海外市場開拓準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2　前項に規定する特定商工組合に納付金を納付した場合には、当該納付金に相当する金額は、当該組合員のその納付の日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

3　前条第二項から第七項までの規定は、第一項の中小企業海外市場開拓準備金勘定の金額について、同条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、同条第十項及び第十一項の規定は、第一項の中小企業海外市場開拓準備金勘定を設けている特定商工組合が合併により消滅した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第一号中「解散した場合」とあるのは「解散した場合又は特定商工組合でないこととなつた場合」と、「解散の日又は特定商工組合でないこととなつた日」と、同条第十一項中「者でないとき」とあるのは「者又は特定商工組合でないとき」と読み替えるものとする。

4　前三項に規定する特定商工組合とは、その組合員が製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為により取得し、又は加工した物品（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第八条第二項に規定する資格事業に関するものに限る。）の相当部分が当該組合員の行なう海外取引に係るものである商工組合（出資組合であるものに限る。）として政令で定めるものをいう。

5　第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

（海外投資損失準備金勘定への繰入金額の損金算入）

第五十六条　青色申告書を提出する内国法人（海外投資法人を除く。）が、昭和三十九年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内において新開発地域法人又は海外投資法人（以下この条において「特定法人」という。）の株式（出資を含む。以下この条において「株式等」という。）で次に掲げるもの（以下この条において「特定株式等」という。）を取得し、かつ、これを当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合であつて、当該内国法人が同日において有する当該特定法人の株式の数又は出資の金額が同日における当該特定法人の発行済株式の総数又は出資金額の十分の一（海外投資法人の株式等については、百分の二）以上である場合において、当該特定株式等の価格の低落による損失に備えるため、当該特定株式等の取得価額の二分の一に相当する金額（当該事業年度において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の計算上損金に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を特定法人別に海外投資損失準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

一　当該事業年度内において設立（合併による設立を除く。）をされ、又は資本若しくは出資の増加を行なつた特定法人の株式等で当該内国法人の払込みに係るもの

二　非居住者（第二条第一項第一号に規定する非居住者をいう。）又は内国法人以外の法人が当該取得の日まで有していた新開発地域法人の株式等で、その取得をすることが新たな海外投資となるものとして政令で定めるもの

2　前項に規定する新開発地域法人とは、新開発地域（開発途上にある海外の地域として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）内に本店又は主たる事務所を有する法人で、もつぱらその事業を新開発地域内において営むことを目的とするものとして政令で定めるものをいう。

3　第一項に規定する海外投資法人とは、もつぱら同項に規定する新開発地域法人に対し、出資をし、又は長期の資金を貸し付けることを目的とする内国法人で、海外投資の促進に著しく寄与するものとして政令で定めるものをいう。

4　第一項に規定する内国法人の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特定法人に係る海外投資損失準備金勘定の金額（その日までに次項の規定により益金に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項の規定により益金に算入された金額があり、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうちにその繰入れをした事業年度終了の日の翌日から五年を経過したもの（以下この条において「据置期間経過準備金額」という。）がある場合には、当該据置期間経過準備金額については、その繰入れをした事業年度別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の繰入れをした事業年度の所得の計算上第一項の規定により損金に算入された当該海外投資損失準備金勘定への繰入金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額（当該計算した金額が当該区分した金額をこえる場合には、当該区分した金額）に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

5　第一項の海外投資損失準備金勘定を設けている内国法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。この場合において、第一号、第四号又は第六号の場合にあつては、これらの号に規定する海外投資損失準備金勘定の金額をその繰入れをした事業年度別に区分した各金額のうち、その繰入れをした事業年度が最も古いものから順次益金に算入されるものとする。

（以下この条において「特定株式等」という。）を取得し、かつ、これを当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合であつて、当該内国法人が同日において有する当該特定法人の株式の数又は出資の金額が同日における当該特定法人の発行済株式の総数又は出資金額の十分の一（海外投資法人の株式等については、百分の二）以上である場合において、当該特定株式等の価格の低落による損失に備えるため、当該特定株式等の取得価額の二分の一に相当する金額（当該事業年度において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の計算上損金に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を特定法人別に海外投資損失準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

一　当該事業年度内において設立（合併による設立を除く。）をされ、又は資本若しくは出資の増加を行なつた特定法人の株式等で当該内国法人の払込みに係るもの

二　非居住者（第二条第一項第一号に規定する非居住者をいう。）又は内国法人以外の法人が当該取得

一　当該海外投資損失準備金勘定に係る特定法人の株式等の一部を有しないこととなつた場合（次号に該当する場合を除く。）　その有しないこととなつた日における当該特定法人に係る海外投資損失準備金勘定の金額のうちその有しないこととなつた株式等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額

二　前号に規定する特定法人の株式の数又は出資の金額が当該特定法人の発行済株式の総数又は出資金額の十分の一（当該特定法人が第一項に規定する海外投資法人である場合には、百分の一）未満となつた場合　その該当することとなつた日における当該特定法人に係る海外投資損失準備金勘定の金額

三　第一号に規定する特定法人が、解散（合併による解散を除く。）をした場合又は特定法人でないこととなつた場合　その該当することとなつた日における当該特定法人に係る海外投資損失準備金勘定の金額

四　第一号に規定する特定法人の株式等についてその帳簿価額を減額した場合　その減額をした日における当該特定法人に係る海外投資損失準備金勘定の金額のうちその減額をした金額に相当する金額

五　当該内国法人が解散した場合　当該解散の日における海外投資損失準備金勘定の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

六　前項、前各号及び次項の場合以外の場合において特定法人に係る海外投資損失準備金勘定の金額を取りくずした場合　その取りくずした日における当該特定法人に係る海外投資損失準備金勘定の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

6　第一項の海外投資損失準備金勘定を設けている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出をした日（その届出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における海外投資損失準備金勘定の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の計算上、益金に算入する。この場合においては、当該海外投資損失準備金勘定の金額については、前二項及び第十項の規定は、適用しない。

7　第四項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8　第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9　第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

10　第五十四条第十項及び第十一項の規定は、第一項の海外投資損失準備金勘定を設けている内国法人が合併により消滅した場合について準用する。

（証券取引責任準備金勘定への繰入金額の損金算入）

第五十七条　青色申告書を提出する法人で証券取引法第二条第八項に規定する証券業を営むものが、昭和三十九年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、証券事故（同条第一項及び第二項に規定する有価証券の売買その他の取引に関して生じた事故で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）による損失に備えるため、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を証券取引責任準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

一　当該事業年度の指定期間内における売買に係る株式数（当該法人が自己又は他人の計算において売買した政令で定める株式の数をいう。以下この項において同じ。）を三銭に乗じて算出した金額

二　イ又はロに掲げる金額のうちいずれか低い金額（以下次項において「累積限度額」という。）から、当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された証券取引責任準備金勘定の金額（その日までに第三項若しくは第四項の規定により益金に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を控除した金額

イ　当該事業年度終了の日において、当該法人が、その加入している証券業協会の定款で定めるところにより証券取引責任準備預託金として預託している金額の合計額

ロ　当該事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち、その売買に係る株式数を十銭に乗じて算出した金額

2　前項の証券取引責任準備金勘定を設けている法人の当該事業年度終了の日における証券取引責任準備金勘定の金額が累積限度額をこえるときは、そのこえる金額は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

3　第一項の証券取引責任準備金勘定を設けている法人について証券事故による損失が生じた場合として政令で定める場合には、その損失の生じた日においける証券取引責任準備金勘定の金額のうちその損失の額に相当する金額は、その損失の生じた日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

4　第一項の証券取引責任準備金勘定を設けている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

一　第一項に規定する証券業を廃止した場合　当該廃止の日における証券取引責任準備金勘定の金額

二　解散した場合　当該解散の日における証券取引責任準備金勘定の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三　前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において証券取引責任準備金勘定の金額を取りくずした場合　その取りくずした日における証券取引責任準備金勘定の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

5　第一項の証券取引責任準備金勘定を設けている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出をした日（その届出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における証券取引責任準備金勘定の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の計算上、益金に算入する。この場合においては、当該証券取引責任準備金勘定の金額については、前三項及び第八項の規定は、適用しない。

6　第一項の証券取引責任準備金勘定を設けている法人が合併した場合における同項第二号ロに掲げる金額の計算の特例その他同項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7　第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8　第五十四条第十項及び第十一項の規定は、第一項の証券取引責任準備金勘定を設けている法人が合併により消滅した場合について準用する。

第三節　技術等海外取引に係る課税の特例

（技術等海外取引に係る所得の特別控除）

第五十八条　青色申告書を提出する法人の昭和三十九年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度の総収入金額のうちに第四十六条の二第三項第一号から第三号までに掲げる取引による指定期間内の収入金額（法人税法第六条第一項の規定の適用に係るものを除く。以下この条において同じ。）がある場合には、当該収入金額の百分の七十（第四十六条の二第三項第三号に掲げる取引によるものについては、百分の二十）に相当する金額の合計額（当該合計額が当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の五十に相当する金額をこえる場合には、当該事業年度の所得の金額の百分の五十に相当する金額）は、当該事業年度の損金に算入する。

2　青色申告書を提出する法人の指定期間内の日を含む各事業年度の総収入金額のうちに第四十六条の二第三項第四号又は第五号に掲げる取引による指定期間内の収入金額がある場合には、当該収入金額の百分の三に相当する金額の合計額（当該合計額がこれらの取引に係る当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の八十に相当する金額をこえる場合には、当該百分の八十に相当する金額）は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

3　青色申告書を提出する法人が、指定期間内の日を含む各事業年度の指定期間内の収入金額で第一項に規定する取引によるものについて、当該取引（第四十六条の二第三項第二号に掲げる取引については、同号に規定する者の行なう同号に規定する工業所有権等の譲渡又は提供）の対価が第十三条の三第三項第一号に規定する対外支払手段により支払われることとが明らかでなかつたことについて政令で定めるところにより計算した金額の百分の五十に相当する金額をこえる場合には、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

4　第四十六条の二第七項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について、同条第六項第六号の規定は、第二項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

5　第一項又は第二項の規定は、確定申告書等にこれらの規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等

別の事情があつたため、次項において準用する第四十六条の二第七項に規定する提出期限までに同項に規定する証明を受けることができなかつた場合において、当該事業年度後の事業年度において当該対外支払手段による支払を受け、かつ、その支払を受けた日を含む事業年度の法人税法第十八条から第二十一条までの規定による申告書の提出期限までに大蔵省令で定める証明を受けたときは、当該対外支払手段による支払に係る金額に相当する収入金額につき当該収入金額に係る事業年度において第一項の規定の適用を受けたものとした場合に当該収入金額につき同項の規定により損金に算入されるべき金額として政令で定める金額に相当する金額は、その支払を受けた日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

6　第一項の証券取引責任準備金勘定を設けている法人が合併した場合における同項第二号ロに掲げる金額の計算の特例その他同項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7　第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8　第五十四条第十項及び第十一項の規定は、第一項の証券取引責任準備金勘定を設けている法人が合併により消滅した場合について準用する。

第三節　技術等海外取引に係る課税の特例

（技術等海外取引に係る所得の特別控除）

第五十八条　青色申告書を提出する法人の昭和三十九年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度の総収入金額のうちに第四十六条の二第三項第一号から第三号までに掲げる取引による指定期間内の収入金額（法人税法第六条第一項の規定の適用に係るものを除く。以下この条において同じ。）がある場合には、当該収入金額の百分の七十（第四十六条の二第三項第三号に掲げる取引によるものについては、百分の二十）に相当する金額の合計額（当該合計額が当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の五十に相当する金額をこえる場合には、当該事業年度の所得の金額の百分の五十に相当する金額）は、当該事業年度の損金に算入する。

2　青色申告書を提出する法人の指定期間内の日を含む各事業年度の総収入金額のうちに第四十六条の二第三項第四号又は第五号に掲げる取引による指定期間内の収入金額がある場合には、当該収入金額の百分の三に相当する金額の合計額（当該合計額がこれらの取引に係る当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の八十に相当する金額をこえる場合には、当該百分の八十に相当する金額）は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

3　青色申告書を提出する法人が、指定期間内の日を含む各事業年度の指定期間内の収入金額で第一項に規定する取引によるものについて、当該取引（第四十六条の二第三項第二号に掲げる取引については、同号に規定する者の行なう同号に規定する工業所有権等の譲渡又は提供）の対価が第十三条の三第三項第一号に規定する対外支払手段により支払われることとが明らかでなかつたことについて政令で定める特

にその損金に算入される金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により損金に算入される金額は、当該申告に係るその損金に算入されるべき金額に限るものとする。

6　第三項の規定は、同項に規定する収入金額に係る事業年度（以下この項において「収入年度」という。）から第三項の規定の適用を受けようとする事業年度までの各事業年度の法人税法第十八条又は第二十一条の規定による申告書（これらの申告書に係る期限後申告書を含む。）に、同項の規定に該当する収入金額の全部につき当該収入年度において第一項の規定の適用を受けたものとした場合に当該収入金額につき同項の規定により損金に算入されるべき金額の計算に関する事項その他大蔵省令で定める事項を記載した明細書を添附した場合であつて、その適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に第三項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載がある場合に限り、適用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

7　第一項から第三項までの規定の適用を受けた法人のこれらの規定により損金に算入された金額は、法人税法第十六条第一項の規定の適用については同項に規定する所得の金額に、同法第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用についてはこれらの規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

第五十九条第一項中「その留保した金額」の下に「として政令で定めるところにより計算した金額」を加え、「以下この条及び次条」を「以下第六十一条まで」に、「当該事業年度の所得から留保した金額」を「当該政令で定める金額に相当する金額」を「当該政令で定めるところにより計算した金額のうちそのこえる金額に相当する金額」を「当該政令で定めるところにより計算した金額のうちそのこえる金額に相当する金額」に改める。

第六十条第一項中「（昭和三十二年法律第百八十五号）」を削り、「その留保した金額」の下に「として政令で定めるところにより計算した金額」を加え、「当該事業年度の所得から留保した金額のうちそのこえる金額に相当する金額」を「当該政令で定めるところにより計算した金額のうちそのこえる金額」に改める。

第六十一条　出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、商工組合及び商工組合連合会並びに事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行なう協同組合連合会を除く。）が、昭和三十九年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に終了する各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したとき（第五十九条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定に該当するときを除く。）は、その留保した金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該事業年度終了の日における積立金額が同日における出資総額の四分の一に相当する金額をこえる場合には、当該政令で定めるところにより計算した金額のうちそのこえる金額に係る部分の金額を除く。）の二分の一に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2　前項の規定は、同項に規定する法人が当該事業

（農業協同組合等の留保所得の特別控除）

第六十一条　出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、商工組合及び商工組合連合会並びに事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行なう協同組合連合会を除く。）が、昭和三十九年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に終了する各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したとき（第五十九条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定に該当するときを除く。）は、その留保した金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該事業年度終了の日における積立金額が同日における出資総額の四分の一に相当する金額をこえる場合には、当該政令で定めるところにより計算した金額のうちそのこえる金額に係る部分の金額を除く。）の二分の一に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2　前項の規定は、同項に規定する法人が当該事業

年度においてその組合員その他これに準ずるものとして政令で定める者（以下この項において「組合員等」という。）以外の者にその事業を利用させた場合において、当該組合員等以外の者の事業の利用分量の額が当該事業年度における当該組合員等の事業の利用分量の額の百分の二十（政令で定める事業については、政令で定める割合）をこえるときは、当該法人が当該事業年度において留保した金額については、適用しない。

3　第一項の規定は、法人税法第十八条の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に同項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該申告書にその損金に算入される金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

4　第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金に算入された金額は、法人税法第十六条第一項の規定の適用については、同項に規定する所得の金額に含まれるものとする。

5　第五十九条第三項の規定は、第一項の規定の適用を受けて留保した金額について準用する。

第六十二条第一項中「昭和三十六年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで」を「昭和三十九年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで」に、「三百万円」を「四百万円」に、「（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）と資本積立金額、再評価積立金額その他の政令で定める積立金の額との合計額の千分の一」を「、資本積立金額及び再評価積立金額の合計額（資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人については、政令で定める金額）の千分の二・五」に、「百分の二十」を「百分の三十」に改める。

第六十四条第一項中「又は清算金の額に対する」を「若しくは清算金の額に対する」に改め、「加算した金額とする。」の下に「以下この項において「圧縮記帳限度額」という。」を加え、「記載したとき」を「記載し、又は当該金額を財産目録に記載することに代えて当該代替資産の取得価額から圧縮記帳限度額を控除した金額以下の金額を引当金（当該代替資産のうちその償却額が各事業年度の所得の計算上損金に算入されるもの以外のものについては、利益又は剰余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。）として経理したとき」に改め、「差額に相当する金額」の下に「又は当該引当金として経理した金額に相当する金額」を加える。

第六十四条の二第一項中「特別勘定」の下に「（利益又は剰余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第四項中「特別勘定の金額」を「特別勘定残額」に改める。

第六十五条第三項中「又は清算金」を「若しくは清算金」に改める。

第六十五条の四第一項中「第六十四条第一項第一号」を「第一号に掲げる資産を使用させることにより当該資産の価値が著しく減少する場合として政令で定める場合に該当する場合におけるその使用させる行為を含み、第六十四条第一項第一号」に改め、「加算した金額とする。」の下に「以下この項において「圧縮記帳限度額」という。」を加え、「記載した場合」を「記載し、又は当該金額を財産目録に記載することに代えて当該買換資産の取得価額から圧縮記帳限度額を控除した金額以下の金額を引当金（当該買換資産のうちその償却額が各事業年度の所得の計算上損金に算入されるもの以外のものについては、利益又は剰余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。）として経理した場合」に改め、「差額に相当する金額」の下に「又は当該引当金として経理した金額に相当する金額」を加える。

第六十五条の五第一項中「特別勘定」の下に「（利益又は剰余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第四項中「特別勘定の金額」を「特別勘定残額」に改める。

第六十五条の七第一項中「一円とする。」の下に「以下この項において「圧縮記帳限度額」という。」を加え、「記載したとき」を「記載し、又は当該金額を財産目録に記載することに代えて当該土地等の取得価額から圧縮記帳限度額を控除した金額以下の金額を引当金（利益又は剰余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。）として経理したとき」に改め、「差額に相当する金額」の下に「又は当該引当金として経理した金額に相当する金額」を加える。

第六十五条の八第一項中「特別勘定」の下に「（利益又は剰余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第四項中「特別勘定の金額」を「特別勘定残額」に改める。

第六十六条の二第一項中「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人（以下第六十六条の五までにおいて「合併法人」という。）」を「当該合併法人」に改め、「政令で定める金額」の下に「の合計額以下の金額を特別勘定として貸借対照表に附記したとき、又は当該資産につき当該政令で定める金額」を加え、「その経理した金額」を「当該特別勘定の金額」に改める。

第六十六条の三第一項中「、第三号、第五号又は第六号」を「及び第三号から第六号まで」に改める。

第六十六条の四中「特別勘定として」の下に「附記し、又は」を加える。

第六十六条の六第二項中「当該特定出資資産の帳簿価額を一円に達するまでの範囲内において減額してこれを財産目録に記載し、」を「当該出資を受けた際当該特定出資資産に附した帳簿価額から一円を控除した金額以下の金額を特別勘定として貸借対照表に附記し、又は当該控除した金額の範囲内において当該帳簿価額を減額してこれを財産目録に記載するとともに」に改め、「株式につき、」の下に「当該出資受入法人が当該出資を受けた際当該特定出資資産に附した帳簿価額から当該附記した金額を控除した金額又は」を加え、「その価額をこれらの金額又は価額」に改め、同条第三項中「特別勘定」の下に、「（利益又は剰余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。）」を加え、同条第四項中「その帳簿価額を第二項に規定する限度において減額してこれを財産目録に記載し、かつ、同項の」を「第二項に規定する」に改め、「株式につき、」の下に「当該出資受入法人が当該出資を受けた際当該特定出資資産に附した帳簿価額から第二項に規定する特別勘定として貸借対照表に附記した金額を控除した金額又は」を加え、同条第五項中「規定により」の下に「同項に規定する」を加える。

第六十六条の九の次に次の一条を加える。

（石油資源開発株式会社の欠損金の控除の特例）

第六十六条の十　石油資源開発株式会社の昭和三十四年三月三十一日又は昭和三十五年三月三十一日に終了した事業年度における総損金が総益金をこえる場合には、そのこえる損金の額については、法人税法第九条第五項中「五年」とあるのを「八年」として、同項の規定を適用する。

第六十七条の次に次の一条を加える。

（特定の医療法人の法人税率の特例）

第六十七条の二　財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないもの（清算中のものを除く。）のうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、か

つ、公的に運営されていることにつき政令で定める要件をみたすものとして、政令で定めるところにより大蔵大臣の承認を受けたものの当該承認を受けた後に終了した各事業年度の所得については、法人税法第十七条第一項第一号の規定にかかわらず、百分の二十八の税率により、法人税を課する。

2　大蔵大臣は、前項の承認を受けた医療法人について同項に規定する政令で定める要件をみたさないこととなつたと認められる場合には、そのみたさないこととなつたと認められる時までさかのぼつてその承認を取り消すものとする。この場合においては、そのみたさないこととなつたと認められる時以後に終了した当該医療法人の各事業年度の所得については、同項の規定は、適用しない。

3　大蔵大臣は、第二項の承認をしたとき、若しくは当該承認を取り消したときは、その旨を当該承認を申請した医療法人又は当該承認を受けていた医療法人に通知しなければならない。

4　第一項の規定の適用がある場合における法人税法第十条の三第一項の規定の適用については、同項中「第十七条第一項第一号の税率」とあるのは、「租税特別措置法第六十七条の二第一項の税率」とする。

第六十九条第一項中「第七十条の三」を「第七十条の五」に改める。

第七十条の二第一項中「第二十七条第一項」の下に「又は第二十九条第一項」を、「申告書」の下に「（これらの申告書の提出後において同法第三条の二に規定する事由が生じたことにより取得した財産については、当該取得に係る同法第三十一条第二項の規定による申告書。以下この条において同じ。）」を、「贈与を除く。」を加え、同条第三項中「第二十七条」の下に「又は第二十九条」を加える。

第七十条の三第二項中「第二十七条の二第一項」を「第二十七条の三第一項」と、「第二十九条」を「第二十七条又は第二十九条」と、同条第四項第二号中「第七十条の三第一項」とあるのは「第七十条第二項」とあるのは「第七十条の三の次に次の二条を加える。

（農地等を贈与した場合の贈与税の納期限の特例）

第七十条の四　農業を営む個人で政令で定める者（以下この条及び次条において「贈与者」という。）が、昭和三十九年一月一日から昭和四十三年十二月三十一日までの間に、その農業の用に供している農地法第二条第一項に規定する農地（当該農地の上に存する地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権を含む。）の全部及び当該用に供している同項に規定する採草放牧地（当該採草放牧地の上に存する地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権を含む。）のうち政令で定める部分を当該贈与者の推定相続人で政令で定める者のうちの一人の者に贈与した場合（当該贈与者が当該期間内において既にこの条の規定の適用に係る贈与をしている場合を除く。）には、当該農地及び採草放牧地（これらの上に存する地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権を含む。以下この条及び次条において「農地等」という。）の贈与を受けた者（以下この条及び次条において「受贈者」という。）の当該贈与の日に係る年分の贈与税で相続税法第二十八条第一項の規定による申告書（当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。以下この条において「贈与税の申告書」という。）の提出により納付すべきものの額のうち、当該農地等の

価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税については、当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該贈与税の額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、当該受贈者が当該贈与者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日（当該贈与者の死亡の日以前に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日）の翌日から六月を経過する日まで、その納期限を延長する。ただし、当該受贈者が当該贈与者の死亡の日前において次の各号の一に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる日から二月を経過する日（その該当することとなつた後同日以前に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）まで、当該期限を延長する。

一　当該贈与により取得した農地等の譲渡、贈与若しくは転用（農地法第二条第一項に規定する採草放牧地の同項に規定する農地への転用その他政令で定める転用を除く。）をし、若しくは当該農地等につき地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定をし、又は当該取得に係るこれらの権利の消滅（これらの権利に係る同項に規定する農地又は採草放牧地の所有権の取得に伴う消滅を除く。）があつた場合において、当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅（以下この条及び次条において「譲渡等」という。）があつた当該農地等に係る土地の面積（当該譲渡等の時前に当該農地等につき譲渡等があつた場合における当該譲渡等に係る土地の面積を含む。）が、当該受贈者のその時の直前における当該取得した農地等に係る耕作又は養畜の用に供する土地の面積の百分の二十をこえるとき。　その事実が生じた日

二　当該贈与により取得した農地等に係る農業経営を廃止した場合　その廃止の日

三　当該贈与者の推定相続人に該当しないこととなつた場合　その該当しないこととなつた日

2　前項の規定の適用を受ける農地等の一部につき当該農地等に係る贈与者の死亡の日（その日前に同項各号の一に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる日）前に当該農地等に係る受贈者による譲渡等があつた場合（当該譲渡等により同項第一号に掲げる場合に該当することとなる場合を除く。）には、同項に規定する贈与税の額のうち当該譲渡等があつた農地等の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税については、同項の規定にかかわらず、当該譲渡等があつた日から二月を経過する日（当該譲渡等があつた後同日以前に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納期限とする。

3　第一項第一号又は前項の場合において、これらの規定に規定する譲渡等があつた日から一年以内に当該譲渡等の対価の額の全部又は一部をもつて農地等を取得する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、税務署長の承認を受けたときにおける前二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該承認に係る譲渡等は、なかつたものとみなす。

二　当該譲渡等があつた日から一年を経過する日に

おいて、当該承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地等の取得に充てられていない場合には、当該譲渡等に係る農地等のうちその充てられていないものに対応するものとして政令で定める部分は、同日において譲渡等をされたものとみなす。

三　当該譲渡等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地等の取得に充てられた場合には、当該取得に係る農地等は、第一項の規定の適用を受ける農地等とみなす。

4　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする受贈者の同項に規定する農地等の贈与を受けた日の属する年分の贈与税の申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨並びに当該農地等の明細及び同項に規定する贈与税の額の計算に関する明細その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を添附しない場合には、適用しない。

5　第一項の規定の適用を受ける受贈者は、同項の規定による納期限がまだ確定していない間、同項の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎三年を経過するごとの日までに、政令で定めるところにより、引き続いて同項の規定の適用を受けたい旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6　前項の届出書が同項に規定する期限までに提出されない場合には、第一項に規定する贈与税（既に第二項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用があつた農地等の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当するものを除く。以下第九項及び次条第三項において同じ。）については、第一項の規定による納期限をもつて同項の規定による納期限とする。

7　第一項の場合において、受贈者が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じないときは、税務署長は、第一項の規定による納期限を繰り上げることができる。この場合においては、同法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

8　第一項の規定による納期限の延長があつた場合における同項に規定する贈与税に係る国税徴収法第二条第十号に規定する法定納期限については、同号の規定にかかわらず、当該贈与税につき第一項の規定を適用しないものとした場合における相続税法第三十三条の規定による納付の期限をもつて当該納期限とする。

9　税務署長は、受贈者（次条第一項の規定の適用を受ける者に限る。）が第一項に規定する贈与税の額を金銭で納付することを困難とする事由がある場合には、当該受贈者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、同項に規定する贈与により取得した農地法第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地による物納を許可することができる。

10　相続税法第四十二条及び第四十三条の規定は、前項の規定により同項の農地又は採草放牧地による物納をする場合について準用する。この場合において、同法第四十二条第一項中「相続税の納期限までに、又は納付すべき日に」とあるのは「贈与税の納税特別措置法第七十条の四第一項の規定による納期限までに」と、同法第四十三条第一項中「課税価格計算」とあるのは「租税特別措置法第七十条の五第一項の規定により相続税の課税価格計算」と、同条第二項及び第三項中「相続税」とあるのは「贈与税」と読み替えるものとする。

（農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）

第七十条の五　前条第一項の規定により同項に規定する贈与税について納期限の延長があつた場合において、当該贈与税に係る農地等の贈与者が死亡したとき（その死亡の日前に同項ただし書又は同条第六項の規定の適用があつた場合、同日前に同条第七項の規定による納期限の繰上げ又は国税通則法第三十八条第一項の規定による納付の請求があつた場合及び同日以前に当該贈与税に係る受贈者が死亡した場合を除く。）は、当該贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税については、当該農地等の受贈者が当該農地等（既に前条第二項の規定の適用があつた農地等を除く。以下この項において同じ。）をその贈与者から相続（当該受贈者が当該死亡による相続の放棄をした場合には、遺贈。以下次項において同じ。）により取得したものとみなす。この場合において、当該死亡による相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき当該農地等の価額は、その死亡の日における価額による。

2　受贈者が農地等の譲渡等につき前条第三項の承認を受けた場合において、当該譲渡等の対価の額の全部又は一部をもつて当該譲渡等があつた日以後一年以内（当該一年以内に当該農地等の贈与者が死亡した場合には、その死亡の日まで）に農地等を取得しているときにおける前項の規定の適用については、その取得した農地等は、当該贈与者から相続により取得したものとみなす。

3　第一項の場合においては、同項の受贈者の納付すべき相続税法第十五条から第二十一条までの規定による相続税額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算出した金額から前条第一項に規定する贈与税の額（当該受贈者が農地等の譲渡等につき同条第三項の承認を受けた場合において、当該譲渡等があつた農地等の価額でその死亡の日まで当該譲渡等があつた日以後一年以内に贈与者が死亡したときは、当該譲渡等があつた農地等の価額）を控除した金額とする。

4　前項の場合において、同項に規定する贈与税の額で同項の控除ができなかつたものがあるときは、税務署長は、その控除ができなかつた金額に相当する贈与税の額を還付する。

5　第一項の受贈者で前項の規定により贈与税の額の還付を受けようとするものは、前条第一項に規定する贈与税の額、還付を受ける贈与税の額その他政令で定める事項を記載した申告書を第一項の贈与者に係る相続税の納税地の所轄税務署長に提出することができる。

6　第四項の規定による還付金につき国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付金に係る前項の規定による申告書の提出がされた日（その日が前条第一項本文に規定する納期限前である場合には、当該納期限）の翌日から、その還付のための支払決定をする日又は同法第五十七条第一項の規定により充当をする日（その日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

第七十三条の見出し中「地方公共団体」を「地方公共団体等」に改め、同条中「以下この条」を「以下この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　民法第三十四条の規定により設立した法人（出資を有するものでその出資金額の二分の一以上を地方公共団体が出資しているものに限る。）で産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）第七

条第一項第三号に規定する事業を行なうものが昭和三十九年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に住宅金融公庫の貸付金により同号に規定する住宅の用に供する家屋で政令で定めるものを新築した場合には、当該家屋につき当該法人が受ける所有権の保存の登記については、当該家屋の新築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録税を課さない。

第七十七条中「農業委員会等に関する法律」を「昭和三十八年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に農業委員会等に関する法律」に、「昭和三十二年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間」を「当該交換後一年以内」に改める。

第七十七条の二中「開拓営農振興臨時措置法」を「昭和三十八年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に開拓営農振興臨時措置法」に、「昭和三十六年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間」を「当該土地の取得後一年以内」に改める。

第七十九条第一項中「昭和三十二年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで」を「昭和三十二年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで」に改め、同条第二項中「資金が貸し付けられる」を「資金の貸付け（当該貸付けに係る債務の保証を含む。）が行なわれる」に改め、「延払いに係る債権」の下に「（当該保証に係る求償権を含む。）」を加える。

第八十条の見出し中「再評価積立金」を「再評価積立金等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第百四十二号）第十八条の六の規定により再評価積立金を商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十八条ノ二の資本準備金として積み立て、又は組み入れた法人（当該法人が合併により消滅した場合における当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人（以下次条において「合併法人」という。）を含む。）が昭和三十九年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に同法第二百九十三条ノ三第一項の規定により当該資本準備金を資本に組み入れる場合には、その組入れによる資本の増加の登記についての登録税の額は、登録税法第六条第一項第四号の規定にかかわらず、大蔵省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、次に掲げる金額の合計額とする。

一　その増加した資本の金額のうち、再評価積立金の積立て又は組入れにより生じ、又は増加した資本準備金の組入れに係るものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額については、当該金額の千分の一・五に相当する金額

二　その増加した資本の金額のうち、前号に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額以外の金額については、当該金額の千分の五に相当する金額

第八十条の二中「昭和三十四年一月一日」を「昭和三十九年一月一日」に、「合併した場合において、当該法人を合併して設立した法人又は合併後存続する法人」を「合併により消滅した場合における合併法人」に、「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

第八十一条中「（昭和三十八年法律第百十八号）」を削る。

第八十三条第二号中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

第八十八条の二に見出しとして「（海軍販売所等に販売する物品の免税）」を加え、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第四項中「同法第四十五条第一号」を「同法第四十三条第六号、第四十五条第一号及び第四十七条」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の場合において、第二種の物品の製造者が、契約の解除その他の理由により、第一項の移出をした第二種の課税物品を第二項に規定する申告書の提出後において第一項の製造場にもどし入れたときは、当該物品については、当該もどし入れの事実を証する書類として政令で定める書類をもつて前項に規定する書類に代えることができる。

第八十九条の見出し中「石油化学原料として」を「石油化学製品の製造のため」に改め、同条第一項中「化学製品の原料として」を「石油化学製品の製造のため政令で定める用途に」に改め、同条第三項中「製品の原料として」を「用途に」に、「原料とした」を「消費して製造した」に、「原料とする」を「用途に消費する」に改める。

第八十九条の二の見出し中「石油化学原料として」を「石油化学製品の製造のため」に改め、同条第一項中「原料として」を「製造のため同項に規定する用途に」に改め、同条第二項中「原料とした」を「消費して製造した」に、「原料とする」を「用途に消費する」に改める。

第九十条第四項中「及び第二十六条並びに地方道路税法第十四条の二の規定」を「、第二十六条、第二十九条第一号、第三号及び第四号並びに第三十一条並びに地方道路税法第十四条の二、第十五条の二及び第十七条の規定」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

6　前項の規定による譲渡が、政令で定めるところにより、当該移入した場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、当該移入に係る揮発油の用途と同一の用途に供するため行なわれるときは、当該譲渡に係る揮発油については、当該移入した場所を揮発油の製造場と、当該譲渡を移出と、当該移入した者を揮発油の製造者とみなして、同項後段の規定にかかわらず、第一項から第三項までの規定を適用する。

第九十条の二第二項中「同条第七項」の下に「及び第八項」を加え、「、政令で定めるところにより、同条第三項中「及び第五項」を「から第六項まで」に改める。

第九十二条中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改め、同条を第九十五条とし、第九十一条を第九十四条とし、第六章第四節中同条の前に次の三条を加える。

（ぶどう糖混和糖水の砂糖消費税の軽減）

第九十一条　砂糖類の製造者が、政令で定めるところによりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けた製造場において、ぶどう糖を混和した糖水で政令で定めるもの（以下「混和糖水」という。）を製造し、これをその製造場から移出するときは、当該移出に係る砂糖消費税の税率は、砂糖消費税法第九条の三第一項の規定にかかわらず、一キログラムにつき、七円とする。

2　前項の規定の適用を受けようとする者は、同項の移出をした日の属する月分の砂糖消費税法第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）にその旨を記載するとともに、当該適用を受けようとする糖水が混和糖水に該当することを証する書類として政令で定める書類並びにその製造、貯蔵及び移出に関する明細書を添附しなければならない。

3　砂糖消費税法第十五条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

4　税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、混和糖水の製造者に対し、その者が第一項の承認を受けた製造場において製造し、又は当該製造場に移入したぶどう糖の製造、移入、貯蔵及び移出に関する事項を帳簿に記載すべきことを命ずることができる。

第九十二条　課税済みの砂糖類（砂糖消費税法第二十二条第一項に規定する課税済みの砂糖類をいう。）で前条第一項の規定の適用を受けたものを原料として同法第二十二条第一項に規定する物品を製造した場合においては、同項中「第九条の三」とあるのは「租税特別措置法第九十一条第一項」と読み替えて、砂糖消費税法第二十二条第一項の規定を適用する。

第九十三条　第九十一条第四項の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

（所得税の特例に関する経過規定の原則）

第二条　改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和三十九年分以後の所得税について適用し、昭和三十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（証券投資信託の収益の分配に係る経過規定）

第三条　昭和三十九年四月一日（以下「施行日」という。）前に支払を受けるべきであつた証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過規定）

第四条　新法第十一条の規定は、個人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等の減価償却費の額の計算について適用し、個人が同日前に取得し、又は製作した旧法第十一条第一項に規定する合理化機械等をその事業の用に供した場合における当該合理化機械等の減価償却費の額の計算については、なお従前の例による。

2　個人が施行日前に取得し、又は製作した機械設備等又は同条第二項に規定する開発研究機械等をこれらの規定に規定する試験研究又は開発研究の用に供した場合における当該機械設備等又は開発研究機械等の減価償却費の額の計算については、なお従前の例による。

3　新法第十五条の規定は、個人が施行日以後に取得し、又は製作して同条第一項に規定する新鉱床の探鉱の用に供した同項に規定する探鉱用機械設備の減価償却費の額の計算について適用し、個人が同日前に取得し、又は製作した旧法第十五条第一項に規定する探鉱用機械設備を同項に規定する新鉱床の探鉱の用に供した場合における当該探鉱用機械設備の減価償却費の額の計算については、なお従前の例による。

4　新法第十八条の規定は、個人が施行日以後に支出した支出金について適用し、同日前に支出した支出金については、なお従前の例による。

（個人の輸出所得の特別控除に関する経過規定）

第五条　個人の昭和三十二年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間における旧法第二十一条第一項各号に掲げる取引（以下附則第十条までにおいて「輸出取引」という。）については、旧法第二十一条の規定は、なおその効力を有する。

（個人の輸出所得の特別控除額の特例に関する経過規定）

第六条　個人の旧法第二十一条の二第一項に規定する指定期間内の日の属する各年の当該指定期間内の輸出取引による収入金額の合計額が、同項に規定する基準輸出金額に当該個人がその年中において事業を営んでいた期間内の当該指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をこえる場合その他当該個人が同項に規定する政令で定める場合に該当する場合における当該個人のその年の指定期間内の輸出取引については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（個人の技術輸出所得の特別控除に関する経過規定）

第七条　個人の旧法第二十一条の三第一項に規定する技術輸出取引（以下附則第十条までにおいて「技術輸出取引」という。）で昭和三十四年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間における同項に規定する対外支払手段による支払に係るものについては、同条の規定は、なおその効力を有する。

（輸出の証明がされない場合の総収入金額算入に関する経過規定）

第八条　個人の施行日前における旧法第二十一条第一項第三号若しくは第五号から第九号までに掲げる取引又は旧法第二十一条の三第一項に規定する間接技術輸出取引に関し、旧法第二十一条第一項、第二十一条の二第一項又は第二十一条の三第一項の規定により必要な経費に算入した金額のうち旧法第二十一条第一項第一号に規定する工業所有権等の取引に係るものの総収入金額への算入については、旧法第二十一条の規定は、なおその効力を有する。

（輸出取引がある場合の個人の特別償却に関する経過規定）

第九条　個人が施行日前にした旧法第二十一条の二第一項に規定する指定期間内の日の属する各年の当該指定期間内の輸出取引及び技術輸出取引による収入金額の合計額が旧法第二十三条の二第一項に規定する指定期間に係る基準輸出金額をこえ、かつ、その年の同項に規定する輸出金額割合が同項に規定する基準輸出金額割合をこえる場合その他同項に規定する政令で定める場合に該当する場合における同項に規定する固定資産に係るその年の減価償却費として必要な経費に算入する金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、個人の昭和三十九年分の所得税に対する同条の規定の適用については、同条第一項中「第十一条から第十七条まで」とあるのは「第十一条から第十七条まで又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律

第二十四号。以下「改正法」という。）による改正後の租税特別措置法第十一条から第十三条の二までの若しくは第十四条から第十七条まで」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

2　前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第二十三条の二第一項の規定の適用を受ける固定資産で、新法第十三条の三第一項の規定の適用を受けるものに対する同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「第十三条まで」とあるのは「前条まで」と、「前条第一項の規定の適用を受けるときは、同項の規定を」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第二十四号。以下「改正法」という。）附則第十条第一項の規定によりその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第二十三条の二第一項の規定の適用を受けるときは、同項の規定を」と、「同法第十条第二項の規定により」とあるのは「所得税法第十条第二項の規定により」と、「前条第一項の規定の適用を受けるときは、同項の規定により計算される同項に規定する合計償却限度額」とあるのは「改正法附則第十条第一項の規定によりその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第二十三条の二第一項の規定により必要な経費に算入することができる減価償却費の限度額のうち政令で定める金額を除く。）に満たない場合」とする。

（輸出の証明がされない場合等の減価償却費の額の増減に関する経過規定）

第十一条　旧法第二十三条の三第一項各号に規定する個人が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合におけるその該当することとなつた日の属する年の十二月三十一日において当該個人の有する同項に規定する固定資産に係るその年の減価償却費として必要な経費に算入する金額については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合においては、前条第一項後段の規定を準用する。

2　前条第一項の規定は、前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第二十三条の三第一項の規定の適用を受ける固定資産で、新法第十三条の三第一項の規定の適用を受けるものに対し同項及び同条第二項の規定の適用について準用する。この場合において、前条第二項中「附則第十条第一項」とあるのは「附則第十一条第一項」と、「改正前の租税特別措置法第二十三条の二第一項」とあるのは「改正前の租税特別措置法第二十三条の三第一項」と、「算入することができる減価償却費の限度額」とあるのは「算入される減価償却費の額」と読み替えるものとする。

（農業所得に関する経過規定）

第十二条　施行日前に栽培を開始し、又は植え付けをした旧法第二十四条第一項又は第二十五条第一項に規定する農産物又は作物に係る昭和三十九年分の所得に対する所得税については、なお従前の例による。

（法人税の特例に関する経過規定の原則）

第十三条　新法第三章の規定は、別段の定があるものを除くほか、法人（法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第二条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過規定）

第十四条　新法第四十二条の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度又は施行日前に開始し、昭和三十九年九月三十日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。ただし、同日前に開始し、同年九月三十日以後に終了する事業年度分の法人税に対する同条の規定の適用については、同条第一項中「百分の十九」とあるのは「百分の十九・五」と、「百分の二十二」とあるのは「百分の二十三」と、「百分の二十六」とあるのは「百分の二十七」とする。

2　法人の施行日前に開始し、同日から昭和三十九年九月二十九日までの間に終了する事業年度分の法人税については、旧法第四十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合においては、同条中「年二百万円」とあるのは、「年三百万円」とする。

（法人の減価償却に関する経過規定）

第十五条　新法第四十三条の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

2　法人が施行日前に取得し、又は製作した旧法第四十四条第一項に規定する承認を受けた機械設備等又は同条第二項に規定する開発研究機械等をこれらの規定に規定する試験研究又は開発研究の用に供した場合における当該機械設備等又は開発研究機械等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

3　新法第四十八条の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作して同条第一項に規定する新鉱床の探鉱の用に供した同項に規定する探鉱用機械設備の償却範囲額の計算について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作した旧法第四十八条第一項に規定する探鉱用機械設備を同項に規定する新鉱床の探鉱の用に供した場合における当該探鉱用機械設備の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

4　新法第五十二条の規定は、法人が施行日以後に支出した支出金について適用し、同日前に支出した支出金については、なお従前の例による。

（法人の輸出所得の特別控除に関する経過規定）

第十六条　法人の昭和三十二年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間における旧法第五十五条第一項各号に掲げる取引（以下「輸出取引」という。）については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（法人の輸出所得の特別控除額の特例に関する経過規定）

第十七条　法人の旧法第五十五条の二第一項に規定する指定期間内の日を含む各事業年度の当該指定期間内の輸出取引による収入金額の合計額が同項に規定する指定期間に係る基準輸出金額をこえる場合における他当該法人が同項に規定する政令で定める場合に該当する場合における当該事業年度の指定期間内の輸出取引については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（法人の技術輸出所得の特別控除に関する経過規定）

第十八条　法人の旧法第五十五条の三第一項に規定する技術輸出取引（以下「技術輸出取引」という。）で昭

和三十四年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間における同項に規定する対外支払手段による支払に係るものについては、同条の規定は、なおその効力を有する。

（輸出の証明がされない場合の益金算入に関する経過規定）

第十九条　法人の施行日前における旧法第五十五条第一項第三号若しくは第五号から第九号までに掲げる取引又は旧法第五十五条の三第一項に規定する間接技術輸出取引に関し、旧法第五十五条第一項、第五十五条の二第一項又は第五十五条の三第一項の規定により損金に算入した金額のうち旧法第五十六条に規定する証明がされなかつた物品又は旧法第五十五条第一項第二号に規定する工業所有権等の取引に係るものの益金算入については、旧法第五十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税に対する同条第三項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の二十」とする。

（基準輸出金額が減少した場合の更正の請求に関する経過規定）

第二十条　旧法第五十六条の二第一項に規定する法人について同項に規定する事由が生じた場合における更正の請求については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（輸出取引となつた場合の法人の輸出所得の特別控除に関する経過規定）

第二十一条　法人が施行日前にした旧法第五十七条第一項各号に掲げる取引について同項に規定する証明がされた場合における当該取引については、同項から同条第四項までの規定は、なおその効力を有する。

2　施行日前に旧法第五十五条の二第一項に規定する法人について同項に規定する事由が生じた場合における同項に規定する控除した金額の益金算入については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（輸出取引がある場合の法人の特別償却に関する経過規定）

第二十三条　法人の旧法第五十五条の二第一項に規定する指定期間内の日を含む各事業年度の当該指定期間内の輸出取引及び技術輸出取引による収入金額の合計額が旧法第五十七条の三第一項に規定する指定期間に係る基準輸出金額をこえ、かつ、当該事業年度の同項に規定する輸出金額割合が同項に規定する基準輸出金額割合をこえる場合その他当該法人が同項に規定する政令で定める場合に該当する場合における同項に規定する固定資産に係る当該事業年度の償却範囲額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税に対する同条の規定の適用については、同条第一項中「第四十三

条から第五十一条まで」とあるのは、「第四十三条から第五十一条まで又は改正法による改正後の租税特別措置法第四十三条から第四十六条まで若しくは第四十七条から第五十一条まで」とする。

2　前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第五十七条の三第一項の規定の適用を受ける固定資産で、新法第四十六条の二第一項の規定の適用を受けるものに対する同項の規定の適用については、同項中「第四十五条まで」とあるのは「前条まで」と、「前条の規定」とあるのは「改正法附則第二十四条第一項の規定によりその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第五十七条の三の規定」と、「三分の一に相当する金額」とあるのは「割合を乗じて計算した金額」とする。

（輸出の証明がされない場合等の償却範囲額の増減に関する経過規定）

第二十四条　旧法第五十七条の四第一項各号に規定する法人が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合におけるその該当することとなつた日を含む事業年度終了の日において当該法人の有する同項に規定する固定資産に係る当該事業年度の償却範囲額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合においては、前条第一項後段の規定を準用する。

2　前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第五十七条の四第一項の規定の適用を受ける固定資産で、新法第四十六条の二の規定の適用を受けるものに対する同項の規定の適用については、同項中「第四十五条まで」とあるのは「前条まで」と、「前条の規定」とあるのは「改正法附則第二十四条第一項の規定によりその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第五十七条の四の規定」と、「償却範囲額（同法及び同法に基づく命令の規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額。以下この項において同じ。）と当該償却範囲額（当該固定資産について同条の規定の適用を受けるときは、同条第一項第六十六条の二第一項の合併をした場合における法人税については、なお従前の例による。

（登録税に関する経過規定）

第二十七条　新法第七十七条、第七十七条の二、第七十九条及び第八十条の二の規定は、施行日以後の登記に係る登録税について適用し、同日前の登記に係る登録税については、なお従前の例による。

（企業合理化促進法の一部改正）

第二十八条　企業合理化促進法（昭和二十七年法律第

法律第二十五号（昭三九・三・三一）

◎とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律

（とん税法の一部改正）

第一条　とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「八円」を「十六円」に改め、同条第二号中「二十四円」を「四十八円」に改める。

（特別とん税法の一部改正）

第二条　特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「十円」を「二十円」に改め、同条第二号中「三十円」を「六十円」に改める。

第五条第二項及び第八条第一項中「十八分の十」を「三十六分の二十」に、「十八分の八」を「三十六分の十六」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に改正前のとん税法（以下「旧とん税法」という。）及び改正前の特別とん税法（以下「旧特別とん税法」という。）の規定によつて課した、又は課すべきであつたとん税及び特別とん税については、この附則に特別の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

3　この法律の施行前に旧とん税法第三条第二号及び旧特別とん税法第三条第二号の規定によるとん税及び特別とん税の一時納付があつた場合において、当該各号の規定により当該納付に係る外国貿易船につきその開港においてとん税及び特別とん税を納付することを要しないこととされていた期間がこの法律の施行後にわたつているときは、当該外国貿易船に係るその納付することを要しない残存期間の一年に対する割合を当該一時納付に係るとん税及び特別とん税の額に乗じて得た額は、当該外国貿易船が当該残存期間内にその開港に最初に入港した場合において改正後のとん税法及び特別とん税法の規定により納付すべきとん税及び特別とん税の額から控除する。この場合においては、改正後の特別とん税法第五条第二項の規定を準用する。

4　前項の場合においては、旧とん税法第三条第二号及び旧特別とん税法第三条第二号の例によらないものとする。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第二十六号（昭三九・三・三一）

◎臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律

臨時行政調査会設置法（昭和三十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和三十九年九月三十日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第二十七号（昭三九・三・三一）

◎日本開発銀行法の一部を改正する法律

日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十条中「七人」を「八人」に、「五人」を「六人」に改める。

第十八条第一項第一号中「又は補修（補修にあつては、当該設備に価値の増加をもたらすものに限る。）」を「若しくは補修（補修にあつては、当該設備に価値の増加をもたらすものに限る。）又は経済の再建及び産業の開発に寄与する事業の用に供する土地の造成（当該造成に必要な土地の取得を含む。）」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二十八号（昭三九・三・三一）

◎北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律

北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号）の一部を改正する。

第四条に次の二項を加える。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。

3　公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第九条に次の一項を加える。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができる。

第十九条中「事業を営む者で」を「事業を営む者に対して、」に、「又は補修に伴い長期の資金を必要とするものに対して、当該資金」を「若しくは補修に伴い必要な長期の資金又は当該地方の産業の振興開発に寄与する事業の用に供する土地の造成（当該造成に必要な土地の取得を含む。）に必要な長期の資金」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　産業の振興開発に寄与する事業の用に供する土地の造成事業

附　則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第二十九号（昭三九・三・三一）

◎地方税法等の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の五第一項第三号中「十八万円」を「二十万円」に改める。

第七十二条の十四第一項ただし書中「及び第五十五条から第五十七条の二まで」を「、第五十四条、第五十五条（第二項を除く。）、第五十六条及び第五十八条」に改める。

第七十二条の十七第一項ただし書中「第二十一条から第二十三条まで」を「第二十条及び第二十一条」に改める。

第七十二条の十八第一項及び第三項中「二十万円」を「二十二万円」に改める。

第七十二条の二十二第一項第二号及び第三項並びに第七十二条の四十八第一項中「百万円」を「百五十万円」に、「二百万円」を「三百万円」に改める。

第七十三条の二第二項中「譲渡が行われた日」の下に「（住宅金融公庫、日本住宅公団又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で政令で定めるものが注文者である家屋の新築に係る請負契約に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行なわれた場合は、当該譲渡の後最初に行なわれた使用又は譲渡の日）」を加える。

第七十三条の四第一項第三号中「及び民法第三十四条の法人」を「、民法第三十四条の法人」に改め、「直接保育の用に供する不動産」の下に「及び民法第三十四条の法人がその設置する看護婦、准看護婦、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する不動産」を加え、同項第九号中「業務の用に供する土地」の下に「又は同号の宅地とあわせて造成する国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するための土地」を加え、同項に次の二号を加える。

十六　産炭地域振興事業団が産炭地域振興事業団法（昭和三十七年法律第九十五号）第十九条第一項第一号又は第二号に規定する業務の用に供する土地

十七　日本中小企業指導センターが中小企業指導法（昭和三十八年法律第百四十七号）第二十六条第一項第一号又は第三号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三条の七第十号の次に次の一号を加える。

十の二　農地法第二条第七項に規定する農業生産法人がその組合員又は社員となる資格を有する者から現物出資を受ける場合における土地の取得

第七十三条の十四第一項中「一の部分をいう。」の下に「第七十三条の十五の二及び第七十三条の二十四第一項において同じ。」を加え、「百万円」を「百五十万円」に改め、同条第六項中「又は公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため不動産を譲渡した者が、当該収用され、又は譲渡した日から二年以内に、当該収用され、又は譲渡した不動産」を「、公共事業を行なう者に当該公共事業の用に供するため不動産を譲渡した者又は公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした日から二年以内に、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産」に改める。

第七十三条の十五の二第一項中「一万円」を「五万円」に、「十万円」を「十五万円」に、「五万円」を「八万円」に改める。

第七十三条の二十四第一項中「六十万円（共同住宅等を新築した場合又は住宅を新築して譲渡し、若しくは賃貸する事業を行う者が譲渡し、若しくは賃貸するための住宅を二以上新築した場合において、当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の坪数で除して得た額に当該住宅の床面積の合計の二倍の面積の坪数を乗じて得た金額が六十万円をこえるときは、当該金額）」を「百五十万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表わした数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅の床面積の二倍の面積の平方メートルで表わした数値（当該土地の面積がその上に新築した住宅一戸について二百平方メートルをこえる場合においては、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円をこえるときは、当該乗じて得た金額）」に改める。

第七十三条の二十七の二第一項中「又は公共事業を行なう者に当該公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を譲渡した場合において、当該不

動産が当該収用され、又は譲渡した不動産」を「公共事業を行なう者に当該公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を譲渡し、又は公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合において、当該不動産が当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産」に改める。

第二百九十五条第一項第三号中「十八万円」を「二十万円」に改める。

第三百十三条第四項中「又は第三百十四条の七第二項の規定による控除」を削る。

第三百十四条第二項中「第三百十四条の七第八項」を「第三百十四条の七第七項」に改める。

第三百十四条の二第一項ただし書中「第六号」を「第五号及び第六号」に改め、同項第五号イ中「七万円（当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円）」を「本項本文の規定による控除をする市町村にあつては七万円（当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円）、本項ただし書の規定による控除をする市町村にあつては四万円（当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円）」を「本項本文の規定による控除をする市町村にあつては七万円（当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円）、本項ただし書の規定による控除をする市町村にあつては四万円」に改め、同条第二項第一号中「七万円（当該扶養親族を自己の扶養親族とする納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円）」を「前項本文の規定による控除をする市町村にあたつては七万円（当該扶養親族を自己の扶養親族とする納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円）、前項ただし書の規定による控除をする市町村にあつては四万円」に改め、同条第三項中第一項第五号及び前項の場合において、「その」を「第一項本文の規定による控除をする場合において、同項第五号及び前項に規定する」に改め、同条第四項中「前二項」の下に「又は第二項」を加える。

第三百十四条の七第二項を削り、同条第三項中「前項に規定する」を「第三百十四条の二第一項ただし書の規定による控除をする」に、「納税義務者が青色専従者給与額の支給を受ける者」を「納税義務者が青色専従者給与額の支給を受ける者（扶養控除額の控除の対象とされた者を除く。）」に、「前項の規定によつて控除すべき金額をこえるように」を「青色専従者給与額の支給を受ける者にあつては当該青色専従者給与額の支給を受ける者一人について千六百円以上の金額を」に改め、同項を同条第八項とする。

第三百十八条第二項第九号中「及び民法第三十四条の法人」を「、民法第三十四条の法人」に改め、「直接保育の用に供する固定資産」の下に「及び民法第三十四条の法人がその設置する看護婦、準看護婦、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産」を加え、「、日本赤十字社」を「並びに日本赤十字社」に改め、同項に次の一号を加える。

二十二　日本中小企業指導センターが中小企業指導法第二十六条第一項第一号又は第三号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第三百四十九条の三第四項中「第四条第二項、」を削り、同条第十五項及び第十六項を次のように改める。

15　租税特別措置法第十一条第一項第二号の個人又は第四十三条第一項第二号若しくは第六号の法人が新設したそれぞれこれらの規定の適用を受ける機械その他の設備（以下「機械設備等」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該機械設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械設備等の価格の二分の一の額とする。

16　地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄道業者又は軌道経営者が新たに製造された車両で政令で定めるものを取得（当該車両が第三百四十三条第八項の規定の適用を受ける場合における同項に規定する信託会社からの賃借を含む。）してこれを事業の用に供する場合においては、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該車両に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該車両の価格の二分の一の額とする。

第四百六十五条中「百分の十三・四」を「百分の十五」に改める。

第四百八十九条第二項第一号中「プロピレン、サイド」を「ポリプロピレン、プロピレンオキサイド」に改め、同項に次の三号を加える。

六　ポリプロピレン系合成繊維

七　アセチレン（天然ガス又は揮発油を原料とするものに限る。）

八　アセトアルデヒド（揮発油を原料とするものに限る。）

第四百九十条中「百分の八」を「百分の七」に改める。

第七百条の七中「一万二千五百円」を「一万五千円」に改める。

附則第九項及び第十一項中「昭和三十九年三月十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

附則第十七項中「附則第二十七項」を「附則第三十五項」に改める。

附則中第三十八項を第五十一項とし、第三十四項から第三十七項までを十三項ずつ繰り下げ、第三十三項の次に次の十三項を加える。

（昭和三十九年度分から昭和四十一年度分までの固定資産税及び都市計画税に関する特例）

34　昭和三十九年度から昭和四十一年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該各年度分の固定資産税額が、その算定の基礎となつた課税標準となるべき額のうち、調整対象農地に係るものについてはその昭和三十八年度分の課税標準額を、調整対象宅地等に係るものについてはその昭和三十八年度分の課税標準額の一・二倍の額を、それぞれその課税標準となるべき額とした場合における当該各年度分の固定資産税額（以下「調整固定資産税額」という。）をこえる場合においては、当該各年度分の固定資産税の税額は、当該調整固定資産税額によるものとする。

35　前項の「昭和三十八年度分の課税標準額」とは、昭和三十八年度分の固定資産税を課された土地については、昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格をいい、昭和三十九年度、昭和四十年度又は昭和四十一年度において新らに固定資産税を課することとなる土地については、当該土地に類似する土地の昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格として市町村長が改正前の法第三百八十八条第二項第二号の基準並びに同項第三号の方

法及び手続に準じて算定したものをいう。ただし、これらの土地が昭和三十九年度分、昭和四十年度分又は昭和四十一年度分の固定資産税について第三百四十九条の三第十項の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同項に定める率を乗じて得た額とし、また、昭和三十九年度、昭和四十年度又は昭和四十一年度に係る賦課期日において地目の変換その他これに類する特別の事情がある土地（以下「地目の変換等がある土地」という。）については、当該土地に類似する土地の昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格として市町村長が改正前の法第三百八十八条第二項第二号の基準並びに同項第三号の方法及び手続に準じて算定したものとする。

36　附則第三十四項の「調整対象農地」とは、田又は畑で、その昭和三十九年度分、昭和四十年度分又は昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき額がその昭和三十八年度分の課税標準額をこえるものをいい、同項の「調整対象宅地等」とは、田又は畑以外の土地で、その昭和三十九年度分、昭和四十年度分又は昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき額がその昭和三十八年度分の課税標準額の一・二倍の額をこえるものをいう。ただし、これらの土地が昭和三十九年度分、昭和四十年度分又は昭和四十一年度分の固定資産税について第三百四十九条の三第十項の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同項に定める率を乗じて得た額とし、また、昭和三十九年度、昭和四十年度又は昭和四十一年度に係る賦課期日において地目の変換その他これに類する特別の事情がある土地（以下「地目の変換等がある土地」という。）については、当該土地に類似する土地の昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格として市町村長が改正前の法第三百八十八条第二項第二号の基準並びに同項第三号の方法及び手続に準じて算定したものとする。

37　昭和三十九年度から昭和四十一年度までの各年度分の固定資産税に限り、第三百五十一条中「固定資産税の課税標準となるべき額（土地のうち、調整対象農地については、その昭和三十八年度分の課税標準額、調整対象宅地等については、その昭和三十八年度分の課税標準額の一・二倍の額とする。）」とあるのは「二万四千円」と、「二万円」とあるのは「二万四千円」と、第三百六十四条第二項中「土地、家屋及び償却資産の価額（土地のうち、調整対象農地については、その昭和三十八年度分の課税標準額、調整対象宅地等については、その昭和三十八年度分の課税標準額の一・二倍の額とする。）」とする。

38　昭和三十九年度から昭和四十一年度までの各年度分の固定資産税に限り、市町村長は、第三百八十一条に定めるもののほか、調整対象農地についてはその昭和三十八年度分の課税標準額、調整対象宅地等についてはその昭和三十八年度分の課税標準額の一・二倍の額を土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録しなければならない。

39　昭和三十九年度から昭和四十一年度までの各年度分の固定資産税に限り、固定資産税の納税者は、前項の規定によつて土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された事項（昭和三十九年度、昭和四十年又は昭和四十一年度において新たに固定資産税を課することとなる土地及び地目の変換等がある土地に係る事項を除く。）については、第四百三十二条第一項の規定にかかわらず、審査の申出をすることができない。

40　昭和三十九年度から昭和四十一年度までの各年度分の都市計画税及び固定資産税に限り、第七百二条の七第一項前段の規定によつて都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合における当該各年度分の都市計画税額及び固定資産税額の合算額が、その算定の基礎となつた課税標準となるべき額のうち、調整対象農地に係るものについてはその昭和三十八年度分の課税標準額を、調整対象宅地等に係るものについてはその昭和三十八年度分の課税標準額の一・二倍の額を土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録しなければならない。

算額」という。）をこえる場合においては、当該各年度分の都市計画税の税額及び固定資産税の税額の合算額は、当該調整都市計画税額及び固定資産税額の合算額によるものとする。

41　昭和三十九年度から昭和四十一年度までの各年度分の都市計画税に限り、都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収しない場合における当該各年度分の都市計画税額が、その算定の基礎となつた課税標準となるべき額のうち、調整対象農地に係るものについてはその昭和三十八年度分の課税標準額を、調整対象宅地等に係るものについてはその昭和三十八年度分の課税標準額の一・二倍の額を、それぞれその課税標準となるべき額とした場合において、当該各年度分の都市計画税の税額は、当該調整都市計画税額（以下「調整都市計画税額」という。）をこえる場合においては、当該各年度分の都市計画税の税額とする。

（外航船舶に対して課する固定資金税に関する特例）

42　市町村は、昭和三十九年度から昭和四十三年度までの各年度分の固定資産税に限り、第三百四十九条の三第七項に規定する外航船舶のうち、主として外国貿易のため外国航路に就航する船舶として自治省令で定めるものに対しては、第三百四十二条の規定にかかわらず、固定資産税を課することができない。

（新築住宅に対して課する固定資産税の減額）

43　市町村は、昭和三十八年一月二日から昭和四十四年一月一日までの間に新築された中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに当該する建築物で、地上階数（政令で定めるところにより計算した地上階数をいう。以下同じ。）三以上を有するものをいう。）である住宅（もつぱら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で当該家屋の床面積の当該家屋の居住の用に供する部分の床面積に対する割合が政令で定める割合以上であるもの（以下本項において「併用住宅」という。）をいう。）で政令で定めるもの（次項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税については、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（併用住宅にあつては、その人の居住の用に供する部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額）の二分の一に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

（新築中高層耐火建築住宅に対して課する固定資産税の減額）

44　市町村は、昭和三十九年一月二日から昭和四十四年一月一日までの間に新築された中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに当該する建築物で、地上階数（政令で定めるところにより計算した地上階数をいう。以下同じ。）三以上を有するものをいう。）である住宅（もつぱら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で当該家屋の床面積の当該家屋の居住の用に供する部分の床面積に対する割合が政令で定める割合以上であるもの（以下本項において「併用住宅」という。）をいう。）で政令で定めるもの（次項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税については、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分、地上階数四以下のものにあつては十年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（併用住宅にあつては、その人の居住の用に供する部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額）の二分の一に相当する額を当該住

宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

（電気ガス税の税率の特例）

45　次に掲げる製品のうち自治省令で定めるものの製造業を営む者のうち自治省令で定めるものがその事業所において直接その業務の用に使用する電気に対して課する電気ガス税の税率は、昭和三十九年六月一日から起算して五年間に限り、第四百九十条の規定にかかわらず、百分の二とする。

一　綿紡績糸

二　ビスコース繊維紡績糸及び銅アンモニア繊維紡績糸

三　綿織物

四　ビスコース繊維織物及び銅アンモニア繊維織物

（オリンピック開催年における外客に対する料理飲食等消費税の特例）

46　道府県は、外客（出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）第四条第一項各号（第十四号を除く。）に掲げる者のいずれか一に該当する者としての在留資格を認められた者及び同令第十四条から第十六条までの規定による許可を受けた者をいう。）の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対しては、当該行為が昭和三十九年七月一日から同年十二月三十一日までに行なわれたときに限り、第百十三条の規定にかかわらず、料理飲食等消費税を課することができない。

第二条　地方税法の一部を次のように改正する。

第三十二条第七項中「第九条の三第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項の純損失」を「同法同条第一項の純損失」に改める。

第三百十三条第三項中「、第三百十四条の二第一項本文の規定による控除をする市町村は」を削り、「控除するものとし、第三百十四条の二第一項ただし書の規定による控除をする市町村は、当該納税義務者及び事業専従者の総所得金額又は山林所得の金額の計算については、所得税法第十一条の二第二項の規定による計算の例によらないものとする」に改め、同条第四項中「、第三百十四条の二第一項本文の規定による控除をする市町村は」を削り、「算入しないものとし、第三百十四条の二第一項ただし書の規定による控除をする市町村は、当該納税義務者及び事業専従者の総所得金額の計算については、所得税法第十一条の二第二項の規定による計算の例によらないものとする」を「控除する」に改め、同条第七項中「第九条の三第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項の純損失」を「同法同条第一項の純損失」に改める。

第三百十四条第二項中「第一項本文」を「第一項」に、「第七項」を「第五項」に改める。

第三百十四条の二第一項ただし書を削り、同項第五号イ中「本項本文の規定による控除をする市町村にあつては七万円（当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円）、本項ただし書の規定による控除をする市町村にあつては四万円」を「七万円（当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円）に改め、同条第二項第一号中「前項本文の規定による控除をする市町村にあつては七万円（当該扶養親族を自己の扶養親族とする納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円）、前項ただし書の規定による控除をする市町村にあつては四万円」を「七万円（当該扶養親族を自己の扶養親族とする納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円）に改め、同条第三項中「第一項本文の規定による控除をする市町村は」を削り、「算入しないものとし、第三百十四条の二第一項ただし書の規定による控除をする市町村は、当該納税義務者及び青色事業専従者の総所得金額又は山林所得金額の計算については、所得税法第十一条の二第二項の規定による計算の例によらないものとする」を「控除する」に改め、同条第四項中「、第三百十四条の二第一項本文の規定による控除をする市町村は」を削り、「控除するものとし、第三百十四条の二第一項ただし書の規定による控除をする市町村は、当該納税義務者及び事業専従者の総所得金額の計算については、所得税法第十一条の二第二項の規定による計算の例によらないものとする」を「控除する」に改め、同条第七項中「第九条の三第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項の純損失」を「同法同条第一項の純損失」に改める。

第三百十四条第二項中「第一項本文」を「第一項」に、「第七項」を「第五項」に改める。

第三百十四条の二第一項ただし書を削り、同項第五号イ中「本項本文の規定による控除をする市町村にあつては七万円（当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円）、本項ただし書の規定による控除をする市町村にあつては四万円」を「七万円（当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円）に改め、同条第二項第一号中「前項本文の規定による控除をする市町村にあつては七万円（当該扶養親族を自己の扶養親族とする納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円）、前項ただし書の規定による控除をする市町村にあつては四万円」を「七万円（当該扶養親族を自己の扶養親族とする納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円）に改め、同条第三項中「第一項本文の

規定による控除をする場合において、同項第五号及び前項に規定する」を「第一項第五号及び前項の場合において、その」に改め、同条第四項中「又は第二項」を削り、同条第六項中「第一項本文」を「第一項」に改め、同条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

第三百十四条の三第一項の表以外の部分を次のように改める。

所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定めた率を順次適用して計算した金額の合計額と、当該区分によつて課税山林所得金額の五分の一の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

第三百十四条の三第二項中「（同条第一項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する総所得金額をいう。）」を削り、同条に次の一項を加える。

3　市町村は、第一項に規定する標準税率をこえる率で所得割を課する場合においては、同項の表の上欄に掲げる金額の区分に応ずる同表の下欄に掲げる率に一・五を乗じて得た率をこえる率で課することができない。

第三百十四条の七第一項中「第三百十四条の二第一項本文の規定による控除をする」及び「を標準として当該市町村の条例で定める金額」を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「から第三項まで」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第三百十四条の二第一項」を「第三百十四条の二第七項」に改め、「から第三項まで」を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項中「及び第三項」を削り、同項を同条第五項とし、「所得割の納税義務者」を「市町村の二第一項本文の規定による控除をする市町村は」を削り、「及び第四項」を「及び第二項」に改め、「第三百十四条の二第一項ただし書の規定による控除をする市町村は、その者の第三百十四条の三から第三百十四条の五まで及び第二項から第四項までの規定を適用した場合の所得割の額から」を削り、同項を同条第六項とする。

第三百十七条の二第一項第六号中「から第三項まで」を削る。

第七百三条の三第五項を次のように改める。

5　前項の所得割額は、所得割総額を第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（総所得金額中に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第九条第一項第五号の規定によつて計算した金額から当該給与所得に係る収入金額の百分の五の金額（その金額が二万円をこえるときは、二万円）を控除した金額によるものとする。）、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額から第三百十四条の二第一項第六号の規定による控除をした後の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額にあん分して算定する。

第七百三条の三中第七項を第十項とし、第六項を第九項とし、第五項の次に次の三項を加える。

6　前項の場合における第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額又は山林所得の金額の計算については、第三百十三条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、また、所得税法第十一条の二第二項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとする。

7 第五項の場合における第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額を算定する場合においては、第三百十三条第八項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

8 前三項の規定によつて第四項の所得割額を算定することが著しく困難であると認める市町村においては、同項の所得割額は、前三項の規定にかかわらず、当該市町村の条例の定めるところによつて、第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額から同項各号の規定による控除をした後の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額又は市町村民税の所得割額にあん分して算定することができる。

第七百六条の二第一項中「第七百三条の三第五項」を「第七百三条の三第五項若しくは第八項」に改める。

附則第十二項中「第三百十四条の二第一項本文の規定による控除をする」を削る。

（地方財政法の一部改正）

第三条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「第五項」を「第四項」に、「第九項」を「第八項」に改める。

附則第三十三条及び第三十三条の二を次のように改める。

（市町村民税の所得割の課税方式の改正及び税率の引下げに伴う起債の特例）

第三十三条 昭和三十八年度において市町村民税の所得割を地方税法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第二十九号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法第三百十四条の二第一項ただし書の規定による控除をして課した市町村（市町村の一部につき市町村民税の所得割を同項ただし書の規定による控除をして課した市町村を含み、以下「ただし書市町村」という。）は、改正法第一条の規定による市町村民税の所得割に係る課税方式の改正による市町村民税の所得割の減収額をうめるため、昭和三十九年度から昭和四十三年度までの各年度において、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

2 前項の規定により起こすことができる地方債の額は、昭和三十九年度にあつては、ただし書市町村が同年度において改正法第一条の規定による改正後の地方税法第三百十四条の二第一項ただし書の規定による控除をして市町村民税の所得割を課するものとした場合における市町村民税の所得割の減収額として政令で定める方法によつて算定した額とし、昭和四十年度にあつては当該額の百分の八十の額、昭和四十一年度にあつては当該額の百分の六十の額、昭和四十二年度にあつては当該額の百分の四十の額、昭和四十三年度にあつては当該額の百分の二十の額とする。

3 ただし書市町村は、改正法第二条の規定による市町村民税の所得割に係る課税方式の改正による市町村民税の所得割の減収額をうめるため、昭和四十年度から昭和四十四年度までの各年度において、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

4 前項の規定により起こすことができる地方債の額は、昭和四十年度にあつては、ただし書市町村が昭和三十九年度において改正法第一条の規定による改正後の地方税法第三百十四条の二第一項ただし書の規定による控除をして市町村民税の所得割を課し、昭和四十年度において改正法第二条の

規定による改正後の地方税法の規定により市町村民税の所得割を課するものとした場合における市町村民税の所得割の減収額として政令で定める方法によつて算定した額とし、昭和四十一年度にあつては当該額の百分の八十の額、昭和四十二年度にあつては当該額の百分の六十の額、昭和四十三年度にあつては当該額の百分の四十の額、昭和四十四年度にあつては当該額の百分の二十の額とする。

5 昭和三十八年度において市町村民税の所得割を改正法第二条の規定による改正前の地方税法第三百十四条の三第一項の表の上欄に掲げる金額の区分により区分した金額について、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率に一・五を乗じて得た率をこえる率で課した市町村（市町村の区域の一部につき市町村民税の所得割を同項の表の上欄に掲げる金額の区分により区分した金額について、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率に一・五を乗じて得た率をこえる率で課した市町村（以下「不均一課税市町村」という。）を含む。以下同じ。）で、昭和三十九年度又は昭和四十年度において市町村民税の所得割の税率を引き下げたもの（不均一課税市町村にあつては、市町村民税の所得割を改正法第二条の規定による改正前の地方税法第三百十四条の三第一項の表の上欄に掲げる金額の区分により区分した金額について、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率に一・五を乗じて得た率をこえる率で課した区域につき、昭和三十九年度又は昭和四十年度において市町村民税の所得割の税率を引き下げたもの）は、市町村民税の所得割の税率の引下げによる減収額をうめるため、昭和四十年度から昭和四十四年度までの各年度において、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

6 前項の規定により起こすことができる地方債の額は、昭和四十年度にあつては、当該市町村が同年度において改正法第二条の規定による改正後の地方税法第三百十四条の三第一項の表の下欄に掲げる率に一・五を乗じて得た率で課するものとした場合における市町村民税の所得割の減収額として政令で定める方法によつて算定した額とし、昭和四十一年度にあつては当該額の百分の八十の額、昭和四十二年度にあつては当該額の百分の六十の額、昭和四十三年度にあつては当該額の百分の四十の額、昭和四十四年度にあたつては当該額の百分の二十の額とする。

7 第一項、第三項及び第五項の規定は、昭和三十八年度分の地方交付税の算定の基礎となつた地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額が同法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額をこえる市町村については、適用しない。

8 第一項、第三項又は第五項の規定により市町村が地方債を起こす場合においては、当該地方債の額（一の年度においてこれらの規定のうち二以上の規定により地方債を起こす場合においては、それらの地方債の額の合算額）は、政令で定める額以上であることを要するものとし、これらの額に政令で定める額未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

9 第一項、第三項又は第五項の規定による地方債（以下「特例債」という。）は、国が資金運用部資金をもつてその全額を引き受けるものとする。

10 市町村が特例債を起こす場合においては、地方自治法第二百五十条の規定にかかわらず、自治大臣の許可を受けなければならない。この場合にお

いては、自治大臣は、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

11　特例債の利率及び償還の方法並びに市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における第一項から第八項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十三条の二　削除

（地方税法の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　地方税法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五十二条第一項から第三項までの規定中「その留保した金額」の下に「として政令で定めるところにより計算した金額」を加え、「当該事業年度の所得から留保した金額のうちそのこえる金額に相当する金額」を「当該政令で定めるところにより計算した金額のうちそのこえる金額に係る部分の金額」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中料理飲食等消費税に関する改正規定は同年七月一日から、第二条並びに附則第三条、第十条、第二十二条、第二十五条、第二十八条の規定は昭和四十年四月一日から施行する。

（道府県民税に関する規定の適用）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第二十四条の五第一項第三号の規定は、昭和三十九年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和三十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第三条　第二条の規定による改正後の地方税法（以下「四十年法」という。）第三十二条第七項の規定は、昭和四十年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和三十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する規定の適用）

第四条　第二条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七十二条の十四第一項ただし書の規定は、租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第二十四号）附則第十六条に規定する輸出取引又は同法附則第十八条に規定する技術輸出取引に係る法人の事業税の課税標準である所得の算定については、なおその効力を有する。

2　法人のこの法律の施行の日の属する事業年度が六月をこえる場合において、当該事業年度分の事業税

第五条　旧法第七十二条の十七第一項ただし書の規定は、租税特別措置法の一部を改正する法律附則第五条に規定する輸出取引又は同法附則第七条に規定する技術輸出取引に係る個人の事業税の課税標準である所得の算定については、なおその効力を有する。

第六条　新法第七十二条の十八第一項及び第三項の規定は、昭和三十九年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十八年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

第七条　新法第七十二条の二十二第一項第二号及び第三項並びに第七十二条の四十八第一項の規定は、この法律の施行の日の属する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下同じ。）から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

第八条　新法第七十三条の十四第一項、第七十三条の十五の二第一項又は第七十三条の二十四第一項の規定は、昭和三十九年一月二日以後において不動産を取得した場合について適用する。

（市町村民税に関する規定の適用）

第九条　新法中個人の市町村民税に関する規定は、昭和三十九年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和三十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十条　四十年法中個人の市町村民税に関する規定は、昭和四十年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和三十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十一条　新法第三百四十八条第二項の規定は、昭和三十九年度分の固定資産税から適用し、昭和三十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第十二条　新法第三百四十九条の三第十五項及び第十六項の規定は、昭和三十八年一月一日以後において新設された同項に規定する事業に係る旧法第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の二十七第一項の期限が同日前であるときは、当該期限において申告納付した、又は申告納付すべきであつた事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する規定の適用）

第八条　新法第七十三条の十四第一項、第七十三条の十五の二第一項又は第七十三条の二十四第一項の規定は、昭和三十九年一月二日以後において不動産を取得した場合について適用する。

（市町村民税に関する規定の適用）

第九条　新法中個人の市町村民税に関する規定は、昭和三十九年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和三十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十条　四十年法中個人の市町村民税に関する規定は、昭和四十年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和三十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第十一条　新法第三百四十八条第二項の規定は、昭和三十九年度分の固定資産税から適用し、昭和三十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第十二条　新法第三百四十九条の三第十五項及び第十六項の規定は、昭和三十八年一月二日以後において新設された同項に規定する機械設備等について、同条第十六項の規定は同日以後において取得された同項に規定する事業に係る旧法第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の二十七第一項の期限が同日前であるときは、当該期限において申告納付した、又は申告納付すべきであつた事業税については、なお従前の例による。

第十三条　旧法第三百四十九条の三第四項の規定は、租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第五号）第四条第二項の規定の適用を受けていた機械設備等で昭和三十九年三月三十一日までの間において取得され、又は製作されたものに対して課する昭和四十二年度分までの固定資産税については、なおその効力を有する。

（税率の引上げに伴う軽油引取税の徴収）

第十四条　旧法第三百四十九条の三第十五項及び第十六項の規定は、昭和三十八年一月一日までの間において新設されたこれらの規定に規定する機械設備等に対して課する昭和四十年度分までの固定資産税については、なおその効力を有する。

（市町村たばこ消費税に関する規定の適用）

第十五条　新法第四百六十五条の規定は、昭和三十九年四月一日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡される製造たばこについて適用し、同日前に係る分については、なお従前の例による。

（電気ガス税に関する規定の適用）

第十六条　新法第四百九十条の規定は、昭和三十九年四月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分）から適用し、同年三月三十一日までの分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納すべき料金に係る分）については、なお従前の例による。

（税率の引上げに伴う軽油引取税の徴収）

第十七条　この法律の施行前において特約業者若しくは元売業者以外の者（以下「販売業者等」という。）が特約業者若しくは元売業者から又は特約業者が他の特約業者から軽油の引取りを行ない、この法律の施行後において特約業者又は元売業者の所有し、又は管理する貯蔵場又は取扱所（以下「貯蔵場等」という。）から当該軽油の引渡しを受け、又は移出した場合においては、当該引渡し又は移出を新法第七百条の三に規定する特約業者又は元売業者からの軽油の引取

りとみなし、新法の規定（第七百条の五第二号及び第三号の規定を除く。）を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千五百円とする。

第十八条　この法律の施行前において特約業者又は元売業者が旧法の規定によつて軽油引取税を課され、又は課されるべきであつた軽油の譲渡を受け、この法律の施行後において当該譲渡を受けた軽油（前条の規定により課税される軽油を除く。）を譲渡した場合においては、当該特約業者又は元売業者を販売業者等と、当該譲渡を特約業者又は元売業者からの軽油の引取りとみなし、新法の規定（第七百条の五第二号及び第三号の規定を除く。）を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千五百円とする。

第十九条　この法律の施行の際、特約業者又は元売業者以外の販売業者（以下「小売業者」という。）が、販売業者等の管理する貯蔵場等において所有し、又は特約業者、元売業者若しくは小売業者以外の者から保管を委託されている軽油の数量が次条の免税証に記載された軽油の数量とあわせて同一道府県内において一キロリットル以上である場合においては、当該小売業者がこの法律の施行の日に特約業者又は元売業者から軽油の引取りを行なつたものとみなし、新法の規定（第七百条の五第三号の規定を除く。）を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千五百円とする。

第二十条　この法律の施行前において免税軽油の使用者から免税証の提出を受けて免税軽油を引き渡した小売業者が、この法律の施行の際当該免税証に記載されている場合において、当該免税証に記載された免税軽油の数量が前条の軽油の数量とあわせて同一道府県内において一キロリットル以上であるときは、当該小売業者がこの法律の施行の日に特約業者又は元売業者から当該免税証に記載された免税軽油の数量に相当する数量の軽油の引取りを行なつたものとみなし、新法の規定を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千五百円とする。

第二十一条　前三条の場合において、軽油引取税額は、申告納付の方法によるものとし、これらの規定によつて軽油引取税を課される特約業者、元売業者又は小売業者は、この法律の施行の日（附則第十八条の場合にあつては、特約業者又は元売業者が譲渡をした日）から起算して一月以内に、軽油引取税の課税標準量、税額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を、当該特約業者、元売業者又は小売業者の当該軽油を直接管理する事務所又は事業所（前条の場合にあつては、当該免税証を所持している事務所又は事業所とする。）所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した税額を当該道府県に納付しなければならない。

2　道府県知事は、前項の場合における軽油引取税額が三万円をこえるときは、当該特約業者、元売業者又は小売業者の申請により、三月以内の期間を限つて徴収の猶予をすることができる。この場合において、必要があると認めるときは、道府県知事は、当該特約業者、元売業者又は小売業者から担保を徴することができる。

3　新法第十五条の二、第十六条並びに第十六条の五第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

4　道府県知事は、第二項の規定によつて徴収の猶予

をした場合においては、その徴収の猶予をした税額に係る延滞金額のうち当該徴収の猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

5　第二項の規定によつて徴した担保に係る抵当権の取得に関する登記又は登録については、登録税を課さない。

（国民健康保険税に関する規定の適用）

第二十二条　四十年法第七百三条の三第五項から第八項まで及び第七百六条の二第一項の規定は、昭和四十年度分の国民健康保険税から適用し、昭和三十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（改正前の地方税法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税の取扱い）

第二十三条　この法律による改正前の地方税法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十四条　前二十三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方財政法の一部改正）

第二十五条　地方財政法の一部を次のように改正する。

第五条第三項を削る。

第十条の三中「地方税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を加える。

（たばこ専売法の一部改正）

第二十六条　たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「百分の十三・四」を「百分の十五」に改める。

（地方交付税法の一部改正）

第二十七条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「税率とし、個人に対する市町村民税の所得割については、地方税法第三百十四条の三第一項の規定により準ずるものとされる所得割の税率を基礎として自治省令で定める率とする」を「税率とする」に改める。

第二十八条　前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第二項の規定は、昭和四十年度分の地方交付税から適用し、昭和三十九年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正）

第二十九条　国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則中第十五項を第十六項とし、第十四項の次に次の一項を加える。

15　昭和四十年度から昭和四十二年度までの各年度分の市町村交付金及び都道府県交付金に限り、第八条及び第九条第一項の規定の適用（第十六条第五項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）については、これらの規定中「当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格」とあるのは、「当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格（田又は畑で、その昭和三十九年度分、昭和四十年度分又は昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格がその昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格をこえるものについては、その昭和三十八年度分の固定資産税の課

法律第三十号（昭三九・三・三一）

◎印紙税法の一部を改正する法律

印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六条ただし書を次のように改める。

但シ左ノ各号ニ規定スル方法ニ依リ印紙貼用ニ代フルコトヲ得

一　命令ノ定ムル所ニ依リ印紙税額ニ相当スル現金ヲ政府ニ納付シテ税印ノ押捺ヲ受クル方法

二　命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ印紙税額ニ相当スル現金額ヲ明ラカニスル書式ニ依ル表示ヲ為ス方法

三　命令ノ定ムル所ニ依リ印紙税額ニ相当スル現金ヲ政府ニ納付シテ印紙税現金納付計器（政府ノ指定シタル計器ニ政府ノ公示シタル形式ノ印影ヲ生ズベキ印（以下納付印ト称ス）ヲ付シタルモノヲ謂フ以下同ジ）ニ依リ印紙税額ニ相当スル金額ヲ明示シ納付印ノ押捺ヲ為ス方法

第六条ノ三中「前二条ノ規定ニ依リ納付シタル印紙税ニ係ル」を「前項ニ規定スル」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

政府ハ前二条ノ規定ニ依リ納付シタル印紙税ニ係ル過誤納アル場合ニ於テ当該規定ニ依リ現金ヲ以テ納付スル印紙税ニ充当スベキ旨ノ請求アリタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該充当ヲ為スコトヲ得

第六条ノ三の次に次の二条を加える。

第六条ノ四　印紙税現金納付計器ヲ設置セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受クベシ

政府ハ前項ノ承認ヲ与フルニ当リ印紙税保全上必要アリト認ムルトキハ当該印紙税現金納付計器ノ設置及使用ニ付条件ヲ付スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル設置ヲ廃止セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ政府ニ申告スベシ

第一項ノ規定ニ依リ印紙税現金納付計器ノ設置ニ付政府ノ承認ヲ受ケタル者本法若ハ本法ニ基ク命令又ハ第二項ノ規定ニ依リ付シタル条件ニ違反シタルトキハ政府ハ其ノ承認ヲ取消スコトヲ得

第六条ノ五　納付印又ハ当該納付印ノ印影ニ紛ハシキ外観ヲ有スルモノヲ生ズベキ印ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ製造、販売又ハ所持スルコトヲ得ズ

税標準の基礎となつた価格と同額とし、田又は畑以外の土地で、その昭和三十九年度分、昭和四十年度分又は昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格がその昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の一・二倍の額をこえるものについては、その昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の一・二倍の額とする。）とする。

（改正後の地方税法の一部を改正する法律の規定の適用）

第三十条　第四条の規定による改正後の地方税法の一部を改正する法律附則第五十二条第一項から第三項までの規定は、この法律の施行の日の属する事業年度分の法人の事業税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

第九条の次に次の二条を加える。

第九条ノ二　印紙税現金納付計器ノ販売業又ハ納付印ノ製造業若ハ販売業ヲ為サントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ政府ニ申告スベシ之ヲ休止又ハ廃止セントスルトキ亦同ジ

第九条ノ三　印紙税現金納付計器ノ販売業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ印紙税現金納付計器、政府ノ指定シタル計器、納付印及第六条ノ五ニ規定スル印ノ受入、貯蔵又ハ販売ニ関スル事実ヲ帳簿ニ記載スベシ

納付印ノ製造業者又ハ販売業者ノ製造又ハ販売スル納付印及第六条ノ五ニ規定スル印ニ付亦同ジ

第十条に次の一項を加える。

印紙税現金納付計器、納付印、第六条ノ五ニ規定スル印、印紙税現金納付計器ノ販売業者ノ所持スル政府ノ指定シタル計器又ハ前条ニ規定スル者ノ所持スル同条ノ規定ニ係ル物件ノ製造、受入、貯蔵若ハ販売ニ関スル帳簿書類其ノ他ノ物件ハ当該官吏之ヲ検査スルコトアルベシ

第十一条第一項中「若ハ表示ヲ為サズ」を「、表示ヲ為サズ若ハ納付印ノ押捺ヲ為サズ」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ一万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

一　第九条ノ二ノ規定ニ依ル申告ヲ為サズ又ハ詐リタル者

二　第九条ノ三ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ為サズ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隠匿シタル者

三　第十条ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミタル者

第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条ノ二　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス

一　印紙税ヲ免ルル目的ヲ以テ第六条第三号ノ規定ニ依リ押捺セラレタル印影ヲ改変シ又ハ其ノ印影ニ紛ハシキ外観ヲ有スルモノヲ作成シタル者

二　印紙税ヲ免ルル目的ヲ以テ第六条ノ四第一項ノ規定ニ依リ其ノ設置ニ付承認ヲ受ケタル印紙税現金納付計器ニ不正ナル操作ヲ加ヘタル者

三　第六条ノ五ノ規定ニ違反シタル者

第十四条中「前条」を「第十三条」に改める。

第十四条ノ二中「第十三条」を「第十三条ノ二」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2　この法律による改正前の印紙税法第六条ただし書の規定により政府の承認を受けた一定の表示については、なお従前の例による。

3　この法律の施行の際、印紙税法第六条ノ五に規定する納付印又は当該納付印の印影に紛らわしい外観を有するものを生ずべき印を所持する者がある場合において、その者が当該物件につき、政令の定めるところにより、この法律の施行後一月以内に政府の承認を受けたときは、その者が当該物件につきこの法律の施行の日に同条の規定による承認を受けたものとみなす。

4　この法律の施行の際、印紙税法第九条ノ二に規定する印紙税現金納付計器の販売業又は納付印の製造業若しくは販売業を行なつている者が、政令の定めるところにより、この法律の施行後一月以内に、その旨を政府に申告した場合には、この法律の施行の日に同条の規定による申告があつたものとみなす。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十一号（昭三九・三・三一）

◎関税定率法等の一部を改正する法律

（関税定率法の一部改正）

第一条 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「主要食糧」を「主要食糧等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、輸入される豚肉について準用する。この場合において、同項第一号中「高価であるとき」とあるのは、「高価であり、かつ、政令で定める規格の豚肉の国内卸売価格が畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第三条第一項の規定により当該豚肉について定められている同項第三号の安定上位価格をこえて騰貴しているとき」と読み替えるものとする。

第十三条第一項に次の二号を加える。

三 デーツシロップの製造に使用するためのなつめやしの実（干したものに限る。）

四 落花生油の製造に使用するための落花生

第十五条第一号中「公共企業体をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、同号中「政令で指定する私立のこれらの施設」を「国、公共企業体及び地方公共団体以外の者が経営するこれらの施設のうち政令で定めるもの」に改める。

第十七条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 貨物を輸出し、又は輸入する者が当該輸出又は輸入に係る貨物の性能を試験し、又は当該貨物の品質を検査するため使用する機器

第二十条の次に次の一条を加える。

（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）

第二十二条の二 別表において特定の用途に供するものであることを要件とする税率が定められている貨物のうち政令で定めるものについて、当該特定の用途に供することを要件とする税率（当該税率が当該貨物に係るその用途に供することを要件としない税率より低い場合に限る。以下「軽減税率」という。）の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

2 前項の軽減税率の適用を受けた貨物は、その輸入の許可の日から二年以内に、その軽減税率の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はその用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

3 第一項の軽減税率の適用を受けた貨物につき前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで当該貨物をその軽減税率の適用を受けた用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、当該貨物につき、特定の用途に供することを要件としない税率により計算した関税の額と当該軽減税率により計算した関税の額との差額に相当する額の関税を、直ちに徴収する。

別表第〇二〇一号中「

一 牛肉	一〇％

」を

一 牛肉	一五％

」に改め、同表第〇二〇二号の税率の欄中「一〇％」を「一〇％」に改め、同表第一三〇二号の税率の欄中「一キログラムにつき七円」を「無税」に改め、同表第一三〇二号の税率の欄中「一〇％」を「一〇％（その率が一キログラムにつき一九円の従量税率より低いときは、当該従量税率）」に、「一五％」を「一五％（その率が一キログラムにつき六二円の従量税率より低いときは、当該従量税率）」に改める。

同表第一五〇四号中「

一 魚油	一〇％（その率が一キログラムにつき六円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

」を

一 魚油	一〇％

改める。

同表第二二〇九号中

一 アルコール及び蒸留酒	
(一) ウイスキー	
同表第二二〇九号中	
(二) ブランデー（コニャックを含む。）	

を

一 アルコール及び蒸留酒	
(一) ウイスキー	
イ アルコール分が五〇度以上のもの（容量が二リットル未満の容器に入れたものを除く。）	一リットルにつき五五〇円
ロ その他のもの	一リットルにつき六五〇円
(二) ブランデー（コニャックを含む。）	一リットルにつき七八〇円
ロ その他のもの	一リットルにつき六五〇円

」に改める。

同表第二五一三号を次のように改める。

二五一三	パミストーン、エメリー、コランダムその他の研摩用天然鉱物材料
	一 エメリー及びコランダム	一五％
	二 ガーネット	一五％
	三 その他のもの	無税

同表第二八〇五号中「

四 金属リチウム	二〇％
五 その他のもの	一〇％

」を

四 金属リチウム	二〇％
五 その他のもの	一〇％

」に改める。

同表第二八一九号を次のように改める。

二八一九	酸化亜鉛及び過酸化亜鉛	
	一 酸化亜鉛	一六％
	二 過酸化亜鉛	一〇％

同表第二八二七号を次のように改める。

二八二七	酸化鉛	
	一 一酸化鉛及び四三酸化鉛	一八％
	二 その他のもの	一〇％

同表第二八二九号中「二　ふつ化リチウム　二五％」を

「二　フルオロタンタル酸カリウム　五％」に

改める。

同表第二八四二号中「一　ソーダ灰　二五％」を

「一　ソーダ灰

(一)　ふつ化ナトリウムとして計算したふつ素の含有量が乾燥状態において全重量の〇・二％以上のもの　一キログラムにつき四円五〇銭

(二)　その他のもの　一キログラムにつき三円五〇銭」に

改め、同号の税率の欄中「一〇％」を「一八％」に改め、同表第二八五七号の税率の欄中「二〇％」を「一五％」に改める。

同表第二九〇二号中「四　トリクロルモノフルオルメタン　二五％

五　その他のもの　二〇％」を

「四　その他のもの　二〇％」に

改める。

同表第二九〇四号中「(四)　二―エチルヘキシルアルコール　二〇％」を

「(四)　二―エチルヘキシルアルコール　一キログラムにつき二五円」に

改め、同表第二九一〇号の品名の欄中「及びヘコゲニン」を削り、同表第二九一三号の品名の欄中「及びエストロンメチルエーテル」を「、エストロンメチルエーテル及びヘコゲニン」に改め、同表第二九一六号の税率の欄中「五％」を「一五％」に改める。

同表第三二〇三号中「一　合成なめし剤　一五％」を

「一　合成なめし剤　五％」に

改め、同表第三二〇七号の税率の欄中「二〇％」を「一五％」に改める。

同表第三七〇二号中「(二)　天然色用のもの　三〇％

(三)　その他のもの　三〇％

二　映画用フィルム

(一)　天然色用のもの　三〇％」を

「(二)　天然色用のもの　四〇％

(三)　その他のもの　三〇％

二　映画用フィルム

(一)　天然色用のもの

イ　フィルムの幅が三〇ミリメートル以下のもので、反転現像方式のもの　四〇％

ロ　その他のもの　三〇％」に

改める。

同表第三七〇三号を次のように改める。

三七〇三	感光性の紙、板紙及び織物類（現像してないものに限る。）	
	一　天然色用の印画紙	四〇％
	二　その他のもの	二五％

同表第三九〇二号中「(六)その他のもの　二〇％」を

「(六)　ポリプロピレンのもの　一キログラムにつき五七円

(七)　その他のもの　二〇％」に

改める。

同表第五三一一号中「一　毛織物（くずを除く。）　二〇％」を

「一　毛織物（くずを除く。）

(一)　一平方メートルの重量が二〇〇グラムをこえるもの　二〇％（その率が一平方メートルにつき三三〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

(二)　その他のもの　二〇％」に

改める。

同表第五四〇一号及び第五四〇二号を次のように改める。

五四〇一	亜麻及び亜麻繊維のくず（トウ、反毛したもの及び糸くずを含む。）	
	一　亜麻（精練したものに限る。）	一五％
	二　その他のもの	無税
五四〇二	ラミー及びラミー繊維のくず（ノイル、反毛したもの及び糸くずを含む。）	
	一　ラミー（精練したものに限る。）	一五％
	二　その他のもの	無税

同表第六二〇三号の税率の欄中「一キログラムにつき二二円」を「二三％（その率が一キログラムにつき二四円の従量税率より低いときは、当該従量税率）」に、「一キログラムにつき三五円」を「二三％（その率が一キログラムにつき三八円の従量税率より低いときは、当該従量税率）」に改める。

同表第七四〇一号中「二　塊

(一)　銅（合金を除く。）のもの　一〇％

(二)　黄銅又は青銅のもの　一〇％

(三)　その他のもの　一〇％」を

「二　塊

(一)　銅（合金を除く。）のもの

イ　銅の含有量が全重量の九五％をこえるもの

(イ)　電解精製用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八％以下のものに限る。）　一〇％

(ロ)　その他のもの　一キログラムにつき二七円

ロ　その他のもの　一〇％

(二)　黄銅又は青銅のもの　一キログラムにつき二七円

(三)　その他のもの　一キログラムにつき二七円」に

改め、同表第七四〇二号の税率の欄中「二五％」を「二〇％」に改め、同表第七四〇三号及び第七四〇四号の税率の欄中「三〇％」を「二五％」に改める。

同表第七四〇五号を次のように改める。

七四〇五	銅のはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくのみの厚さが〇・一五ミリメートル以下のものに限る。）	
	一　ベリリウム銅合金のもの	二五％
	二　その他のもの	二〇％